

村上市歷史的風致維持向上計画（第2期）（案）

令和8年〇月

村 上 市

ごあいさつ

Number of books read	Number of students
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	4
7	3
8	2
9	1
10	1

A 6x20 grid of red dots, representing a 120-dot array. The dots are arranged in 6 rows and 20 columns.

市長写真

令和 8 年 (2025 年) ●月
村上市長 高橋 邦芳

序 章		1
第1節	計画策定の背景と目的	2
第2節	計画の期間	4
第3節	計画策定の体制と経過	4
(1)	計画の策定体制	4
(2)	計画策定の経過	5
第1章	村上市の歴史的風致形成の背景	9
第1節	自然的環境	10
(1)	位置・地勢	10
(2)	気候	11
第2節	社会的環境	12
(1)	市町村の合併経緯	12
(2)	土地利用	14
(3)	人口	19
(4)	交通	20
(5)	産業	21
(6)	観光	24
第3節	歴史的環境	26
(1)	旧石器時代～縄文時代	26
(2)	弥生時代～古墳時代	27
(3)	奈良時代～平安時代	28
(4)	鎌倉時代・南北朝時代～室町時代	29
(5)	江戸時代	30
(6)	近現代	33
(7)	村上市の歴史に関わる主な人物	34
第4節	文化財の現状と特性	39
(1)	文化財の現状	39
(2)	国指定文化財等	40
(3)	県指定文化財等	45
(4)	市指定文化財等	47
(5)	主な未指定文化財	57
(6)	特産品、工芸品、菓子・料理等	59
(7)	日本遺産	63

第2章	村上市の維持向上すべき歴史的風致	65
第1節	歴史的風致の分布状況	66
第2節	歴史的風致の内容	66
(1)	村上城下の祭礼にみる歴史的風致	67
(2)	種川の制等鮭文化にみる歴史的風致	98
(3)	村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致	113
(4)	北限の茶処にみる歴史的風致	132
(5)	石船神社の祭礼等にみる歴史的風致	144
(6)	西奈弥神社の祭礼等にみる歴史的風致	159
(7)	三国街道と米沢街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致	171
(8)	荒川河口の港町・市町の祭礼にみる歴史的風致	181
(9)	出羽街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致	192
(10)	大川城跡周辺の祭礼にみる歴史的風致	201
第3章	歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針	209
第1節	歴史的風致の維持及び向上に関する課題	210
(1)	第1期計画の成果と課題	210
(2)	歴史的建造物に関する課題	211
(3)	歴史的建造物の周辺環境に関する課題	212
(4)	歴史的な営みや活動に関する課題	213
第2節	上位計画及び関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置づけ	214
(1)	第3次村上市総合計画（令和4年3月策定）	215
(2)	村上市都市計画マスタープラン（令和5年3月修正版）	217
(3)	村上市景観計画（平成31年4月変更）	219
(4)	村上市文化財保存活用地域計画（令和8年〇月策定）	222
(5)	第3次村上市観光振興計画（令和7年3月策定）	223
(6)	史跡村上城跡保存活用計画（令和3年3月策定）	224
(7)	国史跡平林城跡整備基本計画（平成13年3月策定）	225
(8)	村上農業振興地域整備計画（平成23年9月策定）	226
第3節	歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	228
(1)	歴史的建造物の保存・活用	228
(2)	歴史的町並み環境の保全・形成	229
(3)	後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化	229
第4節	歴史的風致維持向上計画の推進体制	230
(1)	推進体制	230
(2)	役割	231

第4章	重点地区の位置及び範囲	233
第1節	重点区域の位置及び区域	234
(1)	歴史的風致の分布	234
(2)	重点区域の位置	236
(3)	重点区域の区域、名称、面積	238
第2節	重点区域の設定の効果	240
第3節	重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	241
(1)	都市計画法との連携	241
(2)	景観法との連携	244
(3)	屋外広告物条例との連携	245
(4)	史跡村上城跡保存活用計画との連携	246
第5章	文化財の保存及び活用に関する事項	247
第1節	市町村全体に関する事項	248
(1)	文化財の保存・活用の現況と今後の方針	248
(2)	文化財の修理・整備に関する方針	249
(3)	文化財の保存及び活用を行うための施設に関する方針	249
(4)	文化財の周辺環境の保全に関する方針	249
(5)	文化財の防災に関する方針	250
(6)	文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	251
(7)	埋蔵文化財の取扱い及び保存・活用に関する方針	251
(8)	文化財の保存・活用に係る市町村の体制と今後の方針	252
(9)	文化財の保存及び活用に関わる住民等の各種団体の状況及び今後の整備の方針	253
第2節	重点区域に関する事項	255
(1)	文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	255
(2)	文化財の修理・整備に関する具体的な計画	257
(3)	文化財の保存及び活用を行うための施設に関する具体的な計画	257
(4)	文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	258
(5)	文化財の防災に関する具体的な計画	259
(6)	文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	259
(7)	埋蔵文化財の取扱い及び保存・活用に関する具体的な計画	260
(8)	文化財の保存及び活用に関わる住民等の各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画	260
第6章	歴史的風致の維持及び向上に必要な事項	261
第1節	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する具体的な考え方	262

第2節	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業	264
(1)	歴史的建造物の保存・活用に関する事業	264
(2)	歴史的町並み環境の保全・形成に関する事業	264
(3)	後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化に関する事業	265
第7章	歴史的風致形成建造物に関する事項	293
第1節	歴史的風致形成建造物の指定の方針	294
(1)	基本的な考え方	294
(2)	歴史的風致形成建造物の指定基準	296
(3)	歴史的風致形成建造物の指定対象	297
(4)	歴史的風致形成建造物の指定候補	297
第2節	歴史的風致形成建造物の管理の指針	305
(1)	基本的な考え方	305
(2)	個別事項	305
(3)	届出不要の行為	306

序 章

第1節 計画策定の背景と目的

村上市は、新潟県の最北部に位置し、北東部は朝日飯豊連峰^{あさひいいで}の山々が連なり、西部は50kmにも及ぶ美しい日本海の海岸線が続く、水と緑にあふれる自然豊かな地域である。平成20年（2008）4月には、旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧朝日村、旧山北町^{きゅうさんぼく}の5市町村が合併し、新たな村上市が誕生した。なお、現在は、旧市町村単位の地域が設定されている。

市内の各地には、旧村上城下として発展した城下町や出羽街道、三国街道中通り、米沢街道等によって村上城下と密接なつながりを持っていた宿場町、北前船の寄港地として栄えた港町等がある。これらの町や集落には歴史的な建造物が現存し、これらの建造物が創り出す歴史的な町並みも数多く残っている。

また、それらの町や集落では、地域固有の歴史や文化的な資源を活用した産業や独自の民俗芸能、習俗等が現在も受け継がれている。

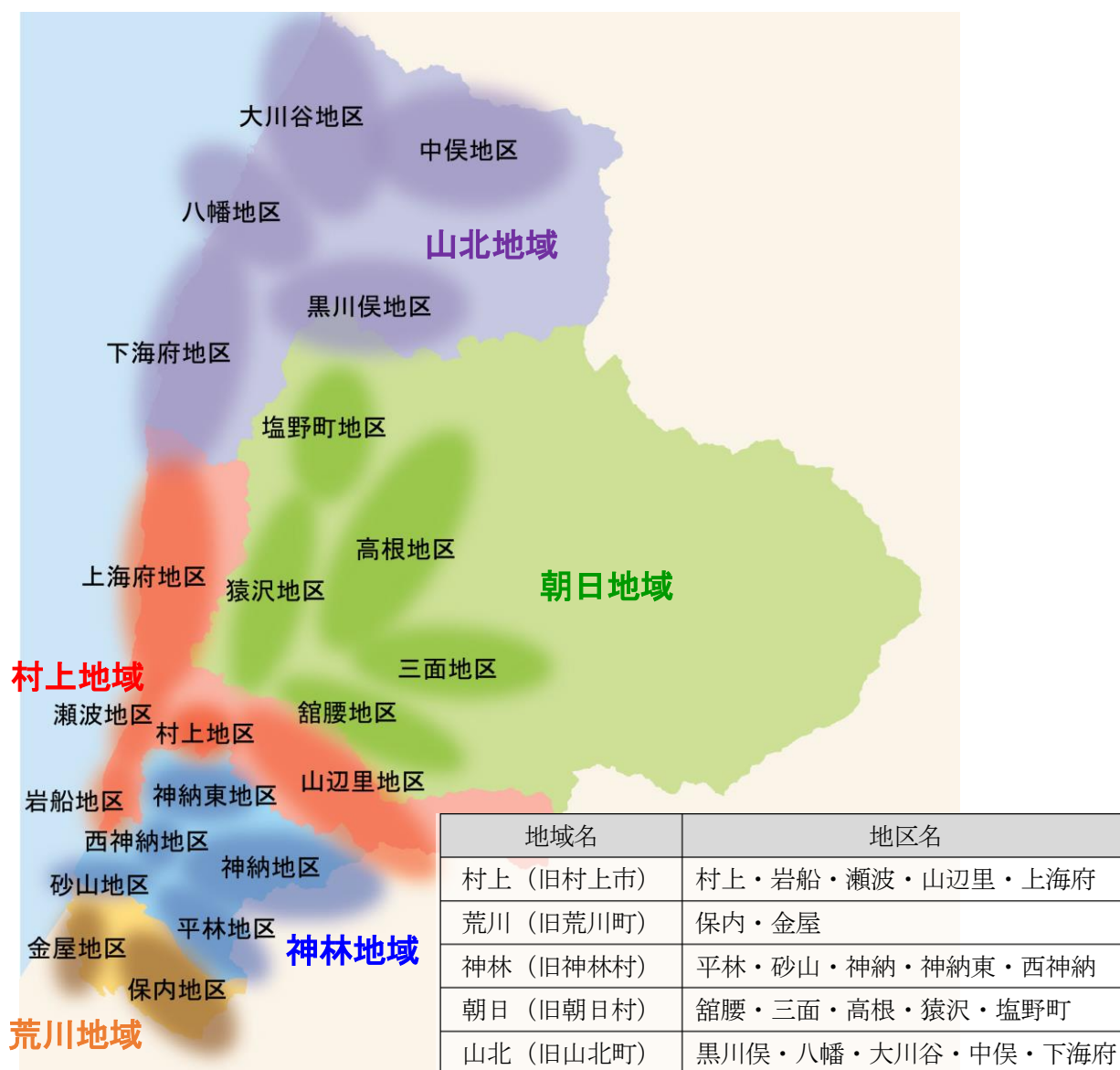


図 村上市の地域と地区の区分

当市の中心地である村上地域村上地区は、江戸時代初期、堀氏による本格的な城郭の普請や城下町の整備によって、その骨格が築かれ発展してきた町である。市街地の東には、地域のランドマーク的な山であるお城山（臥牛山）^{しろやま がぎゅうさん}があり、この山では約40種の野鳥が確認される等豊かな自然が残り、その頂周辺には村上城の遺構がある。また、その山麓一帯にかけては、往時をしのばせる武家住宅や町家等の歴史的建造物とともに、城下町時代からほとんど変わらない地割が残っている。

これらの歴史的町並みを背景に繰り広げられる村上まつりは、県下三大祭りの一つに数えられているほか、近年では、市民の手によるまちづくり活動として「町屋の人形さま巡り」をはじめとした催事や取り組みが盛んに行われており、県内外から多くの人が訪れている。

このように、市内に残る歴史的建造物や町並みを保存し後世に受け継ぐため、当市では様々な取り組みが行われている。

平成2年（1990）に村上地域村上地区の旧村上城下の武家町で行われた「伝統的建造物群保存対策調査」や若林家住宅等の武家住宅の保存事業を契機として市民の歴史や文化に対する関心が高まり、平成12年（2000）には、「村上市歴史的景観保全条例」を施行し、町並み景観の保全に努めてきた。

また、平成14年（2002）には、財団法人日本ナショナルトラストにおいて、旧村上城下の町人町、寺町内を対象区域に観光資源保護調査として町家や町並み景観の詳細な調査が実施された。市民の間でも「むらかみ町屋再生プロジェクト」や「黒塀プロジェクト」等歴史的建造物の町家や歴史的町並み景観の保全や保存、活用の取り組みが進められている。

平成25年（2013）には、景観法に基づく「村上市景観計画」を策定し、市全域を景観計画区域として、市民、事業者、行政の協働による景観づくりに取り組んでいる。

このような中、平成20年（2008）には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という。）が制定され、国による歴史的風致維持向上基本方針の策定や市町村に対する支援がなされ、全国各地で歴史まちづくりに関する積極的な取り組みが行われている。

当市では、平成28年10月に第1期計画となる「村上市歴史的風致維持向上計画」を策定し、国の認定を受けた。

歴史的風致維持向上計画（第1期）では、旧城下町エリアを中心に老朽化したアーケードの撤去や建造物の外観の改修が実施されたほか、毎年度、歴史的風致形成建造物の追加指定を行い、歴史的建造物の保存を図りつつ、当市独自の取り組みとして歴史的風致を構成する活動に関連する店舗等を認定し、PRする制度を創設した。

これらの取り組みの結果、歴史的景観等の向上とともに観光客の増加や歴史的風致に関する市民意識の向上等の成果が見られている。

一方で、社会環境の変化や少子高齢化による人口減少等により、良好な歴史的風致を形成してきた歴史的建造物や祭礼等の活動の維持が難しい状況であることや、建物の老朽化や空き家・空き地の増加等により歴史的な町並み景観が失われるおそれもある等、未だ多くの課題を抱えている。

こうした状況の中、第1期計画の評価及び課題の整理を踏まえ、当市特有の歴史的風致を次世代へ伝え、引き継いでいくため、「村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定する。

第2節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026）から令和17年度（2035）までの10年間とする。

第3節 計画策定の体制と経過

（1）計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民や学識経験者、関係団体代表者、関係行政機関等の職員によって構成した市の法定協議会である「村上市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）」により、計画内容について検討を行った。

また、当市の文化財の保全や保存の方針を審議する「村上市文化財保護審議会」や景観計画等を審議する「村上市景観審議会」に諮り、かつ文化財所有者や管理者の意向も踏まえながら策定した。

併せて、歴史まちづくり法の関係行政機関である文部科学省（文化庁）や農林水産省、国土交通省、新潟県と協議や相談をしながら、市においては、都市計画課を中心に生涯学習課、商工観光課、農林水産課等で構成した「歴史まちづくり法に係る政策調整会議」を開催し、関係各課と連携を図りながら協議、検討を行った。

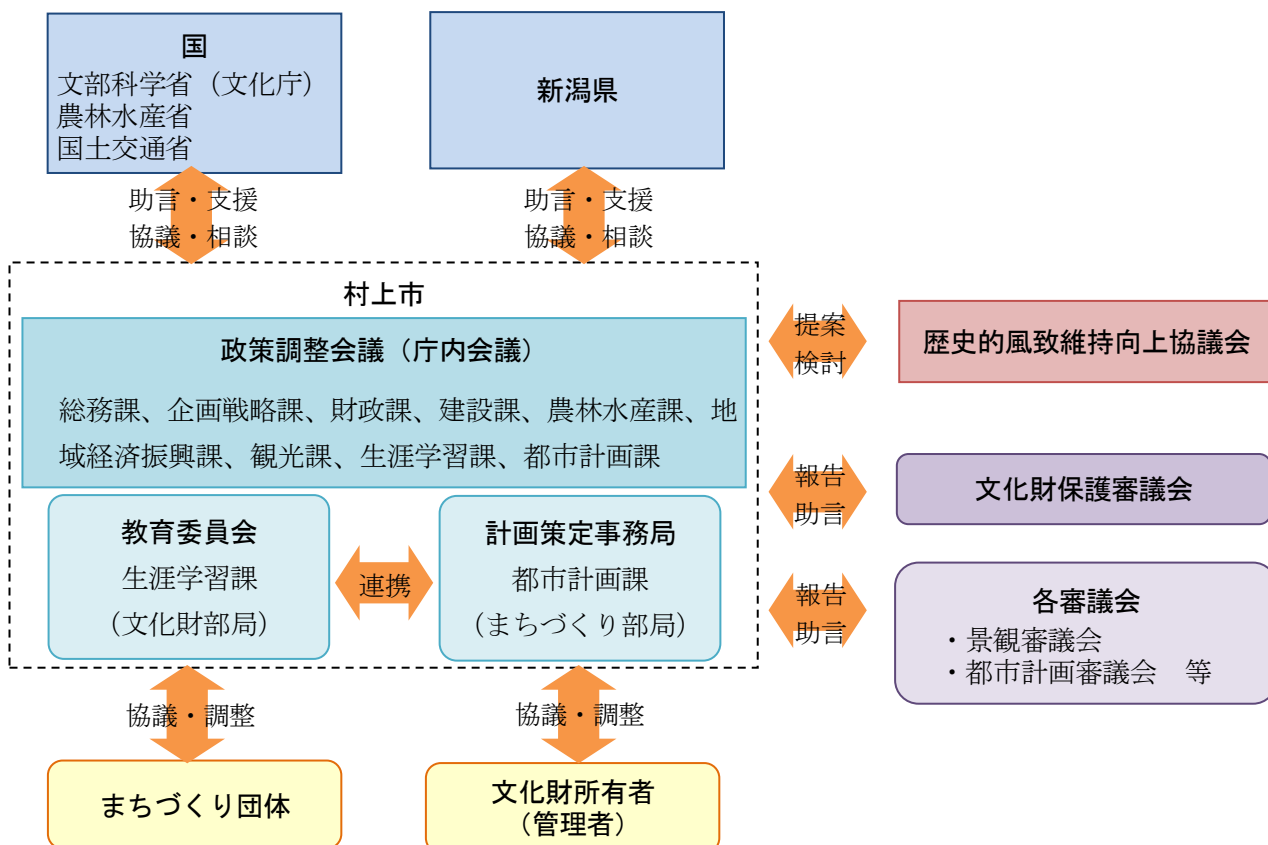


図 策定体制

（２）計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、市民の意見を計画に反映させるため歴史まちづくりを重点的に実施する必要がある区域を検討区域として、市民やまちづくり団体、文化財等の保存団体等の関係者による「歴史まちづくりワークショップ」を開催しながら計画案に対するパブリックコメント等を実施し、意見の聴取と計画の周知を図っている。

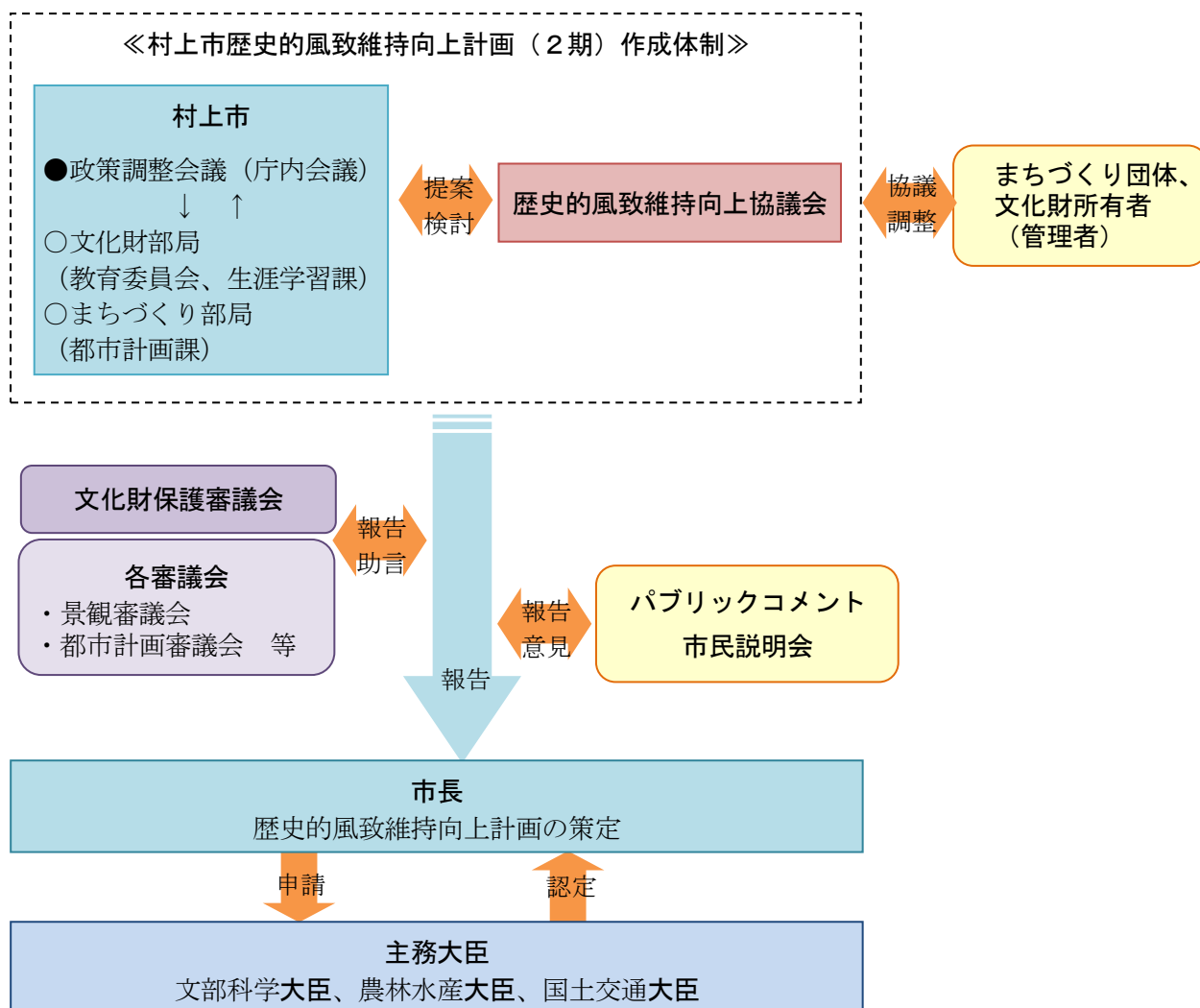


図 策定フロー

村上市歴史的風致維持向上計画

表 村上市歴史的風致維持向上計画の検討経過（第1期計画）

検討日時	会議等の種別
平成27年8月6日（木）	第1回 歴まち計画策定に係る政策調整会議（庁内会議）
平成27年8月27日（木）	第1回 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会
平成27年10月7日（水）	第1回 村上市歴史まちづくりワークショップ
平成27年11月5日（木）	第2回 村上市歴史まちづくりワークショップ
平成27年12月3日（木）	第3回 村上市歴史まちづくりワークショップ
平成28年1月7日（木）	第2回 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会
平成28年1月12日（火）	第2回 歴まち計画策定に係る政策調整会議（庁内会議）
平成28年2月15日（月）	村上市都市計画審議会に報告
平成28年3月23日（水）	第3回 歴まち計画策定に係る政策調整会議（庁内会議）
平成28年4月8日（金）	第3回 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会
平成28年5月23日（月） ～6月13日（月）	村上市歴史的風致維持向上計画（案）に関するパブリックコメント
平成28年5月25日（水）	村上市歴史的風致維持向上計画（案）に関する住民説明会
平成28年5月31日（火）	村上市文化財保護審議会に報告、意見聴取
平成28年6月3日（金） ～6月17日（金）	村上市景観審議会に報告、意見聴取
平成28年6月29日（水）	第4回 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会
〃	村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会から市長へ村上市歴史的風致維持向上計画（素案）を答申
〃	第1回 村上市歴史的風致維持向上協議会
〃	村上市歴史的風致維持向上協議会から市長へ村上市歴史的風致維持向上計画（原案）を答申
平成28年9月7日（水）	村上市歴史的風致維持向上計画の認定申請
平成28年10月3日（月）	村上市歴史的風致維持向上計画の認定
平成30年3月14日（水）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更（第1回）認定申請
平成30年3月29日（木）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更認定
平成31年3月5日（火）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更（第2回）認定申請
平成31年3月29日（金）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更認定
令和2年3月2日（月）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更（第3回）認定申請
令和2年3月24日（火）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更認定
令和3年3月5日（金）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更（第4回）認定申請
令和3年3月15日（月）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更認定
令和4年3月15日（火）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更（第5回）認定申請
令和4年3月29日（火）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更認定
令和5年3月16日（木）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更（第6回）認定申請
令和5年3月30日（木）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更認定
令和6年3月11日（月）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更（第7回）認定申請
令和6年3月29日（金）	村上市歴史的風致維持向上計画の変更認定

表 村上市歴史的風致維持向上計画の検討経過（第2期計画）

検討日時	会議等の種別
令和6年3月11日（月）	第8回 村上市歴史的風致維持向上協議会
令和6年10月10日（木）	第9回 村上市歴史的風致維持向上協議会
令和7年3月18日（火）	第10回 村上市歴史的風致維持向上協議会
令和7年7月31日（木）	第11回 村上市歴史的風致維持向上協議会
令和7年12月2日（火） ～12月22日（月）	第2期村上市歴史的風致維持向上計画（案）に関するパブリックコメント
令和8年〇月〇日（〇）	第12回 村上市歴史的風致維持向上協議会
令和8年〇月〇日（〇）	村上市歴史的風致維持向上協議会から市長へ村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）（原案）を答申
令和8年〇月〇日（〇）	村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）の認定申請
令和8年〇月〇日（〇）	村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）の認定

表 村上市歴史的風致維持向上協議会 委員名簿

令和7年11月1日現在

選出区分	氏名	役職名等	備考
学識経験を有する者	◎西村 幸夫	國學院大學観光まちづくり学部・教授 （東京大学・名誉教授）	
	○岡崎 篤行	新潟大学工学部建設学科・教授 （村上市景観審議会・会長）	
	武者 秀雄	村上市文化財保護審議会・会長	
	大竹 憲一	新潟県建築士会岩船支部・理事	
関係団体を代表する者	伴田 宏	村上商工会議所・会頭	
	益田 茂彦	村上市観光協会・前監事 （歴史的風致形成建造物所有者）	
	川上 伊登志	村上・岩船景観会議・座長	
	吉川 真嗣	村上町屋再生プロジェクト・代表 （歴史的風致形成建造物所有者）	
	近藤 正敏	村上地域まちづくり協議会地域活性部会・委員	
	船山 三喜雄	岩船まちづくり協議会文化事業部・委員	
	石井 秀逸	活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会・委員	
	江端 栄作	あらかわ地区まちづくり協議会・理事長	
	野澤 大六	塩谷活性化協議会・委員	
	本間 みづえ	塩野町地域まちづくり協議会・会長	
関係行政機関の職員	板垣 真	山北地区まちづくり協議会・委員	
	松本 剛英	新潟県村上地域振興局地域整備部・副部長	
	嵩岡 克明	新潟県村上地域振興局農林振興部・副部長	
	福岡 和治	新潟県村上地域振興局・地域振興監	
市の職員	三ツ井 朋子	新潟県観光文化スポーツ部文化課文化財係・係長	
	平山 祐子	村上市教育委員会生涯学習課・課長 （歴史的風致形成建造物管理者）	
オブザーバー	浅川 一之	国土交通省北陸地方整備局建政部・都市調整官	

◎は委員長、○は副委員長（順不同・敬称略）

第 1 章 村上市の歴史的風致形成の背景

第1節 自然的環境

(1) 位置・地勢

当市は、新潟県の最北部に位置しており、北東部は朝日連峰の稜線を境界として山形県に接し、平成20年（2008）4月の市町村合併により現在の市域となったが、旧市町村でいう村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の1市2町2村から構成されている。南部は関川村及び胎内市に接し、西部は日本海に面した約50kmの海岸線を有している。

東西約43km・南北53kmにわたり、面積は約1,174.17km²で新潟県の総面積（12,583.96km²）のおよそ9.3%を占めており、近傍している胎内市、山形県鶴岡市は、経済圏の一部として交流もある。

地形及び地質は、第四紀完新世（^{ちゅうせきせい}沖積世）の未固結な地層が広がる平野部と、更新世（^{こうせきせい}洪積世）以前の古い地層からなる山間部とに大別される。

平野部は、朝日飯豊山塊に源を発する一級河川荒川及び二級河川三面川の流域に広がり、肥沃な水田として当市の農業基盤となっている。三面川中流域である朝日地域では段丘が見られ、三面川下流域の村上地域には主に扇状地、荒川流域の神林地域南部から荒川地域にかけては氾濫原が発達し、平野を形成している。また、三面川河口以南には海岸線に沿って砂丘が発達している。

山間部は、当市北部の山北地域から荒川流域の荒川地域まで広がっており、山北地域及び朝日地域、村上地域の大半を占める山間部は、朝日飯豊山塊で占められており、荒川地域及び神林地域では、山麓部の里山を形づけている。同山塊は起伏に富んだ急峻な山岳地形を形成し、三面川河口以北の海岸部で日本海へ没している。



図 広域的な村上市の位置

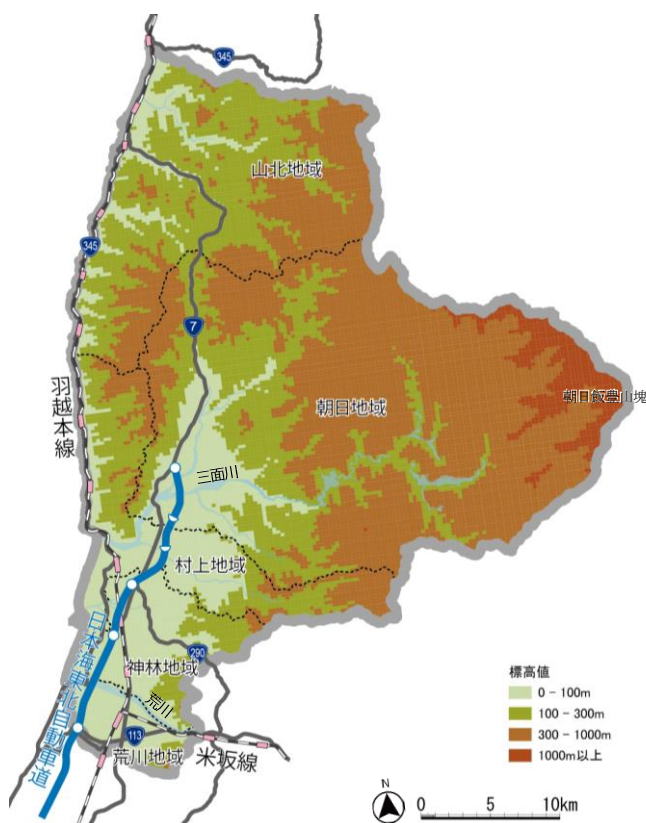


図 村上市の地形図

地質的には、朝日飯豊山塊は、中古生代の堆積岩や花崗岩等の深成岩から構成されている。これらは、いずれも古くて硬質な岩盤であるためV字谷等の急峻な地形を形成しているが、亀裂質であるため地すべりや崖崩れ等の災害を引き起こす原因となっている。また、随所で安山岩の貫入岩体や流紋岩の溶岩等の火山岩類が分布しており、複雑な地質構成となっている。

三面川、荒川流域に分布する未固結層は、上流ほど礫や砂等の粗粒な土からなり、下流では粘土等細粒な土を多く含んでおり、特に神林地域の平野部では、かつて岩船^{せきふね}湯と呼ばれた湯湖が広がり、軟弱な粘土が堆積している。

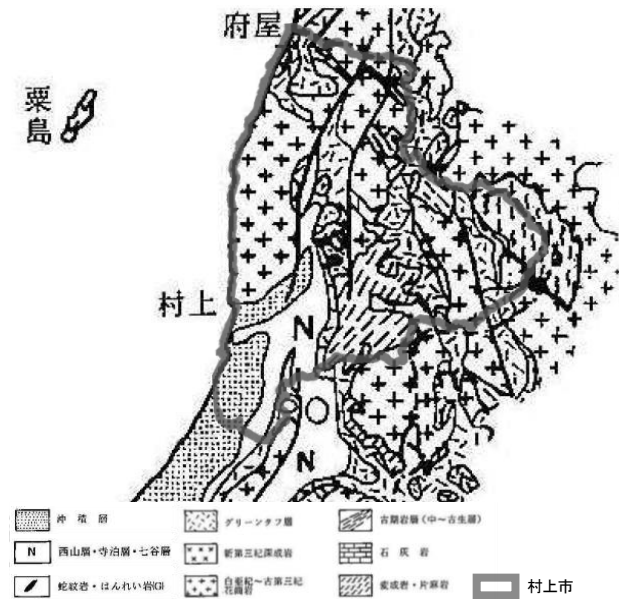


図 村上市の地質図

(2) 気候

当市の気候は、日本海型の気象区分に属し、朝日飯豊山塊や海岸線を挟んで沖合いを北流する対馬海流等、様々な気候因子が一体となって温帯性の植生と寒帯性の植生が隣接するような独特の気候風土を形成している。四季の移り変わりがはっきりしており、冬季は西高東低の冬型の気圧配置が続き、シベリアからの季節風がもたらす雪は、時として日常生活や産業活動に悪影響を与えることもあるが、そうした反面、豊かな水資源となり、生活や産業活動に欠かせない重要な資源となっている。

過去10年間（平成27～令和6年）の月平均気温の変化を見ると、2.0℃（1月）～26.4℃（8月）の範囲にあり、年平均気温は13.5℃となっており、かなり寒冷的な地域であるといえる。

過去10年間（平成27～令和6年）の月降水量の変化を見ると、116.7mm～315.2mmの範囲で、年間降水量は2,240.2mmとなっており、年2回、7月と12月にピークがある。

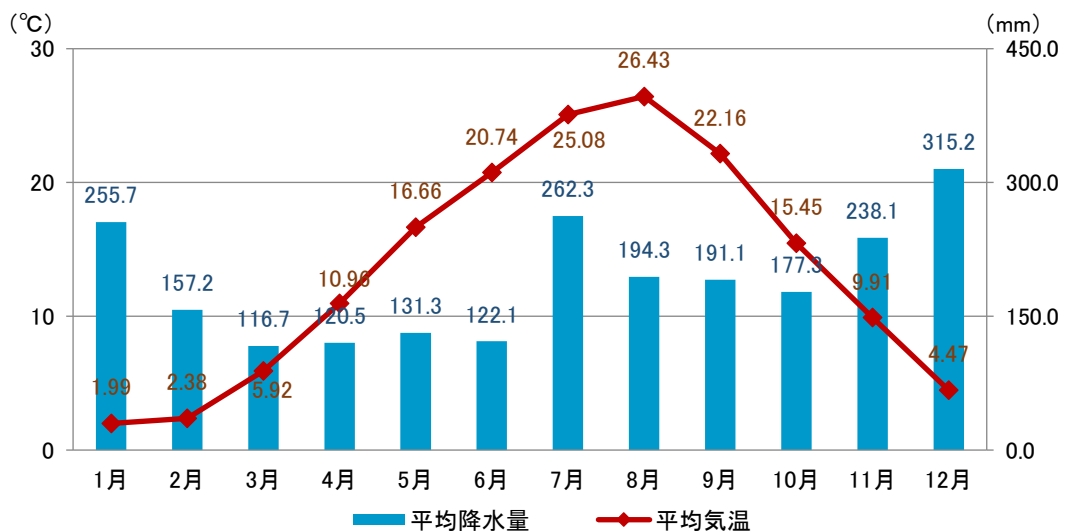


図 村上地域の過去10年間の平均気温及び平均降水量（H27-R6年） 資料：気象庁

明治4年(1871)7月の廃藩置県により、村上藩領は岩船郡内に存在していた旧幕府領や各藩領と合併して村上県となった。幕府領は新政府の所轄となったが、私領は従来通りであった。新潟県に統合されたのは同年11月である。その後、明治22年(1889)の市町村制施行により、当地方は4町35村に再編成され、明治34年(1901)には4町17村となった。

平成20年（2008）4月には、村上市と荒川町、神林村、朝日村、山北町の5市町村が合併し新しい村上市が誕生した。

明治 22 年 (1889)	4 町 35 村に再編成
明治 34 年 (1901)	4 町 20 村に再編成
昭和 21 年 (1946)	村上本町と村上町が合併し村上町が誕生
昭和 29 年 (1954) 3 月	村上町、岩船町、瀬波町、山辺里村、上海府村が合併し村上市が誕生
昭和 29 年 (1954) 10 月	館腰村、三面村、高根村、猿沢村、塩野町村が合併し朝日村が誕生
昭和 29 年 (1954) 12 月	保内村、金屋村が合併し荒川町が誕生
昭和 30 年 (1955) 1 月	神納村、平林村、西神納村が合併し神林村が誕生
昭和 30 年 (1955) 3 月	黒川俣村、八幡村、大川谷村、中俣村、下海府村が合併し山北村が誕生
平成 20 年 (2008) 4 月	村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町が合併し村上市が誕生



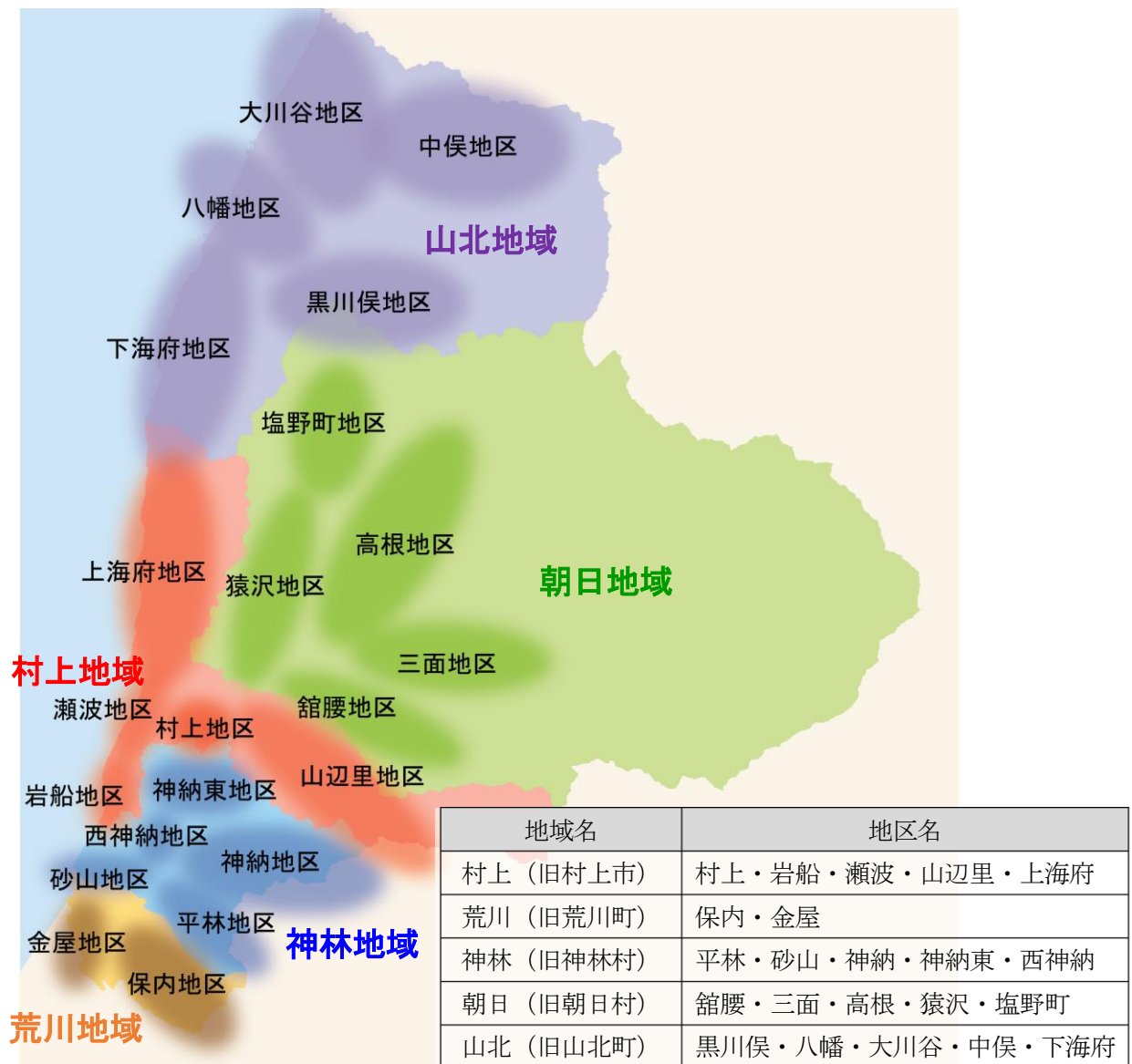


図 村上市の地域と地区の区分（再掲）

(2) 土地利用

当市は、朝日飯豊山塊と日本海に挟まれた地域であり、山間部は、山北地域から荒川流域の荒川地域まで広がっており、平野部は、一級河川荒川及び二級河川三面川の流域に広がっている。

当市の土地利用状況を国土交通省の土地利用細分メッシュデータ（令和3年度）から算出すると、市行政面積の約 86.4%が森林であり、次いで、田が 7.1%、建物用地が 2.2%、その他の農用地が約 1.4%の順となっている。

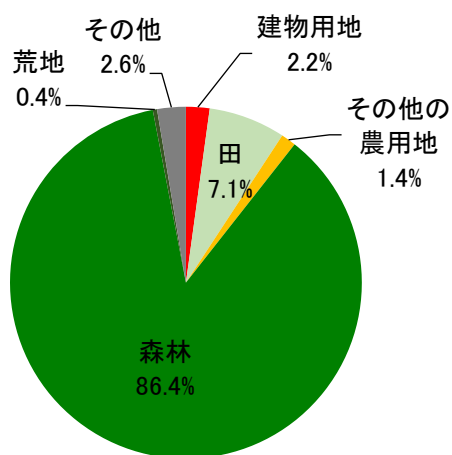


図 土地利用の割合

資料：土地利用細分メッシュ（令和3年度）

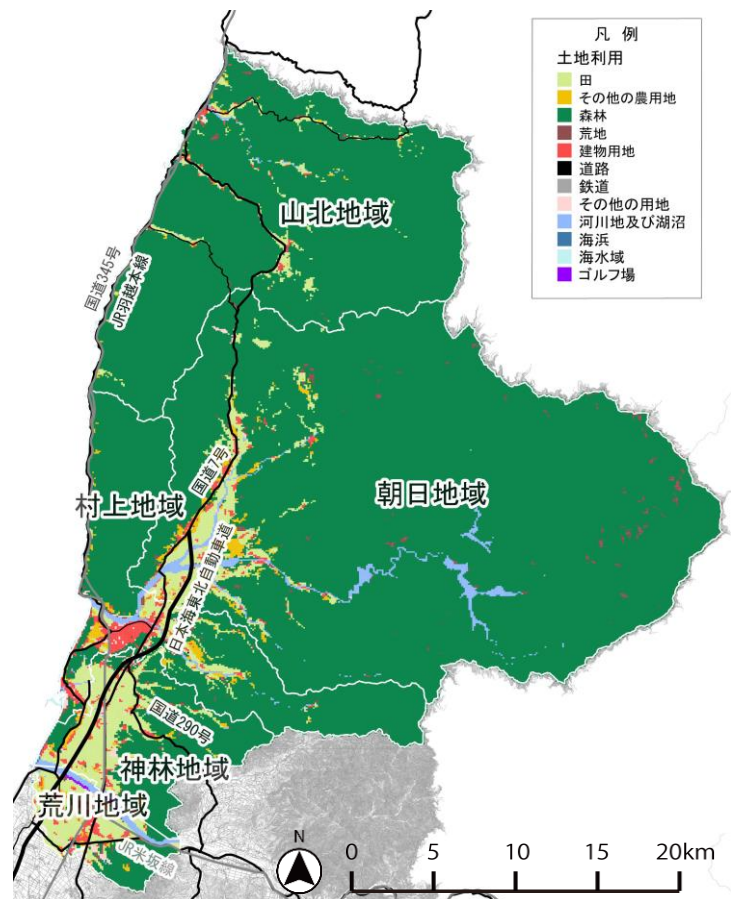


図 土地利用状況図

資料：土地利用細分メッシュ（令和3年度）

また、国土利用計画法の5地域である都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域は、都市地域と農業地域や森林地域と自然公園地域等が重複する区域もあるが、この区域で区分すると、森林地域が約100,000haであり、次いで農業地域の約40,000haであることから、山林や田園等の緑によって覆われているといえる。

表 国土利用計画法の5地域別面積

地域名	国土利用計画法上の定義	面積 (ha)
都市地域	一体の都市として総合的に開発整備し保全する必要がある地域 ●都市計画区域面積：28,872.0ha	28,872.0
農業地域	農用地として利用すべき土地があり総合的に農業の振興を図る必要がある地域 ●農業振興地域面積：38,935.7ha	38,935.7
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域 ●国有林面積：46,259.0ha ●地域森林計画民有林：53,881.0ha	100,140.0
自然公園地域	優れた自然の風景地でその保護及び利用の増進を図る必要がある地域 ●磐梯朝日国立公園：22,397.0ha ●瀬波笹川流れ栗島県立自然公園：1,424.0ha	23,821.0
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域 ●鳴海山自然環境保全地域：107.00ha ●鈴ヶ滝自然環境保全地域：75.42ha ●明神岩自然環境保全地域：1.18ha	183.6

※都市地域と農業地域等が重複することから各地域の面積の合計と行政区域名積が異なる。

当市では、村上地域を中心に荒川地域、神林地域、朝日地域に都市計画区域が指定され、村上地域の村上地区、岩船地区、瀬波地区及び荒川地域の保内地区の市街地には、都市計画用途地域が指定されている。なお、当市に指定されている都市計画は、村上都市計画区域であり、非線引き都市計画区域である。

農業地域は、一級河川荒川の流域である荒川地域及び神林地域、また、二級河川三面川の中流域に位置する朝日地域を中心に田等の農用地が広がり、岩船産コシヒカリの産地として新潟県下越地方有数の穀倉地帯となっている。

森林地域は、当市北部の山北地域から南部の一級河川荒川流域の荒川地域まで広がっており、市域面積の大半を占めている地域である。山北地域では、現在も林業が活発に行われ、県内でも有数の杉の産地となっている。

自然公園地域として、当市には朝日地域内東部の山間部 22,397ha に磐梯朝日国立公園が指定され、「全国



図 神林地域内の田園



図 ブナの原生林

水源の森百選」に選ばれたブナの原生林が広範囲にわたって分布し、イヌワシやクマタカ等の生息が確認されている。

また、山北地域及び村上地域の日本海沿岸部の1,424haには、瀬波笹川流れ栗島県立自然公園が指定され、源義経の労苦をねぎらうため家来が船上できれいな舞を披露したことから名付けられたという舞子岩や眼鏡岩等の奇岩や怪石が日本海にそびえ立ち、青い海と白砂青松の自然景観が広がる海岸景勝地である。

この海岸景勝地の砂浜には、ハマナスやセナミスミレ等海浜特有の貴重な植物が自生している。なお、瀬波笹川流れ栗島県立自然公園が指定された区域内に位置する笹川流れ（文化財名：笹川流）は、名勝及び天然記念物として文化財指定がされており、幕末の志士で安政の大獄で連座した頼三樹三郎が、笹川流れの景観を、

“松島は、この美麗ありて、此の奇抜なし

男鹿も、この奇抜ありて、此の美麗なし”

と散文を詠んでおり、秋田県の男鹿と宮城県のおがの松島の景観を併せもっている笹川流れの景観を称えている。

自然保全地域として、朝日地域高根地区内の鈴ヶ滝、鳴海山及び塩野町地区の漆山神社の社叢内の明神岩周辺に新潟県自然環境保全条例による自然環境保全地域が指定されている。

鳴海山自然環境保全地域は、ブナ天然林を保全対象として昭和51年（1976）12月に地域指定され、昭和54年（1979）2月には区域全域が特別地区に指定された。この地域は、朝日地域高根地区の高根集落に奥深く猿田川、高根川の源流部に位置する標高700mから800mの鳴海山の山頂から北西にかけての斜面であり、指定面積は107.0haである。この地域内には、樹高30m、直径130cmに達する樹齢100年以上のブナ原生林が群生し、林床にはムシカリ、タムシバ、オオバクロモジ等の低木や、ミヤマカンスゲ、シラネワラビ、ツルアリドオシ等の草本類が見られ、自然性の高い森林を形成している。また、鳴海山には、上杉景勝の隠し金山とされた鳴海金山跡がある。

鈴ヶ滝自然環境保全地域は、滝及びブナ天然林を保全対象として昭和51年（1976）12月に区域指定され、昭和54年（1979）2月には区域全域が特別地区に指定された。この地域は、高根川の支流、鈴谷にある鈴ヶ滝とこの滝周辺であり、指定面積は75.42haである。この地域内には、ブナを主として、ミズナラ、サワグルミ等の原生林が広範囲に分布し、イワオモダカ、タテヤマウツボグサ、ニッコウキスゲ等の貴重な植物が生育しており、また、鈴ヶ滝は、落差55m、幅10mの滝で「日本の滝百選」にも選ばれた名瀑であり、源義



図 眼鏡岩



図 鈴ヶ滝



図 漆山神社の明神岩

経が奥州（現岩手県）に向かう際に、駒を止めて鑑賞したと伝えられている。

明神岩自然環境保全地域は、植物（クサアジサイ、ニオイシダ）の自生地を保全対象として昭和62年（1987）7月に区域指定された。区域の位置は、朝日地域塩野町地区の^{ぶどう}蒲萄集落に位置する明神岩の岩壁とその周辺の広葉樹林であり、指定面積は1.18haで区域全てが特別地区で野生動植物保護地区にも指定されている。この地域内の森林は、漆山神社の社叢として残されてきたものでブナが優占する自然林となっており、地域の中心である明神岩は、高さ約50m、斜面の傾斜角約70～90度でツル植物やシダ植物が着生している。また、国内でも希産のニオイシダが着生し新潟県内唯一の産地となっているほか、林床には暖地性の草本であるクサアジサイが見られ、当地域がその分布の北限となっている。

【コラム】鳴海金山（越後黄金山）

鳴海金山は、伝承では大同2年（807）に発見されたとされており、これ以降、昭和時代まで金が採掘されていた。この金山の歴史は、新潟県佐渡市内の佐渡金山よりも古く、佐渡金山が発見される以前までは、越後北部、現在の朝日地域、山北地域に点在する金山を総称し「越後黄金山」と呼ばれていた。慶長3年（1598）の^{ふし み じょうくら おさめ もくろく}「伏見城蔵納目録」には、諸国から運上額3,397枚8両の約3分の1にあたる1,124枚4両が越後から上納されたと記されている。この金の全てがこの金山のものかは確かではないが、かなりの割合を占めていたと考えられている。

現在も、当時のタヌキ掘りといわれる手掘りの跡が残されており、「ゴールドパーク鳴海」として一般公開されている。

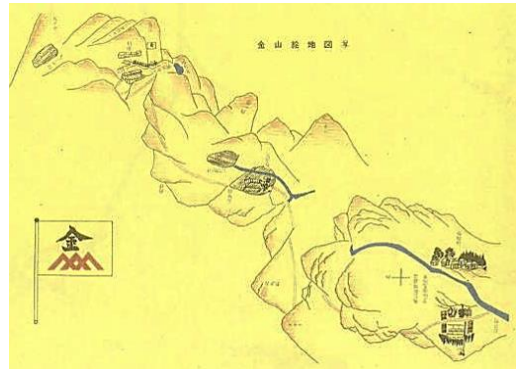


図 鳴海金山絵地図

資料：金山調査報告書『なるみ』（朝日村、昭和44年）

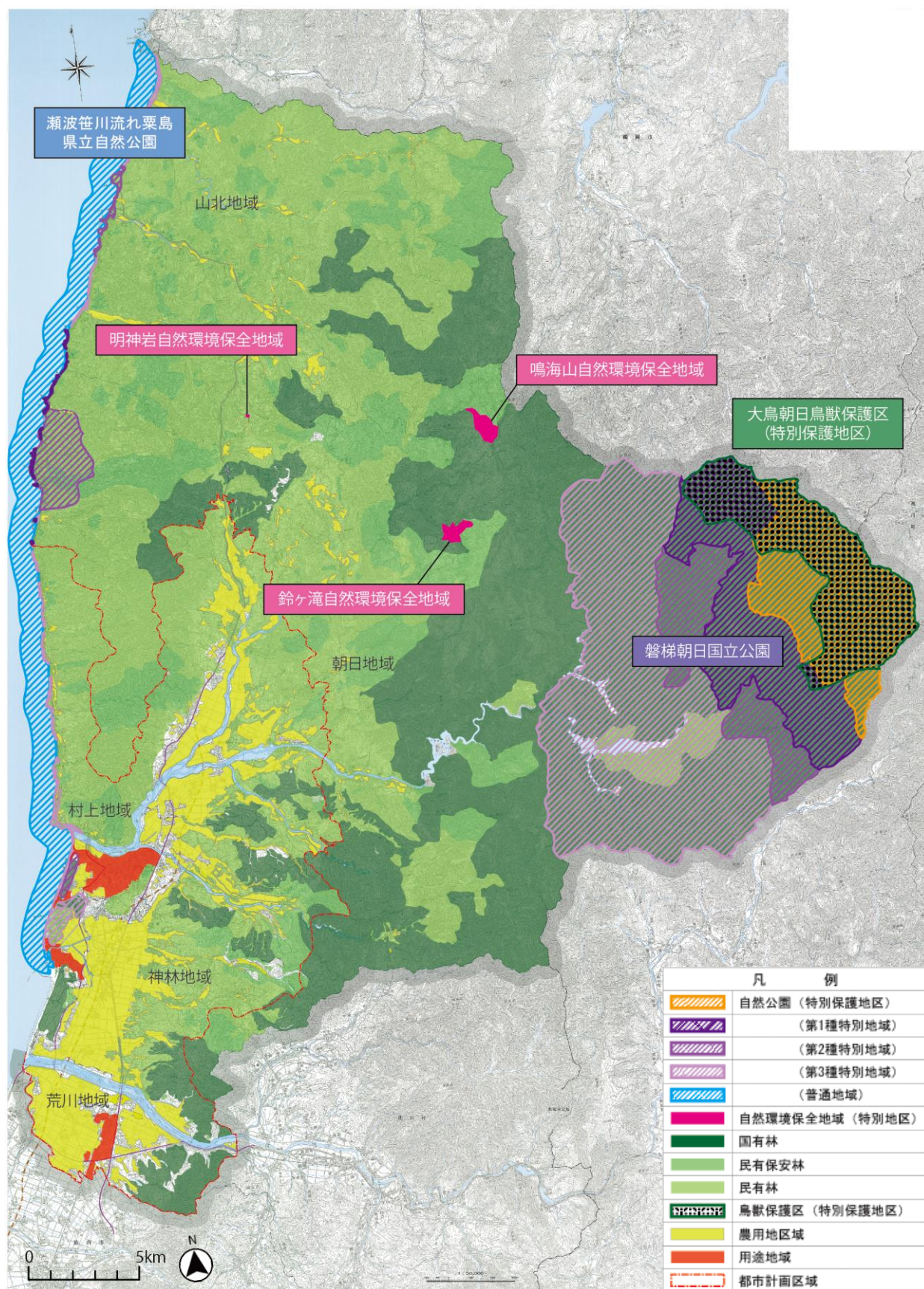


図 村上市の法規制状況

(3) 人口

当市の総人口は、昭和30年（1955）の94,284人をピークに年々減少傾向にあり、令和2年（2020）時点で57,418人と約39.1%減少している。

自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減の状態であり、また、社会動態についても、転出が転入を上回る社会減の状態である。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口データでは、令和32年（2050）時点で30,615人となり、令和2年（2020）の半数程度になると推計されていることから、今後も人口減少が進展していくことが予想されている。

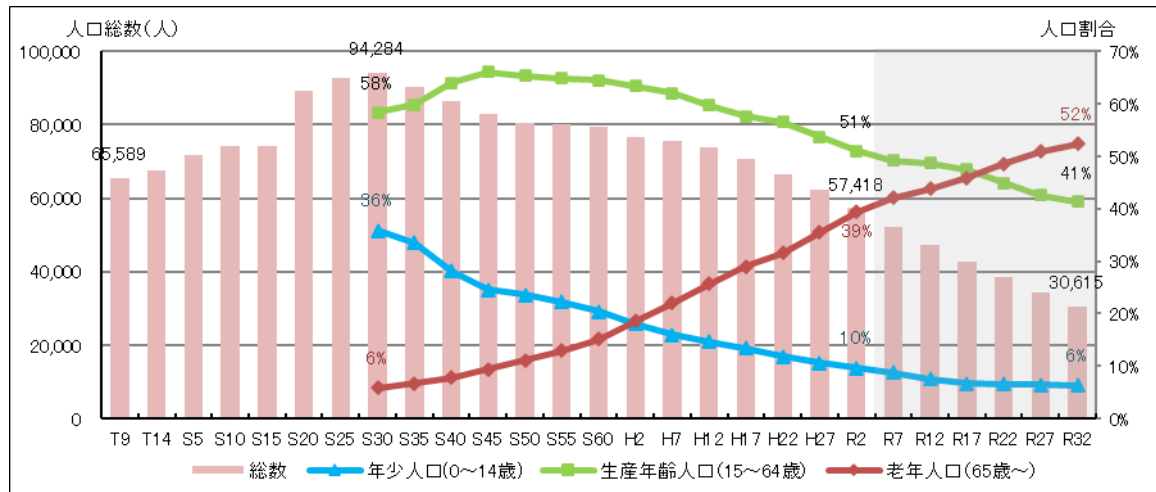


図 総人口及び年齢三区分別人口の増減率の推移

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

年齢三区分別人口の増減率を見ると、年少人口（15歳未満）や生産年齢人口（15～64歳）がともに減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、昭和30年（1955）では、総人口に占める老年人口の割合（高齢化率）が5.8%であったが、令和2年（2020）には39.4%に上昇している。

地域別人口の推移では、いずれの地域も減少傾向で推移しているが、特に、山北地域での人口減少が顕著であり、昭和60年（1985）と令和2年（2020）を比較すると46.1%減少している。

地区別高齢化率の推移でも山北地域の高齢化が顕著であり、令和2年（2020）時点で52.3%である。

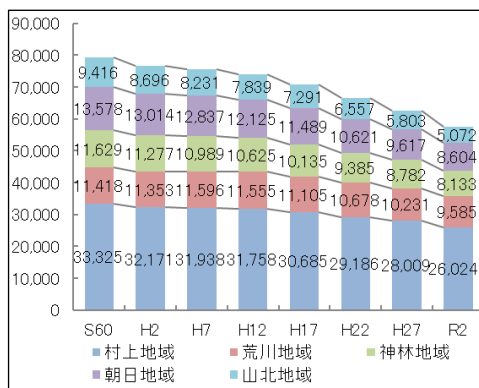


図 地域別人口の推移 資料：国勢調査

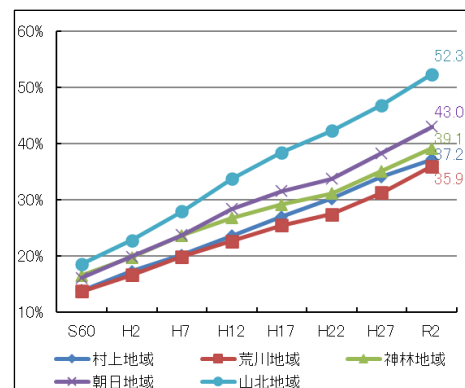


図 地域別高齢化率の推移 資料：国勢調査

(4) 交通

高速道路は、日本海沿岸東北自動車道が新潟市方面から朝日地域内の朝日まほろば IC までの区間が整備されており、市内に6つの IC を有している。また、現在、日本海側の広域的物流経路として朝日まほろば IC から山形県あつみ温泉 IC 間の整備が進められている。

主要道路としては、当市を南北に縦断する国道7号及び国道345号、東西に横断する国道113号及び国道290号を骨格とした道路網を形成しており、これらに主要県道や一般県道等が交差している。また、東西方向には、国道113号と並行して地域高規格道路である新潟山形南部連絡道路の整備が進んでおり、「荒川道路」部分が供用を開始している。

鉄道網では、JR羽越本線とJR米坂線があり、市内には11の駅があるが、JR米坂線は令和4年(2022)8月の豪雨による影響で坂町-今泉駅間で運行を停止しており、同区間で代行のバスを運行している。現在、新潟駅から酒田駅間を結ぶ羽越本線高速化が検討されており、新潟駅では在来線と新幹線の同一ホーム乗換え事業が完了し、対面乗り換えが可能となっている。

また、当市は日本海に面していることから、新潟県北唯一の地方港である岩船港や新潟県内でも有数の水揚量を誇る寝屋漁港を有している。岩船港は、県北地域の物流拠点、地方産業発展の基礎である商業港であり、日本海の海上に浮かぶ粟島との航路もある。なお、この港は、平成12年(2000)5月に観光を中心とした地域振興の核となり、重要な役割を果たすことが期待されて特定地域重要振興港湾に選定されている。

また、当市は日本海に面していることから、新潟県北唯一の地方港である岩船港や新潟県内でも有数の水揚量を誇る寝屋漁港を有している。岩船港は、県北地域の物流拠点、地方産業発展の基礎である商業港であり、日本海の海上に浮かぶ粟島との航路もある。なお、この港は、平成12年(2000)5月に観光を中心とした地域振興の核となり、重要な役割を果たすことが期待されて特定地域重要振興港湾に選定されている。



図 道路交通網図



図 岩船港から出港する粟島汽船

(5) 産業

当市は、城下町や宿場町、港町等としての歴史や文化と朝日連峰や日本海等の自然を背景とした多くの地場産業を有しているが、産業区分別の就業者の割合を見ると第1次産業、第2次産業の割合は減少傾向にある一方で、第3次産業の割合は増加しており、令和2年には約60%を占めている。

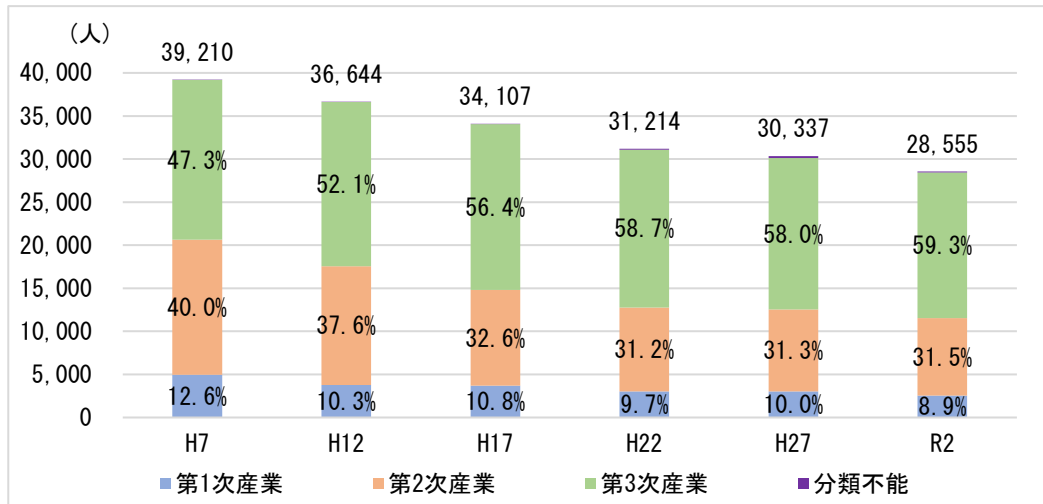


図 産業区分別就業者の推移

資料：国勢調査

産業別就業者数を見ると、製造業の就業者数が最も多く、次いで卸売業・小売業、医療・福祉、建設業、の順となっている。

全国の就業者比率と比較した特化係数を見ると、就業者数は少ないものの林業が特に高くなっており、漁業や農業も含めて一次産業の割合が高い傾向にある。また、鉱業や採石業の係数も高いことから、当市の面積の大半を占める緑豊かな森林や農用地等が影響していると考えられる。

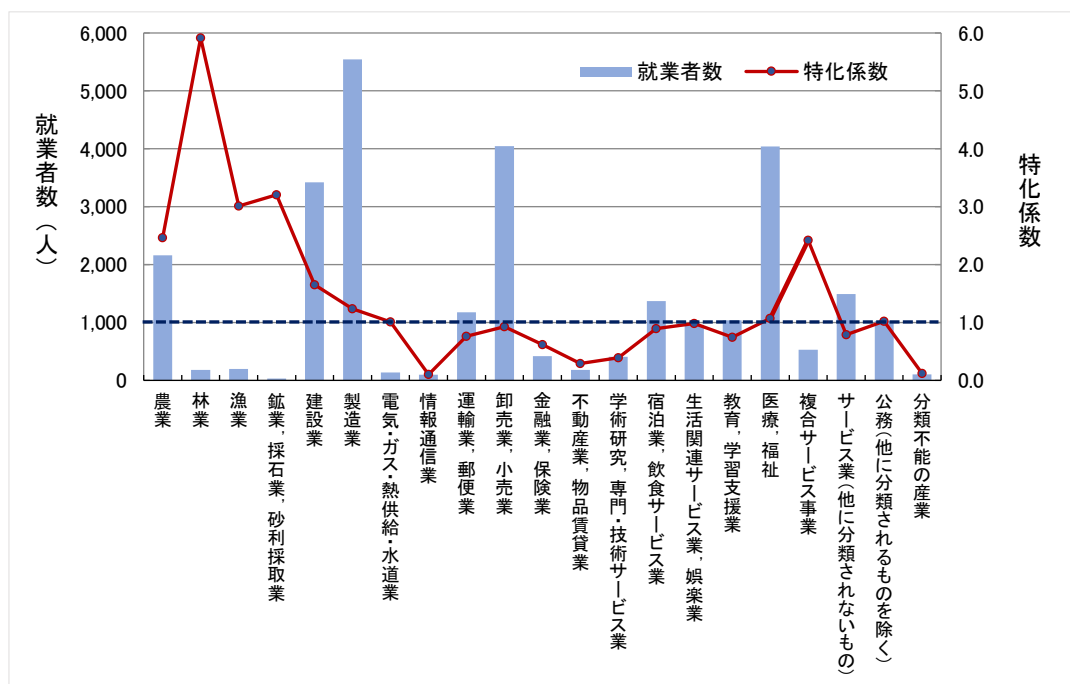


図 産業別就業者数 (R2)

資料：国勢調査

第1次産業である農林漁業については、農業従事者が多く、一級河川荒川や二級河川三面川流域に広がる農地での稲作が中心である。また、当市の土地利用は大半を森林等が占めているという地形的特徴もあり、野菜、花卉、茶、果樹の栽培も行われている。特に村上茶は、北限の茶処として約400年以上の歴史を有した産業のひとつである。また、畜産も盛んに行われ「村上牛」は、新潟県のブランド牛となっている。

林業では、市産材の普及促進を図っているほか、木材を活用した代表的な工芸技術として県の無形文化財に指定され、国の記録選択にもなっている村上堆朱や山北地域の手作業で織られる「越後しな布」等が知られている。なお、村上木彫堆朱（文化財名：村上堆朱）と山北地域の「雷」集落および山熊田集落で生産される越後しな布と隣接する山形県鶴岡市関川集落で生産されるしな布の総称である羽越しな布は、国の伝統的工芸品の選定も受けた産業である。

当市には、商港である岩船港1港と寝屋漁港を代表とする漁港が6港整備されており、岩船港は、新潟県北唯一の地方港湾として、県北部における物流拠点、地方産業発展の基礎及び広域観光レクリエーションの結節点としての役割を持っている商業港である。また、当市内の漁港のうち5港が山北地域内に集中している。特に寝屋漁港は、たら類、ひらめかれい類等を陸揚げする新潟県内でも有数の漁港で、当市の水産業を担う中心的な漁港である。

第2次産業については、当市内で就業者数が最も多い製造業、次いで建設業が続いており、特化係数を見ると、就業者数は少ないものの鉱業、採石業、砂利採取業が高く、当市の地形、地質に影響していると考えられる。また、市内の豊かな農水産物資源を活用した食料品製造業が基幹産業として発展してきており、麴や塩引鮭等の農産、水産の加工品や、清酒、味噌、醤油といった発酵品、まんじゅうや葡萄羹等の伝統菓子といった数多くの産業が盛んに行われている。また、山北地域の日本海沿岸部では、海水を利用した昔ながらの製法による製塩業も盛んに行われている。

第3次産業については、卸売業・小売業就業者が最も多く、次いで医療・福祉産業の就業者が多い状況である。また、市内には、村上地域瀬波地区内の瀬波温泉をはじめ朝日地域猿沢地区内の朝日まほろば温泉、山北地域八幡地区のゆり花温泉があり、宿泊業や飲食業、その他のサービス業等の就業者も多い状況である。

【コラム】瀬波温泉と松林

瀬波温泉は、明治36年（1903）に石油採掘の目的で試掘を開始したところ、明治37年（1904）4月に突如熱湯が噴出したことがはじまりとなっている。以後、茶屋や湯宿が設置され、明治末年には6軒の旅館が立ち並ぶようになった。また、大正3年（1914）には鉄道羽越線が開通し、大正期、昭和前期には多くの観光客が訪れるようになり瀬波温泉は温泉場として発達していった。この温泉場は、日本海に面した場所に立地しており、日本海に沈む夕日と墳湯場の櫓が一つの景観となっている。

当地は、歌人である与謝野晶子とゆかりのある温泉場で、明治34年（1901）に与謝野鉄幹と結婚したのち、昭和10年（1935）に夫が死去するまで全国各地を訪ね歩いたが、鉄幹が死去したのちの昭和12年（1937）2月、晶子60歳のときにこの温泉場に滞在し、二日間の滞在期間中に45首の歌を残した。瀬波温泉の情景を詠んだ歌としては、

“大空へ煙の馬を走せしむと 白き噴湯の望まるる山”

“柔らかに湯の櫓をばめぐりたる 浅き泉の灼熱の水”

“温泉はいみじき瀧のいきほいを 天に示して逆しまに飛ぶ“

等があり、このほかにも日本海に浮かぶ粟島や佐渡ヶ島を詠んだものや、海岸から遠く出羽方面（現山形県鶴岡市）を望んで詠んだと思われる歌がある。

瀬波温泉から瀬波地区にかけて広がる海岸沿いの松林は、古くから砂防林として瀬波地区一帯に広がる茶畑を守ってきた。最初に松が植栽された時期は江戸時代前期と考えられ、以後も繰り返し植栽されて現在の松林が形成されている。



図 昭和初期の瀬波温泉

(6) 観光

当市は、奇岩や怪石が日本海にそびえ立ち、青い海と白砂青松の自然景観が広がる海岸景勝地の名勝及び天然記念物の笹川流れ（文化財名：笹川流）をはじめ、鈴ヶ滝やブナの原生林が広がる磐梯朝日国立公園、石油採掘時に湧き出た湧出量豊富な瀬波温泉、城下町や宿場町、港町としての古くからの伝統行事や文化、城跡や町家等の歴史的建造物や町並み等、多種多様な観光資源を有している。

当市の観光入込数は、平成 18 年（2006）の約 250 万人をピークに減少傾向にあり、平成 23 年（2011）以降は微増傾向に転じ、特に、歴史的な建造物の町家を活用した「町屋の人形さま巡り」等のまちづくりイベントの集客数は、年々増加傾向にあったものの、令和元年（2019）にかけて全体の観光客数の減少とともに減少傾向にある。また、令和 2 年以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響により人形さま巡り等のイベントも中止される等観光客数が激変しているものの、現在は徐々に回復傾向にある。

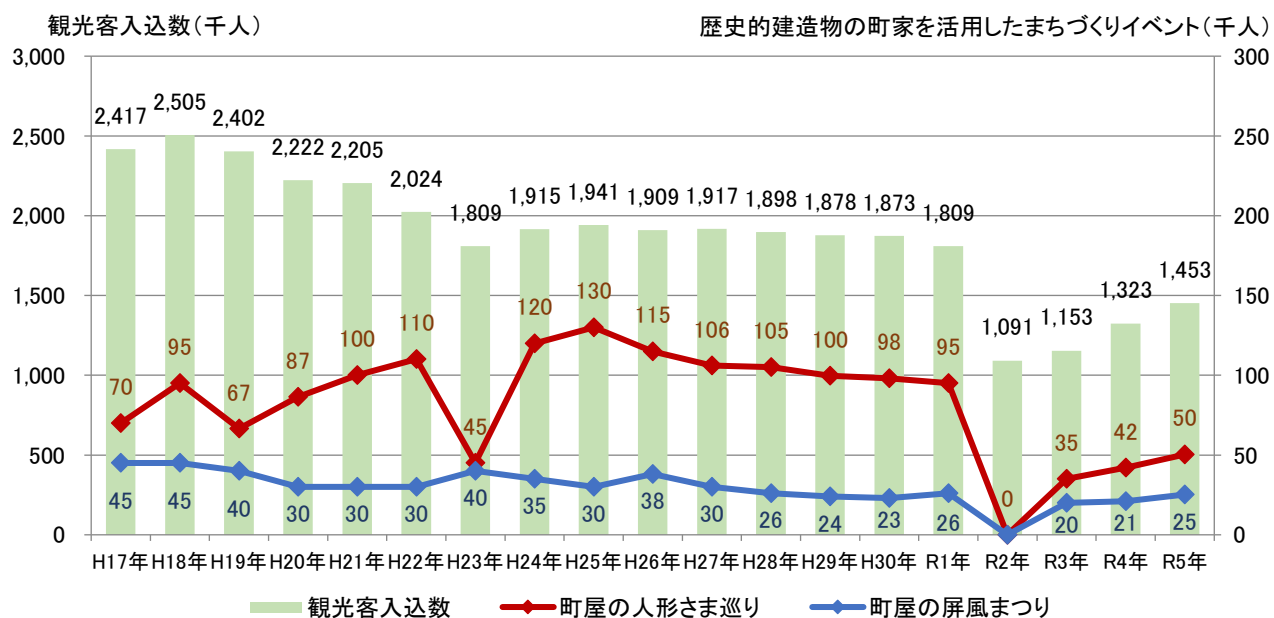


図 観光入込客数の推移

資料：新潟県観光入込客統計・観光動態調査

この他、年間の入込客数が特に多い観光地点としては、瀬波温泉の約28万人や国土交通省により整備された道の駅である「穂波の里」の約30万人、「朝日みどりの里」の約15万人等が挙げられる。

また、当市では、山形県や秋田県の日本海沿岸の市町村と連携した「日本海きらきら羽越観光圏」を形成しており、東北地方と連携した広域的な観光周遊ルートの構築に向けた活動を展開している。

表 年間入込数が5万人以上の観光地点（R5年）

観光地点名	目的	入込数（人）
穂波の里	都市型観光	296,260
瀬波温泉	温泉・健康	276,341
朝日みどりの里	都市型観光	152,778
笹川流れ夕日会館	都市型観光	78,360
村上大祭	行祭事・イベント	62,000
瀬波温泉海水浴場	スポーツ・レクリエーション	55,104
町屋の人形さま巡り	行祭事・イベント	50,400

資料：新潟県観光入込客統計

第3節 歴史的環境

(1) 旧石器時代～縄文時代

当市内の旧石器時代の遺跡は、朝日地域や神林地域の山間部で確認されている。市内で最も古い時代の遺跡は、朝日地域三面地区にある奥三面遺跡群のうちの樽口遺跡^{たるくち いせき}で、約3万年前の後期旧石器時代の遺物が出土している。

縄文時代の遺跡は、主に河川沿いの河岸段丘上及び海沿いの海岸段丘上に立地し、中でも朝日地域で多く確認されている。朝日地域の奥三面遺跡群では、ダム建設で水没する範囲に存在した19遺跡が調査され、縄文時代の人々の時期別の行動形態が判明している。

市内遺跡の個々の出土遺物は遺跡の存続時期や立地条件によって異なる様相が見られるものの、全体的には東北地方または北陸地方からの影響が強く見られる。また、他地方を産地とするヒスイや黒曜石等の出土状況からは、当時既に広域的な交易圏が存在し、各地との間で交流が行われていたことがうかがえる。



図 樽口遺跡出土品

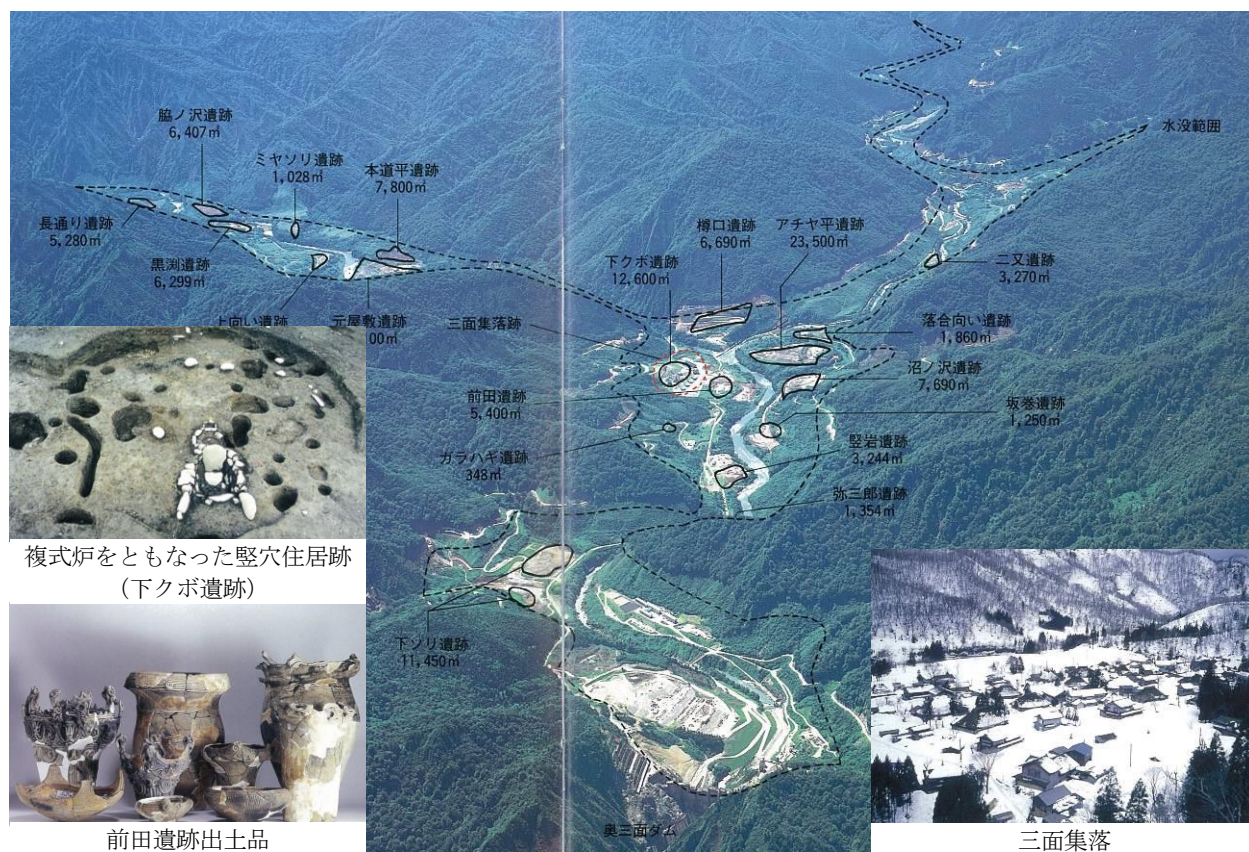


図 奥三面遺跡群の分布

(2) 弥生時代～古墳時代

弥生時代から古墳時代の遺跡は、主に村上地域内の旧岩船潟周辺の微高地や自然堤防上等の低地で確認されている。また、近年の公共開発事業等に伴う発掘調査により市内各地での様相が徐々に明らかとなっている。

弥生時代の主な遺跡は、三面川河口の滝ノ前遺跡（村上地域）、海岸砂丘内陸側の砂山遺跡（村上地域）、山居山丘陵上の山元遺跡（さんきよやま やまもと いせき 神林地域）があり、日本海側最北端の高地性環濠集落である山元遺跡からは筒形銅製品やガラス小玉等、西日本からの影響がうかがえる遺物が墓域の副葬品として出土している。

古墳時代の遺跡は、村上地域と神林地域で多く見られ、特に村上地域の浦田山丘陵上及び丘陵周辺の旧岩船潟縁辺部に遺跡が集中している。浦田山丘陵上に立地する磐舟浦田山古墳群は6世紀の古墳で、石室の構築技法から北陸地方や佐渡地方の古墳との共通性が指摘されている。

なお、村上地域内の地区名である「岩船」は、『日本書紀』の大化4年（648）の項の「磐舟いわふね柵」が初見で、以後、『日本書紀』や『続日本紀』に「磐舟柵」の記事がたびたび記されている。磐舟柵の所在地は、浦田山丘陵に比定する説があるものの確定はできないが、磐舟浦田山古墳群の存在等から、7世紀以前から大和朝廷の勢力が当地方にも及んでいたと推測される。

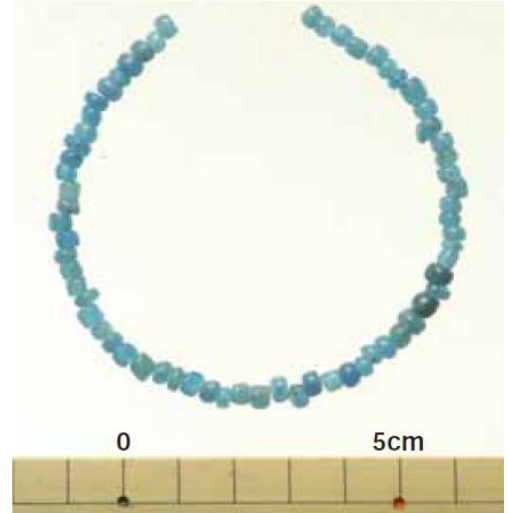


図 山元遺跡から出土したガラス小玉



図 「磐舟柵址」の碑

(3) 奈良時代～平安時代

奈良時代から平安時代の遺跡は、神林地域で多く見られ、このほか荒川地域で市内唯一の須恵器生産遺跡である元山窯跡や官衙関連施設と考えられる鴨侍遺跡等の遺跡が確認されている。



図 元山窯跡



図 鴨侍遺跡出土品

奈良時代の天平勝宝4年（752）の東大寺関係文書には、「磐船郡」の名が記され、平安時代の延長5年（927）に成立した『延喜式』には、「磐船郡八座」の神社名が記されている。

表 磐船郡八座

神名帳の社名	現在の社名（推定）	所在地
石船神社	石船神社	村上市岩船三日市
蒲原神社	蒲原神社	村上市碁石
西奈彌神社	西奈彌神社	村上市瀬波浜町
荒川神社	荒川神社	村上市小岩内
多伎神社	多伎神社	村上市岩ヶ崎
漆山神社	漆山神社	村上市蒲萄
桃川神社	桃川神社	村上市桃川
湊神社	湊神社	村上市七湊



図 石船神社鳥居



図 石船神社本殿

平安時代末期には、摂関家藤原氏の所領として「小泉荘」が成立し、やがて当地方の大部分は「小泉荘」の荘域となっていた。

（４）鎌倉時代・南北朝時代～室町時代

鎌倉時代初期、関東の秩父氏が「小泉荘」の地頭職に任ぜられ、鎌倉時代後期には当地へ下向したものと考えられている。その後、秩父氏の子孫は、本庄氏や色部氏等の国人領主に成長し、中世後期に至り、村上天、平林城等を本拠地として独自の勢力圏を形成する。

中世の城館跡は、村上地域村上地区内の村上天跡や神林地域平林地区内の平林城跡のほか、荒川地域金屋地区内の馬場館跡、朝日地域館腰地区内の大葉沢城跡、神林地域西神納地区内の牧目館跡等が存在し、このほか集落遺跡や寺院跡、塚、板碑等様々な遺跡が確認されている。中世の町や村の様子がうかがえる資料としては、中世後期における耕雲寺領の年貢納入状況を記した永正6年（1509）の『耕雲寺納所方田地之帳』^{なつしよかたでんちの}ほか、平林城主色部氏の家中における儀礼や行事を記した『色部氏年中行事』（越後国人領主色部氏史料集）、上杉氏によって作成された慶長2年（1597）の『越後国瀬波郡絵図』等がある。

また、現在も市内に残る三日市、四日市、八日市、九日市等の地名は、鎌倉時代以降に成立した市町に由来する地名と見られる。このうち、三日市と八日市の間に立地する岩船町（現村上地域岩船地区）は、南北朝期建武年間の文書に「岩船宿」として見られ、この頃には宿場的機能を有する町として存在していたと考えられている。岩船地区内で行なわれた発掘調査では中世の国産、中国産陶磁器等の遺物が出土している。しかし、当時の岩船港の機能は不明である。

戦国時代に入ると、越後北部には揚北衆^{あがきたしゅう}と称された国人領主が各地に割拠し、当地方では大川氏（府屋城）、鮎川氏（大葉沢城）、本庄氏（村上天）、色部氏（平林城）等が勢力を争った。揚北衆は越後守護上杉氏に対してもたびたび反抗する等独立色の強い存在であったが、永禄11年（1568）の本庄繁長の反乱以後は、当地での上杉氏の支配が強まる。

その後、慶長3年（1598）の上杉氏会津移封に伴い、本庄氏、色部氏等も上杉氏に従って越後を離れ、当地域の全域は村上天主の支配下に置かれた。



図 村上天跡の石垣



図 平林城跡の土塁



図 馬場館跡の土塁



図 大葉沢城跡の土塁

(5) 江戸時代

江戸時代前期に村上城主として入封した村上氏や堀氏により大規模な城普請が行われ、村上城は中世城郭から近世城郭へと改築された。また、現在まで残る城下町の形もこの時期にほぼ完成した。

慶安2年(1649)には、松平直矩なおのりが15万石で村上城主となり、これ以後榊原氏を経て本多氏に移封となる宝永6年(1709)まで、村上城主は15万石の石高を有していた。

しかし、本多氏の移封後は5万石へと減少し、以後、幕末期に至るまで当地方は村上領、幕府領、その他私領が混在し、それぞれの城、代官所、陣屋等を中心として領地の支配が行なわれた。

戊辰戦争に際しては、村上藩おう う えつれっぽんどうめいは奥羽越列藩同盟に加盟し、旧幕府軍として戦闘に参加した。慶応4年(1868)8月、新政府軍の攻撃を受けて村上城は落城したものの、城下での戦闘が行われなかったため城下町の町並みはそのままの形で残された。

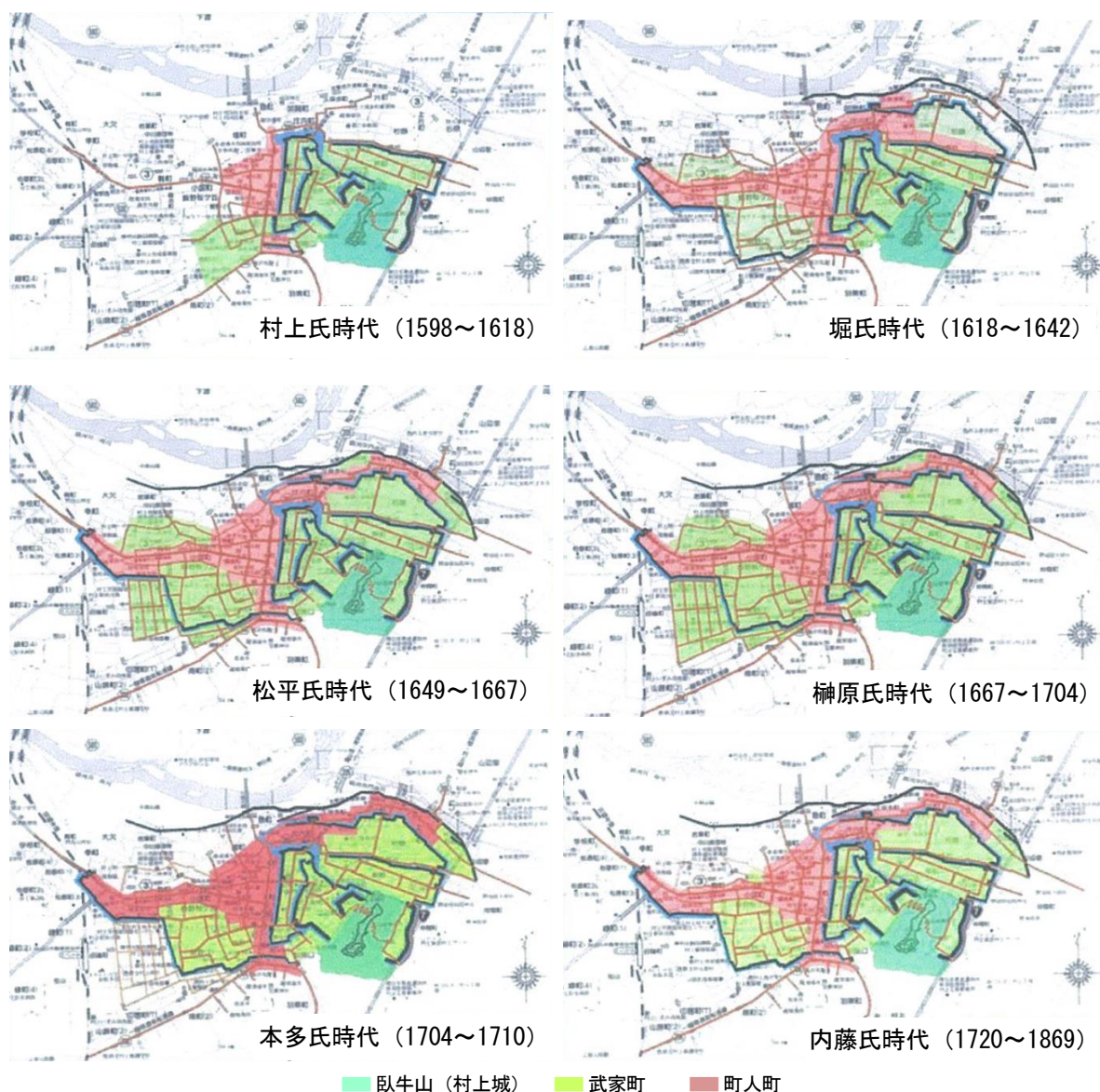


図 城下町の変遷と市街地の拡張

資料：城下町村上探検ガイドⅡ～村上の町家と小路を歩く～



図 正保年間（1644～1648）の村上城下絵図

資料：正保城絵図（国立公文書館所蔵）

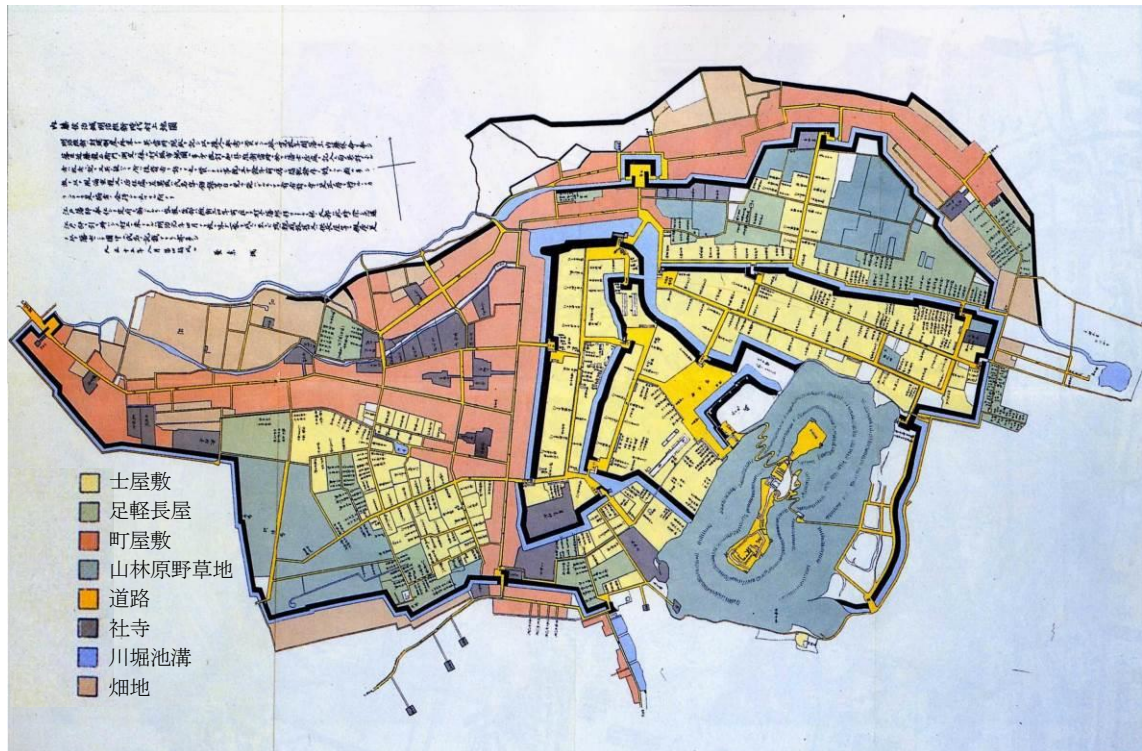


図 明治初年村上城下絵図 ※寛政年間（1789～1800）に測量したものをもとに作成

資料：明治初年村上城下絵図（村上城跡保存育英会所蔵）

表 村上城の歴代城主一覧

城主名	在城年代	地位	石数	城主系統
本庄越前守繁長	1551-1591			
大国但馬守実頼	1591-1598			
村上周防守頼勝	1598-1604	外様	9 万石	村上家
村上周防守忠勝	1604-1618	外様	9 万石	
堀丹後守直奇	1618-1639	譜代	10 万石	堀家（直政系）
堀千助直定	1639-1642	譜代	10 万石	
幕府領				
本多能登守忠義	1644-1649	譜代	10 万石	本多家（忠勝系）
松平大和守直矩	1649-1667	譜代	15 万石	松平（越前）家
榊原式部大輔政倫	1667-1683	譜代	15 万石	榊原家
榊原式部大輔政邦	1683-1704	譜代	15 万石	
本多吉十郎忠孝	1704-1709	譜代	15 万石	本多家（忠勝系）
本多中務大輔忠良	1709-1710	譜代	5 万石	
松平右京大夫輝貞	1710-1717	譜代	7 万 2 千石	松平（大河内）家
間部越前守詮房	1717-1720	譜代	5 万石	間部家
間部下総守詮言	1720-1720	譜代	5 万石	
内藤豊前守式信	1720-1725	譜代	5 万石	内藤家（信成系）
内藤紀伊守信輝	1725-1725	譜代	5 万石	
内藤紀伊守信興	1725-1760	譜代	5 万石	
内藤豊前守信旭	1760-1762	譜代	5 万石	
内藤紀伊守信凭	1762-1781	譜代	5 万石	
内藤紀伊守信敦	1781-1825	譜代	5 万石	
内藤紀伊守信親	1825-1864	譜代	5 万石	
内藤豊前守信民	1864-1868	譜代	5 万石	
内藤豊前守信美	1868-1869	譜代	5 万石	

村上城下は、江戸時代を通じて出羽街道や米沢街道等の街道の基点となり、城下町には多くの商工業者が集住し、活発な経済活動が行われた。村上城下から出羽国境に至るまでにはなかつぎ おまた猿沢、中継、小俣等の宿場が発達し、「奥の細道」の松尾芭蕉等様々な旅人も街道を通行した。

また、海上輸送ルートの発達に伴い、瀬波、岩船、荒川三港（塩谷、海老江、桃崎）の港も活況を呈し、港を通じて多様な物資が流通した。なお、中世末期まで村上城と周辺地域は「本庄」と称され、「村上」の地名の初見は16世紀前期の文書である。以後、近世初頭までは「本庄」「村上」の両方の呼称が見られるが、慶安期（1648～1651）になると「本庄」の呼称は用いられなくなり、以後は「村上」の呼称が定着する。

(6) 近現代

明治期に入ると、明治4年(1871)7月の廃藩置県で村上県となり、明治12年(1879)の郡区制の改正等を経て当地域は岩船郡として再編され、旧村上城下には岩船郡役所が設置された。

明治19年(1886)、旧村上城下には村上本町(現村上地域村上地区の旧武家町)と村上町(現村上地域村上地区の旧町人町)が成立し、近世期に引き続き岩船郡における経済活動の中心地となった。

海上交通は、海運業の発達とともに最盛期を迎え、瀬波港、岩船港、寝屋港等が汽船の寄港地として栄えた。岩船港については商業港としての更なる港湾整備を求める運動が盛んに行われ、新潟県への請願書の提出、採択を経て大正年間から港湾整備が開始され、今日に至るまで整備が継続されている。

陸上交通は、大正3年(1914)に鉄道が村上まで延伸し、大正13年(1924)には新潟県から山形県に至る羽越線が開通、昭和12年(1937)には、坂町村(現村上市坂町)から山形県の米沢に至る米坂線が開通した。鉄道整備が進められると、海上輸送路による海運業は衰退していく。この後、当地域の港の多くは沿岸漁業を主とする漁港となって存続した。

岩船郡の諸産業のうち、養蚕業や織物業は明治期に盛んとなり、郡内には多くの工場が建設された。このほか茶や漆等近世期以来の産業も受け継がれ、特に村上町(現村上地域村上地区の旧町人町)においては茶の製造販売が盛んに行われた。村上町における茶の作付面積は明治期から昭和初期に最大となり、明治41年(1908)の作付面積は595haに及んだ。現在でも、村上茶や村上堆朱のほか、同じく近世における三面川鮭漁の伝統を受け継いだ鮭の加工製品の製造販売等が、旧村上城下町地区を中心に当地域の伝統的地場産業として盛んに行われている。



図 大正後期の村上地区大町の町並み

資料：ふるさとの百年



図 現在の村上地区大町の町並み



図 昭和初期の茶摘みの様子

資料：城下町村上探検ガイドⅢ～北限の茶処・村上～

(7) 村上市の歴史に関わる主な人物

① 傑堂能勝 (1355~1427)

伝承によれば、正平 10 年 (1355) に楠正成の四男である楠正儀の次男として生まれたとされる。青年の頃に仏門に帰依し、越前国龍沢寺りゅうたくじの梅山ばいさん聞本もんほんに師事した。応永元年 (1394) に耕雲寺を開き、以後多数の弟子を輩出した。応永 34 年 (1427) 8 月に傑堂能勝が没したのちも弟子たちによって各地に多くの寺院が開かれ、現在耕雲寺の末寺は 80 寺、孫寺以下を合わせると 800 寺に及んでいる。



図 傑堂能勝

② 本庄越前守繁長 (1540~1613)

天文 8 年 (1540)、村上城主本庄房長ほんじょうふさながの嫡男として生まれた。天文 20 年 (1551) に元服し、叔父のおがわながすけ小河長資を排除し、本庄家の実権を得た。天文 22 年 (1553) に春日山城で長尾景虎に拝謁し、以後、長尾氏 (上杉氏) の下で各地の合戦に参加した。永禄 11 年 (1568) には武田信玄に呼応して上杉氏に反乱するものの鎮定され、以後は再び上杉氏に従い、御館おたての乱に際しては上杉景勝に従った。天正 16 年 (1588) に上杉氏の全面支援を得て庄内へ出兵して勝利を収めたのち、天正 19 年 (1591) に惣無事令そうぶじれい違反に問われ改易となった。慶長 3 年 (1598) の上杉景勝の会津移封に伴い 1 万石で守山城主、のちに福島城主となり、慶長 18 年 (1613) に没した。



図 本庄越前守繁長

③ 色部長真 (1553~1592)

天文 22 年 (1553)、平林城主色部勝長の子として生まれた。天正 4 年 (1576) に色部家の家督を相続し、上杉氏に仕えた。天正 18 年 (1590) には奥州検地に際して豊臣秀吉の命により上杉景勝とともに出羽国に出陣し、出羽大森城の在番となった。検地に反対する一揆鎮圧後、越後に帰還する際に波宇志別神社を分霊し、色部家の菩提寺千眼寺の裏山に遷座し、保呂羽堂ほろはを建立した。兵法や馬術等の武芸一般とともに薬剤の製造等様々な免許を相伝したと伝えられるが、文禄元年 (1592) に 40 歳で病没した。慶長 3 年 (1598) 上杉景勝の会津移封に伴い、色部氏も越後を離れ、のち米沢に移封された。



図 色部長真供養塔

④ ^{むらかみすおうのかみよりかつ}村上周防 守頼勝（生年不詳～1604）

村上頼勝の出自は不明であるが、当初は丹羽長秀に仕え、天正11年（1583）には加賀国能美郡に6万6000石を与えられ小松城主となった。以後、九州攻めや小田原攻めに従軍した。慶長3年（1598）に豊臣秀吉から堀秀治が43万3500石で越後国守に任ぜられると、堀氏の与力大名として9万石を与えられ、村上城主となった。慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いでは東軍方につき、越後国内で起きた上杉旧臣による上杉遺民一揆の鎮定に努めた。その功績により、戦後徳川家康から所領を安堵された。



図 村上周防守頼勝

⑤ ^{とくこうやかくざ えもん}徳光屋覚左衛門（生年不詳～1634）

徳光屋は屋号で、本姓は土田といい、村上町の大年寄を務めた人物とされている。元和6年（1620）、伊勢参宮から帰る途中に宇治から茶の実を持ち帰り、これを村上の地で栽培し、普及を図ったと伝えられている。また、村上茶は村上城主堀直奇が元和年間（1615～23）に山城宇治より甚兵衛という人物を招き、茶の実を購入して江戸藩邸で栽培し、これが村上に移植されたともいわれている。覚左衛門は寛永11年（1634）に死去したが、二代目覚左衛門は茶畑を風砂から保護するため瀬波町に松林を整備し、茶産業の発達に貢献したと伝えられている。村上茶畑はその後、歴代城主の保護により増加し、村上茶は城下の主産業として発達していった。



図 徳光屋覚左衛門

⑥ ^{ほりたん ごのかみなおより}堀丹後 守直奇（1577～1639）

天正5年（1577）、堀直政の子として生まれた。小姓として豊臣秀吉に仕え、慶長3年（1598）に主君の堀秀治が越後に入ると、2万石を与えられ、坂戸城主となった。慶長5年（1600）の上杉遺民一揆には徳川方として一揆鎮定に貢献し、その後も大坂夏の陣等で戦功を挙げ、徳川家康に重用された。

元和2年（1616）には8万石で越後長岡城主、元和4年（1618）には10万石で村上城主となり、村上城と城下の大規模な改造を行った。このとき現在残る村上城下町の形がつくられるとともに、羽黒神社が現在地に造営された。



図 堀丹後守直奇

⑦ ^{まつだいらやまの}松平大和 守直矩 (1642～1695)

徳川家康の次男結城秀康の五男松平直基^{なおもと}の子で、慶安元年（1648）に父の遺領を継ぎ 15 万石で播磨姫路城主となった。慶安 2 年（1649）に同石高で越後村上に移封され、村上在城の間には領内の総検地や村上城の大規模な改築を行った。自身が記した『松平大和守日記』は当時の様子を知る貴重な資料で、村上在城時の記録には寛文年間の西奈彌羽黒神社祭礼（村上まつり）の様子等が記されている。

寛文 7 年（1667）に再び播磨姫路へ移り、その後も豊後日田^{ごひた}や出羽山形、陸奥白河等転封を繰り返し、元禄 8 年（1695）に陸奥白河城主として没した。



図 松平大和守直矩

⑧ ^{まなべえちげんのかみあきふさ}間部越前 守詮房 (1666～1720)

寛文 6 年（1666）、甲府藩士西田清定^{きよさだ}の長男として生まれ、貞享元年（1684）に甲府藩主徳川綱豊^{つなとよ}の小姓となった。宝永元年（1704）、徳川綱豊が将軍綱吉の養嗣子となり江戸城に入ると、これに従って幕臣となり、宝永 3 年（1706）には若年寄格となり 1 万石の小名^{しょうみょう}に取り立てられた。その後、徳川綱吉が没して家宣^{いえのぶ}（綱豊を改名）が将軍家を相続すると老中格に昇進し、5 万石で高崎城主となり、将軍家宣、家継^{いえつぐ}の側用人として大きな権力を握った。享保元年（1716）に家継が没して徳川吉宗が将軍に就任すると、側用人を解任されて、享保 2 年（1717）に上野高崎から越後村上に移封された。享保 5 年（1720）7 月に村上城で没し、村上町の寺町の浄念寺に葬られた。



図 間部越前守詮房

⑨ ^{ないとうぶぜんのかみかずのぶ}内藤豊前 守弼信 (1658～1730)

万治元年（1658）、内藤家の祖内藤信成の孫である内藤信光の子として江戸で生まれた。延宝元年（1673）に棚倉藩主内藤信良の養子となり、翌 2 年（1674）に家督を相続した。

宝永 2 年（1705）に所領を駿河国及び遠江国内に移され、田中城を居城としたが、正徳 2 年（1712）に大坂城代となり、河内国へ移った。享保 5 年（1720）に越後国岩船^{かんばら}、蒲原、三島郡に 5 万石の領地を与えられて村上城主となり、享保 15 年（1730）に没した。



図 内藤豊前守弼信

⑩ 青砥武平治 (1713~1786)

正徳3年(1713)、村上藩士金沢儀左衛門の二男として生まれ、幼いときに青砥治兵衛の養子となった。江戸時代中期、三面川における鮭の漁獲量が減少する中、青砥武平治は鮭の母川回帰性に着目し、川に分流を設けて鮭を導き産卵させ、産卵が終わるまで禁猟とする「種川の制」を考案したとされている。また、「郷村秘要集」「家言之弁」等を著し、民衆の統治と農業振興、租税制度等についても精通した。晩年には村上藩財政の要所であった三条領の代官の要職につき、70石を給された。



図 青砥武平治像

⑪ 内藤紀伊 守信親 (1812~1874)

文化9年(1812)、村上城主内藤信敦の三男として生まれた。兄の内藤信方が文政5年(1822)に死去したことから嫡子となり、文政8年(1825)信敦の死により家督を相続した。前藩主信敦と同じく、幕府の要職である奏者番や寺社奉行、大坂城代、京都所司代を歴任した。

嘉永4年(1851)からは老中として幕政の中樞を担ったが、文久2年(1862)に老中職を免じられた。文久元年(1861)に信思と改名し、元治元年(1864)には隠居して家督を養子信民に譲ったが、以後も藩政を指導した。戊辰戦争では、村上藩が奥羽越列藩同盟に加わり、新政府軍に抵抗したことから、戦争後の明治元年(1868)に新政府から罪を問われ謹慎処分を受けた。

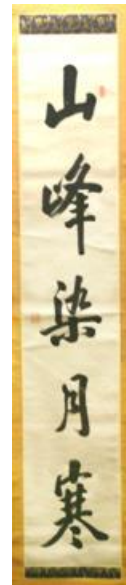


図 内藤紀伊守信親の書

⑫ 有磯周斎 (1805~1879)

文化2年(1805)、村上大工町の稲垣八郎兵衛の二男として生まれた。父について家業の寺社建築を学ぶかたわら、彫刻を好みのちに置物や根付等の制作にも携わった。25歳の頃より彫刻を専らとするようになり、天保5年(1834)には江戸に出て彫刻の技を究めるとともに堆朱や堆黒等漆の技法を修めた。村上帰国後は美術工芸品を制作し、各地に販路を広げるとともに技術の普及にも腐心した。

嘉永2年(1849)に村上城主内藤信親が藤基神社を造営する際には、彫刻の棟梁として精魂込めて鑿を振るった。文久元年(1861)の江戸藩邸における内藤家祖廟の造営にも従事し、このとき制作した櫓の大衝立が内藤家から幕府に献上され、大いに名声を博した。これらの功により、名字帯刀と合印を許されて有磯周斎と名乗るようになった。明治12年(1879)、75歳で没した。



図 普濟寺天井絵

名字帯刀と合印を許されて有磯周斎と名乗るようになった。明治12年(1879)、75歳で没した。

⑬ 佛海上人 (1828～1903)

佛海上人は、俗名を近藤庄次郎といい、文政 11 年 (1828) に村上安良町の近藤庄助の長男として生まれた。弘化 2 年 (1845) に出羽東田川郡の注連寺に入門し、以後湯殿山等で修行を重ね、35 歳の頃からは木食行に入り生涯これ続けた。

明治 6 年 (1873) に村上に戻り、観音寺の住職となり、村上の羽黒神社等多くの神社仏閣の再興や貧民救済に寄与し、人々に「仏海様」と称され親しまれた。明治 36 年 (1903) に観音寺で没し、遺骸は遺言により即身仏を願って厚板の木棺に納められ、観音寺裏の土中の石棺の中に埋葬された。昭和 37 年 (1962)、村上市教育委員会と日本ミイラ研究グループらにより発掘調査が行われ、ミイラ化した遺骸は保存処理が施されたのち、観音寺に安置された。



図 佛海上人

⑭ 鳥居三十郎 (1841～1869)

天保 12 年 (1841)、村上藩家老鳥居家の嫡男として生まれた。19 歳で家老見習となり、村上藩最年少の家老として藩政を担った。慶応 4 年 (1868) の戊辰戦争では、新政府軍の村上城進攻を前に村上藩内部で抗戦派と帰順派の藩士が対立したものの、鳥居三十郎は抗戦派藩士約 200 名を率いて庄内国境に向けて退去し、村上城は城下での戦闘が行われずに開城した。その後村上藩兵は庄内藩兵とともに庄内国境で新政府軍と戦闘を継続したが、庄内藩の降伏とともに村上藩兵も降伏した。

戊辰戦争後、戦犯として東京に護送され、取調べを受けた後に死罪を言い渡され、村上に戻ったのち塩町の安泰寺に幽閉された。明治 2 年 (1869) に安泰寺で切腹 (享年 29 歳) し、羽黒口の宝光寺に埋葬された。



図 鳥居三十郎墓碑

第4節 文化財の現状と特性

(1) 文化財の現状

当市には、令和7年（2025）4月現在、国指定文化財12件、県指定文化財12件、市指定文化財149件の計173件が存在するほか、国登録有形文化財26件、国の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財1件及び国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財3件（以下、国の記録選択という。）、県選定保存技術が1件ある。

表 文化財の種類別指定等の状況（令和7年4月1日現在）

種別		国指定	県指定	市指定	その他	計
有形文化財	建造物	2	1	16	26※ ¹	45
	絵画			2		2
	彫刻			13		13
	工芸品			5		5
	書跡・典籍			10		10
	古文書			6		6
	考古資料	1	4	33		38
	歴史資料			19		19
無形文化財	工芸技術		1	1	1※ ²	3
民俗文化財	有形の民俗文化財	1		9		10
	無形の民俗文化財	2	2	15	3※ ²	22
記念物	遺跡	3	2	4		9
	名勝地	1				1
	動物、植物、地質 鉱物※ ³	2	2	16		20
計		12 (11)	12	149	30	203 (202)

種別		国選定	県選定	市選定	その他	計
文化財の 保存技術	選定保存技術		1			1
計		0	1	0	0	1

※1 国登録有形文化財 ※2 国の記録選択 ※3 特別天然記念物を含む

※「笹川流」は名勝と天然記念物に重複指定のため、（）内は実指定件数を示す

（２）国指定文化財等

国指定文化財等 42 件の内訳は、重要文化財 3 件、有形民俗文化財 1 件、無形民俗文化財 2 件、史跡 3 件、天然記念物 2 件、名勝 1 件、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1 件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 3 件、登録有形文化財 26 件となっている。

重要文化財は、建造物 2 件（若林家住宅、浄念寺本堂）、考古資料 1 件（元屋敷遺跡出土品）、重要有形民俗文化財 1 件（越後奥三面の山村生産用具）、重要無形民俗文化財 2 件（山北のボタモチ祭、村上祭の屋台行事）で、建造物 2 件はどちらも村上地域村上地区内に存在する。

① 若林家住宅（重要文化財）

若林家住宅は、村上地域村上地区の旧武家町に立地する武家住宅で、東西に棟を持つ居室部と南北に棟を持つ座敷部からなる L 字型とし、屋根は寄棟造りの茅葺きで、東日本に残る数少ない中級武士の武家住宅で、昭和 52 年（1977）1 月 28 日に重要文化財に指定されている。

この住宅は、江戸時代の村上城主内藤家から 150 石を給された若林氏の住宅で、江戸時代後期の建築とされる。



図 若林家住宅

② 浄念寺本堂（重要文化財）

浄念寺は、村上地域村上地区の寺町に立地する。15 世紀末に浄念法師の開基と伝えられ、江戸時代には村上藩主歴代の菩提寺であった。

この本堂は、棟札によると文化 15 年（1818）の再建であり、本堂の建築にあたって、設計は江戸表で行われ、当時度重なる火災に備え、防火上板葺の屋根にするようお触れが出ていたこと、雪国の風土や規模の点等考えて大壁の土蔵造とし、屋根はこけら葺とした。様式は、漆喰土蔵造、桁行 19.3m、梁間 15.6m、二重二階、切妻造妻入、上層棧瓦葺、下層銅板葺、正面向拝一間、軒唐破風付銅板葺で、建坪 322.1 m²であり、平成 3 年（1991）5 月 31 日に重要文化財に指定されている。



図 浄念寺本堂

③ 山北のボタモチ祭り（重要無形民俗文化財・国の記録選択）

山北のボタモチ祭りは、山北地域大川谷地区の中浜、杉平、岩石^{がんじき}の三つの集落で行われる行事で、田畑の収穫や漁業等の終了と新年の豊作を祈願するとともに、若者を集落の一員として認める行事が結びついたものである。持ち寄ったモチ米とアズキで大きなボタモチを作り、神前に供えた後に皆で食べるとともに、若者にはスリコギを腹に近づけて無理やり腹をへこませる等して、他の者よりも多く食べるように強要する「強飯^{ごうはん}」の儀式にもなっており、昭和61年（1986）には国の記録選択となり、平成12年（2000）1月9日には重要無形民俗文化財に指定されている。



図 山北のボタモチ祭り

④ 村上祭の屋台行事（重要無形民俗文化財）

村上祭の屋台行事は、神輿や荒馬とともに漆工、金工、彫刻等の技術の粋を集めて制作された19台のしゃぎり屋台が、村上城下の旧町人町を巡行するものであり、村上地域村上地区に建立された西奈彌羽黒神社の例大祭の祭礼日に行われている。平成30年（2018）3月8日に、重要無形民俗文化財に指定されている。

寛永10年（1633）に村上城主堀直奇により、この神社が臥牛山中腹から現在地^{せんぐう}に遷宮した際の祭りが起源とされており、毎年7月7日に行われている。



図 村上祭の屋台

元屋敷遺跡出土品は、朝日地域三面地区の県営奥三面ダム建設に伴い発掘調査が行われた奥三面遺跡群のうちの元屋敷遺跡から出土した縄文時代後期～晩期の遺物で、土器や石器、石製品等である。また、奥三面ダム建設により集団移転した三面集落で使用されてきた生活用品も越後奥三面の山村生産用具として国指定物件となっている。

天然記念物はいずれも山北地域内に存在しており、^{はこがたはちまんぐう}管堅八幡宮社叢が天然記念物、笹川流れ（文化財名：笹川流）が名勝及び天然記念物となっている。管堅八幡宮は、延喜21年（921）創建とされる古社で、日本海に面した標高120mの管堅山の頂上に鎮座している。管堅山全体は、針葉樹林と常緑落葉樹が混交して生育する原生林のような様相を呈している。

笹川流れは、山北地域内の延長11kmにわたる海岸線で、この間には奇岩怪石や孤島、鍾乳洞、海門等の奇観がおりなす変化に富む景観が見られる。なお、天然記念物のうち特別天然記念物のカモシカは、村上市の山地全域を含めた新潟県や山形県、福島県にかけての一带が生息地となっている。

【コラム】 菅堅八幡宮

勝木の菅堅八幡宮は、延喜 21 年（921）創建とされ、元禄 4 年（1691）に現在地に移転、再建されたと伝えられている。氏子地域である勝木や勝木川沿いの八幡地区の各村々をはじめ、古くから海上安全の守護神として廻船業や漁業関係者から篤く信仰されてきた。明治時代初期の『越後国式内神社考』には、神社に伝わる宝物として狐憑き等の病気に霊験のある剣、源義経の胸懸、上杉謙信が奉納した十文字の鏡等が挙げられている。なお、八幡地区のお祭りであるこの神社の祭礼は 9 月 15 日に行われており、越後と庄内の国別奉納相撲大会等が開催されている。



図 菅堅八幡宮社殿

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財（以下、「国の記録選択」）は村上堆朱で、村上地域村上地区を中心に発達した工芸技術である。木地を彫刻した後、漆を塗り重ねる技法で、江戸時代後期から現在に至るまで受け継がれており、伝統的な地場産業となっている。昭和 30 年（1955）の選択時の関係技芸者は、板垣臥石^{がせき}と鈴木秋湖^{しゅうこ}の 2 名であったが、ともに故人である。

⑤ 村上堆朱（国の記録選択・県指定無形文化財）

村上堆朱は、歴代村上藩主が漆工を奨励して漆奉行が設置される等、漆樹栽培が活発になった江戸時代において、文政年間頃に江戸詰の村上藩士によって家中に広められ、やがて町方の職人にも伝わった。彫漆技術がさらに発達すると、名工と称された有磯周斎が中国の漆芸の技法を研究し、鎌倉彫の彫法を取捨して改良する等品位の向上を図った。

明治期以降も技術改良が図られ、戦時中は漆の統制^{きそくえんえん}があり、堆朱業界は氣息奄奄たる状態であったが、昭和 30 年（1955）2 月 9 日に県の無形文化財に指定され、昭和 30 年（1955）3 月 19 日に国の記録選択にもなっている。

また、昭和 51 年（1976）2 月には通商産業大臣（現経済産業大臣）指定伝統的工芸品の選定を受けている。現在もその技法が保持され、各種製品の生産販売が行われている。



図 村上堆朱

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（以下、「国の記録選択」）は、山北地域の越後しな布紡織習俗と山北のボタモチ祭、朝日地域の大須戸能である。越後しな布紡織習俗は、山北地域中俣地区の雷集落と山熊田集落を産地とする織物と紡織技術で、隣接する山形県鶴岡市関川集落にも同様の習俗がみられる。羽越地域の山間部に生育するシナノキやオオバボダイジュ、ノボリボダイジュの樹皮を用いて糸を作り、布状に織り上げたもので、現在では当地域にわずかに伝承されているのみとなっている。

登録有形文化財は、全て建造物であり、村上地域に17件、神林地域に7件、山北地域に2件存在する。村上地域では、明治時代前期に建築された山上染物店主屋や吉川家住宅主屋等の登録文化財建造物が全て旧村上城下の町人町地区に見られ、このほかにも未指定の歴史的建造物である町家や寺院が各所に現存している。

⑥ 越後のしな布紡織習俗（国の記録選択・市指定無形文化財）

越後のしな布紡織習俗は、山北地域中俣地区の雷集落と山熊田集落を産地とする織物と紡織技術で、隣接する山形県鶴岡市関川集落にも同様の習俗がみられる。しな布は、羽越地域の山間部を産地とするシナの木で糸を紡ぎコシバタで織られた織物で、いつ頃から織られたかを示す資料はないが、平安時代に編纂された『延喜式』の貢物として「信濃布」が記されていることから、当時からこのような布が織られていたとも推定される。

科布（新潟、山形）、葛布（静岡）、芭蕉布（沖縄）は日本三大原始布に数えられていて、ざっくりとした手触りと落ち着きのある風合いに特徴がある。昭和42年（1967）3月1日に「越後のしな布紡織習俗」として国の記録選択となり、平成17年（2005）には山北地域と山形県鶴岡市で生産される「羽越しな布」が経済産業大臣指定の伝統的工芸品に選定されている。



図 「越後のしな布」 紡織製品



図 越後のしな布紡織の様子

【コラム】さんぽく生業の里

「さんぽく生業の里」は、古代伝統の織物「しな織り」を中心とした地域資源を活用し、多くの人と交流を図ろうと山熊田集落及び山北地区の有志が集まり、設置した施設である。館内では、しな織り作業の見学のほか、「しな織り」「アク笹巻き」等の体験ができる。毎年秋には地区の特産品の「赤カブ漬け」を体験するイベント等を開催し、多くの人々と交流を図っている。また、山熊田の山や川からの恵みを活かし、地元の素材にこだわった郷土料理の提供と、「赤カブ漬け」「アク笹巻き」「トチ餅」「山菜漬け」等を特産品として提供している。



図 さんぽく生業の里

⑦ 大須戸能（国の記録選択・県指定無形民俗文化財）

大須戸能は、朝日地域塩野町地区の大須戸集落で伝承されてきた能楽で、伝えによれば弘化元年（1844）の冬、庄内黒川の能役者蛸井甚助が、当地に逗留した際、庄屋や神主等村人が数年にわたり指導を受け習得したとされている。

昭和30年（1955）2月9日に県の無形民俗文化財に指定され、平成11年（1999）12月3日に国の記録選択にもなっており、現在は、大須戸能保存会が能26番、狂言12番を伝承し、毎年4月3日の春神楽定期能と8月15日の薪能^{たきぎのう}を主な公演活動としている。



図 大須戸能

⑧ 平林城跡（史跡）

平林城跡は、神林地域平林地区に位置し、中世北越後の小泉庄加納を領した色部氏累代の居館^{きょかん}及び山城跡であり、昭和53年（1978）9月18日に史跡に指定されている。

築城年代は不明であるが、15世紀末には色部氏の居城となっていたものと考えられる。慶長3年（1598）の上杉景勝が会津に転封時に、色部氏も1万石を与えられ出羽国金山城（現山形県南陽市）に入り平林城は廃城となったが、城主の居館跡や背後の山城跡が現在も良好に残っている。



図 平林城跡（遠景）



図 平林城跡

⑨ 村上城跡（史跡）

村上城跡は、村上地域村上地区に位置し、中～近世の城館跡として、平成5年（1993）6月8日に史跡に指定されている。

村上城は、標高135mの臥牛山に築かれた平山城で、中世後期に国人領主の本庄氏の居城として築かれ、近世期にも越後北部の支配拠点となった。中世期に臥牛山東面に築かれた土塁や切岸等の遺構とともに近世前期に山上一帯に整備された石垣遺構^{げど}が一体となって現存し、このほか山下には城主居館跡や下渡門の堀跡、藤基神社境内の土塁跡等が残っている。

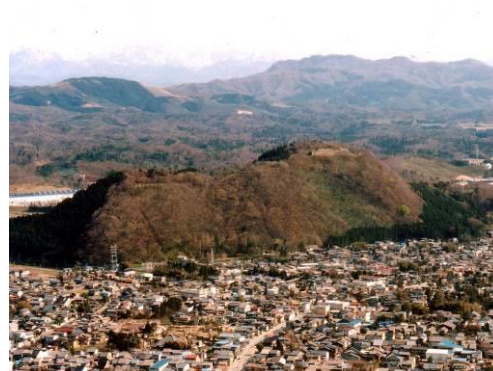


図 村上城跡

（３）県指定文化財等

新潟県指定文化財等 12 件の内訳は、建造物 1 件（西奈彌羽黒神社境内摂社神明宮本殿）、考古資料 4 件（樽口遺跡出土品、元屋敷遺跡出土品、高平遺跡出土品、山元遺跡出土品）、無形文化財（工芸技術）1 件（村上木彫堆朱）、無形の民俗文化財 2 件（岩船まつりのしゃぎり曳行^{えいこう}とともに山行事、大須戸能）、史跡 2 件（馬場館、大葉沢城跡）、天然記念物 2 件（石船神社社叢、小俣の白山神社の大杉）で、このほかに選定保存技術（屋根葺）が 1 件となっている。

天然記念物の石船神社社叢は石船神社の背後一帯の林で、ヤブツバキとケヤキを主としてケヤキ、エゾイタヤ、クリ、カシワ、アベマキ、ミズナラ等が混生する。中でもアベマキには最大で胸高周囲 2.9m にも及ぶ巨木が見られる。小俣の白山神社の大杉は山北地域中俣地区の小俣集落の白山神社境内に生立する御神木で、推定樹齢は 1200 年、樹高 39.0m、目通り周 13.4m の巨木である。この集落は、戊辰戦争で戦場となり、戦後の復興のために神社境内の杉が売却されたが、そのとき売却を免れて残ったものといわれている。

選定保存技術は、屋根葺における茅葺屋根の葺き替え技術で、現在もその技術を保有する職人が選定保存技術者となっている。

① 西奈彌羽黒神社境内摂社神明宮（県指定有形文化財）

この建造物は、村上地域村上地区内の西奈彌羽黒神社境内にあり、昭和 44 年（1969）3 月 25 日に県の有形文化財に指定されている。

元禄 3 年（1690）に村上城主榊原勝乗^{かつのり}（政邦）が造営、寄進したもので、桃山時代の建築様式を伝える社殿である。当初は、西奈彌羽黒神社の本殿であったが、明治 14 年（1881）に現在の本殿の新築の際に摂社として右前方に移され、その後、現在の場所に再移転した。



図 西奈彌羽黒神社境内摂社神明宮



図 摂社神明宮内部

② 岩船まつり（県指定無形民俗文化財）

岩船まつりは、村上地域岩船地区に祀られた石船神社の例大祭で、起源は明らかではないものの中世末期の『色部氏年中行事』（越後国人領主色部氏史料集）には当時の祭礼神事の様子が記されている。

10月19日の祭礼日には、神輿とともに9台のしゃぎり屋台が地区内を巡行し、祭礼行列の先頭となる岸見寺町の屋台は、「お舟様」と称され、祭礼の中心的存在として篤く信仰されている。

祭礼の最後には「お舟様」から神社社殿に神霊を遷す「とも山」が行われ、この「とも山」行事としゃぎり巡行を含めた行事全体が、昭和63年（1988）3月25日に県の無形民俗文化財に指定されている。



図 岩船まつり



図 とも山に向かうお舟様（岩船まつり）

③ 馬場館跡（県指定史跡）

馬場館跡は、荒川地域金屋地区に位置する中世の城館跡で、旧胎内川の自然堤防上に立地し、中世の文書資料に館の存在は確認されないものの、発掘調査の結果から奥山荘黒川氏に関連する館で15世紀頃に造られたものと推定されている。

館跡は主郭と副郭からなり、主郭は土塁と堀で囲まれ、郭内からは柱穴、井戸、池等が確認されており、平成16年（2004）3月30日に県の史跡に指定されている。



図 馬場館跡

④ 大葉沢城跡（県指定史跡）

大葉沢城跡は、朝日地域舘腰地区内の大場沢集落の南に位置する標高70～90mの小丘陵に築かれた中世の城館跡である。平成8年（1996）3月29日に県の史跡に指定されている。

戦国時代の村上城主の本庄氏や平林城主の色部氏と並ぶ当地方の国人領主として勢力を誇った鮎川氏の本拠地である。

この城跡は、西端の雷神社を祀る宮山から東に続く普済寺南裏の寺山にかけて、東西約700m、南北約200mの範囲に広がっており、大小の曲輪、切岸、尾根を切断した堅堀、畝形阻^{うねがたそざい}塞等の防御施設が見られ、畝形阻塞の規模は全国的にも類例がないものである。この城は、鮎川清長及び盛長時代に度重なる攻防が行われた場所であることから、このような城郭が築かれたものと考えられる。



図 大葉沢城跡

（４）市指定文化財等

村上市指定文化財等 149 件の内訳は、有形文化財 104 件、無形文化財 1 件、有形民俗文化財 9 件、無形民俗文化財 15 件、史跡 4 件、天然記念物 16 件となっている。

有形文化財は、建造物 16 件、絵画 2 件、彫刻 13 件、工芸品 5 件、書跡・典籍 10 件、古文書 6 件、考古資料 33 件、歴史資料 19 件で、建造物と考古資料が多く指定されている。建造物は、旧村上城下に武家住宅 5 件（旧岩間家住宅、旧嵩岡家住宅、旧成田家住宅、旧藤井家住宅、福崎・佐藤家住宅）と神社仏閣 4 件（藤基神社社殿、間部詮房御霊屋、間部詮房御霊屋御門、間部詮房墓碑）があり、武家住宅は重要文化財若林家住宅とともに武家町の景観を形成する重要な要素となっている。考古資料は、市内各地の遺跡から出土した縄文時代から中世までの遺物で、縄文時代中期の火焰型土器が大量に出土した高平遺跡出土品、弥生時代後期の東北系北陸系土器が混在して出土した砂山遺跡出土品等のほか、中世に建立された板碑等の石造遺物も多く含まれている。

① 旧嵩岡家住宅（市指定有形文化財）

旧嵩岡家住宅は、村上地域村上地区の旧武家町に立地する武家住宅である。元の所在地は新町で、建築様式は直屋、寄棟造り、茅葺きである。明治初年村上城下絵図には嵩岡五郎左衛門の名が記され、天明年間の内藤藩分限帳では江戸詰平侍と記されている。

昭和 62 年（1987）12 月 11 日に市の有形文化財に指定されている。



図 旧嵩岡家住宅

② 旧岩間家住宅（市指定有形文化財）

旧岩間家住宅は、村上地域村上地区の旧武家町に立地する武家住宅である。元の所在地は飯野二丁目で、建築様式は直屋、寄棟造り、茅葺きである。明治初年村上城下絵図の同所には須貝源太郎の名が記されている。

内藤家分限帳には同じ名前は確認できないが、須貝という姓は下級武士の中に数名見られる。昭和時代初期に岩間氏の所有となり、のちに建物が村上市に寄付され、平成 4 年（1992）9 月 21 日に市の有形文化財に指定されている。



図 旧岩間家住宅

③ 旧成田家住宅（市指定有形文化財）

旧成田家住宅は、村上地域村上地区の旧武家町に立地する武家住宅である。元の所在地は新町で建築様式は直屋、寄棟造り（妻入り）、茅葺きである。明治初年村上城下絵図には岡本左太夫とあるが、内藤家分限帳には該当する名前は見られない。

ただし、嘉永7年（1854）に佐賀藩士牟田高惇^{む た たかあつ}が武者修行の途中に村上城下に逗留した際、この屋敷に泊まったと思われる記録は『諸国廻遊日録』にある。後に、成田氏の所有となり、平成4年（1992）に村上市に寄付され、平成5年（1993）3月25日には市の有形文化財に指定されている。



図 旧成田家住宅

④ 旧藤井家住宅（市指定有形文化財）

旧藤井家住宅は、村上地域村上地区の旧武家町に立地する武家住宅で、場所は現在と同じである。建築様式は直屋、寄棟造り、茅葺きである。明治初年村上城下絵図の同所には重野兵馬^{ものがしら} 250 石とある。重野氏は、天明年間の内藤家分限帳によると物頭役を勤めていた上級クラスの武士であった。建物は、大正時代に藤井氏の所有となったが、その際に病院として使用されたため洋風の診療所や病室が増設された。なお、平成6年（1994）9月26日に市の有形文化財に指定されている。



図 旧藤井家住宅

⑤ 福崎・佐藤家住宅（市指定有形文化財）

福崎・佐藤家住宅は、村上地域村上地区の旧武家町に立地する武家住宅で、現在も個人が居住している。

長屋形式で座敷と称する部屋はあるが、実質的には日常的な居住空間として利用されていた。なお、平成11年（1999）1月25日に市の有形文化財に指定されている。



図 福崎・佐藤家住宅

⑥ 藤基神社社殿（市指定有形文化財）

藤基神社は、村上地域村上地区の旧武家町内に建立された神社である。享保2年（1717）に内藤家5代式信が、同家の祖である信成を江戸屋敷内^{せいびやう}に聖廟を建てて祀ったことが起源となっている。

現在の社殿は、嘉永2年（1849）に同家11代信親が現在地に社殿を建立したもので、天保13年（1842）6月26日地鎮祭、嘉永元年（1849）8月21日上棟式、遷宮は、翌2年（1850）5月17日と8年にわたる工事であった。



図 藤基神社社殿

社殿は、本殿、拝殿がいずれも流れ造り、総檼^{けやき}の瓦葺きであり、村上城下の工匠たちがその技を結集したもので、棟梁は塩町の稲垣八郎兵衛、虹梁^{こうりょう}や墓股^{かえるまた}、木鼻のほか社殿の各所に施された彫刻は、有磯周斎が技を尽したものである。

なお、この社殿と社殿附属建造物が昭和55年（1980）10月22日に市の有形文化財に指定されている。また、この神社境内の旧村上城石垣や石段、種川碑、鳥居三十郎碑、村上藩士殉難碑も同日に市の有形文化財に指定されている。

⑦ 耕雲寺山門（市指定有形文化財）

耕雲寺山門は、元禄15年（1702）に鐘楼^{しょうろう}として建立されたもので、明治19年（1886）12月16日に発生した火災により、耕雲寺は七堂伽藍^{がらん}を焼失し、貴重な所蔵品も多くが焼失したが、この山門は焼失を免れた。また、山門の両脇に安置した仁王尊像も、火災時に難を逃れたもので、山門裏側の十六羅漢像は、平成7年（1995）に10体を修復、6体を新調し、安置したものである。

後に、この鐘楼は、明治末年に現在地に移築されて山門となり、明治43年（1910）に両袖を増築し、昭和49年（1974）に屋根の茅にステンレス板を被覆した。なお、平成17年（2005）8月26日に市の有形文化財に指定されている。また、現在の本堂は、昭和23年（1948）に再建されたものである。



図 耕雲寺山門

【コラム】耕雲寺

耕雲寺は、応永元年（1394）に傑堂能勝禅師により開基された曹洞宗の寺院である。

この寺は、新潟県下の曹洞宗の越後四ヶ道場（中蒲原郡滝谷の慈光寺、西蒲原郡石瀬の種月寺、南魚沼郡上田の雲洞庵、村上の耕雲寺）の一つとされ、この四ヶ寺の中で最も古く、往時は仏殿や開山堂、禅堂、衆寮^{しゅうりょう}、庫院、廻廊等七堂伽藍^{くわいん}が立ち並び、常に100名余りの雲水が修業をつみ盛大を極めていたといわれている。江戸時代には十万石の格式をもち、代々の村上城主からは百五十石の寺領が寄進されていた。現在では末寺が80寺、孫寺以下を合わせると800寺にも及んでいる。



図 耕雲寺全景絵図

資料：「村上城々門絵図」付録（村上郷土物産研究会）

⑧ 千眼寺保呂羽堂（市指定有形文化財）

神林地域平林地区の平林集落内に建立されている千眼寺は、山号を晋光山と称し、平林城主色部長真（色部氏 15 代）が開基した曹洞宗の寺院である。

千眼寺の境内に祀られている保呂羽堂は、文禄元年（1592）に長真が保呂羽権現の靈験に深く感じ入り、出羽国仙北郡大森町（現秋田県横手市）の保呂羽山波宇志別神社から分霊を勧請し、社殿を建立したことに始まるとされている。現在の御堂は、千眼寺 19 世靈應寛同和尚が、弘化 3 年（1846）に発願し、安政 5 年（1858）に再建したものである。幣殿と拝殿を前後に明確に分ける平面形式は、越後特有の形式とされている。各所に施された彫刻は、村上町の山脇三作が制作したもので、日光東照宮の彫刻の一部を取り入れたものと伝えられている。



図 千眼寺保呂羽堂

【コラム】保呂羽大祭

保呂羽大祭は、千眼寺保呂羽堂で行われる例祭で毎年 4 月 15 日に行われる。現在は平林集落のこどもから大人までが参加し神輿の巡行等が行われているが、以前の祭礼では神輿巡行は行われていなかった。

平林集落には、保呂羽神社の他に金刀比羅神社と白山神社があり、それぞれの神社に祭礼があるが、客を招待するのは保呂羽神社の祭りだけである。この祭りは、宵宮がなく、祭礼前日の幟が立てられる。



図 保呂羽大祭

無形民俗文化財は、山北地域の紡織習俗のシナバタで、越後しな布紡織習俗として国の記録選択にもなっている。

有形民俗文化財には、村上地域の西奈彌羽黒神社に伝わる絵馬や扁額、朝日地域の鳴海金山に関わる石臼等である。

無形民俗文化財では、各地区の祭礼行事が主で、中でも荒川地域と神林地域の獅子踊りが大半を占めている。

⑨ 大栗田アマメハギ（市指定無形民俗文化財）

大栗田アマメハギは、村上地域山辺里地区の大栗田集落に伝わる小正月の行事で、怠け者を戒めると同時に正月の神様が来訪し、新しい年を迎える行事でもあり、平成 7 年（1995）3 月 24 日に市の無形民俗文化財に指定された。

起源は不明だが、秋田からマタギ（猟師）によって伝えられたという説がある。アマメとは、冬の間、仕事をせずに囲炉裏にあたってばかりいるとできる火ダコのことで、アマメハギでは天狗、狐の面と獅子頭を



図 大栗田のアマメハギ

かぶったこどもたちがスリコギとオロシガネを手に持ちながら集落の各家をまわり、囲炉裏の側に座る大人の足にできたアマメを剥ぎ取る仕草をする。

⑩ 上・下鍛冶屋獅子踊り（市指定無形民俗文化財）

上・下鍛冶屋獅子踊りは、荒川地域保内地区の上鍛冶屋及び下鍛冶屋集落で伝承されており、この地域内の獅子踊りの起源とされている。

この獅子踊りは、下鍛冶屋集落に祀られた若宮八幡宮の祭礼で、毎年8月22日、23日の実施である。起源は不詳であるが、江戸時代に旅の行者が集落内の庵寺に宿泊した際に伝えたといわれている。唯一の文献史料は、安政4年（1857）の『獅子踊歌帳』である。なお、この獅子踊りは、平成19年（2007）11月27日に市の無形民俗文化財に指定されている。



図 上・下鍛冶屋獅子踊り

⑪ 坂町獅子踊り（市指定無形民俗文化財）

坂町獅子踊りは、荒川地域保内地区の坂町集落に伝承される獅子踊りで、江戸時代後期に近隣の下鍛冶屋村（現村上市下鍛冶屋）から習い覚えてきたものと伝えられている。

この獅子踊りは、坂町村（現村上市坂町）に鎮座する若宮八幡宮の祭礼（毎年8月24日、25日）に奉納舞がなされている。平成19年（2007）11月27日に市の無形民俗文化財に指定されている。



図 坂町獅子踊り

⑫ 大津獅子踊り（市指定無形民俗文化財）

大津獅子踊りは、荒川地域金屋地区の大津集落に伝承される獅子踊りで、下鍛冶屋村（現村上市下鍛冶屋）から伝わったといわれている。獅子頭の由来は「大津村（現村上市大津）の清水川から獅子頭があがり、相馬善十郎家が見つけた安置し踊りを始めた」とも、また「相馬の獅子」と呼ばれていたともいわれている。

毎年8月23日が、この集落の地蔵様祭りの日でもあり、この日と翌24日に獅子踊りが行われ、獅子が集落内の延命寺へ入る際には、寺に入ろうとする獅子の側とこれを阻む側との間で棒を用いた「棒押し」と呼ばれる押し合いが行われる。この獅子踊りは、平成19年（2007）11月27日に市の無形民俗文化財に指定されている。



図 大津獅子踊り

⑬ 佐々木区神楽舞（市指定無形民俗文化財）

佐々木区神楽舞は、荒川地域保内地区の佐々木集落に伝承される神楽舞で、江戸時代後期の天保年間に始まった神楽舞が代々継承され、昭和期の戦中戦後は一時衰退したが、その間も細々と受け継がれてきた。

毎年8月23日、24日に行われ、23日には集落内の宝篋印塔^{ほうきょういんとう}、24日には大山祇神社と神明宮で神楽が奉納される。この集落は、一級河川荒川沿岸に近接しており、昭和39年(1964)の新潟地震や昭和42年(1967)の羽越水害で大きな被害を受けた後、悪魔祓いと芸能伝承の面で神楽に対する認識が高まり、昭和43年(1968)には神楽舞保存会が設立され、平成19年(2007)11月27日には市の無形民俗文化財に指定されている。



図 佐々木区神楽舞

⑭ 鳥屋神楽（市指定無形民俗文化財）

鳥屋神楽は、荒川地域金屋地区の鳥屋集落に伝承される神楽舞で、江戸時代後期から、住民の安泰と五穀豊穡祈願のために、この集落内に鎮座する神明宮に奉納されてきたと伝えられている。

演目は、古式にのって演じられる「神楽舞」「鳥さし舞」「天狗舞」「栗蒔き」とともに、「上州追分」「おかめ踊り」が一連の演目となっていて、宵祭りの7月9日に演じられている。平成19年(2007)11月27日には市の無形民俗文化財に指定されている。



図 鳥屋神楽

⑮ 名割獅子踊り（市指定無形民俗文化財）

名割獅子踊りは、荒川地域金屋地区の名割集落に伝承される一人立三匹獅子の獅子踊りで、江戸時代後期の弘化、嘉永頃に名割村（現村上市名割）の先人が下鍛冶屋村の獅子を基に始めたといわれている。

この獅子踊りは、この集落内に祀られた白山神社の祭礼であり、毎年8月24日、25日に奉納されていたが、現在は、伝承者が少なくなり休止されている。なお、平成19年(2007)11月27日には市の無形民俗文化財に指定されている。



図 名割獅子踊り

⑯ 金屋獅子踊り（市指定無形民俗文化財）

金屋獅子踊りは、荒川地域金屋地区の金屋集落に伝承される一人立三匹獅子の獅子踊りで、伝承では、江戸時代に仙台伊達氏が朝鮮出兵に参加した際の「城攻め」を表現した踊りとされ、身振り手振りが大きい踊りが特徴となっている。

この獅子踊りは、集落内に鎮座する須賀神社の祭礼（毎年7月14日、15日）に奉納され、15日には「村踊り」と称し、集落内の50箇所余りで踊りの披露がある。なお、平成19年（2007）11月27日には市の無形民俗文化財に指定されている。



図 金屋獅子踊り



図 金屋獅子踊り獅子頭幕

⑰ 川部の大神楽（市指定無形民俗文化財）

川部の大神楽は、神林地域平林地区の川部集落で行われている神楽舞で、江戸時代には、度重なる風水害に苦しめられていたことから、その苦しみを乗り越えるために集落の鎮守である大山祇神社に「大神楽」を奉納し、家内安全と五穀豊穡を祈願したことが始まりとされている。

現在継承されている5つの舞のうち、獅子舞と三番さんば舞の2つの舞が、平成19年（2007）11月20日に市の無形民俗文化財に指定されている。



図 川部の大神楽

⑱ 大場沢獅子舞（市指定無形民俗文化財）

朝日地域舘腰地区の大場沢集落の主要な年中行事として、元日に集落の人々が集まり新年の挨拶を行う「一統礼いっとうれい」があり、そのとき、年間の無病息災や五穀豊穡を祈願して大場沢獅子舞が披露される。平成14年（2002）4月1日に市の無形民俗文化財に指定されている。

この獅子舞は、戦国時代に当時の大葉沢城主鮎川氏が出陣する際に、勝利と安全を祈願して舞ったものと伝えられている。



図 大葉沢獅子舞

⑱ 塩野町オサトサマ（市指定無形民俗文化財）

塩野町オサトサマは、朝日地域塩野町地区の塩野町集落内で行われる行事で昭和 20 年（1945）2 月 9 日に市の無形民俗文化財に指定された。

この行事では、巨大な注連縄^{しめなわ}を集落内にある熊野神社に奉納し、オサトサマ（山の神）に新年の豊作を祈願する年中行事である。注連縄は、女神の山の神の婿とされ、神社までの道中を婿入り行列に見立て、練り歩いていく慣わしとなっている。かつては、毎年 12 月 12 日に行われていたが、現在は 12 月初めの休日を選んで行われている。



図 塩野町オサトサマ

⑳ 府屋獅子舞（市指定無形民俗文化財）

府屋獅子舞は、伝えによると江戸時代後期に府屋の村人が伊勢参りの際に習い覚えてきたことが起源とされており、昭和 56 年（1981）9 月 12 日に市の無形民俗文化財に指定された。

この獅子舞に使用する獅子頭は、江戸時代後期の天明、寛政の頃、府屋に逗留した一人の彫刻師が宿泊のお礼として制作し、その後、府屋の念仏堂に寄進されたものと伝えられる。獅子舞の構成は、小獅子舞、マメサシ舞、大獅子舞の三部構成となっており、獅子舞と獅子踊りが並存¹している。



図 府屋獅子舞

¹ 獅子舞と獅子踊りの違い等については「第 2 章（10）大川城周辺の祭礼にみる歴史的風致」を参照。

史跡は、村上地域村上地区に建立された藤基神社に存在する旧村上城石垣や石段、山北地域中俣地区の中継集落にある一里塚が指定物件となっている。中継の一里塚は、出羽街道の道標として村上城下「札の辻」から庄内国境までの間に築かれたものの一つであり、直径約7mの円状で、地表面から高さ約3mまで土を盛った遺構である。

天然記念物は、指定物件の殆どが神社仏閣の境内等にある樹木で、信仰の対象として保護されてきた老木の巨木である。ほかに、明治時代に作庭された若林家住宅（重要文化財）の庭園も指定物件となっている。

㊦ 中継の一里塚（市指定史跡）

一里塚は、江戸時代初期に幕府が定めた制度で、村上藩もこれにならない領内の街道沿いに一里塚を整備した。

中継の一里塚は、山北地域中俣地区の中継集落の川内神社境内にある。出羽街道の道標として築かれたものの一つで、直径約7mの円状で地表面から高さ約3mまで土を盛ったものである。この塚は、村上城下の札の辻（現村上市大町交差点付近）から庄内藩の境の堀切峠までの10里10丁59間のうち9番目の塚で、平成9年（1997）3月27日に市の史跡に指定されている。



図 中継の一里塚

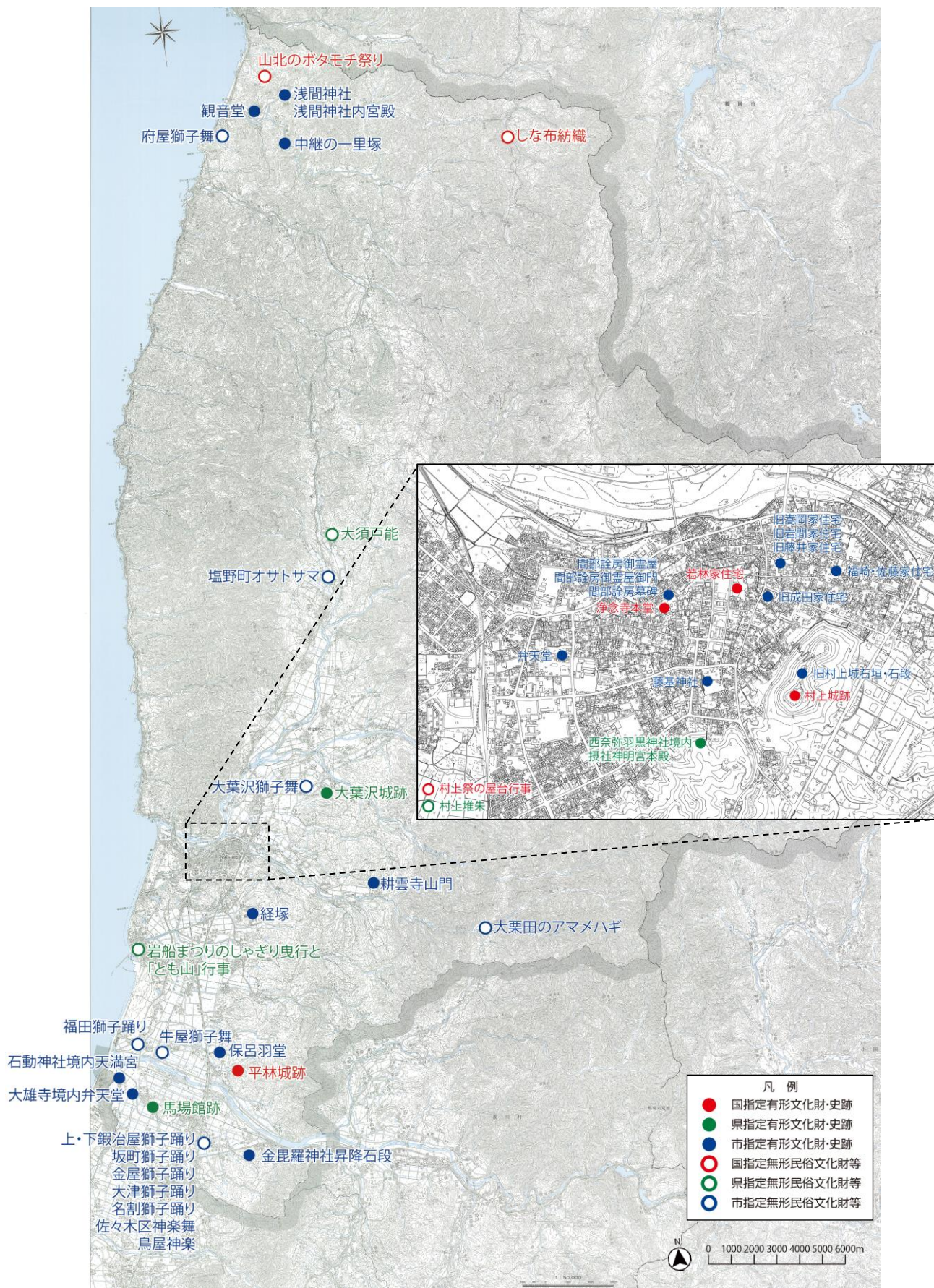


図 指定文化財の分布

(5) 主な未指定文化財

未指定文化財は種別によっては調査が不十分で把握されていないものも多くあるが、令和7年6月1日時点で把握されている未指定文化財は全体で2,854件、地域別でみると村上地域で最も多く1,456件、他の4地域では250～400件が把握されている。

文化財の種別でみると歴史資料が最も多く912件（石造物897件、その他15件）で、以下は埋蔵文化財包蔵地661件、建造物609件、無形の民俗文化財（風俗慣習・民俗芸能・民族技術）254件、古文書198件、その他となっている。

表 未指定文化財一覧（令和7年6月1日現在）

類型			内容	合計
有形文化財	建造物		龍阜院本堂（羽黒町）、浄国寺本堂（長井町）、東岸寺本堂（荒島）、源内塾（岩船上大町）ほか	565
			村上市歴史的風致形成建造物	44
	美術工芸品	絵画	専念寺仏画ほか	3
		彫刻	海天寺木造ほか	7
		工芸品	長楽寺華鬘	3
		書跡・典籍	大般若経（羽下ヶ沢）ほか	5
		古文書	斎藤家文書（寒川）、伴田家文書（岩船上町）、青木家文書（岩崎）、板垣家文書（上中島）ほか	198
		考古資料	各地域の遺跡からの出土品	66
		歴史資料	御境石（西興屋）、旧出羽道表示石（古渡路）、道路元標（猿沢、岩船、保内、金屋）、八坂神社の和船模型（瀬波中町）、上海府地区の船絵馬、ほか	912
無形文化財			生活文化（茶道、華道、武道）	3
民俗文化財	有形の民俗文化財	三面川・大川の鮭漁関係用具、村上茶製茶用具（村上地域）ほか	3	
	無形の民俗文化財	大行焼（朝日地域）、瀬波祭（村上地域）、村上七夕祭（村上地域）、各地域の伝統行事（左義長、初午、七夕、神楽等）、鮭の食文化、アク笹巻（山北地域）ほか	278	
記念物	遺跡	鳴海金山（高根）、猿沢城跡（猿沢）、旧出羽道石畳（山北地域～朝日地域）ほか	51	
	名勝地	中山家庭園（大須戸）、満福寺庭園（羽黒町）ほか	22	
	動物・植物・地質鉱物	高坪山のブナ（荒川地域）、魚付保安林（岩ヶ崎）ほか	22	
文化的景観				0
伝統的建造物群				0
埋蔵文化財包蔵地			各地域の遺跡（遺物包含地、集落跡、城館跡等）	661
文化財の保存技術			建築、漆工、左官ほか	11
合計				2,854

表 未指定文化財の分布状況 (令和7年6月1日現在)

地区	有形文化財										無形文化財			民俗文化財					記念物			埋蔵文化財	文化財の保存技術	
	建造物	美術工芸品							歴史資料	無形文化財		有形民俗	民俗文化財				記念物		植物、地質鉱物					
		絵画	彫刻	工芸品	書画・典拠	古文書	考古資料	石造物		工芸技術	生活文化		民俗技術	風俗慣習	民俗芸能	言語伝承	城館跡	史跡等						
村上	558	2	2	2	2	19				1	3	2	7	32	2				1			19	11	1,237
岩船	5	1	3		1	5	2			1				14	1			1	1		34		69	
瀬波	3				1	1	1			2				14				1	4	1	2	7	37	
山辺里	1				1	5	2							19				2			30		60	
上海府	4			1		3				1				8				1	2		33		53	
	571	3	5	3	5	33	5	574	5	0	3	2	7	87	3	0	0	4	7	3	2	123	11	1,456
保内	4					22	6	105	1				1	17				2	1	1	62		222	
金屋	7					8	6	120	1				1	10					1		14		168	
	11	0	0	0	0	30	12	225	2	0	0	0	2	27	0	0	0	2	2	0	1	76	0	390
神納	3					6	11							10				3		4		77		114
神納東						3	9	1					1	6							49		69	
平林	2					4	1		1					7					1		36		52	
砂山	2					7	2		2				2	6				2	1		28		52	
西神納						7	2							11				1			35		56	
	7	0	0	0	0	27	25	1	3	0	0	0	3	40	0	0	0	4	2	6	0	225	0	343
縮腰	2					3	1	11						11				1	2	2	1	3	39	76
三面	2					4	19							10				1	1		37		74	
高根	2					10	1	36	2				1	10				2	1	2	8	61	136	
猿沢	6					1	2	29	2				1	9			2	2	1	5	4	21	85	
塩野町	1					4	1						1	8					4	2		23	44	
	13	0	0	0	0	22	24	76	4	0	0	0	3	48	0	3	7	8	11	15	181	0	415	
大川谷						26		4				1	1	14				2	1	2	2	14		67
中俣						8		6					3	6					2		7		32	
黒川俣	1		1			16		3						6			1	3		1	10		42	
八幡	2					21		7						14				1	2		6		53	
下海府	4		1			15		1	1				1	9			1	1	2		1	19	56	
	7	0	2	0	0	86	0	21	1	0	0	1	5	49	0	1	5	10	2	4	56	0	250	
	609	3	7	3	5	198	66	897	15	0	3	3	20	251	3	4	22	29	22	22	661	11	2,854	

（6）特産品、工芸品、菓子・料理等

①村上牛

1988年にブランド牛としての認知が始まった村上牛は、山紫水明、風光明媚な美しい自然の中で、コシヒカリの稲わらと乾草をたっぷりと与えられ、甘みのあるとろけるような味わいが特徴となっている。



図 村上牛

②鮭（イヨボヤ）

村上では古くから三面川の鮭を「イヨボヤ」と呼んできた。「イヨ＝魚」、「ボヤ＝魚」を意味しており、三面川の鮭を「魚の中の魚」と言い切るほど、鮭と密着した生活を営んできた。村上の鮭の歴史は古く、平安時代に京都の王朝貴族に献上されていたことが記録に残っており、長い歴史の中で独特の鮭文化を築いてきた。

また、村上ではこの鮭を使用した鮭料理は百種類を超えともいわれており、その中の「塩引き鮭」を軒先に吊るす光景が良く見られ、保存食としての役割を果たしつつ、村上の食文化の一部として発展してきた。

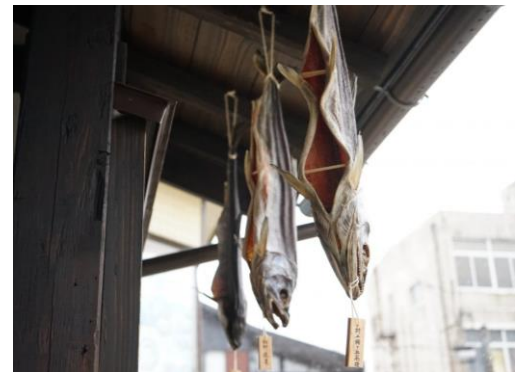


図 村上の塩引き鮭

③地酒

清らかな三面川の伏流水に恵まれ、背後に上質の酒米産地を持つ村上では、伝統的な2つの蔵元があり、美酒、銘酒として全国のみならず世界にも高い人気を誇っている。毎年11月末日より新米による仕込みが始まり、江戸時代からの伝統の重みを受け継いだ職人たちの技による銘酒が誕生している。



図 宮尾酒造(株) 文政2年(1819)創業



図 大洋酒造(株) 昭和20年(1945)創業

④村上茶

村上茶の歴史は古く、栽培の歴史は江戸時代初期（1620年代）までさかのぼる。村上藩の大年寄・徳光屋覚左衛門が宇治伊勢の茶の実を買い入れ、主要地場産業にしようとしたのが起源といわれている。

また、村上茶は「北限の茶」、村上市は「北限の茶処」と呼ばれ、商業的な茶産地の北限（日本海側）とされている。



図 村上茶

⑤赤カブ

山北地域は県内有数の林業地であり、杉の植林を生業とする山の地主が杉の伐採跡地を貸し、借りた家はそこで焼畑を行うとともに植林を手伝うという仕組みができた。こうして得られた耕地で作られるのが、山北地域の特産品・赤カブである。

また、赤カブは山北地域と山形県鶴岡市だけが栽培適地といわれており、他の地域や畑では独特の赤色が出ないといわれている。この焼畑産の赤カブを使い、赤カブ漬けが作られており、長い冬の間に食べられる保存食として食卓に欠かせない食品となっている。



図 赤カブ

⑥岩ガキ

毎年6月に山北地域、7月に岩船地域の海で岩ガキの素潜り漁が解禁となり、市内の直売所や店舗で提供される。村上産の天然岩ガキは山から海の距離が近く、山水に含まれる豊富なミネラルが海水に流れ込むこと等の理由により、大粒で食べ応えがあり、クリーミーで濃厚な味わいが特徴となっている。



図 岩ガキ

⑦醤油・味噌

村上市では江戸時代から醤油や味噌の製造が行われ、現在も多くの醸造元が存在する。多くの醸造所では木桶を用いた伝統的な製法が行われており、これにより深い味わいの醤油や味噌が生まれている。明治時代に創業した塩谷集落の旧マルマス醤油蔵は平成15年に廃業したものの、国の登録有形文化財（建造物）に登録され、多目的ステージやカフェとして活用されている。



図 醤油

⑧天然塩

国指定名勝天然記念物である「笹川流れ」の透明度の高い海水を煮詰めて作る天然塩は、ミネラル分が豊富で雑味が少ないことが特徴であり、「白いダイヤ」等の名前が付けられている。市内の工房ではこの天然塩づくり見学のツアーを実施している。



図 天然塩

⑨麩

村上市の特産物の一つでもある「岩船麩」は、岩船が北前船の寄港地としての役割を持っていた江戸時代後期頃、加工技術が伝わり、製造が始まったといわれている。まんじゅうのような独特の形で外はつるりとしており、中はしっかりとしたコシのある食感が特徴で、味噌汁や煮物等幅広い料理に活用されている。



図 岩船麩

⑩葡萄羹

葡萄羹は深山に自生する希少な山ぶどうの果汁を使い、ゼリー状に固めた明治時代から続く村上の伝統的な銘菓である。透き通った美しい色合いや、すがすがしい香りが特徴で、和菓子店をはじめ様々な店舗で作られている。



図 葡萄羹

⑪アク笹巻き

アク笹巻きは山北地域に古くから伝わる郷土料理で、天然樹木を燃やした灰から抽出した灰汁にもち米を浸し、笹で包んで煮ることによって他にはない独特の風味や食感が生まれる。月遅れの端午の節句（6月5日）の頃、各家庭で作られる。



図 アク笹巻き

(7) 日本遺産

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定するもので、ストーリーを語る上で欠かせない有形・無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより地域の活性化を図ることを目的としている。

本市では、北前船に関する日本遺産が認定されており、北前船日本遺産の認定自治体として新潟県内では新潟市、長岡市、佐渡市、上越市、出雲崎町に次ぐ認定である。

①荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～

江戸時代の中期(18世紀中ごろ)から明治30年代にかけて、大阪と北海道を日本海回りで商品を売り買いしながら結んでいた商船群を総称して「北前船」と呼ばれていた。北前船の航路であった日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられる。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っている。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京等遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われている。これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけている。

また、村上地域においては、江戸時代中期から明治時代中期に海運業が最も盛んとなり、明治時代後期以降に大型汽船の就航、鉄道による輸送が本格化するまで海運業が地域を支える重要な役割を果たしてきた。新潟から酒田間(約100km)で積荷を運ぶ小型船の往来とともに、江戸時代後期以降は北海道から大阪の間を運行する北前船による回船業も盛んになり、山北・上海府・瀬波・岩船・塩谷・海老江には回船業関係者が多数存在した。現在も各地に残る港町の町並みや社寺に奉納された船絵馬等から、その歴史がうかがえる。

以上の北前船により栄えた当時の町並みが残る瀬波や岩船、塩谷の町並みのほか、瀬波祭、岩船祭等の祭礼行事、山北地域、上海府地域、八坂神社の船絵馬等を構成文化財として、令和6年(2024)6月に日本遺産として福井県美浜町、岡山県岡山市とともに追加認定された。



図 瀬波の町並み



図 岩船の町並み



図 塩谷の町並み

第2章 村上市の維持向上すべき歴史的風致

第1節 歴史的風致の分布状況

歴史的風致とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域においてその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

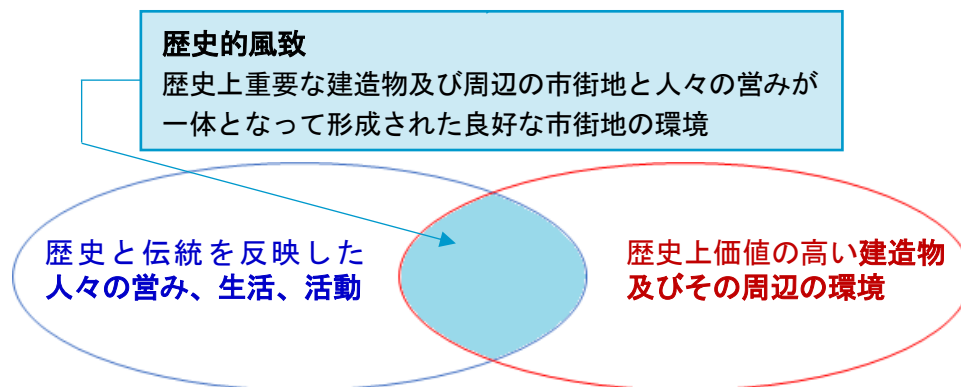


図 歴史的風致の概念図

村上市における維持向上すべき歴史的風致は、次のとおりである。

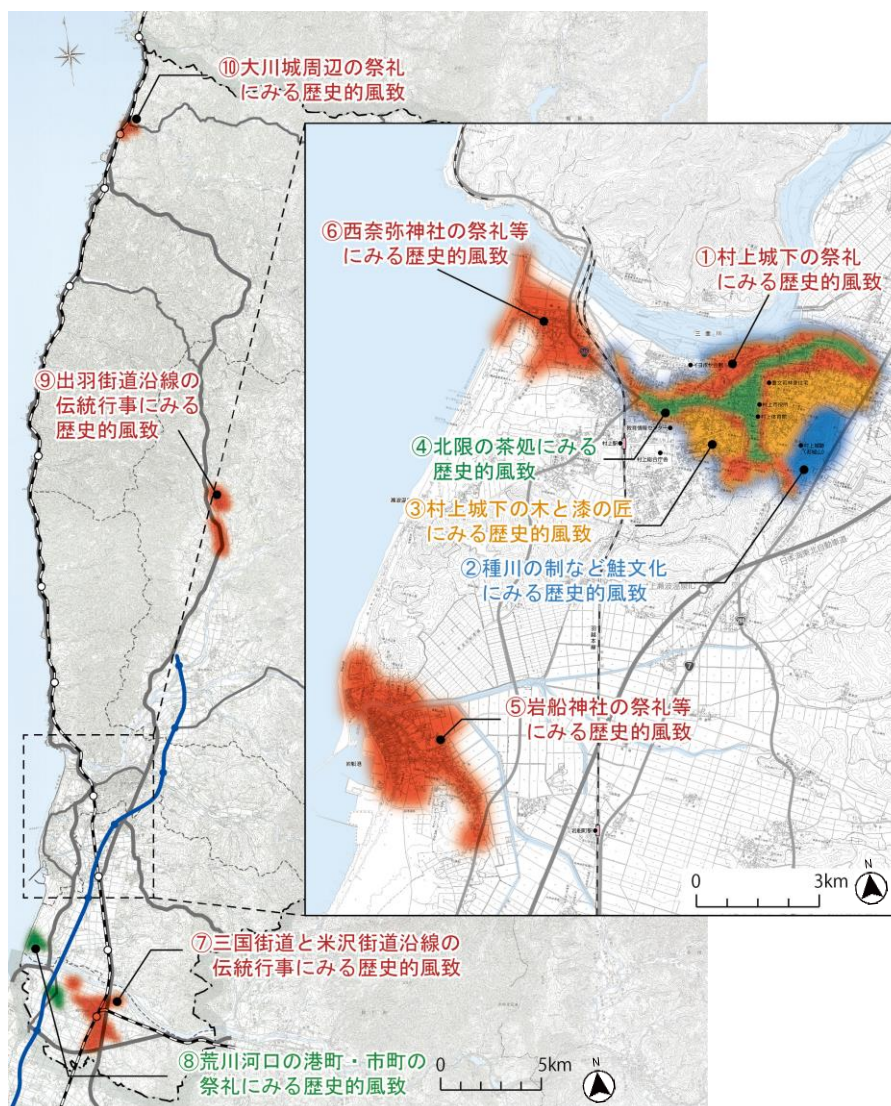


図 村上市の歴史的風致の分布

第2節 歴史的風致の内容

（１）村上城下の祭礼にみる歴史的風致

① はじめに

現在の村上地域村上地区は、村上城の城下として町並みが整備され発展した地区である。

文禄年間（1592～1596）の検地による慶長2年（1597）の『越後国瀬波郡絵図』（米沢市上杉博物館所蔵）には、村上地区のシンボリックな山でお城山と親しまれている臥牛山の上に城館と思われる建物があ、山麓には入母屋、板葺き屋根の建物が描かれている。城館に対して通りの反対側に形成されている町には、入母屋、妻入りの茅葺き屋根の建物が描かれ、村上町、家数 252 軒と記されている。



図 『越後国瀬波郡絵図』 慶長2年（1597）

現在の町並みが整備されるきっかけとなった村上城は、中世から近世を通じて越後北部の揚北^{あがきた}地方（現新潟県下越地方）において軍事上中心的な役割を果たした城郭であり、築城時期は不明であるが 16 世紀初期に本庄氏が猿沢村（現村上市猿沢）から臥牛山に本拠地を移した頃と考えられている。

戦国時代は、国人領主である本庄氏の居城であったが、天正 18 年（1590）に本庄氏が改易となった後は、上杉景勝の重臣である直江兼継の弟の大国実頼が城主となり、城代として春日元忠が入城した。

その後、上杉景勝の会津移封に伴い、越後に移った堀秀治の与力大名として慶長3年（1598）に村上頼勝が9万石で入封し、大規模な城普請とともに城下町の整備を行い、町人町である上町や大町、小町が形成された。領地は、岩船郡全域のほか、遠くは現在の新潟県見附市にまで及んでいたと考えられている。

豊臣家恩顧の村上家であったが、家中騒動のため領地は没収され、代わって元和4年（1618）に堀直奇が10万石で入封した。堀氏は、村上氏に続いて村上城の改築を進め、江戸時代前期までに大規模な石垣を築き、近世城郭としての村上城を完成させた。庄内町や久保多町、羽黒町、寺町、また、安良町から肴町にかけての町並みが形成されたのもこの時期である。この後、正保元年（1644）に本多忠義が10万石、慶安2年（1649）に松平直矩が15万石で入封し、塩町、加賀町が新たに形成され、以降も榊原政倫、本多忠孝、松平輝貞、間部詮房と城主が頻繁に交代した。榊原氏が入封した頃には足軽長屋が、久保多町の北側や鍛冶町の北側に増築され、村上城下は江戸時代を通じて最大規模となった。また、この城下は出羽街道や浜通り、三国街道中通りが延びてきて、商業活動も活発に行われた。現在も江戸時代の地割が色濃く残っており、明治初年村上城下絵図と重ね合わせてもほとんど変化していないことが分かる。享保5年（1720）には内藤弼信が5万石で入城し、以降は、明治時代を迎えるまで内藤家の治世が8代、150年近く続いた。

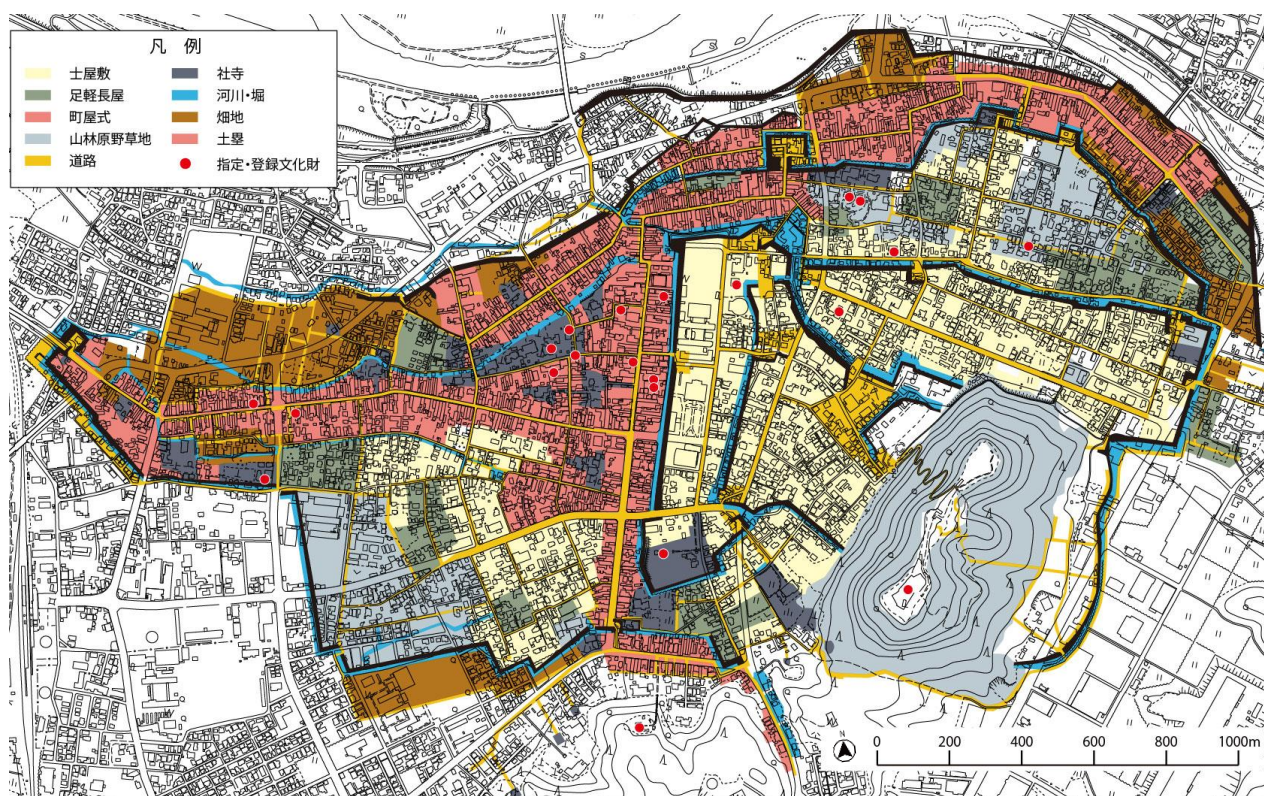


図 城下町絵図合成図（明治初年村上城下絵図と現在の白図を重ね合わせて作成）

戊辰戦争時には、村上藩は奥羽越列藩同盟に参加するが、抗戦派藩士と帰順派藩士に二分され、抗戦派藩士で村上藩の最年少家老である鳥居三十郎が、新政府軍の村上城下への接近にあわせて、抗戦派藩士約100名を自ら率いて村上城下を脱出し庄内領（現山形県鶴岡市）を目指した。この際の混乱の最中に村上城本丸居館は全焼したが、村上城下は戦火を逃れ無傷で残った。

村上地域村上地区は、城下町として形成、発展した地域であり、現在も、村上城下当時の様々な祭事や伝統行事が伝承されているが、その代表が村上城下の惣鎮守西奈彌羽黒神社の例大祭（村上まつり）である。

② 村上まつりを構成する建造物と活動

②－1）建造物

■西奈彌羽黒神社（県指定有形文化財）

西奈彌羽黒神社は、寛永 10 年（1633）に、村上城主であった堀直奇により臥牛山の中腹から現在地に遷宮が行われ、現在に至っている。本殿は流れ造り、間口四間に奥行三間半、銅板葺きであり、拝殿は寄棟造り、間口六間に奥行四間、棧瓦葺き、幣殿は間口三間に奥行四間の瓦葺きである。

この神社の境内には、昭和 44 年（1969）3 月に県の有形文化財に指定された摂社神明宮が建立されている。神明宮の社殿は、貞享 5 年（1688）の火災後、元禄 3 年（1690）5 月に村上城主榊原勝乗（政邦）により神社の本殿として建立したもので、桃山時代の建築様式を伝える社殿である。棟札によると大工は片岡角兵衛となっている。元々は、現在の西奈彌羽黒神社本殿の位置にあったが、明治 14 年（1881）に現在の社殿を新築するにあたり摂社として右前方に移され、その後、現在の場所に再移転された。なお、新築された西奈彌羽黒神社社殿のうち拝殿と本殿が明治 14 年（1881）、幣殿が明治 44 年（1911）に建てられている。この神明宮は、昭和 45 年（1970）8 月から解体復元工事が実施され、工事では柱や梁、板、斗拱、^{とぎょう} 蟬股、^{かえるまた} 肘木等は全て、使用可能な限りもとの部材が用いられ、新材が用いられたのはごくわずかであった。なお、この工事の際に、^{こけらぶ} 柿葺きの屋根が銅板葺きの屋根に変えられている。

また、この社殿の前に建てられている「新潟県文化財神明宮社殿」の石柱は、享保 14 年（1729）、元村上城主の間部詮言が移封地の越前鯖江（現福井県鯖江市）から寄進した大鳥居で、新潟地震により大破したのち、その残欠を使用したものである。社殿までの百三十二段ある御坂の石段と手水舎は明治 15 年（1882）、二の鳥居は明治 15 年以前に造られたと推定される。



図 西奈彌羽黒神社社殿



図 西奈彌羽黒神社境内摂社神明宮



図 摂社神明宮内部

■山上染物店（山上家住宅）（国登録有形文化財）

旧浜通り沿いの肴町に建つ、13代続く染物店であり、初代は、寛文年間に分家して姫路から当地へ移った。木造二階建ての切妻造りで間口が四間、奥行が七間半の住宅である。棟札は発見されていないが、和釘や鼻栓が使用されていることから江戸時代後期から明治初期の建築と推測されている建造物である。屋号は、「紺屋」で12代目までは染物のほか、養蚕や、機織り等も営んでいた。



図 山上染物店（山上家住宅）

■てんや味噌醤油店（加藤家住宅）

主屋は、大正6年（1917）に瀬波町の廻船問屋「小嶋屋」の建造物を移築したことが棟札から判明しており、切妻造りで間口が八間半、奥行は九間半と村上の町家の中では規模の大きい住宅であり、旧村上城下の町人町内では比較的少ない出桁造りとなっている。

4代目当主から醤油の製造販売業を始めたと伝えられており、現当主で10代となるが、現在も醤油の製造販売業を営んでいる。



図 てんや味噌醤油店（加藤家住宅）

■吉田家住宅

昭和15年（1940）に建てられたことが棟札によってわかっており、一階部分に格子、二階部分に戸袋が設置されている木造二階建て、切妻平入の町家である。現在は、特別非営利活動法人村上 ohana ネット塩町事務所「かみくま」として子育て支援のために活用されている。



図 吉田家住宅

■井筒屋（鳥山家住宅）（国登録有形文化財）

文化年間（1804～1817）の初代から8代続いた旅籠屋であったが、現在は、当地の食文化の代表である鮭料理を提供する店舗「千年鮭井筒屋」として活用されており、主屋は木造二階建ての切妻造りで、間口が二間半、奥行きが八間半ある。棟札は見つからないが、明治5年（1872）に小町大火が起きたことや元は石置き屋根であったことから明治末期までには建築されたと推測できる。

なお、「井筒屋（鳥山家住宅）」が建つこの地は、かつて「久左衛門」という人が旅籠屋を営み、元禄2年（1689）に「奥の細道」の途次に村上城下を訪れた松尾芭蕉が曾良と共に宿泊したところであるとされている。



図 千年鮭井筒屋（井筒屋（鳥山家住宅））

■木村家住宅

この建物は、切妻造りで間口が三間、奥行が十一間あり、村上城の山辺里門、袋門に近接した場所に建っており、城主の通り道となっていたことから、表二階を作ることが禁止されていたため、表二階がなく、裏二階のみの造りとなっている。

財団法人日本ナショナルトラスト（委員長：西村幸夫）が行った平成 14 年度観光資源保護調査の報告書「村上の町家と町並み景観」によると、木村家住宅は、棟札等がないため、建築年代は不明であるが、隣接家屋の取り壊しの際に、この家屋に接する外壁が漆喰塗であったことから隣家が建築される以前に建築されたものと考えられており、隣家の建築年代が棟札により文久元年（1861）の建築と判明していたことから、主屋はこれ以前に建築されたものと推測されている。



図 木村家住宅

■須藤家住宅

木造二階建て、切妻平入の造りは村上の町家の典型的な構造であるが、主屋棟と座敷棟がL字型に複合した造りとなっている特徴を持つ。主屋からは、2枚の棟札が発見されており、1枚には明治 12 年（1879）、もう1枚には明治 32 年（1899）と記されており、少なくとも明治期に建造されたことが判明している。

また、この住宅が建つ敷地は、村上城下町の旧町人町内でも比較的に間口が広い敷地となっており、道路に面する箇所には庭が設けられ、板塀越しの樹木が特徴的な建物でもある。



図 須藤家住宅

②-2) 活動

「村上まつり」¹は、寛永 10 年（1633）に時の村上城主であった堀直奇が、西奈彌羽黒神社を軍事的方位上、現在地に遷宮したことを起源とする。この祭りでは、三基の「神輿」とともに 14 騎の「荒馬」や見事な彫刻と朱塗を主体として金箔や色漆が施された 19 台の「屋台」等が村上城下の旧町人町内を巡行する。江戸時代には、旧暦 6 月 7 日の行事であったが、明治時代の新暦導入後は 7 月 7 日となり、現在も毎年 7 月 6 日を宵祭、7 日を本祭として行われており、この地域に初夏を告げる祭事である。



図 村上まつりの様子

¹ 屋台行事部分が、「村上祭の屋台行事」として重要無形民俗文化財に指定されている。祭礼行事全体を指す場合は、「村上まつり」と表記する。

祭りの様子を伝える最も古い資料は、寛永 10 年（1633）の羽黒神社の神官江見氏の記録である。次いで村上城主松平直矩の日記『松平大和守日記』がある。その寛文 5 年（1665）6 月 7 日の条には、

「六月七日 朝雨降 辰ノ刻より次第二天性晴 羽黒大権現祭礼有…」

と記され、また、寛文 7 年（1667）6 月 7 日の条には、

「同七日 天晴 羽黒大権現祭礼有之 首尾能御渡

月見櫓ニ而 二ノ丸一所ニ見物祭礼之次第

巳ノ上刻より渡 午上刻相済…」

と記されていることから、祭り行列が城郭内の二ノ丸や居城の傍まで入り、直矩は、村上城の山麓にあった月見櫓に出て祭り行列を見物し、桜馬場では小姓が祭り行列を見物している様子がうかがえる。また、同日記には、

「御神輿二 神主如列 此外色々少々作物有之 のり懸 小うた

車ニ而引物ハきやり 作物の中ニてはやし物有之…」

とも記されていることから、後世の屋台と似た飾り物や曳き回しの際には小唄やお囃子もあったようだが、全体としては素朴なものであったと考えられている。以後、祭礼は次第に賑わいをみせ、行列も派手やかになってきたと考えられている。

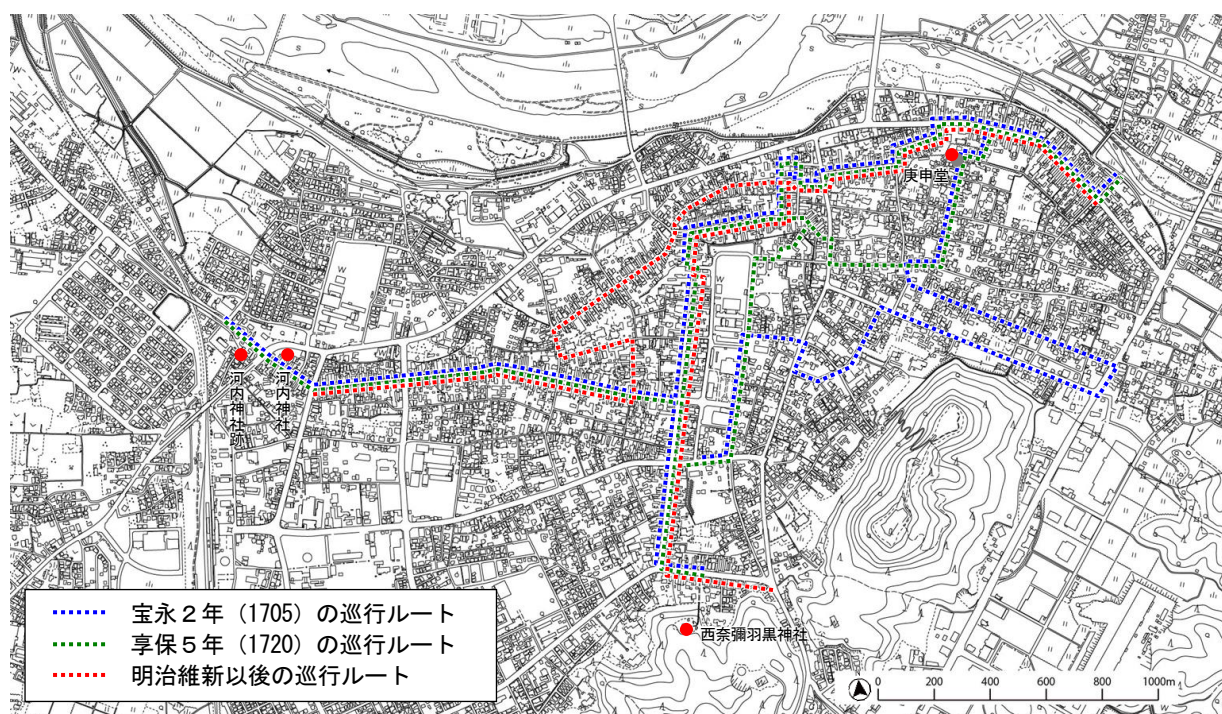


図 村上まつりの巡行ルートと比較

■巡行ルート

祭り行列の巡行ルートについての具体的な記録は、『六月七日祭礼道筋之覚』（宝永 2 年、西奈彌羽黒神社所蔵）に見られる。これによると宝永 2 年（1705）6 月 7 日、飯野門を入り、三の丸を通り、小石垣門を入り、桜馬場に至って下渡門から表新町、裏新町を回り秋葉門をくぐり、堀片町内を東に向かい、一度郭外に出て、それから両片町を東から西に通り、次いで町々を巡行していたと記されている。

明治維新以後は、巡行ルートも変化し、明治 5 年（1872）からは三ノ丸を通る巡行をやめ、西奈彌羽黒神社が鎮座する羽黒町を出発し、長井町、上町、大町、小町、庄内町、久保多町、

片町を通り上片町で折り返し、片町、久保多町、庄内町、小町、大町、安良町、小国町、鍛冶町、肴町の順となっている。昭和26年（1951）からは隔年で巡行ルートを変え、上片町で折り返した後は、片町、久保多町、加賀町、塩町、寺町、大工町、安良町、小国町、鍛冶町、肴町の順で巡行するようになったが、近年は毎年、後者のルートの順で巡行している。



図 先太鼓

現在の祭り行列は、「先太鼓」を先頭に、14騎の「荒馬」、西奈彌羽黒神社の社号が縫いとられた「社名旗」、東を表す青竜、西の白虎、南の朱雀、北の玄武という天の宿星（星座）を示した「四神旗」、黄、赤、青、緑、白の布を重ねてたらず「五色旗」が続き、その次に男子が太刀、女子が弓を持った「稚児行列」、「神官」、三基の「神輿」、19台の「屋台」が続く。この行列の順番は、明治3年（1870）に祭礼規則が改められてからのものであり、それまでは、屋台が神輿を先導していたが、神輿の還山が遅れるという理由で順番が変えられた。

屋台は、久保多町、大町、寺町、大工町、小町、塩町、上町、細工町、安良町、小国町、鍛冶町、肴町、長井町、羽黒町、庄内町、片町、上片町、加賀町、泉町の順であるが、この順がいつ頃定まったのかは不明である。かつては、社名旗、四神旗、五色旗は、それぞれ白丁によってかつがれていたが、現在は、車がついた台に乗せられている。また、昭和時代中期までは、三基の神輿のあとに何十頭もの神馬が供奉していたが、現在では見る事ができなくなった。先太鼓は、祭りの開始を全町に告げる役割があり、猿田彦^{さるたひこのみこと}命の面を付けた笹竹が添えられる。先太鼓の音が祭りの始まりを予告する。その語句が、

“やれー かか起きれ おこあまんま ふかせ”である。

（早く 母さん起きて 赤飯を 蒸かせ）という意味である。

■衣装

荒馬の装束が具体的にどのようなであったかは不明だが、元文3年（1738）6月の記録には、

「庄内町荒馬古来の儘にて、去年迄装束さらさ染にて見苦敷有之、当祭礼不残新に出来……」

とあり、このころから現在のような装束になったのではないかと考えられる。

神馬奉納と称して馬に腹掛を掛け、背に御幣を立てて行列に参加させるのは、文化13年（1816）に奉納されたことから始まる。文政11年（1828）には、

羽黒大権現が正一位の神階を受けて以来100年目に当たっていることから、西奈彌羽黒神社の江見啓斎が、祭礼をさらに賑やかにしたということで、町々より神馬を献上してもらいたい旨の願書が出され、以後、神馬の頭数も増え、多い年では200頭にも達した。文化13年（1816）頃、町人の経済力を背景にした文化は、津々浦々に花開き、村上の祭り衣装も次第に華美なものとなっていった。それに対して藩では、



図 荒馬行列

しゃし
奢侈禁止令を敷き、衣服に使用する生地は布木綿のほかは一切用いてはならないと強く引き締めている。

祭りの衣装は、1700 年頃は直垂ひたたれを着用して、江戸時代末から明治初期までは帷子を着用していた。明治6年(1873)6月に村上天下では、消防組織を改め城下を四分割した消防組が組織されたが、その後、町単位の消防組織ができると、様々な模様の法被がつくられるようになった。やがて、この法被を祭りに着用して町内意識を統一し、発揚の役割を担うようになった。現在の法被にも水に係する模様が少なく消防組織の法被であったことがうかがえる。

■屋台

現在、曳き回されている 19 台の屋台のうち一番古いものは、肴町のしゃぎり屋台であり宝暦 10 年(1760)の制作である。

村上まつりの屋台は、しゃぎり屋台、囃子屋台、にわか屋台に分類される。屋台の最初は、車に太鼓を載せたものであったが、鐘や鯛等の飾り物を載せて曳くようになり、やがて、車の上で踊りや歌舞伎風の所作をする仕組車が出来た。

その後は、囃子をするための楽屋台と人形等を乗せる乗せ物台を二階にしつらえ、天井(二階)をもつようになり、その天井に飾り物を載せ台座(一階)では囃子を演奏する現在のしゃぎり屋台と同様の形式の屋台に変化した。なお、囃子方の席を広くするため、囃子座を前方に拡げ、屋根を妻入り等の形式にすることもなされるようになった。やがて、下の囃子台と上階の乗せ物台の二階造りの恒久的な屋台が造られ、それを定屋台じょうやだいと呼んだ。二階の中央には「飾り物」を載せている。この飾り物は、その町々を表徴するもので、特に留意して、京都に制作を依頼したものもある。後方から見たときの飾り物とも云うべき「見送り」のある屋台もあり、衝立や大きな彫刻で善美を尽くしている。二階の四囲には高欄をめぐらし、そこにも意匠を凝らした彫刻を嵌めている。また、飾り物の台にも高欄をつけた手の込んだものもある。「飾り物」を守るためにつけられた日覆い屋根は、片側が二つ折りに畳めるように作られ、その色合も飾り物と調和するように考えられている。

しゃぎり屋台は、大町、寺町、大工町、小町、塩町、上町、小国町、肴町、長井町、羽黒町、庄内町の 11 町で、浴衣や着物を身に着けた児童が屋台一階に乗り込み、小太鼓と摺り鉦がねを笛に合わせて叩き鳴らして演奏する。

以前までは、大町、寺町、大工町、小町、塩町、上町、小国町、肴町、長井町の 9 町の屋台が、しゃぎり屋台であったが、平成 10 年(1998)に羽黒町が、その翌年の平成 11 年(1999)に庄内町がしゃぎり屋台を新造した。

しゃぎり屋台には、いずれも見事な彫刻と朱塗を主体として金箔や色漆が施され、飾り物は各町で趣向を凝らしたもので、江戸時代に制作されたものが 6 台、明治時代のものが 3 台ある。平成時代以降につくられた屋台についても、同様の伝統技法で制作されている。車輪は、直径 1.8m 前後の二輪で、7 つの大輪木でできた「車」と 8 つの大輪木でできた「車」がある。



図 しゃぎり屋台(肴町)

なお、右の写真の塩町のしゃぎり屋台は、現在、曳き回されている屋台の中で肴町に次いで古い屋台であり、明和7年（1770）の作である。

囃子屋台は、久保多町、細工町、安良町、鍛冶町、片町、上片町の6町で、各屋台では袴（片町は直垂）を身に着けた児童が囃子を演奏する。囃子には、小鼓、太鼓、摺り鉦、大太鼓、笛、三味線が使用され、笛と三味線は屋台一階後方の楽屋に乗り込んだ大人が受け持ち、児童は、屋台一階前方の囃子台に座り演奏する。囃子は、各町内によって全く異なり、それぞれに特徴がある。

久保多町、細工町、安良町の屋台は、白木造りで飾り物や彫刻には特に意を用いている。車輪は、しゃぎり屋台同様、直径1.8メートル前後の二輪で7つの大輪木でできた「車」と8つの大輪木でできた「車」である。なお、右の写真は、鍛冶町の囃子屋台で、「鍛冶町御囃子」は市の無形民俗文化財に指定されている。

にわか屋台は加賀町、泉町の2町で、屋台一階には太鼓の叩き手が乗り込み、笛吹きは屋台の後ろに付いて歩きながら演奏する。太鼓と笛の囃子に合わせて、こどもが掛け声を掛けながら屋台を賑やかに曳き回す。屋台は簡素な作りで、彫りや漆塗りはなされず、車輪も直径の小さい板車となっている。以前までは、庄内町、羽黒町の2町もにわか屋台であった。この2町は、祭り行列の先頭である荒馬や神輿を担当することから、人手をとられても曳き回しが容易になるようにとの配慮からにわか屋台であったが、近年、しゃぎり屋台を制作した。

■村上甚句^{じんく}

屋台の曳き回しの際には、村上甚句という唄を唄いながら、上下左右に屋台をあおりながら進行する。

村上甚句は、前節を一人が唄い、後節をみんなが声をそろえて合唱する。歌詞は、五七七五調が多くなっており、屋台が動いているときに唄う「ひき唄」と、停めているときに唄う「おき唄」があるが、「ひき唄」が屋台の動きに合わせてゆっくりとした節回しで唄われるのに対し、「おき唄」は合いの手が入り、軽快に唄われる特徴がある。



図 しゃぎり屋台（塩町）



図 囃子屋台（鍛冶町）



図 にわか屋台（加賀町）



図 しゃぎり屋台と歴史的町並み

その歌詞には、村上城下町の特徴や神社、あるいは特産品等を詠いこんでいる。下記の歌詞はその一例である。

“村上は 良い茶の出处 並び鮭川 山辺里織”

“村上は 良い茶の出处 堆朱堆黒 茶の香り”

“三面川 宝の蔵よ あれをみりゃんせ 鮭の群れ”

こうした豪華と優雅と勇壮の三種三様の屋台が神輿に供奉する祭事は、県内はもとより近県にも類を見ないものである。

表 各町の屋台と法被

町名	屋台	乗せ物	法被
一番 久保多町 (御囃子)		住吉の景	
二番 大町 (しゃぎり)		かんこ 諫鼓に鶏	
三番 寺町 (しゃぎり)		ひちょうぼう 費長坊	
四番 大工町 (しゃぎり)		たかさご 高砂	
五番 小町 (しゃぎり)		大黒様	
六番 塩町 (しゃぎり)		しょうじょう 猩々	
七番 上町 (しゃぎり)		だいぼんしょう 大梵鐘	
八番 細工町 (御囃子)		さんばそう 三番叟	
九番 安良町 (御囃子)		住吉の景	

表 各町の屋台と法被

町名	屋台	乗せ物	法被
十番 小国町 (しゃぎり)		もうそう 孟宗	
十一番 鍛冶町 (御囃子)		ふた み がうらのけい 二見 浦 景	
十二番 肴町 (しゃぎり)		恵比須様	
十三番 長井町 (しゃぎり)		ほてい 布袋様	
十四番 羽黒町 (しゃぎり)		大天狗面	
十五番 庄内町 (しゃぎり)		ひょうねん ず 瓢 鮎 図	
十六番 片町 (しゃぎり)		らんりょうおう 蘭 陵 王	
十七番 上片町 (しゃぎり)		あまのうずめのみこと 天 鈿 女 命	
十八番 加賀町 (にわか)		舌きり雀	
十九番 泉町 (にわか)		二宮金次郎	

■祭り行列

本祭の7日午前0時に先太鼓が祭りの開始を全町に告げるため、西奈彌羽黒神社社務所前を出発する。先太鼓はまず祭り行列の先導役である荒馬が待つ庄内町に向かい、それぞれの高張り提灯を掲げた荒馬とともに久保多町の屋台を迎えに行く。その頃、久保多町の家々では桜提灯を点し、屋台の出発を見送っている。

久保多町の屋台は、荒馬と合流する庄内町境に達すると、巡行の安全を祈願するお祓いを受け、荒馬とともに西奈彌羽黒神社に向かうが、その途中にある小町の北外れにある通称「小町坂」を三度登り降りする場面は壮観であり、多くの見物人を集める。最後に勢いをつけ、登り切るころになると、ようやく空が白み初める。それに次いで、各町の屋台も順々に町内を出発して、西奈彌羽黒神社前に並び、完了するのが午前6時前後である。ここで、各町の乗り子や曳き手の若い衆は朝食をとり、しばらく休憩をする。

発輿祭は、午前8時に西奈彌羽黒神社社務所前で行われるが、修祓しゅばつに続いて三基の神輿しんせんの前に神饌はつよさいが供えられ祝詞が奏上されると、随行する人たちの参拝の後に発輿となる。この神社の社務所前を出発した神輿は、羽黒町の東外れに向かい元羽黒の遥拝所ようはいじょに据えられて修祓がなされた後、旧町人町を巡行しながら庄内町、片町、肴町の御旅所おたびしょで神事が執り行われる。庄内町の御旅所は、庄内町の西外れであり、肴町と片町の御旅所のほぼ中間に位置している。神事の次第は、ほかの御旅所と同様であるが神饌は、羽黒町の御旅所同様にその町で供えている。片町の御旅の神事は、正午に庚申堂前で行われている。庚申堂は、天文9年(1540)に御本尊が勧請され、安良町にお堂を建てたことが始まりであり、寛文7年(1667)に現在地に移された。仁王門から本堂まで石畳の参道が通り、参道の傍に経蔵が建っており、神事はこの経蔵の隣で行われている。ここで供える神饌には、白の重ね餅と西奈彌羽黒神社の三つ巴の社紋が入った御紋菓と呼ばれる落雁らくがんが添えられる。肴町の御旅の神事は、午後5時に河内神社前で執り行われ、この神事により神輿は旧町人町全てを巡回したことになり、西奈彌羽黒神社へ還山となる。

城下の外れの羽黒町や片町、肴町に御旅所を設けていることは、城下町の祭礼にあつては注目すべきことであり、それは、枳形という平地の周囲に土塁を築き、出陣のときには軍勢が集まる所、また、ここで門を打ち破って入った敵を攻撃する所であるが、祭礼の場合は、内界と外界の境である戸口としての役割が大きい。つまり、悪霊を追いやり城下の安泰を祈願するという意味であり、城下の鎮守である西奈彌羽黒神社の祭礼の意義がうかがえる。各町の屋台が肴町の通りに並ぶ頃には、神輿の御旅(所)の神事は終了し還山となる。

ここで、各町の乗り子や曳き手の若い衆は夕食をとり、しばらく休憩をした後、屋台に提灯を取り付け、灯を点し、揺らしながら帰途に就く。以前は、神輿と共に再び西奈彌羽黒神社へ向かったため、屋台の帰町は翌日の8日になったものだが、昭和24年(1949)頃から



図 小町坂を登る久保多町の囃子屋台



図 片町御旅所の神事

は西奈彌羽黒神社には向かわず直接各町に帰るようになり、巡行の時間も短縮され、現在に至っている。

■西奈彌羽黒神社の神事

西奈彌羽黒神社の神事の一つとして夏越^{なつこしき}様があり、村上まつりの本祭前に行われる。もとは、旧暦6月晦日に行う大祓のことで、平安時代は6月と12月の晦日に行われていたが、12月の祓は廃れ、6月の祓のみとなり、夏越、名越祓等というようになった。一般的な夏越の神事は、茅輪をくぐり、病災から免れるという信仰であるが、西奈彌羽黒神社では、拝殿に最も近い鳥居である三の鳥居に茅を束ねて作った輪を取り付け、参詣人がこれをくぐっていた。その行事が明治時代に至るまで6月晦日と12月晦日であった。村上城下の言い伝えとして、「夏越様が晴れると大祭も晴れる」といわれている。また、注連縄の張り替えは、歳末の大祓の前に行われることが通常であるが、この神社では村上まつりが中心行事であることから、祭り前の夏越の折に張り替えられている。

なお、西奈彌羽黒神社の祭神は、天津神の月読^{つくよみ}命^{のみこと}、国津神の倉稲魂^{うかのみたま}命^{のみこと}と奈津比売^{なつひめ}命^{のみこと}の三柱であり、江戸時代以降は、歴代村上城主の崇敬が篤く、造営修理は村上藩費を以て行われていた。現在残っている記録の中で一番古いものは、元和2年(1616)の村上周防守忠勝からの社料寄進状である。神社が代々の村上城主から深く崇拝されていたことは、神社の神主であった江見家の『江見啓斎翁日誌』にも詳細に記されている。文化3年(1806)の日誌では正月の様子として、

「一 正月大 元日己酉 余寒強し 巳ノ上刻致登城 御祓指上ケ 致御目見 未ノ上刻致下城 御役人中並大年寄江 例年之通相届候 今日指上候御祓並差札文言扣 正一位羽黒山三社大権現一万度御祓大麻 神主 江見将曹 差札ハ 正一位羽黒山三社大権現御城中繁栄御武運長久祈所 右 鳥ノ子紙也(中略)

一 正月七日 先例之通御代参 御初尾鳥目三拾疋御神納也 御小性嶋田数馬殿御勤也」とあり、江見神主が元日に登城して御^お祓^{はらい}を行い、正月七日には城中より神社へ御^お初尾^{はつお}が納められている様子が記されている。また、10月の日誌には、

「一 十月廿九日 御取次伊久美右衛門殿宅江世倅差出シ請取候御社料米御手形之写扣覚

一 米四十五俵也 右ハ羽黒為社米御渡可被成候、以上」

神社が村上城主から社料米を受け取った際の記述である。

この年の日誌には記されていないが、例年9月15日には、領主の参詣あるいは代参があり、初尾金として百疋^{ひき}を神納している。また、藩から命ぜられて神樂を行うことも度々あり、年間を通じて西奈彌羽黒神社と村上城主は密接なつながりをもっていたことがうかがえる。

西奈彌羽黒神社は、村上まつりの起源となる神社であり、村上まつりに関する様々な行事が行われる舞台であるが、しゃぎり屋台が巡行する村上城下の町人町等の町家でも、提灯や簾、紅白幕、御幣、神酒、屏風等をしつらえ、客を持て成す場となっており、その場も村上まつりの舞台の一つである。

■町家のしつらえ

町人町等で行われている祭りのしつらえは、屋内外でいくつかの要素を組み合わせ、その連続性が祭礼空間の華々しさを演出している。それは、祭礼時の非日常的な空間であることはもちろん、信仰行事であるまつり本来の姿を象徴することでもある。

提灯は、夜通しで行われる祭りの道標としての役割を持ち、丸提灯や小判型提灯等のいくつかの種類が見られる。簾は、神霊を迎えるにあたり、直接ではなく、簾越しに接するために設置されている。屏風は日常生活の空間を隠してまつりを演出するためのものであり、御幣は神霊を招く呪物であった。

祭り行列の巡行ルートに沿線に建つ建物は、しゃぎり屋台等と一体となり、祭りの風情を感じることができる場であるが、このルートから外れた場所においても祭りのしつらえが行われており、小太鼓、摺り鉦等のお囃子の音により祭りの風情を感じる場となっている。このように、現在でも多くの住宅で祭りのしつらえが行われており、この祭礼行事が住民にとって大切な行事であり、長年受け継がれてきたものであることが感じられる。

祭り行列の巡行ルートに沿線である旧浜通り沿いの肴町に建つ「山上染物店（山上家住宅）」は、13代続く染物店であり、村上まつりや村上七夕まつり等に着用する法被を受注していて、祭りとは切り離すことのできない存在である。そのほか、巡行ルートに沿線に建つ建物は、旧浜通り沿いの小国町に建つ「てんや味噌醤油店（加藤家住宅）」や、塩町に建つ「吉田家住宅」、本祭当日の未明に久保多町の屋台が3度登り降りする通称「小町坂」に程近い場所に建つ「井筒屋（鳥山家住宅）」（国登録有形文化財）がある。

祭り行列の先導役である荒馬を担当する庄内町に建つ「木村家住宅」では、本祭当日の深夜になると荒馬の掛け声が聞こえてくる。それと同様に、庄内町に建つ「須藤家住宅」は、久保多町との境に立地しており、村上まつりの本祭当日の深夜に行われる行事、先太鼓、荒馬が久保多町の屋台を迎えに行く様を建物の眼前で見ることができる。

■まとめ

村上まつりは、旧町人町の各町で計19台の屋台の曳き回しが行われ、これら屋台を含めた祭り行列が旧町人町内を巡行する。この旧町人町の巡行ルート沿いには、建築以後50年以上経過した町家が多く現存しており、祭礼時にはこれらの町家の屋内外で祭りのしつらえが行われている。しつらえが行われた町家による町並みとしゃぎり屋台等の巡行が一体となり、小太鼓やお囃子の音とともにこの地域固有の風情を感じることができる。



図 村上まつりの町家のしつらえ



図 桜提灯と簾のしつらえ

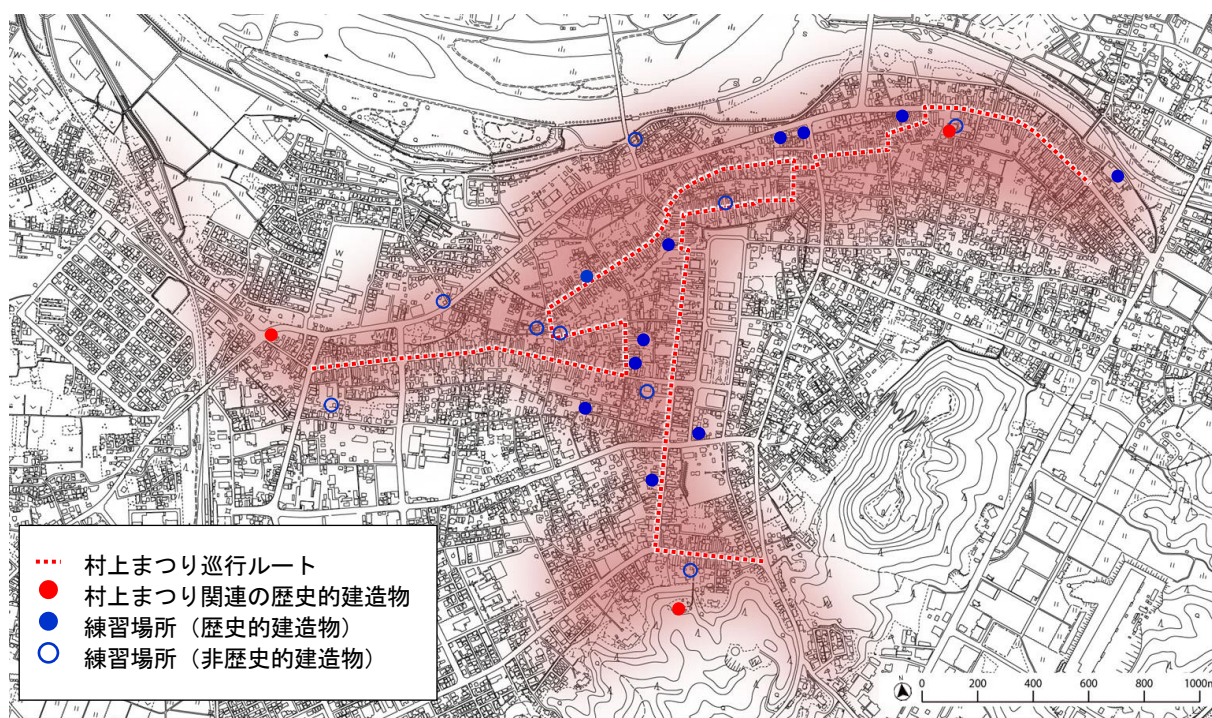


図 村上まつりの範囲

③ 村上七夕まつりを構成する建造物と活動

③-1) 建造物

■伊勢神明社社殿

寛文2年（1662）に伊勢国から村上城下へ伊勢神宮の大祓頒布に来ていた福田興好が社殿を造営し、その後、天照皇大神を遷座したと伝えられており、現在の社殿は、建立当時の古写真から、大正10年に建立されたと考えられる。

同敷地内にはそれぞれ推定昭和初期建てられた古峯神社と、昭和2年（1927）に建てられた鳥居がある。



図 伊勢神明社社殿

③-2) 活動

村上まつりの他にも、小町坂下に鎮座する伊勢神明社に關係する祭事として、「村上七夕まつり」が毎年8月16日、17日に行われている。村上まつりの屋台を曳き回す19町が、村上まつりとは異なる七夕屋台を曳き回す。この祭りは、雪洞や花笠等を飾り付けた直径の小さい車輪の屋台を曳き回すことも特徴ではあるが、各家々の前や路上で頼まれては「家内安全」や「商売繁盛」を祈願する獅子舞を披露することが一番の特徴である。また、村上まつりは、こどもから高齢者までが参加する行事であるが、この祭りは10代から20代の若者が中心となって行われる行事である。

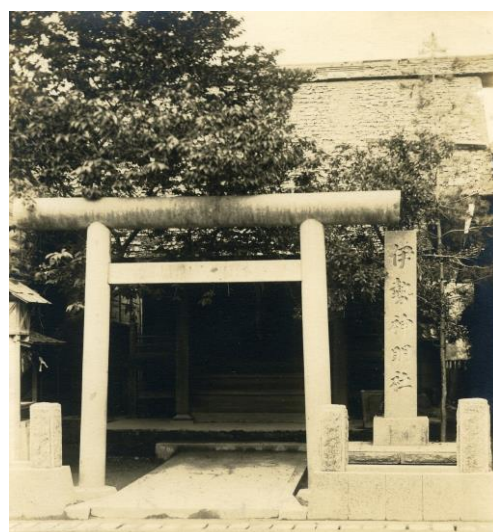


図 建立当時の伊勢神明社社殿

嘉永7年（1854）に、旧村上市下に武者修行に来ていた佐賀藩士牟田高惇の日記には、
「町々より高提灯数多く付け、太鼓を打ち、若者共浴衣にて、高張、弓張提灯星の如し。
獅子舞致して、家中は勿論、町中郷中より見物に出て、山の如し。町々より絵図の如きカ
ザリを引き、夜八ツ九ツ迄賑々しき事にて候。前代未聞にて御座候。」

と記されており、この当時から、高張、弓張提灯を持った浴衣を着た若者が、太鼓をたたき
ながら雪洞を上下に数段重ねたものを担ぎ、夜遅くまで町中で獅子舞を舞い、近隣の村から
も見物客が来るほど賑やかな祭りであったことがうかがえる。

この祭りの起源は定かでないが、古くは睡魔を払う「ねぶり流し」であったものが、中国
から伝来した星祭や伊勢の天照大神に延命を祈願する伊勢信仰等様々な要素と結びつき現在の形態にな
ったものと考えられており、当地のねぶり流しについては、明和元年（1764）の『村上町年行事所日記』
に、

「七夕子共ねふりなかし之儀…」

との記述があり、寛政6年（1794）の同日誌には、

「七夕祭之儀例年通、獅子舞等ハ…」

と記述されている。



図 村上七夕まつりの屋台

■屋台と衣装

この祭りの屋台は、村上まつりのにわか屋台に近似した二輪の台車に、皇大神を祀る伊勢
神宮の内宮を模した伊勢堂を乗せ、その上に押絵によって歌舞伎、古今の物語を表現した雪
洞を重ね、最上部に花笠を付けたものである。屋台は若衆の威勢のよい唄と笛と太鼓の軽快
な囃子に合わせ、手木を左右上下にあおりながら賑やかに曳き回す。唄は、村上まつりと同
じ村上甚句である。

明治2年（1869）には、雪洞は書絵にせよと命じられ、同4年（1871）には、「七夕は町
人足を以って持ち歩き、他町へ往来してはならない」という触れが出されていることから、
明治以前までは、現在のような曳き回す形態ではなく、数段重ねた雪洞を人が担ぎながら練

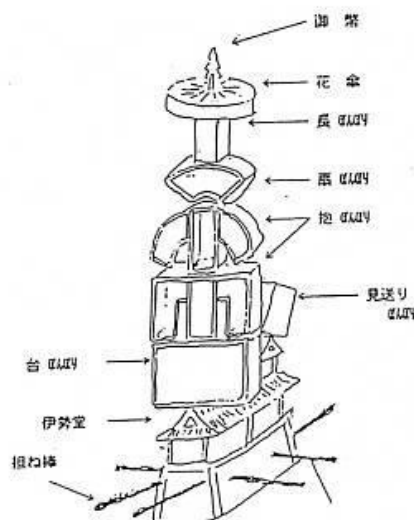


図 明治以前の屋台の構成

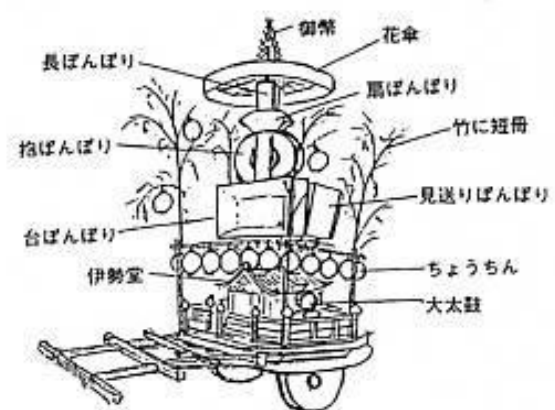


図 現在の屋台の構成

り歩いたと考えられている。また、大正2年（1913）に電線が張られてからは、屋台の高さが数段低くなったといわれている。

祭りの衣装について、佐賀藩士牟田高惇の日記には、

「町々より高提灯数多く付け、太鼓を打ち、若者共浴衣にて、高張、弓張提灯星の如し。」

との記述があることから、嘉永年間頃は、浴衣を着ていたと想像できるが、現在は、村上まつり同様、各町の法被を着用している。

現在の村上七夕まつりの屋台は、明治時代末期以降に制作されたものであるが、多くは昭和時代に新たに制作し直されている。大工町の屋台は昭和35年（1960）、片町の屋台は昭和52年（1977）、上片町の屋台は昭和53年（1978）、小町の屋台は昭和54年（1979）、大町の屋台は昭和59年（1984）、久保多町の屋台は昭和62年（1987）に制作されたものである。

屋台に設置される雪洞に飾られた押絵は、その一つ一つが物語を構成しており、ろうそくの灯かりと相まって幽玄の世界を演出している。

各町の押絵の意味や内容は、日本書紀、平安時代や鎌倉、室町時代の合戦等の軍記物、戦国時代から江戸時代にかけての歴史的な事実や物語等を題材にしたものである。押絵は、昔から固定したものではなく、時々取り替える場合もあった。また、この押絵の技術は、江戸時代中頃、江戸藩邸に勤務していた村上藩士によって武家町に伝えられたといわれるが、憶測の域を出ない。ともあれ町人に広まった押絵は、この祭りや地蔵様まつりの雪洞の押絵として親しまれ、この地に押絵の文化を形づくることになった。

なお、押絵は良質のものが鶴岡あたりに残っている。また、東北の城下町にも現存することから、それらの地方から村上へ移ってきたものかもしれない。



図 七夕屋台（久保多町）



図 雪洞の押絵（上片町）

表 各町の押絵

町内名	台ぼんぼり	抱きぼんぼり	見送りぼんぼり	扇ぼんぼり
久保多町	木下藤吉郎・一夜城	あまのやりへえ 天野屋利兵衛	あま 天の岩戸	猩猩
大町	宇治川の先陣争い	やまた 八岐のおろち	加藤清正・虎退治	
寺町	牛若丸・五条の大橋	いわみじゅうたろう 岩見重太郎	あかがぎげんぞう 赤垣源蔵・徳利の別れ	
大工町	たいらのただもり 平忠盛と油小僧	あおとふじつな 青砥藤綱	もりよししんのう 護良親王鎌倉の牢に幽閉	
小町	凱旋風景	からす天狗	じんぐうこうごう 神功皇后	
塩町	きつねただのぶ 狐忠信	大石主税・りく・赤垣源蔵	せんだいはぎ 先代萩	
上町	文禄の役（太閤記）	神武天皇と鐘 しょうき 植様（日本書紀）	きどうまる 鬼童丸・月夜の牛	
細工町	曾我兄弟の仇討ち	本能寺の変・森蘭丸	むらかみよしてる 村上義光 錦の御旗を奪いかえす	
安良町	赤穂浪士の討入り	桜の花	曾我兄弟の仇討ち	
小国町	赤穂浪士の討入り	こじまたかのり 児島高德	赤穂浪士・両国橋	
鍛冶町	大高源吾の笹売り	巖流島の決闘	刃傷松の廊下	
肴町	川中島の合戦	児島高德	げんさんみよりまさ 源三位頼政・ぬい退治	
長井町	ちんぜいはちろうためとも 鎮西八郎爲朝	九尾の狐	本能寺の変・森蘭丸	
羽黒町	宇治川の合戦	勸進帳	壇ノ浦合戦・義経八艘飛	
庄内町	遣唐使の商議	やはぎ 矢作の橋	富士の巻狩・仁田四郎 にったし 唯常	地震とナマズ
片町	常盤御前・義経との別れ	梅王・松王・桜丸	頼朝・義経 黄瀬川の再会	福助
上片町	忠臣蔵	加藤清正・虎退治	おおたどうかん 太田道灌と山吹の花	おかる勘平
加賀町	鍋島猫騒動	鍋島猫騒動	鍋島猫騒動	
泉町	鎮西八郎爲朝	おののとうふう 小野道風	加藤清正	

■獅子舞

この祭りで舞われる獅子舞は、寛政6年（1794）の『村上町年行事所日記』に、
「七夕祭之儀例年通、獅子舞等ハ…」

と記述されていることから、江戸時代後期には演じられていたことがわかる。獅子舞には、邪気を払い悪霊を退散させ、伊勢の天照大神に延命や家族安泰を祈願するという意味があり、家族に病気や事故等の不幸な出来事が起こらないようにという祈願のもとに舞われる。

この祭りの獅子舞は、立ち舞と座り舞があり、太鼓と笛の囃子に合わせ幣束と 錫杖^{へいそく しやくじょう}を持ちながらの舞である。囃子は、太神楽で獅子舞を舞うときの囃子が原型となり、ねぶり流しで獅子舞が行われるようになってからは、次第に現在の形になったと考えられている。

幣束と錫杖を持つタイミングは、最初から持って舞を始める町が 16 町、残りの 3 町は舞の途中から持つ舞であり、舞い方を区別すると以下の 4 種類に分類される。

表 舞の分類

舞の区分	町名
手踊り→悪魔祓い	大町・寺町・大工町・細工町・安良町・鍛冶町・肴町・羽黒町・泉町
悪魔祓い→手踊り→ささら摺り	久保多町・小町・長井町・庄内町・片町・上片町・加賀町
手踊り→悪魔祓い→玉取り	上町・小国町
雄獅子と雌獅子の舞→悪魔祓い→乱舞	塩町

18 町の獅子舞は獅子 1 頭であるが、塩町の獅子舞は雌雄 2 頭の獅子舞である。

また、獅子舞は、太鼓と笛の囃子に合わせて舞われるが、下記のような囃子文句がある。

“竹に短冊 七夕祭り” “獅子は舞い出て 舞納む” “神代はじめて 伊勢神楽”
“ところ繁盛で 舞納む” “小野小町の 花の色” “天の岩戸を おし開く”
“田作みごとに 稲の花”

各町により選曲は異なっている。

用いられる獅子頭は、制作者や制作年代が不明なものが多く、近現代に制作されたものも多い。細工町の獅子頭は昭和 30 年（1955）、上片町と加賀町の獅子頭は、昭和 54 年（1979）に制作されたものである。

村上七夕まつりの起源の一つである伊勢信仰に関係する神社が、小町坂下に鎮座する伊勢神明社であり、祭り当日には、この社で獅子舞が奉納されている。

■まとめ

村上七夕まつりは、村上まつり同様、屋台の曳き回しや獅子舞の舞が行われる区域も旧町人町や寺町が中心となる。これらの町中には、建築以後 50 年以上経過した町家が多く現存しており、これらの家の前で獅子舞が舞われる様子は、この地域のお盆の風物詩であり、ま



図 伊勢神明社での奉納獅子舞

た、獅子舞の練習期間に各所で聞こえる太鼓と笛の音は、まさに情緒あふれるものである。

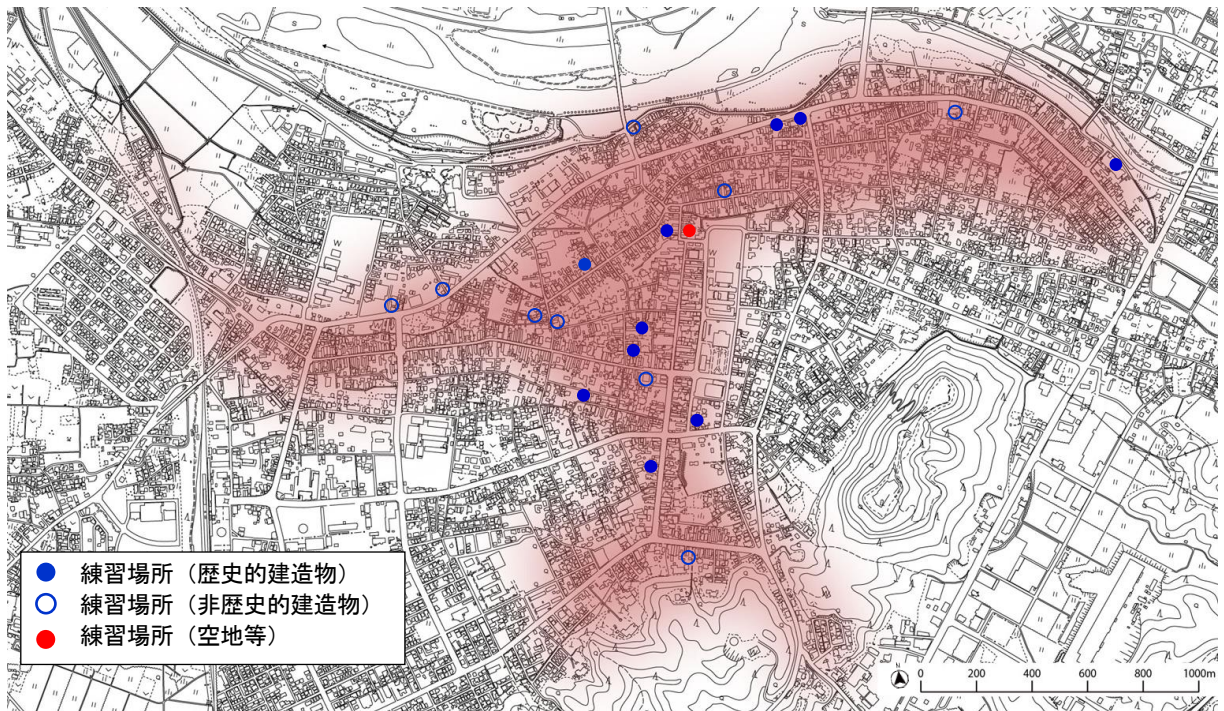


図 村上七夕まつりの範囲

④ ゴリショ（初午）と地藏様まつりを構成する建造物と活動

④－1）建造物

■稲荷神社（安良町）

安良町区所有の明治 15 年の稲荷社略縁起によると、寛永 3 年（1626）、山貝音八の私邸に建立されたと伝わっている。切妻平屋の流れ造りで、祭神は、倉稲魂命で、穀霊神、農耕神、商工業神として崇められる。また、江見啓斎翁日記には「文政十一年 安良町稲荷社寛八年丙辰年二月辛新規勧請三十三年ニ成ル…」と記載されており、少なくとも文政 11 年（1828）以前に建立されていたと推測される。部材も相応に古く、昭和 43 年頃の写真と同様のものが今も残っていることが分かる。



図 稲荷神社（安良町）



図 昭和 43 年頃の安良町ゴリショ

■十輪寺

元治元年（1864）刊行の『越後土産初編』に、「村上 十輪寺 火防地蔵」の記述が見られることから少なくとも幕末期には建築されていたものと考えられる。明治5年に火事により焼失したが再建されており、再建後の建物については明治後期頃の古写真が残っている。現在の建物もその当時の漆喰壁と瓦葺きの屋根が残っている。この寺の本尊地蔵菩薩は、その昔、大火を消し止めたことから、火消し地蔵、火伏地蔵と呼ばれるようになったと伝えられている。



図 明治後期の十輪寺景観



図 現在の十輪寺

■観音寺（観音堂、山門、石段、庫裡^{くり}）

旧出羽街道沿いの肴町内に建つ真言宗の寺院であり、寺伝では元和4年（1618）に宗海上人が開いたとされており、寺号は大悲山である。

木造二階建て、下屋付きの切妻造りで、表玄関は唐破風の屋根となっており、向拝として使われている。そのすぐ隣にはむくり屋根の脇玄関が設けられている。この寺は、村上城主松平直矩の崇敬が篤く、直矩が瘡（マラリア性の熱病）にかかったときには祈願所とされ、病が平癒したのちの寛文5年（1665）に観音堂が建立されている。宝永3年（1706）に隣接していた法頭寺の火災により類焼した際には、奥州白河（現福島県白河市）の城主であった松平直矩から再建の用材が寄進されており、棟札により観音堂は正徳4年（1714）、山門は、文政3年（1820）のものであることが判明している。令和2年（2020）度の追加調査により、庫裡からは明治7年（1874）と記された棟札とともに、明治32年（1899）に瓦を葺き替えた際の棟札も発見された。山門から観音堂に続く参道の石段は、ササラ石、石柱、段石等の風化具合から、観音堂と同時期に建造されたものと推測されている。



図 観音寺山門と観音堂



図 観音寺観音堂と石段



図 観音寺庫裡

■^{ふるみね}古峯神社（こぶがはら様）

古峰神社は、観音寺の境内に建築されている木造平屋建てで、お社は一間社流れ造りとなっており、檜を使った丁寧な造りとなっている神社である。観音寺は本堂が宝永7年（1706）に隣接している寺院からの類焼があったほか、庫裏についても、明治の初めに近隣からの火災による被害を受けていた。当時、地域の人々から慕われていた佛海上人が住職となった際に、地域でこぶがはら講を信仰する人々が、火伏の守り神として同境内に建立した。令和2年（2020）度の追加調査により、社内部の側壁に墨書が発見され、大正15年（1926）に建造されたことが判明している。町家等の木造建築物が連担し、一度、火災が発生すれば大火につながる町人町において、火伏、防火の神として信仰されていたことが分かる貴重な建造物である。



図 古峯神社

■久保多町の地蔵様（延命地蔵菩薩 久保多町地蔵堂）

村上市史編さん時の調査によると、村上城下が開ける以前からあったものといわれ、元和4年（1618）に堀直奇が長岡から移封後、当地に足軽屋敷や馬場を造ったのち、萱場地蔵尊として多くの人々に崇敬されてきたとされている。その後、宝永6年（1709）に村上城主が本多忠良に交代すると足軽町は廃止され、馬場のみとなったが、地蔵堂は久保多町の住民により再建され、その後も数回にわたり建て替えが行われている。同じ敷地には明治11年（1878）に建立された馬頭観音を祀った石碑のほか、小さな地蔵菩薩像があり、縁日にはこどもたちがこの地蔵菩薩を山辺里川で洗い、参道脇に祀り、「南無地蔵大菩薩」と唱えて鉦を叩く姿を見ることができる。



図 久保多町地蔵堂

■上片町の地蔵様（延命地蔵大菩薩 上片町地蔵堂）

堀直奇が村上城下を整備する際に、臥牛山山麓の茅倉にあったものを現在地に堂を建立して、移転安置したと伝えられている。木造の切妻平入造り、正面の後輩には唐破風を備える。以来、今日まで幾星霜、延命招福、水火疾病の守護尊として、上片町内はもとより近郊の人々に信仰され崇敬されてきた。また、地蔵堂脇にある上片町天満堂には、明治11年（1878）の墨書きが残っていることから、このときすでに地蔵堂があったと推測される。縁日にはこどもたちが天満堂の前にごぎを敷き、ろうそくを灯して鉦を叩いて「南無地蔵大菩薩」と唱えて参拝者に地蔵尊像の札を差し上げている姿を見ることができる。



図 上片町地蔵堂

■浄念寺地蔵堂

寺町内の浄念寺境内の地蔵堂は、安政3年（1856）に村上地方に天然痘が流行し幼児が大勢死亡した際、このことを憂いた浄念寺住職 28 世俊誉上人が、弟子の定本と村上在住の女衆の地蔵講中と協力し、村上城下及び近在の村から浄財を募り、こどもが丈夫に育つようにと念願を込めて、安政4年（1857）8月に建立し、幼児を抱いた石地蔵の座像を本尊として周囲に小さい千体地蔵を祀ったものである。以来、難病は少しずつ減少したといわれ、赤子を抱いた地蔵尊は村上地方では珍しいものである。



図 浄念寺地蔵堂

表 地蔵尊等の所在地

	名称（愛称）	町内名	所在地	設置年代
①	延命地蔵尊	羽黒町	常福寺	江戸前期
②	水子地蔵	羽黒町	東林寺	昭和 51 年（1976）
③	地蔵様	羽黒町	長楽寺	江戸後期
④	地蔵菩薩立像	羽黒町	龍阜寺	享保 2 年（1717）
⑤	地蔵様	長井町	浄国寺	江戸中期
⑥	火伏地蔵	大町	十輪寺	永禄～天正（1540～1595）
⑦	地蔵様	小町	法音寺	明治初期
⑧	地蔵様	庄内町	庄内町公会堂	不明
⑨	延命地蔵菩薩	久保多町	久保多町地蔵堂	江戸前期
⑩	首切り地蔵	片町	門前川堤防内	寛政 5 年（1794）
⑪	延命地蔵大菩薩	上片町	上片町集会所	元和 4 年（1618）
⑫	地蔵様	加賀町	地蔵堂公民館	不明
⑬	延命地蔵尊	泉町	下渡大橋泉町側付近	不明
⑭	地蔵様	塩町	稻荷神社前	明治中期
⑮	安産子育て地蔵尊	寺町	浄念寺	安政 4 年（1857）
⑯	地蔵様	大工町	集会所（庵寺）	不明
⑰	延命地蔵尊	細工町	細工町集会所	宝暦 8 年（1758）
⑱	振袖地蔵	肴町	観音寺	不明

これらの地蔵尊以外では、宝暦8年（1758）に光徳寺の最誉善理上人が、村上城主内藤氏の家祖、内藤信成の 150 回忌供養のため、村上城下及び瀬波町に発願建立した九品仏がある。

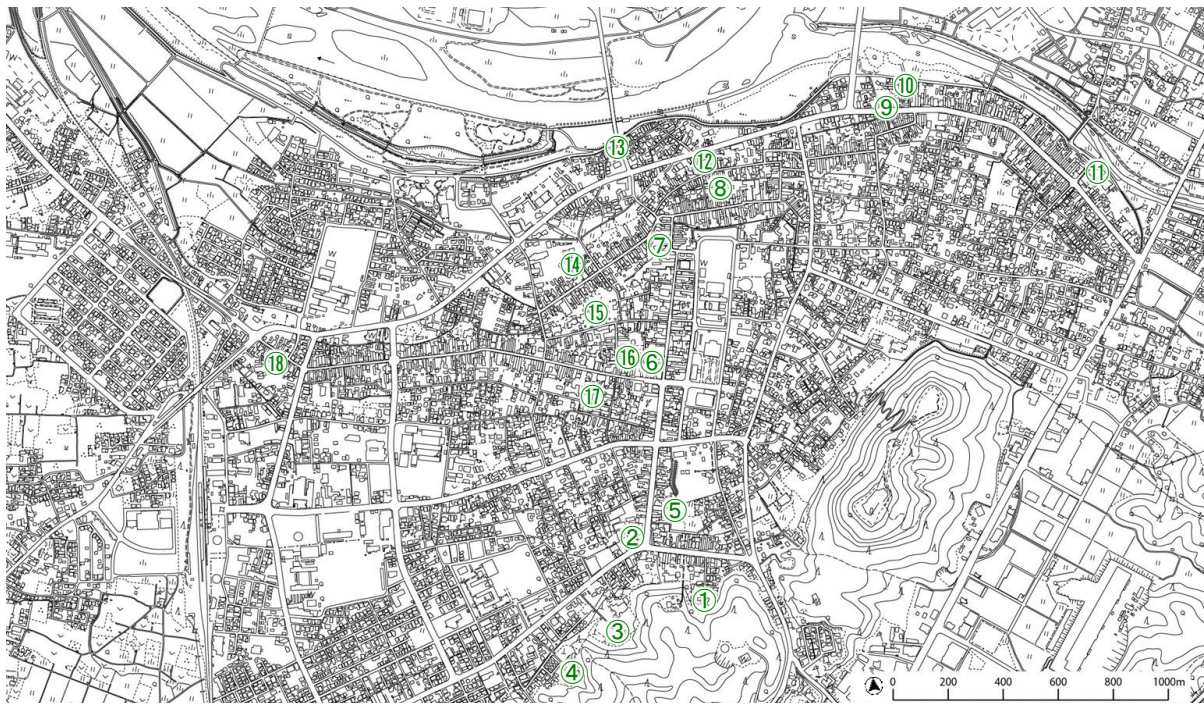


図 地藏尊等の所在地

九品は、極楽浄土にある九つの階級であり、極楽往生するといずれかの浄土に行くことができるといわれている。九品仏はその浄土にいる阿弥陀の来迎の姿とされ、上品上生じょうぼんじょうしょうから下品下生までの九つの姿は、印の結び方で示される。

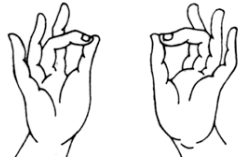
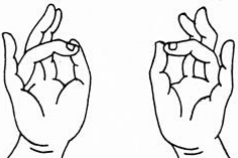
村上城下の九品仏は、石仏であり1箇所にとまって設置されていないことが特徴で、村上城下の入り口等9箇所じゅうこに設置されている。この石仏を刻んだのは庄内町の石工市右衛門で、用いた石は府屋村（現村上市府屋）の石切5名が府屋村近くの大崎山から切り出したものである。

表 九品仏の種類と所在地

種類	写真（全景）	印（手の形）	所在地（町名）
上品上生仏			善沢寺前 (羽黒町)
上品中生仏			満福寺前 (羽黒町)
上品下生仏			長楽寺前 (羽黒町)

※次頁につづく

表 九品仏の種類と所在地

種類	写真（全景）	印（手の形）	所在地（町名）
中品上生仏			瀬波上町公民館付近 （瀬波上町）
中品中生仏			第一保育園前 （肴町）
中品下生仏			十輪寺境内 （大町）
下品上生仏			安泰寺境内 （塩町）
下品中生仏			専念寺境内 （庄内町）
下品下生仏			上片町地藏堂 （上片町）

④－２）活動

村上城下の各所には社寺や地藏堂が建立されているが、これにまつわる行事には、立春後の最初の午の日に稲荷様の祭りとして行われるゴリショ（初午）や7月に行われる地藏様まつりがある。

ゴリショ（初午）は、立春後の最初の午の日に行われる稲荷様の祭りである。村上城下には稲荷神社が多くあり、旧家等でも屋敷神として小社を祀ったり、日蓮宗の寺院内でも祀ってあるところがある。

一般家庭では、この日に小豆ママ（粳米によるオコワ）を炊き、米俵のサンバイシ（サンダワラ）に載せて、ヌカイワシや油揚げ等を添えて供える。

城下中心部付近の安良町に鎮座する稲荷神社では、この町のこどもたちが中心となり、初午の日に行く。しかし昨今では、学校が休みになる日に行っている。

稲荷神社に集まり、上級生が全体を仕切り、こどもたちを指揮しながら準備をする。神殿の掃除や神前の両側の柱に赤や黄、青、緑、白の紙を下げたり、供え物を上げる台の設置、ローソク立ての配置等を行い、拝殿前に天神様の祠を祀ったりする。また、「正一位稲荷大明神」と書かれた幟を所持する家で借り、稲荷神社の境内に立て並べる。雪のあるときは雪の山にさして立て飾る場合もあった。午後3時過ぎになると区長や町の役員が集まり、初午の神儀が行われる。神主が祝詞をあげ区長や役員の玉串奉奠^{ほうてん}で参拝が終わると、太鼓をそり又は雪がない場合はリヤカーに乗せ町に繰り出した。下級生等が帰った後は、昔から「夜ごもり」といって、神社に泊まっていたが、後に廃止された。



図 ゴリショの様子（鍛冶町）

地藏様まつりは、毎年7月23日にゴリショ（初午）同様、こどもたちが中心となって行われる行事である。地藏信仰は、冥土に赴く死者が地獄で会う苦しみを救ってくれるものとして、平安時代に盛んになり、鎌倉時代以降は民間信仰等と結びついて多様な形で広まっていった。

村上城下には、火房地蔵、延命地蔵、振袖地蔵等各所に地蔵尊が存在し、由来が伝わっている地蔵尊もある。人々の信仰心から、それぞれの地蔵尊にはいつも花や供物が供えられており、地蔵尊信仰が地域に根付いていることが感じられる。また、地蔵尊には、こどもを守るものが多く、安産やこどもの成長を願って参詣し、無事に誕生したり病気が治ったりするとお礼として地蔵尊を奉納したりしている。



図 祭りの様子（細工町地蔵堂）

地蔵信仰に関連する祭りは全国各地で行われており、京都等の関西地方では地蔵盆と呼ばれ、こどもたちを中心とした行事が盛んに行われている。江戸時代後期の村上藩主内藤信敦が京都所司代に任命され、このころ上方との交流も盛んに行われたことから、内藤家とのつながりによるものなのか、7月23日に行われる地蔵様まつりは盛大である。

村上城下の地蔵様まつりの特徴は、こどもたちが中心となって行われることである。準備もこどもたちの担当で、7月21日頃から御堂の掃除をし、三面川や山辺里川へ地蔵尊を運び、洗い清めていた。祭り当日の23日は、飾り幕や敷物の整備、ところによっては小さな丸太等で小屋掛けをして葦簀^{よしず}で囲い、地蔵尊の着物、腹がけ、頭巾を取り替え、外まわりを雪洞等できれいに飾る。夜は、一斉にローソクが点され、夏の夜の風物詩ともなっている。なお、全国同様、村上城下においても、この祭りの日には、海や川へ泳ぎに行ってはいけないものと言われている。



図 祭りの様子（十輪寺）

延宝8年（1680）に著された『難波鑑』^{なにわかみ}には、
「けふは地蔵の御えん日にて町々の辻に、わらべども供物、灯明をかかげてまつる也」とあり、江戸時代の地蔵まつりの様子が記されている。また、文化12年（1815）の『若狭国小湊領風俗問状答』には、

「七月廿四日地蔵祭り、辻々の石地蔵迄（中略）

いろいろの供物、こどもうち集まり頻りに鉦をならし南無地蔵大菩薩と唱ふ」とあり、現在の村上の地蔵まつりとほぼ同じ内容が記されている。

幕末の元治元年（1864）に刊行された越後の案内書『越後土産初編』では、越後四十八箇所^{しよじちはち}の地蔵が紹介されており、その第1番目に「村上 十輪寺 火防地蔵」の記述が見られる。

大町内にある十輪寺の本尊地蔵菩薩は、その昔、大火を消し止めたことから、火消し地蔵、火伏地蔵と呼ばれるようになったと伝えられ、歴代の村上藩主からの崇敬も篤く、地蔵会式の日には藩からの代参があった。

この地蔵尊は、本庄繁長が領主であった永禄年間から天正年間（1540～1595）の頃に、賀門と称する清信士^{せいしんじ}（男の在俗信者）が、蒲萄の山中より地蔵尊像を背負い旧里本庄村（現村上市里本庄）に祀り、その後、現在の地に堂を建立し鎮座したという伝えがある。

慶長3年（1598）に村上頼勝が村上城主となり、村上城の城普請とあわせ城下の整備をしたときに、地蔵尊が邪魔であるとし、はずれのかみなり屋敷に移して跡地を町家としたが、すぐにその町家が火事になり焼失し、その後も三度も火災に見舞われた。驚異を感じた頼勝は、神楽を奏して巫女に卦をかしたところ、「地蔵尊を元の所に返さなければ、この災厄は幾度も重なる」との託宣があったことから、早速、地蔵尊像をもとの場所へ移させ、十輪寺中興の僧養海上人が堂宇を造営し、頼勝も良材を寄進するとともに供養米三石を奉納したとされている。

また、この寺には、もう一つ逸話のある仏像がある。伝えによれば、この寺に13人の強盗が押し入った際に、住職は喉を一突きされたが、手当、治療をすると1週間ほどで快方に向かった。住職の話では、もう駄目だとあきらめていると一人の法師が現れ、「日頃、信仰する弥陀如来が身代わりになったから安心せよ」との仰せがあり、その後は痛みもなく気分が良くなった。如来様を拝むと、この像の喉元から胸下にかけて血が流れ傷跡があったことから、住職をはじめ人々は感涙し、弥陀如来の霊験のあらたかに驚き、身代わり弥陀と呼ばれるようになったといわれている。

久保多町地蔵堂に鎮座する延命地蔵菩薩は、左手に宝珠を持ち右手に錫杖をついてどこにでも赴き、庶民の苦しみを救い幸福をもたらす仏として、多くの人たちに親しまれ信仰されている。この地蔵尊像の両脇には不動明王像、弘法大師像が祀られており、旧馬場入口が参道になっている。町内の地蔵講中が毎月1日、15日に、この地蔵堂に集まり供養を行っている。馬頭観音を祀った石碑のほか、小さな地蔵菩薩像があり、縁日にはこどもたちがこの地蔵菩薩を山辺里川で洗い、参道脇に祀り、“南無地蔵大菩薩”と唱えて鉦を叩く姿を見ることができる。

また、上片町地蔵堂に鎮座する延命地蔵大菩薩は、縁日は7月23日とされ、当日は禅宗の和尚十数人を招き、大般若経六百卷の転読大法要を行い、町の安全招福を祈願し、併せて先の大戦における戦没者の供養経をあげている。こどもたちが、地蔵菩薩脇の天満堂の前に莫^も藎^もを敷き、ローソクを灯し、鉦をたたきながら、

“南無地蔵大菩薩”

と唱えて、参詣者に地蔵尊像の札を差し上げている姿を見ることができる。

肴町内の観音寺境内に鎮座する振袖地蔵菩薩は、伝えによれば、昔、巡礼の僧が旅をしている際に娘の幽霊が現れ、「親衆が悪事をしているので、私が地獄に落とされて、ひどい目にあっている。親に会い、悪事をやめて人の助けになってくれと伝えてください」とお願いされた。

この3年後、その巡礼僧が、再度村上天城下を訪れたとき、娘の三回忌であったことから経をあげ娘の願いを親に伝え、幽霊から預かった振袖の片方を見せた。この袖に見覚えがあった母親が、土蔵の箆^{へら}に仕舞ってあった娘の振袖を見ると片方がなくなっており、この袖とあわせると不思議なことにぴったりと合ったことから、驚いた両親は改心し、悪事をやめ600巻の経文を寺に納めた後、娘の振袖を境内に埋め、この地蔵尊を建立したといわれている。

なお、日本国内には、即身仏が17体現存し、祀られているが、この寺には、日本最後の即身仏である佛海上人が安置されている。この上人は、文政11年（1828）に村上市安良町に生まれたことから、毎年7月6日、7日に行われる村上まつりでは、安良町の屋台が山門の前に置かれ、同町内の休憩地となっている寺院でもある。また、この寺の境内には、古峯神社（こぶがはら様）も祀られている。



図 振袖地蔵（観音寺）

■まとめ

ゴリショ（初午）は、この地域に初春を告げる行事であり、地蔵様まつりは、村上まつりとお盆の間に行われる行事であり、参加住民は村上町区のほぼ全町である。また、時季は春夏秋に渡り、その時々^{ふるみね}の風情を感じることができる。

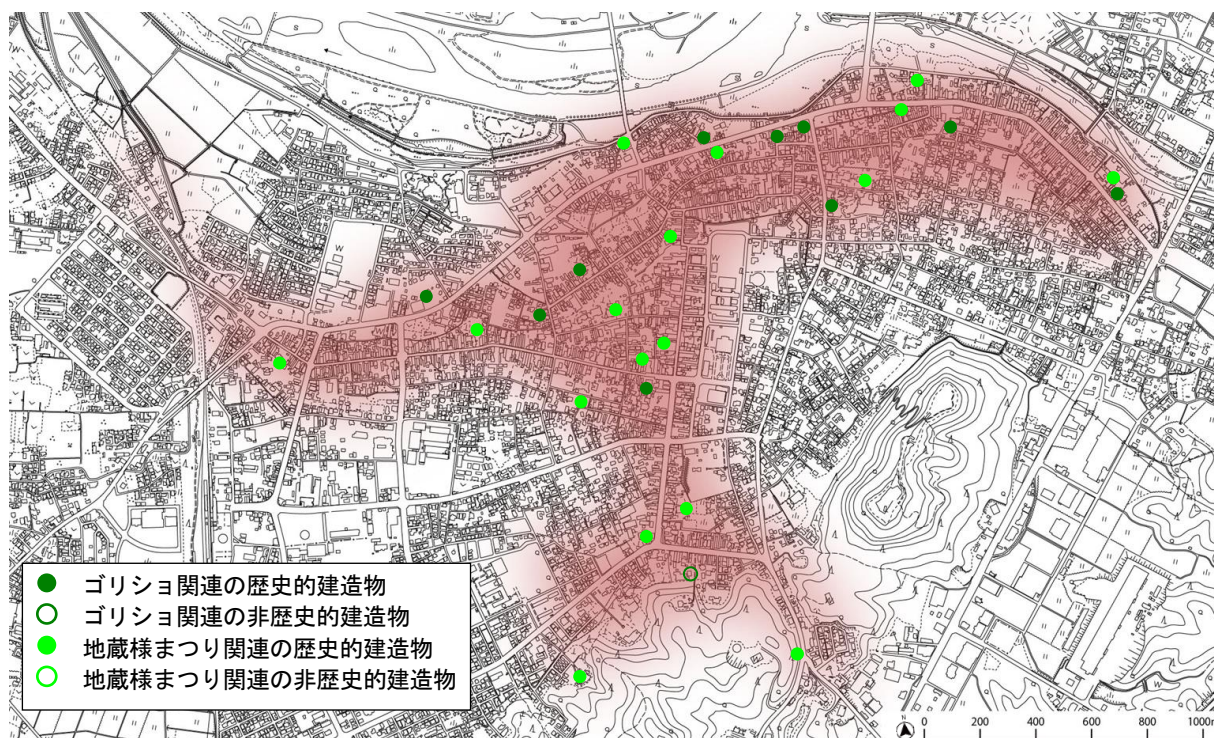


図 ゴリシヨ（初午）・地蔵様まつりの範囲

⑤ おわりに

村上地域村上地区は、村上城の城下町であり、城下町の発展とともに西奈彌羽黒神社の例大祭である村上まつりを代表として、村上七夕まつり等の伝統行事が育まれ、現在も継続的に行われている。

特に、村上まつりは、一年の節目となる行事であり、江戸時代から現代に至るまで、この地域の人々の心の糧となり、活力の源となっている。また、こどもから年寄りまでが一緒になって活動し、地域コミュニティの形成の場ともなっている。

地域の人々がこの祭りに傾ける情熱は、現在も変わることなく継承されており、祭りの舞台となる町人町や寺町内には、しゃぎり屋台と調和した歴史的建造物が多数現存している。

祭りは一年に一度しか見ることはできない。しかしながら、しゃぎり屋台と歴史的建造物が相まって創り出される風景や情緒は、心に残る景観である。そうした先人の遺産こそが、最も後世に継承していかなければならないものである。

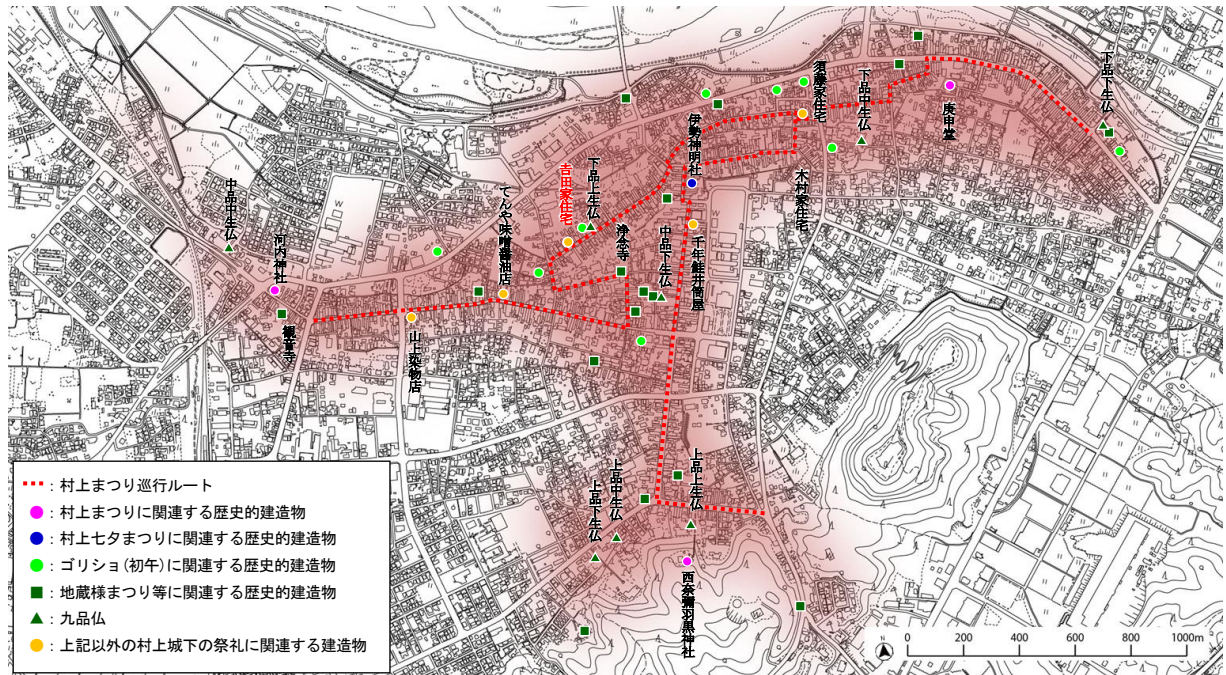


図 村上城下の祭礼にみる歴史的風致の範囲

【コラム】佛海上人

日本には即身仏が 17 体現存し祀られているが、観音寺に祀られた佛海上人は日本最後の即身仏である。俗名は近藤庄次郎といい、文政 11 年（1828）村上市安良町に生まれた。

弘化元年（1844）佛海上人が 16 歳の時、湯殿山注連寺に入門し、2 年後には本明寺に弟子入りし、元治元年（1864）までの 15 年間にこの寺に居住した。文久 2 年（1862）より木食行に入り、元治元年（1864）から慶應元年（1865）までの 3 年間は、湯殿山の仙人沢に山籠りし、水行等厳寒、酷暑、昼夜の別なく荒行を行い、下山後、村上城下の観音寺住職や湯殿山の注連寺住職となった。

当地や庄内地方において布教に専念しながら十輪寺や観音寺、本明寺、注連寺等の多くの神社仏閣の再興に努め、更には、貧民救済のために多くの金銭や食料を寄付し、これらの功績が称えられ新潟県知事から七回もの表彰を受けている。

76 歳となった明治 36 年（1903）3 月 20 日、3 年後の展墓を遺言し、入定したが、明治初年に発布された墳墓発掘禁止令のため展墓は叶わず、昭和 36 年（1961）7 月に村上市教育委員会と日本ミイラ研究グループの手によってはじめて入定墓の発掘調査が行われ、即身仏として再び世に姿を現した。



図 観音寺

（２）種川の制等鮭文化にみる歴史的風致

① はじめに

朝日連峰の以東岳に源を発する三面川は、山岳地帯や丘陵地を流下しながら下流の平野部で高根川、山田川、門前川と合流し、村上地域村上地区の市街地の北縁を西流して日本海に注ぐ、幹川流路延長約 50 km、流域面積 677 ㎢の二級河川である。この川の流域は、村上地域及び瀬波地域、山辺里地域と旧朝日村の大半の地域を占め、上流の三面ダムや奥三面ダムにおいては豊富な水量を利用した水力発電が行われている。さらに上流は磐梯朝日国立公園に指定されており、ブナ林等優れた自然環境も広く残されている。



図 村上地域内の市街地と三面川

三面川は、昔から鮭との関わりが深く、平安時代初期の『延喜式』には、越後国の鮭が朝廷に献上された記録が残されており、旧村上城下である村上地域村上地区の人々からは、「母なる川」「イヨボヤの川」と呼ばれて親しまれている。なお、「イヨボヤ」とは、魚の中の魚という意味であるが、その語彙に求める心情は、近親感であり生活感である。



図 三面川水系図

江戸時代当時、村上藩では、年貢米とともに様々な種類の小物成（雑税）があったが、三面川の鮭漁は、村上藩の管理下で運営され、鮭漁は町人に対し、入札制で行われていた。落札した請負人が納める運上金は、村上藩の大きな収入源となり、その収入は家臣の扶持（給与）や城の修繕費に充てられていた。

間部詮房が村上城主として入封した享保2年（1716）の運上金は、「金参百四両ト銭六貫五百六拾文」であったが、その後、漁獲量が年々減少し、内藤弑信が入封した享保5年（1720）には「金八拾壹両ト銭壹貫七百六拾貳文」となっていた。それ以後も、運上金収入は減り続け、元文元年（1736）には「金五両三分」となり、同3年（1738）には入札を止めざるを得なくなった。

村上藩では、従来から鮭の資源保護のため稚魚の捕獲を禁止する措置を取っていたが、運上金を多くするためには鮭が多く捕れることが全てであると考え、その方法の研究に努めた。

この研究の中心となった人物が、村上藩の下級武士であった青砥武平治であり、武平治は、鮭が産卵のために生まれた川へ帰ってくる「母川回帰」の習性があることに着目し、鮭が産卵しやすいようにするために分流を設けた。その制度を「種川の制」という。この制度は、世界初の鮭の自然ふ化事業と考えられており、村上藩は、この制度の実現に向け宝暦13年（1763）から寛政6年（1794）頃まで、三面川の川普請を行い、分流である種川を整備した。

武平治は、清水流規矩術（現在の測量技術）の免許皆伝者であったことから、その技術が生かされ、またその弟子らによって分流工事が遂行されたと考えられるが、種川の完成を見ることなく76歳でその生涯を終えている。とはいえ、武平治の真の功績は、藩財政の立て直しにあった。

こうした取り組みが実り、鮭の漁獲量は次第に増加し、運上金の額も漸次増加した。運上金は、宝暦11年（1761）には三百両、寛政8年（1796）には初めて一千両を越え、文政4



図 青砥武平治像



図 鮭川絵図 文政7年（1810）

所蔵：村上市

年（1821）以降はほぼ毎年一千両以上となり、幕末期には二千両を越える運上金が納入された。

明治4年（1871）7月に村上藩は村上県、同年11月には新潟県となり、これまで村上藩が管理運営してきた三面川は、新潟県（国）の管理となった。明治5年（1872）8月に新潟県から、三面川鮭漁業を川筋堤防の営繕、その他費用の一切を落札者持ちの条件で入札せよとの通達が出され、村上町（旧村上城下の町人町）の矢部喜四郎が、1,523 両1文2朱余で落札した。このとき、村上藩士族は、鮭漁業の経営によって生活を立てるべく喜四郎に頼み漁業権を譲り受けた。それらの士族達は、鮭漁業の将来の伸長のため人工孵化を取り入れることとし、明治11年（1878）に内務省勧農局（現農林水産省）の金田帰逸^{かねだ きいつ}の指導を受け、育卵場と称する孵化場を建設した。その孵化場では、三面川で漁獲した鮭から25万粒を採卵して受精発眼させ、各地へ配布し、4万粒は育卵場で孵化させ、翌年春に三面川へ放流した。この三面川の鮭の人工ふ化事業は、わが国では最初のことであったとされている。明治15年（1882）になると士族たちは、経営組織を明確にするため「財団法人村上鮭産育養所」を設立し、種川による鮭の天然孵化と育卵場における人工孵化を両軸として鮭漁業の推進を図ることとした。

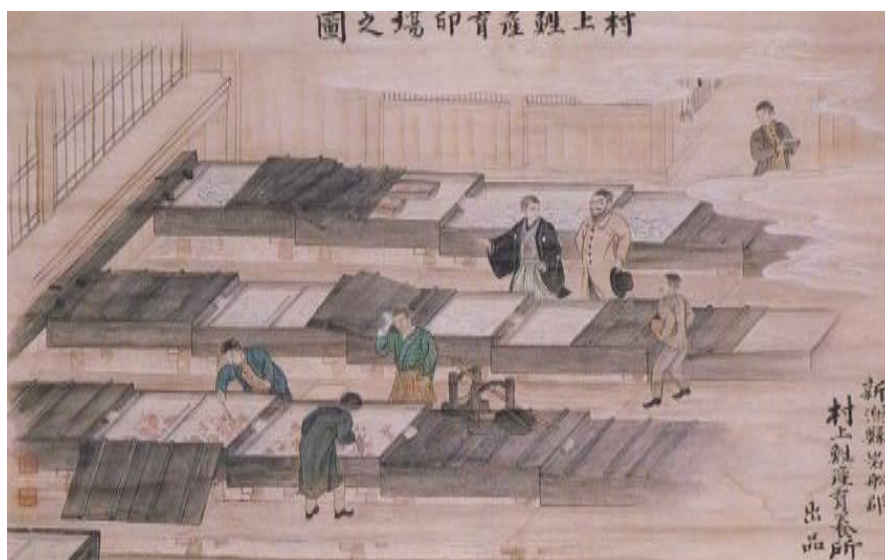


図 村上鮭産育養所での人工孵化 所蔵：村上城跡保存育英会

「財団法人村上鮭産育養所」は、明治35年（1902）漁業法の実施により村上藩士族695名の慣行による専用漁業免許を出願し、明治43年（1910）にその免許を得て第二次大戦後まで鮭漁業を続けてきたが、昭和24年（1949）の新漁業法の施行により漁業権を失い、名称も「村上城跡保存育英会」と改められた。

その後、三面川の鮭漁業は、四つの漁業組合によって行われてきたが、昭和38年（1963）に三面川鮭産漁業協同組合として一本化し、主力を鮭の人工孵化に置いた漁業を行うようになった。現在も、遡上してくる鮭を一括採捕するため川に「ウライ」という装置（簀止め）を設け、捕った鮭から採卵し、人工孵化を行っている。



図 「ウライ」による一括採捕

② 建造物等

■村上城跡（史跡）

史跡「村上城跡」は、村上城下の東側に位置する標高 135mの臥牛山に築かれた平山城で、中世から近世を通じて揚北地方（越後北部）において中心的な役割を果たしていた。

村上城の遺構は、臥牛山上の本丸に天守台跡、二ノ丸に乾櫓^{いぬいやぐら}、巽櫓^{たつみやぐら}、埋門^{うずみもん}、出櫓^{でやぐら}、平櫓^{ひらやぐら}等の石垣跡、三ノ丸に月見櫓^{ゆきやぐら}、靱櫓^{ゆきやぐら}、千貫丸等の石垣跡が残る。石垣は最大で高さ 8m近くに及ぶ。臥牛山下には、城主居館跡や一文字門、下渡門等の門跡、藤基神社境内には、外郭土塁も一部残っている。また、臥牛山東面には戦国時代の遺構の腰曲輪や竪堀、土塁、井戸跡等も良好に残り近世と中世の城郭遺構が明瞭に見て取れる。村上城の石垣は、かつては山頂部とともに、山麓の居館部分や二ノ丸、三ノ丸の門周辺等にも築かれていたが、現在では山下部分の下渡門跡の石垣が残っているだけとなっている。下渡門跡付近には堀跡も残り、石垣とともに往時の門の様子を伝えている。なお、三之町にある石垣と石段（市指定史跡）は、村上城の城門の一つである飯野門の名残といわれている。



図 村上城の復元イメージ

資料：お城山とその周辺整備基本計画



図 村上城遺構現況図

資料：史跡村上城跡整備基本計画

■割烹吉源（国登録有形文化財）

この料亭は、代々「吉田源治」を襲名しており、屋号は、明治末期に8代が「吉田屋」から「吉源」に変更されている。

主屋は棟札から昭和4年（1929）の建築と判明した。敷地は、もともと間口三間半であったものを徐々に増やしたもので、もとの敷地にある一階平屋の一の間から四の間を合わせた広間を中心に増築したと伝えられている。欄間のデザインが豊富で、床の間等にも細かな装飾が施されている。二階の洋間は、当初からリノリウム敷であり、建具には昭和初期の型ガラスが入れられている。また、天井は、角が弧状に仕上げられる折り上げ格天井となっており、至る所に洋風の造作が施されている。土蔵は、昭和4年（1929）以前の建築であり、また昭和34年（1959）には新館が増築された。なお、平成17年に国の有形文化財に登録された。



図 割烹吉源

■やすらぎ処石亀（旧八藤後家住宅）

間口が二間四尺、奥行きが二十三間あり、木造二階建ての切妻平入造りであり、村上町屋の特性を持った建築物である。主屋及び土蔵ともに棟札は発見されていないが、この建物の所有者であり、この店舗の経営者でもある八藤後家には、この建物に関する家歴が残されており、この家歴によると、主屋は寛政3年（1791）、土蔵は明治8年（1895）に建築されたと記されている。土蔵の梁には明治6年（1873）癸酉の火除けの木札が見つかったことから、少なくとも明治の初期には建築されていたと推測される。また、主屋内部を店舗に改装した際には、屋根裏より恵比須様、大黒様の姿を写した札「御神影」が多数発見されており、当地に恵比須講が伝わり広まったとされる江戸後期頃と書付の記録が合致していることから、村上天城下町当時から残る建物と推測されるとともに、当地のえびす講の歴史を表す建物でもある。



図 やすらぎ処石亀（旧八藤後家住宅）

■千年鮭きっかわ（吉川家住宅）（国登録有形文化財）

店舗兼住宅、主屋の棟札は発見されていないが、明治25年（1892）の大火直後の建築と伝わっている。もとは、店舗兼住宅の北隣の前面道路に面する箇所土蔵が建ち、中庭を挟んで東側には縁側を設けた下座敷が造られた。店舗兼住宅の一階は、もとは酒造に使用する米の備蓄場所及び精米場であったが、昭和31年（1956）に店舗に改装され、現在も店舗として利用されている。店舗兼住宅の二階には、建築当初からの和室があり、和室北側の吹き抜けは、平成11年



図 千年鮭きっかわ（吉川家住宅）

(1999)の増築によるものである。西側の吹き抜けは、精米機械を置くために当初吹き抜けであったものを、昭和31年(1956)の改装で天井を張っていたが、平成11年(1999)の改装で再び吹き抜けに戻したものである。土蔵は、棟札より天保12年(1841)の建築と判明した。なお、主屋と土蔵は平成11年に、店舗兼住宅は平成15年に国の有形文化財に登録された。

■宮尾酒造(宮尾家住宅)

三面川の伏流水を用いた日本酒の醸造元で、文政2年(1819)の創業である。屋号は「大関屋」で江戸時代後期から明治時代までは廻船問屋も営んでいた。

平成14年実施の観光資源保護調査報告書「村上の町家と町並み景観」(調査委員長：西村幸夫)によると、主屋は、創業当時に建築されたものといわれている。屋根は切妻の形態だが、この地域では珍しい出桁造りとなっている。

この建物の程近くには、上片町地藏堂が建っており、この地藏堂では、毎年7月23日に地藏様まつりが行われ、こどもたちの経を唱える声と鉦の音により祭りの風情を感じる場でもある。



図 宮尾酒造(宮尾家住宅)

■益甚酒店(益田家住宅)(国登録有形文化財)

主屋兼酒蔵は、棟札から明治25年(1892)の建築と判明している。主屋と酒蔵は、一体的に建てられ、西側が、主屋、東側が酒蔵となっている。店舗の棟札は見つかっていないが、家族や元従業員の記憶、昭和10年(1935)の写真等から昭和7年(1932)の建築と推測される。木造二階建て、切妻平入りの瓦葺きの村上町屋の特徴を備えた建築物であり、正面は間口全てが開口部となっており、村上城下の町家の中では規模の大きなものといえる。土蔵の棟札も見つかっていないが、初代が残した大正11年(1922)の記録には、明治42年(1909)に家屋敷、土蔵、酒造器械一切を買い受けたとある。平成15年に国の有形文化財に登録されている。



図 益甚酒店(益田家住宅)

■吉川酒舗（吉川家住宅）

吉川家は、現当主で 12 代目となるが、5 代目が文政 5 年（1822）に醤油屋、文政 10 年（1827）に米屋を創業し、10 代目が大正 12 年（1923）に造り酒屋を創業しており、屋号は「長門屋」である。

主屋は切妻平入の村上町家の特徴を備えているが、村上の町家では珍しく軒高の高い造りとなっている。古建築研究会による建造物調査において、各建造物の棟札が発見されており、主屋は文政 10 年（1827）、土蔵は嘉永 2 年（1849）、醤油蔵は文政 5 年（1822）の建築と判明した。入蔵は天保 14 年（1843）と記された祈願札が発見されているが、家人によると醤油蔵とほぼ同時期である文政 5 年（1822）頃に建築されたと言われている。



図 吉川酒舗（吉川家住宅）

■益田甚兵衛酒店（益田家住宅）

この酒店の建物は、木造二階建て、切妻平入の村上町家の特徴を備え、店棟、座敷棟、土蔵の 3 棟で構成されている。棟札より、土蔵は明治 7 年

（1874）、酒蔵は明治 19 年（1886）年の建築と判明していることから、店棟及び座敷棟についても同時期もしくはそれ以前に建築されていたと推測される。



図 益田甚兵衛酒店（益田家住宅）

③ 活動

村上藩の財政を支え、明治時代以降の村上本町（旧武家町）、村上町（旧町人町）の発展に大きく寄与した三面川の鮭は、江戸時代から現在に至るまで、この地域の人々にとって重要な自然の恵みであり、それと同時に、村上城下では鮭を大切にする思いから多様な鮭の文化や生業を育んできた。また、鮭漁の収入をもとにした史跡保護活動や奨学金事業が現在も行われており、その活動の一つが「村上城跡保存育英会」による村上城跡の保存活動である。

村上城跡保存育英会は、村上藩士族によって構成され、種川による鮭の天然孵化と育卵場における人工孵化を両軸として鮭漁業の推進を図るために設立された村上鮭産育養所が解散すると、その所有していた漁業権以外の資産を継承し管理運営するために設立された財団法人である。

この会は、村上藩時代の藩校こくじゅうかん克従館の精神を引き継ぎ、育英事業を主な柱としている。

村上鮭産育養所は、昭和 24 年（1949）の新漁業法の施行により漁業権を失い「村上城跡保存育英会」に改められたが、この会では、現在も、鮭漁で得た収入をもとに様々な活動を行っている。

村上地域の人々からお城山と称され親しまれ、村上城跡として史跡に指定されている臥牛山の大半は、この会の所有となっている。明治維新以後は、村上藩士族が城跡の保存のための石垣周辺の除草、除伐等の維持管理活動を行ってきたが、村上城跡保存育英会の発足以降は、この会が中心となり現在も継続的に活動を行っている。また、人材育成のための奨学金

事業も行われており、この奨学金で育成された人材は「鮭の子」と称され、各方面で活躍している。

■三面川の伝統漁法

三面川では、現在も伝統漁法である居繰り網漁が行われており、この漁をする光景は、三面川に鮭が遡上する時期の風物詩となっている。

この漁法は、以前までは、当市内の荒川地域内を流れる荒川や東北地方の北上川等でも広く行われた漁法であり、川上から二艘の舟の「トモノリ（^{いぐ} 艫に乗っている人）」が、それぞれ居繰り網のついた竿を持ち両側に分かれ、川舟を下流に向け八の字に開きながら、

「ハナノリ（舟の先に乗っている人）」の2人が竿でトモノリの居繰り網がうまく開くように調節しながら流す。トモノリは、網の上端にはサイ縄と呼ばれる紐を人差し指にからませながら川をくだり、遡上する鮭がこの網に入ると、この紐を通してアタリ（魚信）が来ると、すかさず2艘の船の八の字型を閉じるとともに、網も閉じて片方の船に揚げる。鮭はここで桐の木のタタキ棒で頭部を打たれ、仮死状態にされて運ばれる。

この漁は、「鮭の遡上するノボリミチを見つけ、ここに網を流せば必ず捕れた」といい、増水時は岸近くを流すことが多かったという。また、漁の開始時は、2艘が網を広げながら「恵比寿様」と唱えながら豊漁を祈念していた。

三面川では、この居繰り網漁のほか地引き大網漁や持ち網漁、キブネ漁（カサヤス漁）、ノメリツキ漁、サグリカキ漁、テンカラ漁、刺し網、^{さんかくど} 三角笄等多様な手法が行われていた。

地引き大網漁は、全長三十三尺、幅五尺の大網船を用い、「アン（沈湖）」の部分をつ先側、「アバ（浮子）」は艫側に積み、操船3人、網入れ2人の屈強な若者が乗り込む。まず、大網の引き綱の端を、川岸の3、4人の若衆に持たせつつ、網が流されないよう杭にも綱を懸ける。船は網を投げ入れながら全速力で対岸へ向かい、対岸に着くとそこで待ち、2、3町上流から約十二艘が船端を棒でたたきながら下流の川幅に張られた網を目指して鮭を追い込んでいく。鮭の群れが川に張ったその網にかかるのを見計らい、対岸で待っていた大網船は残りの網を投げ入れながら、出発した場所へ戻る。

このとき、大網船の動きに呼応して、引き綱を持っていた3、4人の若衆が一斉に網をたぐりながら下流に走り、大網船が岸に着くと船に乗っていた4人も川岸へ飛び降り両方で引き綱を引く。河口から7、8町上流の大海戸と称する漁場では、河口近くで水深もあるため若衆が水中に飛び込み、網の下「アシ（沈子）」のついた縄を自分の足にかけ、鮭が逃げ散らないようにして大網を引いた。

江戸時代の新潟県内各地の産物を相撲番付に見立ててつくられた『越後産物くらべ』には、行司の欄に「村上ノ鮭」の記述があり、これは、村上の鮭がその当時から地域ブランド商品といえるものであったこと



図 居繰り網漁



図 地引き大網漁
所蔵：村上城跡保存育英会

[illegible]

資料：新潟県のあゆみ（新潟県立歴史博物館）

鮭は、村上地域の自然の恵みの一つであり、村上城下では、正月や村上まつり等の祭事、祝い事の際には必ず食膳にのぼる。特に毎年7月6日、7日に行われる西奈彌羽黒神社の例大祭である村上まつりでは、客をもてなす料理として各家で振る舞われている。

江戸時代後期の村上城下における鮭料理については、西奈彌羽黒神社の宮司、江見啓斎の記録『江見啓斎翁日誌』にも見ることができる。

文化3年(1806)10月朔日、鮭漁を落札した肴町の納屋遠山茂助が、鮭の豊漁を願って羽黒神社に神楽料一両と神酒一斗等を奉納した際には、神楽のあとの昼の中入りに、

「酒五升、肴二種(鯖の煮付と煮染め)」

が出され、夕飯には茂助のほかに2名が加わり、3人に次のような馳走が振る舞われている。

「汁(納豆・きくらげ・はらら)、皿(大根・にんじん・小鯛)、坪(鯛、堅のり)、平(巻小鯛・麩・椎茸・青菜・にんじん)猪口(数ノ子)、台引(鮭切り目・巻鯛)、酒ノ肴、浜焼(甘鯛・摺り生姜)、硯蓋(三盃酢、葛引き、浸し物)、八寸共」

猪口(千代久とも書く)は小さく深い陶器をいい、硯蓋は口取り肴等を盛るに用いた硯箱の蓋状の器のことで、山海の珍味を集めた振舞いとなっている。

また、100石取り侍である豊島楨義の『年中事記』に記された献立を見ると、文政4年(1821)12月13日のこととして、豊島家で行われた無尽差し引きの寄り合いが深夜の八つ時(午前2時頃)に終わった際、

「豆ふ、香ノ物ばかりにて夜食を出し、酒肴は、うぐい色付、甘藍なます、酒粕漬け」

といった料理が出されている。親しい者の集まりで夜食ということでもあったが、酒も出て肴は三種となっている。

以上の献立や食品を通して見る限り、当時の食生活が豊かであったことをうかがわせるものもあり、両家の生活水準は庶民よりも上であったと考えられるが、江戸時代の村上城下においても、鮭はもてなし料理の一つであった。

村上城下では、鮭は大切なものだという思いから、頭から内蔵、骨、エラに至るまであらゆる部位を使って作る独特の加工方法や多様な調理方法が各家に伝承されている。

代表的な調理方法として、当地の郷土料理の代表である「塩引き鮭」や「鮭の酒びたし」をはじめ、ブツ切りにした鮭を味噌仕立ての汁で煮込んだあと寒風にさらす「川煮」や焼いた鮭を醤油だれに漬け込む「焼き漬け」、鮭の身を昆布で巻いて煮込む「昆布巻き」、内臓を野菜と一緒にみそ汁にする「なわた汁」、鮭のどんびこ(心臓)を甘辛く煮た「どんびこ煮」、鮭のすり身に刻んだ皮や腹子(イクラ)を入れたつみれをすまし汁の具にする「卵皮煮」等、現在も百種類以上の調理方法が残されている。

村上城下の鮭を用いた代表的な郷土料理の「塩引き鮭」は、新巻鮭や塩鮭等とは異なり、この地域特有の気候と風土により時間をかけてじっくりと発酵熟成してできるものであり、他の地域では真似ることができない。

塩引き鮭は、三面川に鮭が遡上し、冬が間近に迫ってくると各家で盛んに作られるが、調



図 旧村上城下の鮭料理

理方法は、4.5 kgから 7.0 kgのカナ（雄鮭）のみを使用し、ハラ（内臓）やエラ、「メフン」と呼ばれる血の塊を綺麗に取り除き、ヌメリを取り、よく洗う。次に、尾から頭のほうに向かって丁寧に塩を擦り込み、また、腹や頭の裏にも塩を擦り込み、約1週間塩漬けにする。その後は、たっぷりの水を用いて塩抜きし、日本海の塩分と湿気を帯びた北西の寒風にさらしながら2週間から3週間程度陰干しする。この日本海から吹く北風により、低温発酵しながらゆっくりと乾燥することで、身は柔らかく円熟したうまみが醸される。

塩引き鮭を作る過程でも、城下町ならではの加工方法が現在も用いられており、鮭を吊るす際には頭を下に向け、また、腹を切る際には腹の全てを切らず一部を残す止め腹が用いられている。これは、頭を下に向けることで首つりの連想を避けることと、切腹を忌んだものといわれている。

なお、村上地域内のイヨボヤ会館では、「越後村上三ノ丸流鮭塩引き道場」を開設し、塩引き鮭を作る体験イベントを開催している。



図 塩引き鮭の調理の様子



図 塩引き鮭のとめ腹

塩引き鮭や鮭の酒びたし以外の代表的な鮭料理としては「川煮」がある。とれたばかりの8 kgもあるカナ（雄鮭）の頭を切り離し、ハラ（内臓）が入ったまま尾ビレの所までを六つくらいにブツ切りにする。一切れ 10cm 以上の巾となるが、切口に十分に塩をまぶし、4、5匹分の切り身をまとめて大きな竹籠に入れ、籠のまま味噌仕立ての煮汁の鍋で一時間程度煮る。煮上がったところで籠をあげ、藁をしいた台に切り身をならべて、冷たい川風にさらして出来上がりであるが、食べごろは三日ほどたってからで生姜醤油を添える。

村上鮭産育養所において鮭漁を行っていた頃は、漁師小屋のそばに築いた竈に直径1 m以上もある大鍋をかけ、大きな薪をどんどん燃やし川煮がつくられていた。

また、以前までは、村上城下のたいていの家々に鮭の飯ずしを作る桶があり、12 月中旬を過ぎると鮭のすしを作り、お互いに出来栄を比べあっていた。

鮭は、ひと口くらいに切って薄塩をし、氷頭は酢をかけてやわらかくし、ハラコ（イクラ）はさっと湯にくぐらせる。にんじんと大根を短冊に切り、ゆずは細かく刻み、ご飯はあたたかいうちに等量の麴に米酢で合わせ、冷めたところで準備した材料を混ぜ合わせる。

笹に湯をかけて戻し、桶の底にしいて、鮭等の材料を合わせたものを入れ、4 cm ほど入れたら笹をならべてまた入れるという具合にし、最後に笹で覆い、中ぶたをして適当な重石をする。水があがれば食べ頃となるが、この鮭の飯ずしは、お正月のごちそうや来客の酒の肴に喜ばれる村上城下ならではの一品である。

村上地域内では、鮭を主役とした独特の食文化を保持しており、市内の多くの店舗では、「塩引き鮭」「鮭の酒びたし」等の鮭料理の提供や加工製品の製造販売が行われ、この文化を肌で感じることができる。

村上城下の寺町内の浄念寺本堂の向かいに建つ、「割烹吉源」（国登録有形文化財）は、江

戸時代末期から現在の地で料亭を営んでおり、四季を通じて村上天下に伝わる様々な鮭料理を味わうことができる。

旧浜通り沿いの安良町に建つ「やすらぎ処石亀（旧八藤後家住宅）」は、四季折々の食を提供する料理店を営んでおり、この店舗でも村上天下に伝わる鮭料理を味わうことができる。

出羽街道沿いの大町に建つ「千年鮭きっかわ（吉川家住宅）」（国登録有形文化財）は、現在は、鮭加工販売業を営んでいるが、以前までは造り酒屋であり、屋号は「長門屋」である。三面川に鮭が遡上する時期になると、この店舗でも、塩引き鮭を代表に様々な加工品を製造し、店舗内には多くの鮭が吊るされている。



図 吉川家住宅内の鮭を吊るした様子

これらの鮭料理店や鮭加工品販売店のほか、鮭を主役とした独特の食文化は、村上天下の武家町や町人町の各家でも、その家に代々伝わる手法で継承されている。武家町では、大正4年（1915）の『村上天町町是』によると、大正3年（1914）の村上天町（武家町）における鮭消費量は2,150尾とされ、この年の三面川鮭漁は例年に比べ特に不漁であったが、村上天町では戸数約420戸（『村上天町町是』大正3年度（1914）公課負担総額表より推計）で1戸平均5尾が消費されたものと記されている。

現在も、鮭加工品店や鮭料理店等等を中心に地区内の家々の軒下に吊るされる塩引き鮭の光景は、この地域特有の冬の風物詩となっている。また、近年は、歴史的建造物が多く現存する出羽街道沿線の庄内町の通りを「塩引き街道」と称し、この通りにおいても町家の軒下に吊るされた塩引き鮭の姿を間近で見ることができ、この地域の人々の生活の一部として鮭とともに歩んできた歴史を感じることができる。



図 軒下に吊るされた塩引き鮭



図 塩引き街道（庄内町）

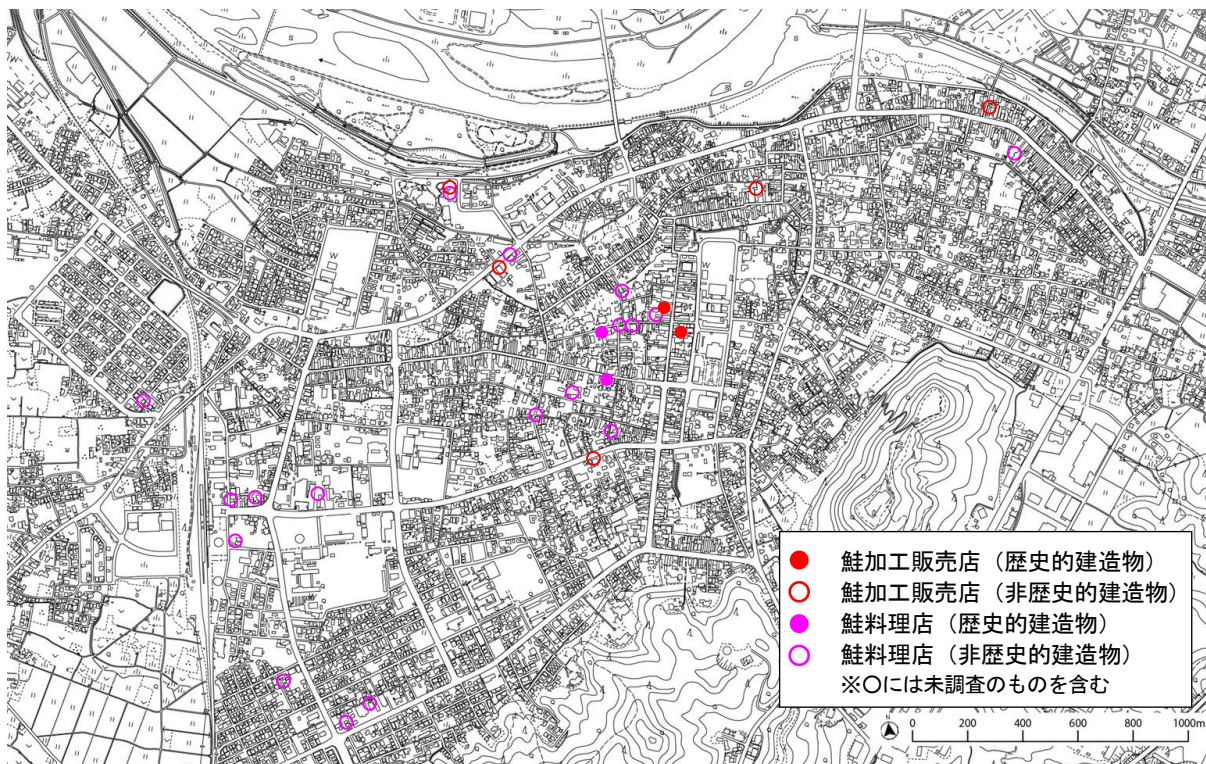


図 鮭関連店舗等の分布

塩引き鮭を長期間、熟成乾燥させたものが「鮭の酒びたし」であり、これを食する際には日本酒がかけられるが、村上天下には、江戸時代以来の酒造業の伝統を受け継ぎ、現在も酒造りを行っている酒蔵もあり、この酒蔵で造られる地酒は、当市の特産品の一つとして、鮭とともに村上天下の食文化を構成する重要な要素となっている。また、酒蔵や酒販売店も町人町を中心に、各所に点在している。



図 村上天下の代表的な地酒

三面川支流の門前川左岸、出羽街道口近くの上片町に建つ「宮尾酒造（宮尾家住宅）」は、三面川の伏流水を用いた日本酒の醸造元で、文政2年（1819）の創業である。屋号は「大関屋」で江戸時代後期から明治時代までは廻船問屋も営んでいた。

「宮尾酒造（宮尾家住宅）」は、現在も日本酒を製造、販売を生業としているが、旧村上天下町の酒販売店の中には、「宮尾酒造（宮尾家住宅）」同様、以前まで造り酒屋等酒造業を営んでいた店が各所に点在している。

札の辻近くの大町に建つ酒販売店である「益甚酒店（益田家住宅）」（国登録有形文化財）は、明治42年（1909）に初代がこの土地と建物を購入し、酒造業及び製茶業を営んでいたが、現在は、酒販売業を営んでいる。一時期は、隣地で郵便局を経営する等、旧村上天下を代表する大きな店舗の一つである。

「益甚酒店（益田家住宅）」同様、現在、酒販売業を営んでいる「吉川酒舗（吉川家住宅）」は、旧浜通り沿いの肴町に立地する建造物であり、通りの向かいには、「山上染物店（山上家住宅）」が立地している。

通称「小町坂」の程近くの塩町地内に建つ「益田甚兵衛酒店（益田家住宅）」は、江戸時代から酒、油、塩の販売を行っており、現在は、酒の販売店を営んでいる店舗である。屋号は「小国家」で、現当主で10代目となる。

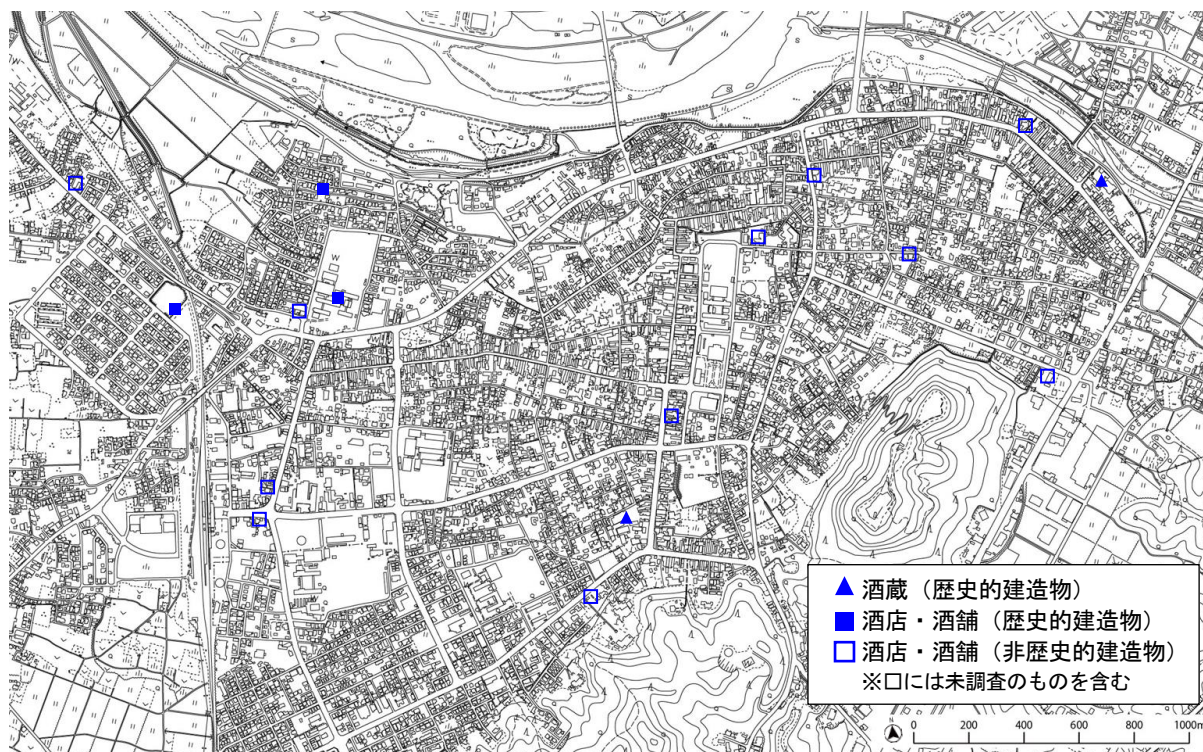


図 酒店・酒蔵の分布

④ おわりに

三面川の鮭は、江戸時代の村上藩の財政を支えながら村上城下の形成、発展に寄与し、また、これと同時に、鮭は大切なものだという思いから江戸時代から現代に至るまで多様な鮭の文化や生業を育み、村上まつり等の祭礼や正月や祝い事等の行事に欠かすことのできない重要なものとなっている。この鮭の文化は、城下町の歴史的な環境や背景とともに地域の人々の生活の一部となりながら、各家々で受け継がれているものであり、また、今後も後世に受け継がなければならないこの土地ならではの大事な文化である。

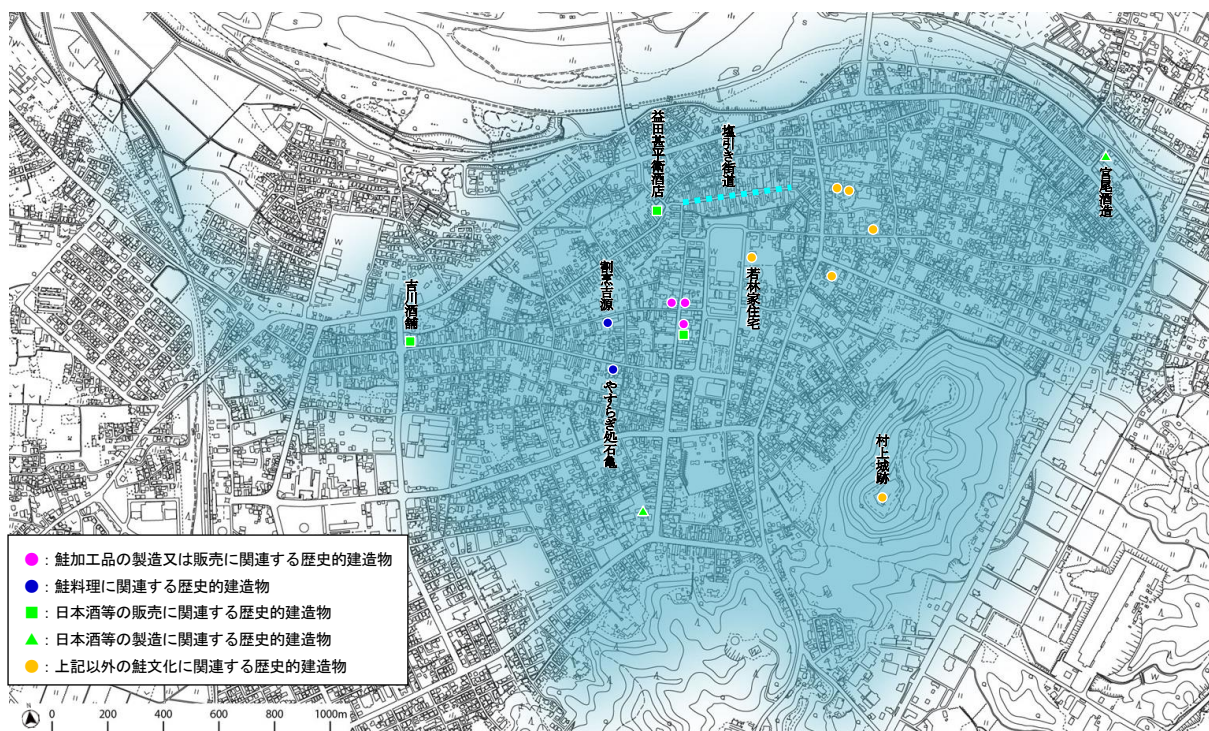


図 種川の制等鮭文化にみる歴史的風致の範囲

(3) 村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致

① はじめに

村上地域村上地区は、慶長3年(1598)に村上領に入封した村上頼勝、元和4年(1618)に入封した堀直奇により近世城下町としての原形が築かれ、慶安2年(1649)に入封した松平直矩等により町並みが形成された城下町であり、城下の拡大とともに様々な職業が発達した。

城下町の骨格が形成された堀氏在城の寛永12年(1635)の記録によると大工数15から16軒と記され、その後、宝永2年(1705)の『村上寺社旧例記』によると大工数は175人となっている。これは、15万石の領主が松平、榊原、本多と三代続いたことによる人口の増加ゆえである。それとともに、他地方から大工や鍛冶師等の様々な職人が移住し、建築や彫刻、漆塗の技術が地元の職人にも広まり村上城下に根付いていったものとも考えられ、これらの職人が居住した町として大工町や鍛冶町等の町名が現在も残っている。細工町の町名は、初代村上城主村上頼勝とともに加賀国小松から移って、そのまま残ったものである。

その後、享保5年(1720)に内藤式信が入封し、以後、約150年間に藤氏の時代が続くが、村上城下における大工技術は、この時期にさらに発達し、それらの技術を高めた大工は、いつの頃からか「村上大工」と呼ばれるようになった。村上大工の棟梁の名前としては、「板垣」「稲垣」「山脇」の名がよく見られ、この三苗字が村上大工の主な棟梁の系統とされる。また、江戸時代中期以降、村上では建物の建築や彫刻とともに彫漆工芸が発展し、大工の系統からは「山脇」「板垣」等の彫工、塗師の系統からは「山中」「石田」等の漆工が出た。

作事場大工と町大工に分けられる村上大工は、主に社寺建築を担っていたが、武家住宅や町家の建築にも携わっていた。江戸時代当時、質素儉約という村上藩による制約があったことから、武家住宅や町家等の建物の外観には装飾的なものは見られないが、社寺においては、虹梁や臺股、木鼻等の外観においても様々な彫刻が施されている。建物の建築や修繕、特に武家住宅に用いられている茅葺屋根の修繕では、屋根の劣化した箇所のみを葺き替える「差し茅」と呼ばれる技法が用いられ、現在も、この技法により修繕が行われている。

表 村上大工が建立した主な建造物

建物	時期	棟梁
西奈彌羽黒神社本殿	寛永10年(1633)	棟梁：伊関与兵衛・津野甚五郎
森岸寺(浄念寺)本堂	寛文7年(1667)	棟梁：小田与衛正久
西奈彌羽黒神社摂社神明宮社殿	元禄3年(1690)	棟梁：片岡角兵衛
浄国寺本堂	元禄4年(1691)	棟梁：板垣作太夫・板垣利平治・板垣才兵衛
浄念寺本堂	文化15年(1818)	棟梁：板垣伊兵衛 脇棟梁：板垣作太夫
藤基神社本殿	嘉永2年(1849)	棟梁：塩町長蔵・大工町金右衛門 彫刻：有磯周斉
菅谷寺不動堂(新発田市)	明和7年(1770)	棟梁：板垣伊兵衛 脇棟梁：板垣利吉・板垣平之助・板垣利作
渡辺邸土蔵(関川村)	天明3年(1783)	棟梁：板垣源左衛門
渡辺邸主屋(関川村)	文化15年(1818)	棟梁：板垣伊兵衛
金毘羅宮(胎内市)	嘉永2年(1849)	棟梁：稲垣治平
船江神社(新潟市)	安政6年(1859)	棟梁：板垣八郎兵衛

建築や彫刻とともに発展した彫工の技法としては、一つの材料から彫り出す「丸彫」や材料をくりぬいて立体的に彫り出す「透し彫」が主であり、これらの技術を基礎として江戸時代後期に成立した村上堆朱の彫りの技法は、江戸時代末期以降も鎌倉彫の彫法を取捨改良する等してさらに発達した。漆工の技法としては、朱漆や黒漆による塗りのほか、色漆の上に透明な透漆を塗る溜塗、木地に直接生漆を摺り込む摺漆等の技法が用いられていたが、江戸時代後期に村上堆朱（県指定無形文化財）が成立したのは、彫刻部分に指先で漆を塗る指頭塗が考案される等、従来の漆塗りの技法をもとに村上堆朱の新しい技法が発達した。これらの技法は、村上堆朱の発展とともに受け継がれ伝統技法として現在も用いられている。

これら高い技術力を有する村上大工の活動は、城下町のみならず広範囲に及び、他地域の社寺建造物や祭礼屋台等の制作にあたった記録が各地に残されている。活動範囲は、鶴岡や酒田、米沢、新発田、新潟にも及び、明治期には北海道、第二次大戦後の復興期には東京まで広がっていたといわれている。村上大工が建てた現存する建築物を見ると、内藤在城時代（1720～1868）のものが多く、社寺建築をはじめとして武家住宅や町家等で幾棟かは現存している。

② 建造物

■浄念寺（重要文化財）

浄念寺は、15世紀末に浄念法師の開基と伝えられ、江戸時代には歴代村上城主の菩提寺であった。

本堂は、棟札によると文化15年（1818）の再建で、棟梁は村上大工町の板垣伊兵衛、板垣作太夫である。伊兵衛は、主として彫刻、組物等を担当し、作太夫は、骨格、造作等を担当したものと考えられ、世話方としては、板垣惣次、渡部半之助、板垣源左衛門、板垣幸右衛門の名も棟札に記載されている。なお、この棟札以外にも、以前の本堂を建立したときの棟札も残る。寛文元年（1667）と寛保元年（1741）に建てたときの棟札である。

本堂の建築に際し、設計は江戸表で行われ、当時度重なる火災に備え、板葺きの屋根にするようにと触書が出ていたことから、屋根をこけら葺きとし、大壁の土蔵造とした。様式は、漆喰土蔵造、桁行19.3m、梁間15.6m、二重二階、切妻造妻入、正面向拝一間、軒唐破風付で建坪322.1㎡である。本堂は、二重であると同時に、漆喰の大壁で側回りが塗られており極めて特異な建築である。堂内は、中央が吹抜けになり、二階にはそれをめぐる回廊（ベランダ）が付く。

吹抜け部には「木造丈六阿弥陀如来座像」（市指定有形文化財）を安置する大きな宮殿（須弥壇）が作られ、宮殿は比較的細い4本の円柱を立て上部に禅宗様三手先を組み、格天井を支える。頭貫木鼻には、龍の彫刻が付き、虹梁と頭貫の間の小壁は竜と雲の彫刻、欄間



図 浄念寺本堂

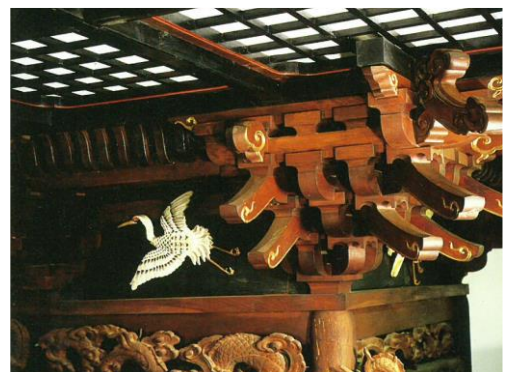


図 浄念寺本堂内部の須弥壇の組物

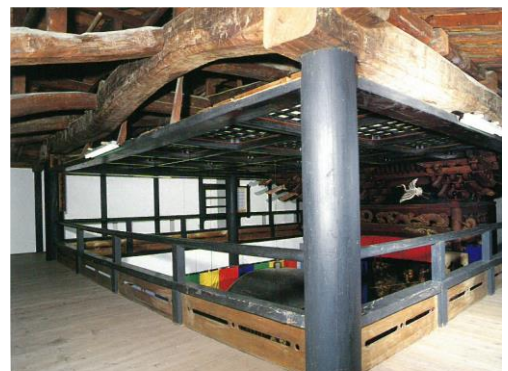


図 浄念寺本堂二階の廻廊

に鶴、須弥壇に亀、虹梁と柱の取付け部分に、松、竹、梅の彫刻が施されていて、化政期の芸術文化を見事に表現している。全体に木細く繊細な印象を与えるが、このように上質な宮殿は珍しいとされている。このような様式の本堂になった理由は、類型化傾向の弱い浄土宗であることも考えられるが、棟梁であった板垣伊兵衛、板垣作太夫の両名が、村上天下の有力な大工であり多様な技術の蓄積があったゆえとも思われる。

■安善寺山門

この山門は、寺伝によると二階に鐘楼を下げる鐘楼堂が設けられた鐘楼門として建立されたものであり、安善小路の顔となっている建物である。開口2.75間、奥行が2.5間の木造二階建ての入母屋平入り造りで、屋根は寺院建築に用いられる飛燕垂木がついている。柱の礎石に村上天の石垣と同じ、柏尾石（村上天柏尾産）や和釘が使用されていること、江戸時代の建築物に見られる大渦模様の掘り込みがあることから、寺伝通り正徳2年に建立されたと判断されている。



図 安善寺山門

■藤基神社社殿（市指定有形文化財）

現在の藤基神社社殿（市指定有形文化財）は、嘉永2年（1849）に内藤家11代の信親が江戸から分霊し、村上天内の現在地に社殿を建立したもので、天保13年（1842）6月26日地鎮祭、嘉永元年（1849）8月21日上棟式、遷宮は翌2年（1850）5月17日と8年にわたる工事であった。この社殿は、本殿、拝殿のいずれも流れ造り、総檜の瓦葺きである。村上天下の工匠たちがその技を結集したもので、棟梁は稲垣八郎兵衛、虹梁や墓股、木鼻そのほか社殿の各所に施された彫刻は、有磯周斎が稲垣又八らとともに技を尽したものである。なお、周斎は、伽藍建築のみならず、様々な分野の建造物にも携わった村上天大工の一人である。



図 藤基神社社殿



図 藤基神社社殿の彫刻

■西寶院観音堂

榊原侯時代の家老中根氏が聖徳太子の御像を寄進し、太子堂として建てられた後に、観音像を安置したため、観音堂と呼ぶようになったことが起源であるが、棟札によると昭和11年(1936)に建て替えが行われ、現在は北側が入母屋造り、南側は瓦葺きの切妻屋根となっている。向拝部分の木鼻彫等一部は、以前のものが再利用されており、これらの彫刻部分に村上大工の技術の高さが表れている。



図 西寶院観音堂

■石原稻荷神社

大小2つの棟札が発見され、大きい棟札には「奉再建稻荷神社」と記載があることから明治12年(1879)に再建されたと分かる。また、小さい棟札には昭和7年に茅葺から銅板屋根に葺き替えたことが記載されている。なお、同敷地内にある鳥居は裏面の建立年月の彫りこみから昭和12年(1897)に建てられたことがわかっており、村上大工の技術が社寺やお堂で生かされていたことがわかる。



図 石原稻荷神社

■若林家住宅（重要文化財）

村上城主内藤家から150石を給された若林氏の住宅で、江戸時代後期の建築である。昭和61年(1986)の解体調査時には襖から天明7年(1787)の反古紙が発見され、建築当初から使用される木材も18世紀末のものと推定され、昭和52年(1977)に重要文化財に登録された。

この住宅は、東西に棟を持つ居室部と南北に棟を持つ座敷部からなるL字型とし、屋根は寄棟造り・茅葺きで、東日本に残る数少ない武家住宅である。

庭園は、明治期の作庭であるが、主木の「鶴の松」(クロマツ)は、内藤家家老久永邸の庭園より移したものといい、蟠幹ばんかんの「亀の松」(アカマツ)とともに好一對をなしている。臥牛山を借景にして梅の古木・さつき・つつじ類の大刈込を配した名園である。

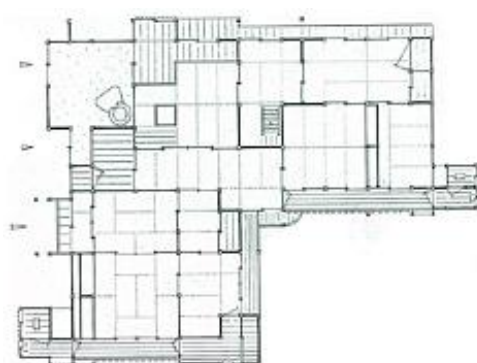


図 若林家住宅の外観及び平面図

■旧嵩岡家住宅（市指定有形文化財）

新町にあった直屋、寄棟造り、茅葺きの武家住宅で、平成2年の伝統的建造物群保存対策調査報告書によると、江戸時代後期の建築とされている。明治初年村上天城下絵図の同所には嵩岡五郎左衛門の名が記され、天明年間の内藤藩分限帳では嵩岡氏は江戸詰平侍と記されている。

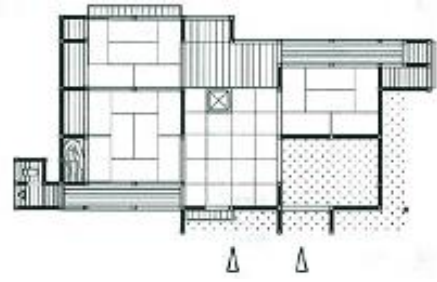


図 旧嵩岡家住宅の外観及び平面図

■旧岩間家住宅（市指定有形文化財）

飯野二丁目にあった直屋、寄棟造り、茅葺きの武家住宅で、平成2年の伝統的建造物群保存対策調査報告書によると、江戸時代後期の建築とされている。明治初年村上天城下絵図の同所には須貝源太郎の名が記されている。内藤家分限帳には同じ名前は確認できないが、須貝という姓は下級武士の中に数名見られる。昭和時代初期に岩間氏の所有となり、平成時代に建物が村上市に寄付されている。

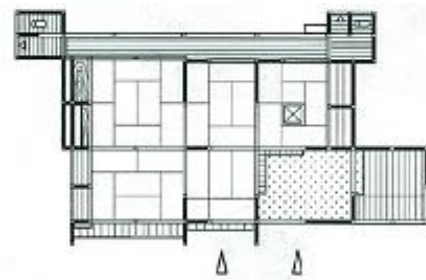


図 旧岩間家住宅の外観及び平面図

■旧藤井家住宅（市指定有形文化財）

堀片にあった直屋、寄棟造り、茅葺きの武家住宅で、平成2年の伝統的建造物群保存対策調査報告書によると、江戸時代後期の建築とされている。明治初年村上天城下絵図の同所には重野兵馬 250 石とある。重野は、天明年間の内藤家分限帳によると頭役を勤めていた上級クラスの武士であった。なお、旧嵩岡家住宅、旧岩間家住宅、旧藤井家住宅の三棟は、都市計画公園である記念公園に移築復元され一般公開されている。



図 旧藤井家住宅の外観及び平面図

■旧成田家住宅（市指定有形文化財）

新町にあった直屋、寄棟造り（妻入り）、茅葺きの武家住宅で、明治初年村上城下絵図の同所には岡本左太夫とあるが、内藤家分限帳には該当する名前は見られない。ただし、嘉永7年（1854）に佐賀藩士が武者修行の途中に村上に逗留した際この屋敷と思われる家に泊まったとする記録（諸国廻遊日録・佐賀藩士牟田高惇，嘉永6年（1853）～安政2年（1855））が残っていることが、平成2年の伝統的建造物群保存対策調査報告書により判明している。のちに成田氏の所有となり、平成4年に村上市に寄付されている。



図 旧成田家住宅の外観及び平面図

■山口家住宅

明治初年村上城下絵図では土屋敷の区域内（現飯野一丁目）に位置する「山口家住宅」は、主屋と門が対に残っている市内唯一の武家住宅である。平成2年に刊行された伝統的建造物群保存対策調査報告書によると、主屋及び門ともに、江戸時代後期には建築されていたものと考えられ、部材もそれ相応に古いものであることが見てとれる。

主屋は、直屋、寄棟造り（平入り）の茅葺き、門は桁行三間、梁間一間半の長屋門の茅葺き、扉は片引板戸となっており、玄関は庇形式で当初の形式を残している。門は、前面道路の拡幅に伴い旧位置から後退した現在の位置に移築されている。



図 山口家住宅

なお、この建物が立地する箇所は、明治初年村上城下絵図では、鳥居與一左衛門の居宅と

記されており、幕末頃は、町奉行の居宅であったと伝えられている。

■大竹家・轟家住宅

明治初年村上天城下絵図では土屋敷の区域に位置する裏新町に立地する長屋、寄棟造り（平入り）、茅葺きの武家住宅で、平成2年に行った伝統的建造物群保存対策調査報告書によると、江戸時代後期の建築とされている。

建築当時は三軒長屋であったが、建物右側の一軒分が解体され、現在は、中央と左側の二軒分が残っている状況である。長屋・寄棟造りだが東側のみ切妻造りとなっている。城下絵図には名前の記載がないが、分限帳には二人扶持の大竹義榮の記載があり、下級クラスの武士の長屋と推測される。



図 大竹家・轟家住宅

■ギャラリーやまきち（上村家住宅）（国登録有形文化財）

肴町に建つ「ギャラリーやまきち（上村家住宅）」（国登録有形文化財）は、屋号は「やまきち」で、主屋一階の座敷には、明治9年（1876）頃まで製造されていたといわれる和釘（鍛冶町釘）が使用されており、二階の座敷は後の増築であるが、縁側の床材の裏には、

“昭和四年九月吉日大工板垣三吉”

と記されていることから、少なくとも昭和初期以前の建築と推測できる建築物である。

この建物は、木造二階建て、切妻造りで梁間七間半、瓦葺きである。外観に装飾的なものがないが、内部の柱や梁等には漆が塗られる等江戸時代当時の村上大工の技術を偲ばせる。上村家は、初代から鮮魚商を営み、昭和36年（1961）には計量器も販売していたが、現在はギャラリーとして利用されている。平成10年（1998）には、外観の改修を行い、もとの部材を再利用して格子を復元した。また、平成17年に国の有形文化財に登録された。



図 ギャラリーやまきち（上村家住宅）

■旧第四銀行村上支店長住宅（浪漫亭）（国登録有形文化財）

村上信用組合（現村上信用金庫）の創業者である近藤永吉が住居及び接客用に社屋裏側に建築したもので、昭和25年（1950）に第四銀行の所有となり、以後、村上支店長社宅として使用され、平成15年に有形文化財に登録された。

棟札により昭和11年（1936）の建築であることが判明しており、木造二階建ての入母屋造りの外観は城郭を思わせる偉容を呈し、江戸時代当時を偲ばせる町家とは異なり、外観においても村上大工の技術を感じることができる建物である。また、内部においても、黒柿等の高価な部材を用い、飾り窓やガラス窓等の建具にも意匠を凝らしており、当時の技術の粋を集めた建築で、建築当初の形態をよく残す近代和風建築である。なお、平屋建ての一階東側部分は昭和25年（1950）以降の改築であるが、主要部分とよく調和した建物である。



図 旧第四銀行村上支店長住宅（浪漫亭）

■大川屋製材所（菅原家住宅）

「大川屋製材所（菅原家住宅）」は、現当主で9代目となる材木店であり、6代目の頃には材木店を営んでおり、大正末期からは、炭や薪、製材も営むようになったという。

現在の主屋は、木造二階建ての切妻造りで間口が六間あり、町屋としては広い間口となっている。大正9年（1920）の大火により当時の建物が焼失した翌年の大正10年（1921）に建築されたことが棟札から判明した。また、土蔵も棟札より明治42年（1909）に建築されたことが判明しており大火に耐え残った建物である。



図 大川屋製材所（菅原家住宅）

■孫惣刃物鍛冶店

木造二階建て、切妻造りで間口が三間の建築物であり、棟札は確認できなかったが、梁の仕口の形態や和釘の使用状況等から江戸後期に建築されたと推測されている。

現在、鍛冶店は営まれていないが、その当時の作業場の状況が保存されており、年間を通し、一般に公開している建物である。



図 孫惣刃物鍛冶店



図 孫惣刃物鍛冶店内の作業場

■旧共立鉄工所（片野家住宅）

現在、この鉄工所は、廃業しているが、前当主は鍛冶職人として鉄工所を営んでいた。屋号は「安佐エ門ドン」である。

この建物は、「嘉永二年酉年十一月大工絞作」の墨書が発見された東棟と、中央棟、西棟の3棟で構成された建物であり、木造二階建て、切妻造りの村上町屋らしい造りであるが、間口は七間と村上町屋としては広い間口をとっている。中央棟及び東棟の前面は改修されているが、茶の間は吹き抜けがそのまま残されており、その当時の面影を感じることができる建物である。



図 旧共立鉄工所（片野家住宅）

■旧渡辺家住宅（村上町屋観光案内所）

平成9年（1997）に村上市へ寄贈され、現在は、村上市町屋観光案内所として活用されている建物である。

主屋は、塩町に建っていたものを移築したもので、棟札により昭和7年（1932）の建築と判明している。木造二階建て、切妻造りで大きな吹き抜けと灯り採りによる開放的な造りが特徴であり、随所に大梁が見られる建物である。



図 旧渡辺家住宅
(村上市町屋観光案内所)

③ 活動

村上城下に繋がる主要道の出入り口等に建立された社寺では、現在も、その当時の村上大工の技術の高さを見ることができる。

村上大工が建築した代表的な社寺の一例が、浄念寺本堂（重要文化財）である。この建造物の各部で村上大工の技術の高さを知ることができる。

浄念寺には、文化15年（1818）の再建当時の地固めの図や上棟式の図が寺宝として残されている。この絵図は、畳一枚よりひと回り大きく、図は彩色を施し、付近の景観を背景に働いている人々や見物人まで克明に描かれているが、作者の記名はない。『江見啓斎翁日誌』によると、文政2年（1819）4月16日、間部家の祖亨浄院（詮房）の百年の法事があったことが記されており、上棟式後、一年足らずでほぼ完成に近づいたものと思われる。

なお、昭和59年（1984）からは、山口甲子郎を棟梁として大修理が行われ、昭和61年（1986）に竣工し、同じく浄念寺の境内に建つ享保6年（1721）に建築された間部詮房の御霊屋（市指定有形文化財）も本堂の大修理に併せ復元修理されている。

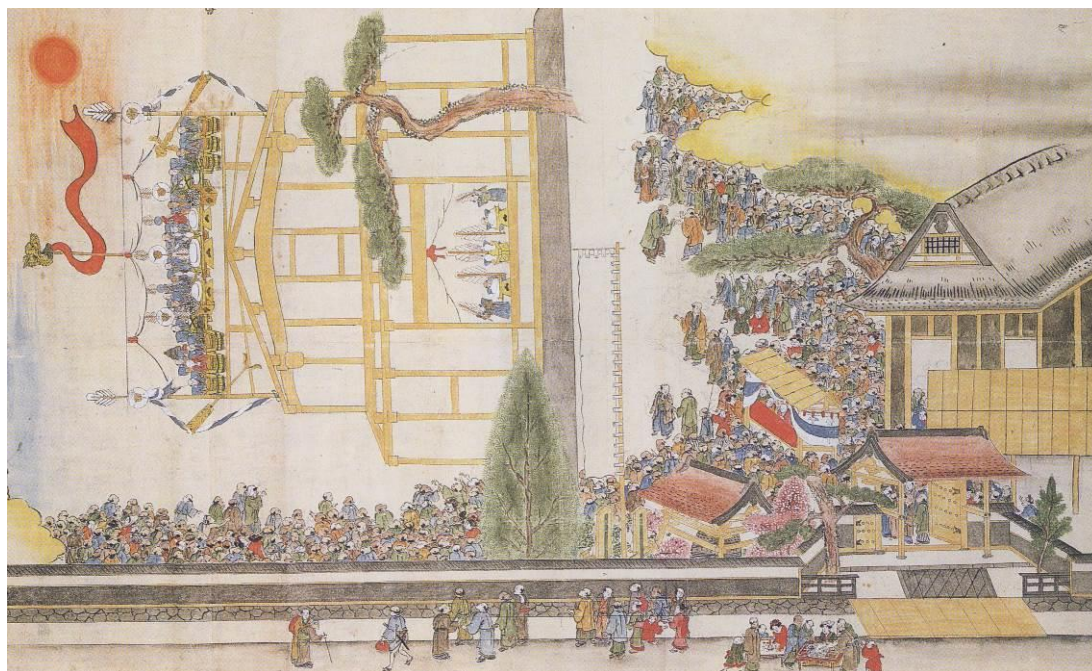


図 浄念寺阿弥陀堂棟上の図 所蔵：浄念寺（村上市寺町）

また、浄念寺脇の小路、安善小路に沿いに創建された安善寺の入り口には、山門（楼門）が建立されている。

なお、毎年、10月初旬には、この山門を含む安善小路を舞台に竹灯籠を用いた光と音楽のイベントが開催され、幻想的な姿を見ることができる。

文化15年（1818）の本堂の再建時の棟梁であった伊兵衛家は、村上城下内外に多くの社寺や村上まつりのしゃぎり屋台等の制作も手掛けていた。作太夫家は、一般建築大工として腕を奮っていた。

また、村上大工町の稲垣八郎兵衛の二男として生まれた有磯周斎も、父について家業である宮大工を学びながら、彫刻制作にも携わり現在の村上堆朱の基礎を築いた。その技術を見ることができる建築物が藤基神社である。

この神社は、村上藩主内藤家の祖である内藤信成を祀った神社で、享保2年（1717）に内藤家5代内藤式信が江戸屋敷内に信成公の聖廟を建てたことが起源となっている。

信成は、天文14年（1545）5月5日に松平広忠の子として三河国で生まれ、故あって母の生家の内藤清長に育てられ、分家して内藤氏を名乗った。徳川家康の異母弟にあたり、剛勇の聞こえが高く、甲斐常光寺、伊豆韮山、駿河府中を経て近江長浜四万石の城主となり、慶長17年（1612）7月24日に没した。

近年、村上大工が手掛けた社寺建築の代表的な施工例としては、昭和45年（1970）～昭和46年（1971）の羽黒神社摂社神明宮の解体復元工事、昭和59年（1984）～昭和61年（1986）の浄念寺本堂修理工事等が挙げられ、村上大工は、これらの社寺の彫刻の復元や修復作業に携わっている。

また、肴町地内西寶院の観音堂は、明治中頃までは、観音堂に村上大工や宮彫師が集ってその年の賃金の取決めをする習わしがあり、村上大工に所縁のある寺院である。

さらに、社においても村上大工による技術の高さがみられ、石原に立地している石原稲荷神社では、向拝と木鼻に村上大工による彫刻が施されている。



図 社寺とお堂の分布

官舎的性質を有する武家住宅の建築や修繕にあたっては、村上藩では木材や釘、茅等を支給されていた。質素倹約という藩による制約があることから、外観や内部においても華やかな装飾がない建物であり、この建物の修繕にあたっては、茅の使用量が少なく、また、施工単価の安い「差し茅」技法が多くの武家住宅で用いられた。茅葺屋根の葺き替えは、全面葺き替えや岐阜県白川郷の合掌集落のように 20～30 年に一度切妻屋根の片面全てを葺き替える手法があるが、差し茅技法は劣化した箇所のみを葺き替える技法であり、藩による制約に合致した修繕方法であったと考えられる。この茅葺屋根を修繕する屋根葺の技術は、新潟県の選定保存技術となっており、技術を保有する職人によって、現在も茅葺屋根が維持されている。武家住宅は、明治期以後減少したが、旧武家町内には、江戸時代末期に建築された茅葺屋根の武家住宅が点在し、これら武家住宅の茅葺屋根は、屋根の劣化に応じて数年に一度、差し茅技法による補修がなされており、現在も、この茅葺屋根の葺き替え作業は、歴史的建造物である武家住宅と一体となり、江戸時代当時の風情を垣間見ることができる。



図 若林家住宅茅葺屋根葺き替え作業

現存する武家住宅として、「若林家住宅」(重要文化財)や、「旧嵩岡家住宅」(市指定有形文化財)、「旧岩間家住宅」(市指定有形文化財)、「旧藤井家住宅」(市指定有形文化財)、「旧成田家住宅」(市指定有形文化財)、「山口家住宅」、「大竹家・轟家住宅」がある。

平成時代初期頃まで、村上城下町内には、多数の武家住宅が残存していたが、老朽化等の理由により解体され、年々棟数が減少しているなか、「大竹家・轟家住宅」は民間所有として現存する数少ない武家住宅の1棟である。

また、旧出羽街道等の沿線に数多く現存する町家も、武家住宅同様、村上大工が手掛けた建築物である。町人の店舗兼住居である町家も、江戸時代には、質素な造りである等の制約があったことから外観に装飾的なものはないが、武家住宅と異なり内部の柱や梁、長押、玄関や土間からの上り口に取り付けられるあがり框や箱を重ねたような形式の箱階段等には漆が塗られているものが多く、床の間脇の柱間に設けられる違い棚の束柱である蝦束の細工に技巧を凝らしたといわれている。また、明治期以後は、村上藩による制約がなくなり、城郭を思わせる偉容を呈した外観の町家の建築も手掛けている。



図 町家内部の箱階段

旧村上城下の町家の大きな特徴は、二階建て切妻、平入りの形式であり、建築年代によって軒の高さが異なることから、低二階型町家、中二階型町家、高二階型町家の3つのタイプに区分することができる。

傾向として、低二階型町家は江戸末期から明治期、中二階型町家は江戸末期から大正期、高二階型町家は大正期から昭和初期である。時代が新しくなるにつれて軒高が高くなっていく。

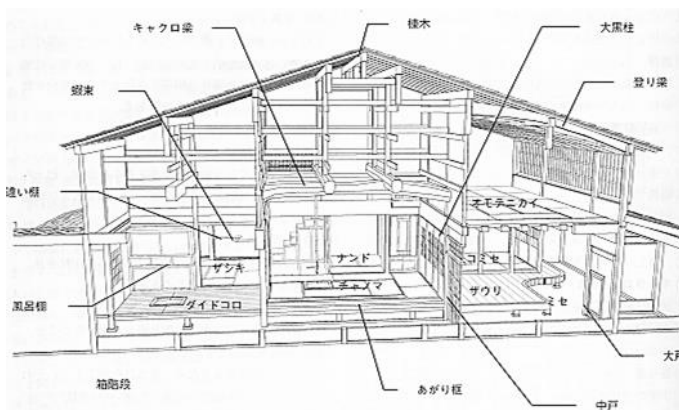


図 2列型町家の内部構造図

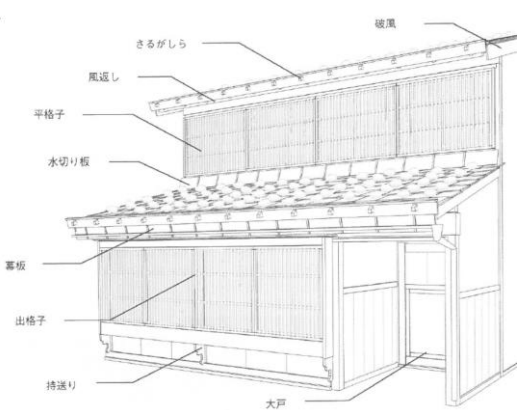


図 1列型町家の外観イメージ

肴町に建つ「ギャラリーやまきち（上村家住宅）」（国登録有形文化財）や、小町の安善小路沿いに建つ「旧第四銀行村上支店長住宅（浪漫亭）」（国登録有形文化財）は、民間まちづくり団体である「むらかみ町屋再生プロジェクト」と村上大工の有志により結成された「村上大工匠の会」により外観修景等が実施され、町家として保存再生された建物であり、現在も村上大工が町家の保全保存に携わっている。この町家の再生活動は、平成16年から行われており平成27年度末現在で32棟の町家が再生されている。

また、現在の村上大工の技術を保存継承する取り組みとしては、平成6年（1994）に発足した「越後村上古建築研究会」の活動も挙げられる。この研究会は、村上大工の伝統的技術を保存継承するという会の趣旨に賛同した職人らで構成され、市指定有形文化財である藤基神社や福崎・佐藤家住宅、その他村上城下内外の歴史的建造物の修理、改修等に携わり、市内の歴史的建造物の調査も行っている。

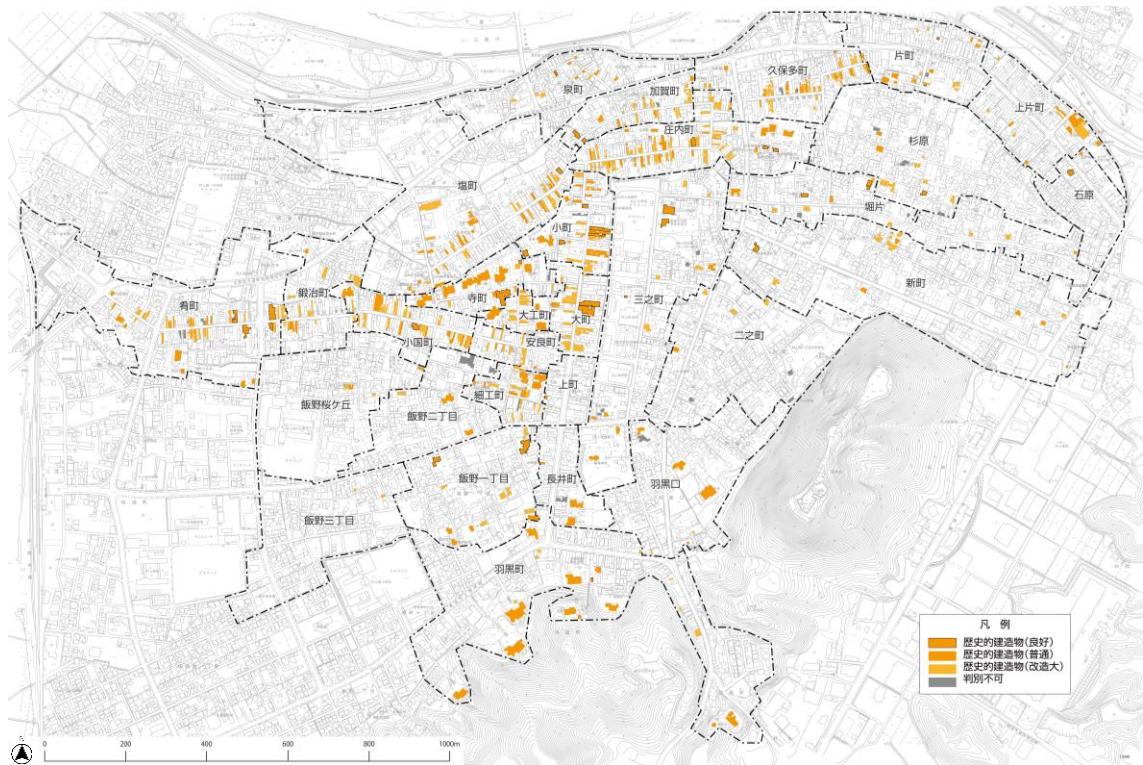


図 旧村上城下の武家町・町人町・寺町内の歴史的建造物の分布

木造の建築物を建築するにおいて、不可欠な部材といえば木材である。旧町人町の塩町は、材木店が集まった町であり、現在も製材所が営まれている。その一つが「大川屋製材所（菅原家住宅）」である。

また、木材同様、建築に欠かせないものといえば、釘等の金物である。村上城下には、居住する職人等に由来した町名が現在も残されており、その一つとして鍛冶町があげられるが、この町名の由来を感じることができる建物が、「孫惣刃物鍛冶店」である。

「孫惣刃物鍛冶店」は、「ギャラリーやまきち（上村家住宅）」等と同様、「むらかみ町屋再生プロジェクト」により保存再生された町家の1棟である。

また、「孫惣刃物鍛冶店」同様、鍛冶町内に立地し、町名の鍛冶に関連する建物として、「旧共立鉄工所（片野家住宅）」があげられるほか、「孫惣刃物鍛冶店」に隣接して建つ「旧渡辺家住宅（村上市コミュニティデイホーム）」は、鍛冶店が営まれていた建物ではないが、村上大工の手により修復され、維持されている建物である。

建築や彫刻とともに発展した彫漆工芸の代表が村上堆朱である。当市の行政区域面積の約86%を占める山林には、古くから漆の木が自生し、江戸時代から近代にかけて漆液の採取が盛んに行われていた。村上城下では漆塗りの工芸技術が発達し、採取された漆は建造物や村上まつりのしゃぎり屋台の塗り等にも使用された。その中で、江戸時代後期に漆を幾重にも塗り重ねる堆朱の技術が導入され、発達した技術が現在では村上堆朱として伝承されている。



図 村上堆朱の彫り作業



図 村上堆朱の漆塗り作業

漆を幾重にも塗り重ねる堆朱は、中国の唐の時代に始まった技法で鎌倉時代に京都に伝わったとされる。当地で現在も受け継がれている村上堆朱は、江戸時代後期の文政年間頃に江戸詰の村上藩士頓宮次郎兵衛、沢村吉四郎が江戸の名工に彫刻を学び、これを家中に伝え、やがてそれが町方の職人にも伝わったことが始まりとされている。漆産業の保護は、歴代村上城主の政策でもあった。漆奉行を設置し、領内に漆樹栽培を奨励した。また、この頃、三条町（現新潟県三条市）の絵師五十嵐華亭が、村上城下に来て画筆を振るい、文人や工匠がその教えを受けたこともあり、その画風が次第に堆朱の図柄にも取り入れられるようになったといわれている。

天保年間（1830～1844）には、矢部覚兵衛が彫刻を施された部分に漆を指先につけて塗る技法「指頭塗^{しとうぬり}」を考案し、桂川三平は鎌倉彫の技法を取り入れ、江戸時代末期以降は、彫漆技術がさらに発達し、名工と称された有磯周斎が中国の漆芸の技法を研究し、鎌倉彫の彫法を取捨して改良する等品位の向上を図り、現在の村上堆朱の基礎を築いた。

明治期になると、周斎の養子である岱斎^{たいさい}や山脇長平、山脇三作が、第一回内国博覧会に作品を出品して高位入賞を果たし、村上堆朱の名を高めた。岱斎の子周太郎（周亭）は、東京に出て日本画家瀧和亭^{たき かつてい}の門に入って学び、その画風を取り入れ数多くの優れた作品を残し、長平、三作、周亭の門下からは多くの作家を出し、明治期から大正期にかけて村上堆朱の全盛期をつくった。

昭和期に入り、戦時中は漆の統制により堆朱業界は氣息奄奄たる状態であったが、初代小野為郎が鉄筆彫りに新機軸を生み出し、三彩彫漆を大成した。村上堆朱は、昭和30年（1955）2月に新潟県無形文化財に指定され、昭和51年（1976）2月には「村上木彫堆朱」として通商産業大臣（現経済産業大臣）指定伝統的工芸品の認定を受け、今日に至っている。村上堆朱では、菓子器や茶器、盆等日常生活において使用するための商品が制作されている。その技法の種類は、下表のとおりである。また、商品化するまでは、木地師、彫師、塗師での分業である。

表 村上堆朱の種類

種類	概要	写真
木彫堆朱	木地に彫刻した後に漆を塗り重ねて仕上げられる。面に彫刻を施すため、塗り方がむずかしく、指頭やタンポで塗る。出来上りは、黒味があった朱色であるが、年数が経つにつれツヤが出て透明に輝く朱色に変化する。	
木彫堆黒	木彫堆朱と同様に歴史を持つ伝統的な塗り方であり、堆朱塗りの華やかな色彩に対し落ち着いた黒色で仕上げられる。	
木彫朱溜塗り	堆朱塗りの上塗りの後、つや消しし、木地呂漆を全体にむらなく平に塗り仕上げられ、全体が濃いチョコレート色となる。	
木彫金磨塗り	堆朱塗り、堆黒塗りの色漆の間に金箔を置き、研ぎ出しをして色彩と金箔の美しさを出すもので、表面のあちこちに金箔を散らし、写実風の図柄を使うため色と色の境を丹念にぼかされる。	
色漆塗り	堆黒塗りの中塗りの上に、彫刻部分には木地呂漆に顔料を練り合わせ、上塗りをする。色漆は普通三色から五色程度を使用する。	
三彩彫り	当地では「むき彫り」とも呼ばれており、木地に色漆を塗り重ねた後に彫刻が施される技法で、地色は黒色の漆を使用し、朱、黄、青の三色の漆を用いられることから華やかなものとなる。	



図 村上堆朱販売店の分布

村上堆朱とならぶ彫漆工芸の代表が毎年7月6日、7日に行われる村上まつりのしゃぎり屋台であり、現存する中で最も古い肴町のしゃぎり屋台は、全面に装飾彫刻と漆塗りや金箔が施された華麗なものとなっている。また、上町のしゃぎり屋台は、村上堆朱の礎を築いた有磯周斎の作である。



図 上町のしゃぎり屋台



図 上町の乗せ物「大梵鐘」

この祭りの屋台の構造は、大きな二つの車輪にあり、正面の前庇は平屋根か唐破風様とし、二階の高欄は一重で、装飾彫刻は薄肉のものが多く、全体に渡って解体できるように工夫されている。少人数の町の屋台では、木の内面を「さくり」取る等、屋台が軽くなるような工夫をしている。この車輪の原型は牛車である。このため、全国各地に見られる車輪の構造、制作方法も共通した部分が多く、平均して輪木が七つ割になっているものが多い。

車輪の製作は、^{こしき}轂（村上では玉と呼ぶ）を中心とし、その轂から輻を放射状に出して輪に繋ぐ。輪は七つか八つの大輪木と小輪木からなる。組み込まれた車は、塗り師の手により塗り漆が施され、表面が鏡のように仕上げられ、完成するものである。また、各所に施された装飾彫刻には、村上城下に伝統的な彫師と塗り師が多いことから、互いに競争し形式にとらわれず創造的な表現と漆芸が見られる。

現在の屋台で最も古いものは、肴町の鯛に乗った恵比寿像のしゃぎり屋台で、宝暦 10 年（1760）に制作されたものである。

高欄の柱は、直立で古い形式を残し、後ろの飾りである見送りの衝立は、宝づくしに双龍を配した見事なものである。高欄の浪や高欄下の木鼻の獅子頭等も立派な出来で、彫りは板垣伊平、塗りは山中佐七によるものである。



図 肴町のしゃぎり屋台



図 肴町の乗せ物「恵比寿様」

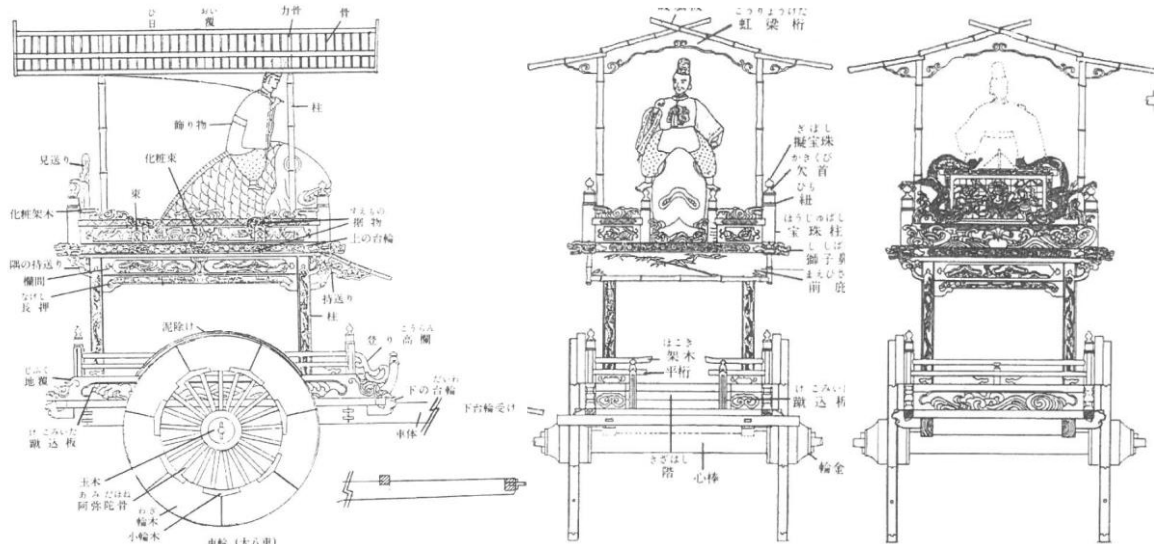


図 肴町屋台の三面図

肴町は、村上城主堀直奇から魚商いを免許された町で、この屋台が制作された宝暦 10 年 (1760) は、村上藩の鮮魚御用達であった播磨屋甚蔵 (二麓園由章・俳人・鈴木氏) が、肴町の年寄役のとき、この均整のとれた美しい屋台を構想したと伝えられている。なお、この播磨屋甚蔵は、現在の肴町と鍛冶町との境付近に住んでいたといわれている。

次に古いのは塩町のしゃぎり屋台で、明和 7 年 (1770) の作である。

飾り物は、左手に大きな朱盃、右手に扇子を持った猩々であり、猩々は、仏教や中国の書物に記された霊獣である。日覆い屋根の飾りの水引、飾り物の猩々の台や高欄、前底の彫刻の貝づくし、見送りの金色輝く大蓑亀と豪快な浪、猩々の紅い衣装を考えて日覆いは朱色となっている。



図 塩町のしゃぎり屋台



図 塩町の乗せ物「猩々様」

三番目に古いのは小国町のしゃぎり屋台で、安永 3 年 (1774) の作である。

中国の古事の二十四孝の内の孟宗を飾ったもので、天井高欄の大唐草、腰屋根の唐破風の唐草飾り、台座高欄下の青海波等、彫刻、屋根全体が黒漆を主体に朱、黄、緑の色漆、それに金箔、銀箔、卵殻、螺鈿とあらゆる漆の技術を凝らしている。天井の柱や日覆い屋根の飾りを竹様になっているのは、飾り物の孟宗にちなむ。見送りの衝立ては緋羅紗に桐と鳳凰を金糸で刺繍したものである。



図 小国町のしゃぎり屋台



図 小国町の乗せ物「孟宗様」

表 村上大工が制作した村上まつりのしゃぎり屋台（主に彫刻）

町名	時期	棟梁
肴町	宝暦 10 年 (1760)	板垣伊兵衛・山中左七 (塗り)
小国町	安永 3 年 (1774)	藤井甚右衛門
寺町	寛政元年 (1789)	藤井甚右衛門・喜次郎・藤七・市右衛門・山中左七 (塗り)
大工町	寛政 8 年 (1796)	稲垣八郎兵衛・板垣作太夫・山中左七 (塗り)
久保多町	文化 9 年 (1812)	板垣伊兵衛
上町	嘉永 3 年 (1850)	有磯周斉
安良町	安政 3 年 (1856)	山脇三作・稲垣又八
長井町	明治 2 年 (1869)	高田耕平
小町	明治 7 年 (1874)	山脇奎平
大町	明治 7 年 (1874)	稲垣佐平
片町	昭和 8 年 (1933)	山脇敏夫・小野為郎・伊与部恵・塚田長次郎
上片町	昭和 9 年 (1934)	稲垣八郎兵衛・佐野三治
羽黒町	平成 10 年 (1998)	細野実
庄内町	平成 11 年 (1999)	山口甲子郎

村上まつりのしゃぎり屋台は、江戸時代以来、村上大工の手により修理等が行われ、制作当時の形態を残したまま現在に至るまで維持されている。

村上城下内外の歴史的建造物の修理、改修等に携わっている「越後村上古建築研究会」は、村上まつりのしゃぎり屋台の制作や修理にも関わり、平成 7 年 (1995) の小国町のしゃぎり屋台の解体修理や平成 20 年 (2008) の片町しゃぎり屋台の制作に際しても考証を担当し、村上大工の技術を継承した地元の大工や彫師、塗師が、これらのしゃぎり屋台の制作に携わっている。

平成時代に入り、にわか屋台であった羽黒町と庄内町の 2 町において、しゃぎり屋台が制作されたが、この制作にも村上大工の技術を受け継いだ職人が携わっており、庄内町のしゃぎり屋台は、平成 11 年 (1999) に基礎となる屋台が制作された後も彫刻や漆塗り等が施され



図 村上まつりの屋台組み立てと屋台車輪の修理

た装飾が少しずつ追加され、平成28年（2016）に全てが完成した。なお、新たな取り組みとして、平成27年（2015）3月からは、村上市建築組合と村上高等職業訓練校等が主体となり、しゃぎり屋台の車輪である「大八車」の製作技術の継承を主な目的とした「大八車塾」が開催され、塾生が村上まつりのしゃぎり屋台を維持すべき職人となるべく伝統技術の研鑽に取り組んでいる。

④ まとめ

村上城下では、大名の増石に伴って人口増となり、それとともに城下町も拡張された。当然のことながら武家住宅や町家等の建築ブームとなり、多くの大工が城下に流入するとともに技術が向上する。

これらの技術を有する村上大工は、村上城下内の各所に建立された社寺建築を中心に武家住宅や町家の建築に携わった。現在も、浄念寺本堂をはじめとする社寺の虹梁や墓股、木鼻のほか社殿の各所に施された彫刻等の修復作業や若林家住宅等の武家住宅の茅葺屋根の葺き替え、外観改修等による町家の再生等に村上大工が携わっている。茅葺屋根の葺き替え作業等は、歴史的建造物と一体となり、その当時の作業風景を偲ばせるものである。

建築や彫刻とともに発展した彫漆工芸である村上堆朱は、当市周辺が国内有数の漆の産地であったこともあり、この地域の伝統産業として伝承され現在も制作されている。また、村上堆朱と並ぶ彫漆工芸の代表作である村上まつりのしゃぎり屋台にも村上大工は深く関わっており、祭り前に行われるしゃぎり屋台の点検、修理する風景から、祭りの到来が近いことを感じることができる。

村上大工が携わる社寺や武家住宅、町家等の修復作業の音や風景は、その修復する歴史的建造物と一体となって村上大工が受け継いできた技術や、この地域固有の歴史的な風情を感じることができ、社寺や町家等が立地する町並みと彫漆工芸の代表作である村上まつりのしゃぎり屋台が曳き回される様が一体となった風景とともに後世に残すべきものである。

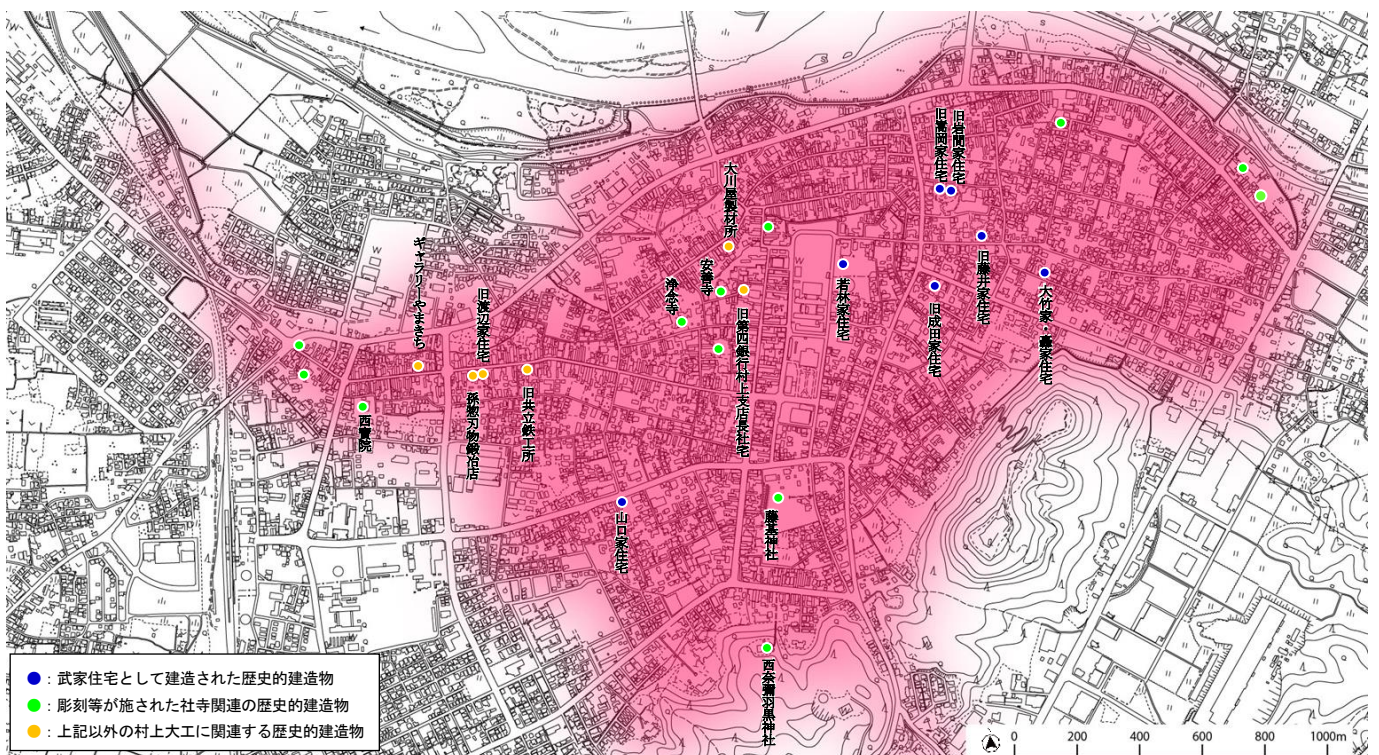


図 村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致の範囲

（４）北限の茶処にみる歴史的風致

① はじめに

茶は、北は青森県から南は沖縄県までの広範囲で栽培されているが、当市は、経済的な流通のある茶の生産地としては北限に位置しているとされている。

茶は、もともと温暖な気候の下で栽培されており、昭和期の初期頃までは、東北地方でも盛んに栽培が行われていた。時代が進むにつれて地域の生産性や品質が向上し、次第に競争力を失った産地は廃れていった。

村上天下は、海岸部に位置し比較的積雪量が少なく、そのことが茶樹には幸いしており、適度な積雪が茶樹を保護する役割となっている。冬期の最低気温もマイナス 10 度以下になることが少ない等の条件に恵まれていたことから茶の栽培が受け継がれてきている。

茶の原産地は、中国南部の山間地とされており、中国古代に喫茶の風が始まり、唐代には長安、洛陽あたりで茶を飲むようになり、宋代には一層これが広まったとされている。

日本では、鎌倉時代に禅宗の僧侶栄西が宋の茶を日本に伝えたことにより広まったとされ、室町時代には茶道の文化が生まれている。これらの中国から入ってきて栽培された「栽培茶」のほか、山間部等で自生していた「山茶」があるとされているが、新潟県内では自生していた茶の記録はなく、江戸時代初期の 1620 年代に村上天下で栽培された茶が始まりとされている。現在、村上天域で栽培されている茶は、江戸時代前期に他地方からもたらされた茶の種子が村上天に根付き、その後、今日まで栽培されてきた在来種が主流で、中には 150 年から 300 年近く経つ茶の木もある。全国的には、明治期後期以降に在来種から選ばれて新たに育成された品種の茶畑が 85%、その内、主要銘柄の「やぶきた」が 75%を占めている。米でいう「こしひかり」の存在である。

昭和 50 年（1975）頃までは、全国的にも在来種の茶が栽培されていたが、機械化に適していたことと収穫量が多いこと、それに食生活、嗜好の変化で新品種の茶の味が優れているという評価となり在来種は姿を消していった。

村上天域でも、昭和 30 年代（1955～1964）に、新品種の茶である「やぶきた」の作付けに取り組んだが、寒さの厳しい気候であることから栽培技術もままならず、全国の主要茶産地が「やぶきた」への植え替えに移行する中、村上天茶は衰退の一途をたどった。これを挽回しようと、現在は市内の茶業に携わる若手により構成される「村上天茶研究会」が、「北限の茶処」として栽培技術の向上、茶葉の収量増加等技術研鑽を行い、



図 北限の茶処の境界線



図 村上天茶

村上茶の再興を図っている。

村上城下で茶の栽培が始まった時期については様々な説があり、江戸時代前期の村上城主堀直奇が、江戸駒込の藩邸で栽培されていた茶の種子を元和6年(1620)に村上城下に持ち帰り、移植し栽培したと『堀鉄団公記』に記された説と、村上城下町の大年寄を務めていた徳光屋寛左衛門が、元和6年(1620)に伊勢神宮に参拝したおり、茶の種子を宇治(現京都府宇治市)より買い求め、持ち帰り、移植して栽培したとの説がある。以後、新潟県内に根付いた松山茶、黒川茶、中条茶、村松茶、新津茶、麓茶、佐渡茶は、村上城下から茶実を持っていき、栽培したともいう。

堀直奇は、尺八と琵琶、歌をたしなみ禅宗に帰依していた人物であり、この宗派の僧侶によって中国からもたらされた茶とも親しんだとされている。後に堀が分封する村松藩でも茶が奨励され、盛んに製茶が行われた。

村上藩の奨励等もあり天和2年(1682)頃には、茶畑の面積は80町歩に達し、宝永2年(1705)には100町歩に達している。茶の生産高が増え、旅出し(移出)が行われるようになると、村上藩では延宝2年(1674)頃に現在の税に相当する茶役を課することとしたが、茶の売れ行きが悪くなり、宝永元年(1704)に村上城主榊原政邦に代わり入封した本多忠孝以後、茶役は免除とされている。

安政6年(1859)には、村上城下の町人瀧波重兵衛が、京都山城より職工を雇い入れ、宇治玉露法を伝習し、村上茶の改良や販路の拡大に努めたとされている。その後も、再三にわたり職工を招いて製茶法の改良に努め、明治2年(1869)に重兵衛らは横浜の商社高木栄助と契約し、村上茶の輸出の道を開いた。

江戸時代の新潟県内各地の産物を相撲番付に見立ててつくられた『越後産物くらべ』には、前頭二枚目の欄に「むらかみノ茶」と記述があり、その当時から地域ブランド商品といえるものであったことがうかがえる。

[illegible]

図 江戸時代の新潟県内各地の産物

資料：新潟県のあゆみ（新潟県立歴史博物館）

昭和期の戦中、戦後には、食料増産や軍需工場の建設等により更に茶畑は減少し、その後も工場誘致や住宅建設等により平成12年（2000）には22haに減少している。

現在も市街地内に茶畑が現存しているが、茶畑周辺の大部分は宅地化され住宅等が隣接している状況である。

こうした茶畑の減少により、茶の生葉収量も減少するが、このような状況は、新潟県内各地でも見られ、茶の栽培、製造、販売等の産業として残っているのは当市のみとなっている。



図 市街地内の茶畑

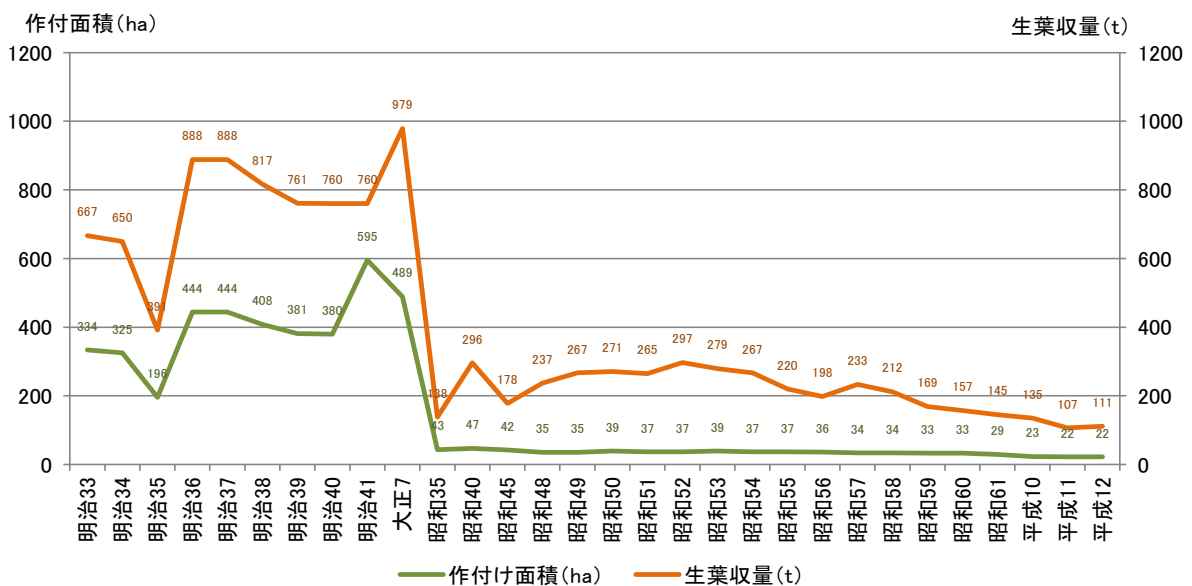


図 村上茶の作付面積と生葉収量の推移



図 城下町外縁部の茶畑の変遷（左：大正期 右：現在）

※現在の茶畑図には旧町人町の区域内に位置する茶畑も記載

表 茶関連年表

年代	茶の歴史
延暦 24 年 (805)	日本に茶が伝わる
建久年間頃	中国で、茶筌で混ぜて飲む方法が始まる
建久 2 年 (1191)	栄西が茶の種子を持ち帰り栽培が始まる
建武 3 年 (1336) 頃	貴族、武士に喫茶が広がる
応安元年 (1368) 頃	中国で釜炒り緑茶が普及し烏龍茶が誕生
天正 15 年 (1587) 頃	千利休らが活躍
慶長 15 年 (1610)	日本からオランダに緑茶輸出
元和 6 年 (1620)	村上城下に茶の種子が伝わる
寛永 14 年 (1637)	イギリスが中国から茶を輸入
承応 3 年 (1654)	釜炒りした茶葉に熱湯を注ぐ方法が伝わる
寛文元年 (1661)	村上茶（黒蒸茶）の製造がはじまる
延宝 2 年 (1674)	村上城主榊原政倫が茶畑に税制を施く
元禄元年 (1688)	真摘法を始め、べっ甲茶ができる
	村上城下町人町の瀧波重兵衛が茶業をはじめる
元文 3 年 (1738)	永谷宋円が宇治製茶法を確立
天明 5 年 (1785)	アメリカが中国茶を輸入
天明 8 年 (1788)	インドにお茶が伝わる
文化 7 年 (1810)	台湾にお茶が伝わる
文政元年 (1818)	村上城下町人町の瀧波重兵衛が釜炒茶を製造
天保 9 年 (1838)	村上城下町人町の矢部喜四郎が茶業をはじめる
天保 10 年 (1839)	セイロンに茶が伝わる
天保 13 年 (1842)	村上城主内藤信親が茶業を奨励
安政 6 年 (1859)	村上城下で玉露の製造がはじまる
	アメリカに初めて緑茶が輸出される
万延元年 (1860)	村上藩による統制と専売の強化
明治 2 年 (1869)	横浜で村上茶の販売を開始
明治 5 年 (1872)	横浜に取扱所を設け外国に出荷
明治 11 年 (1878)	村上製茶会社が設立
明治 18 年 (1885)	日本郵船を瀬波に回航して輸出を図る
明治 23 年 (1890)	團茶を製造しロシアに輸出
明治 26 年 (1893)	村上茶がコロンプス大博覧会で入賞する
明治 31 年 (1898) 頃	茶生産の機械化が進みはじめる
明治 41 年 (1908)	新潟県茶業研究講習所が設立
大正元年 (1912)	アメリカで紅茶の輸入量が緑茶を上回る
大正 3 年 (1914)	第一次世界大戦勃発により紅茶の代替として緑茶業界は空前の好景気となる
昭和 56 年 (1981)	缶入り緑茶飲料の誕生
平成 6 年 (1994)	ペットボトル入り緑茶飲料の誕生

※緑の着色箇所が村上茶に関係する事項

古くから茶道も盛んで、流派は宗偏流そうへんりゅうが多かったといわれている。宗偏流が旧村上城下に伝わり、村上城主内藤信任や家老の島田正忠は共に茶道を深く究め、多くの志望者もこれに学び、城下ではたびたび茶会が設けられたといわれている。

安永から天明期、寛政期（1772～1800）へかけて、村上藩の鮮魚御用達であった肴町の播磨屋甚蔵は、町人ながら音楽や茶道、香道にも達し、「茶を品するには水を選ぶが第一であり」として、人を遣して村上地域上海府地区の柏尾集落内の寺の清水を汲ませたとの言い伝えがある。

また、臥牛山の麓に位置する^{ちゅうげん}仲間町には御茶屋前等という名称が残り、絵図によると茶室や庭園を設けた「相川御茶屋」があった。相川御茶屋は堀直奇によって造られ、歴代の藩主が別邸にしてきたところである。仲間町にはその遺構の築山が現存する。

明治期から大正期にかけての茶の宗匠には、表千家に浄念寺の住僧五十嵐祐心、長楽寺の住持井越鴻道等があり、井越鴻道は神戸より村上町（現村上市村上地域村上地区）に移り、大正期の初めより多数の門弟に茶道を教授したとされている。

② 建造物

■九重園（瀧波家住宅）

平成14年実施の観光資源保護調査報告書によると、店舗棟は、初代の頃には既に建っていたといわれていることから、建築年は約200年以上前となる。座敷棟は、大正8年（1919）の大正堂火事の直前に完成したと過去帳に記されており、その火事の際に、火消し衆が防火のため、ノコギリで柱を切り倒そうとした痕が残っている。店は、茶の小売りを始めた明治17年（1884）に畳敷きにし、その後、平成2年（1990）に大幅に改修された。この改修で大戸や格子は取り外しているが、木造二階建て、切妻平入の伝統的な町屋の形態は残している。

また、店舗裏にある土蔵2棟は、明治29年（1896）の建築である。



図 九重園（瀧波家住宅）

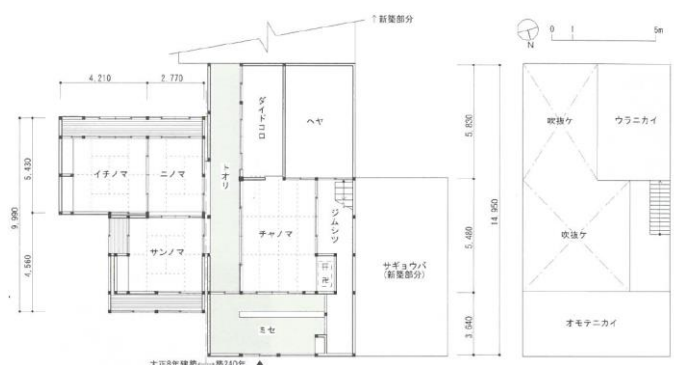


図 九重園平面図

■常盤園（矢部家住宅）

木造二階建て、切妻平入の伝統的な町家の造りとなっている。棟札は発見されていないが、製材方法や和釘の使用状況等から、主屋と東土蔵は明治初期、西土蔵は梁に記された墨跡から慶應元年（1864）に建てられたと推測されている。



図 常盤園（矢部家住宅）

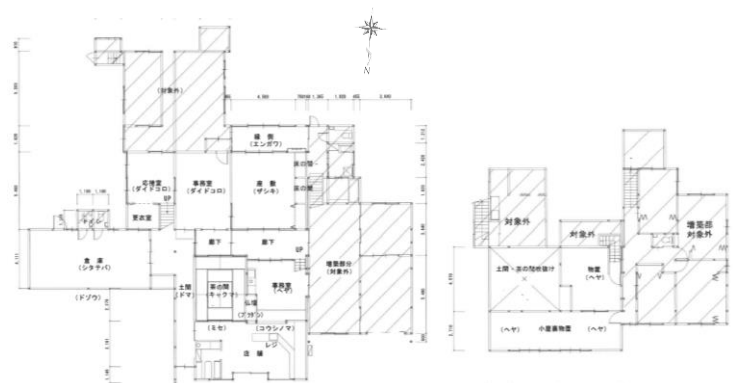


図 常盤園平面図

■ ぬびす屋土蔵（石栗工務店）

置き屋根式の土蔵造りで切妻形式の二階建て、瓦葺きの土蔵である。棟札は発見されていないが、この建物の元所有者である常盤園の書付には、明治 34 年（1901）7 月に土地を購入した記録が残されており、また、丸釘の使用状況等から、明治後期に建築されたと推測される。

なお、土蔵は、主屋や店舗の裏手等道路から奥まった箇所設置されることが多いが、この土蔵は、道路に接する箇所に建てられており、また、道路に面する建物面が平側である形態は、村上城下町内でも稀有な土蔵と言えるものである。



図 ぬびす屋土蔵（石栗工務店）

■ 松本園（松本家住宅）

平成 14 年実施の観光資源保護調査報告書によると、主屋の建築年代は不明だが、建物の形態が藩の規制に添っていると思われるため、少なくとも約 150 年前の江戸時代末期までは遡るものと思われる。大正 10 年（1921）頃の道路拡幅で軒が一間切り詰められ、その後も店の広さを確保するため茶の間を三畳分狭くしており、このため表二階への階段位置も変更され、二階には渡り廊下を設け、裏二階には廊下がつけられている。また、裏は、平成 10 年（1998）に改築されている。これまで数度の改築が行われているが、木造二階建て、切妻平入の町屋の伝統的な形式は残している建築物である。



図 松本園（松本家住宅）

■ 一キ矢部茶店（矢部家住宅）

主屋は、棟札より明治 31 年（1898）の建築と判明しており、「松本園（松本家住宅）」同様、大正期の道路拡幅の際に、下屋が切り落とされ開口部の建具を木製のサッシに変えている。

この建物の茶の間、台所、寝間の接点には、柱が無く、障子で連結されている点が特徴的である。これは、村上まつりや葬儀等、大人数が集まるときに 3 つの部屋を一つの大きな部屋として使うことで、広くスペースを取るためであり、町屋の限られたスペースを有効活用するための工夫が見てとれる。



図 一キ矢部茶店（矢部家住宅）

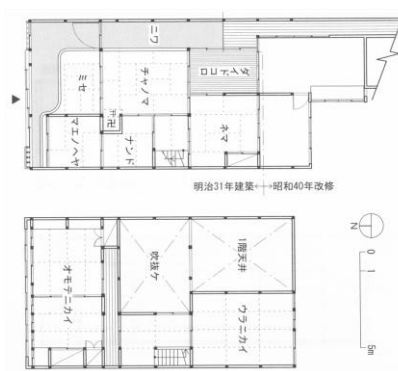


図 一キ矢部茶店平面図

■旧石田園

主屋は、前面の道路整備により建て替えられたが、道路整備の影響を受けなかった複数棟の土蔵、離れが現存している。主屋裏手に配置され、お茶の製造、保管等に使用されていた3棟の土蔵からは、棟札や墨書が発見されており、前の蔵が弘化4年（1847）、次の蔵が明治7年（1874）、製茶場が明治43年（1910）以前に建造されたことが判明している。また、3棟の土蔵と渡り廊下でつながった味噌蔵には、格子戸に大正9年（1920）の墨書が残されていることから、これ以前に建造されたと推測されている。土蔵と味噌蔵はいずれも置き屋根式の土蔵造りで瓦葺きの木造二階建てとなっている。また、主屋脇に配置された離れは、木造二階建て、切妻平入の町屋の伝統的な形式を取り、二階に茶室が設けられており、11代当主の妻が茶を教えるために戦前に作られたものである。



図 3棟が連担して建つ旧石田園の土蔵

■旧細野家住宅

主屋からは棟札が発見されており、この札により大正14年（1925）に建築されたことが判明した。

この建物は、「松本園（松本家住宅）」と同じ並びの近接した箇所に建てられており、「松本園（松本家住宅）」同様、大正期の道路拡幅の際に、下屋が切り落とされ現在の形態となっているが、それ以外は木造2階建て、切妻平入の村上町屋の伝統的な形態を残している。また、平成18年（2006）には、旧町人町内の観光案内施設「城下町情報館」として活用するため、NPO法人村上観光ルネッサンスにより現在の意匠に改修されている。



図 お休み処えんや（旧細野家住宅）

■富士美園旧製茶工場(飯島家住宅)

主屋は都市計画道路の整備により、建て替えられ、現存していないが、旧製茶工場は道路整備の影響を受けずに現存している。この建物は、間口三間の木造二階建て、片流れ屋根で古写真と覚書により大正 11 年(1922)の建築であることが判明しており、現在は村上茶等を振る舞うカフェとして活用されている。



図 富士美園旧製茶工場(飯島家住宅)

■茶館きっかわ嘉門亭

主屋は、土壁に使われている古新聞の年代から明治 25 年(1892)年頃に建築したと推測され、切妻平入二階建ての町家で、町家の後ろ側は解体されているが、間口の広さから、村上城下の町家の中では規模の大きいものであったといえる。



図 茶館きっかわ嘉門亭

■早撰堂菓子店(早川家住宅)

棟札は失ったが、家人によれば明治 27 年(1894)の書付があったという。昭和 45 年(1970)頃のアーケードの設置により店が切り詰められ、広さの確保のために茶の間を四寸五尺狭くし、中庭の裏側は、昭和 54 年(1979)に二階の増築と仕事場の拡張を行ったが、現在はアーケードを撤去して木造二階建て、切妻平入の町屋へと復元されている。西側の土蔵は、棟札により明治 20 年(1887)の建築と判明し、北側の土蔵は大正初期に曳家したものという。



図 早撰堂菓子店(早川家住宅)

③ 活動

江戸時代前期に当地へ伝わり発展した村上茶であるが、現在も村上城下を中心に市内の各地で店舗が構えられ、製造、販売業が営まれている。特に、旧浜通りの沿線には、多数の日本茶の関連店舗が現在も立地しており、その中には江戸時代から続く店舗もある。

旧浜通り沿いの小国町に建つ「九重園(瀧波家住宅)」は、八代続く日本茶の製造販売店であり、初代瀧波重兵衛が元禄年間(1688~1704)に茶業をはじめたとされており、二代瀧波重兵衛は、村上茶の製法改良や販路拡大に尽力した人物である。

店名である「九重園」は、安政 6 年(1859)当主であった瀧波重兵衛が京都山城(現京都府宇治市)より職工柳田九兵衛ほか 4 名を雇い入れ、村上茶の製法を改良した功を銘するため、職工柳田九兵衛の「九」と瀧波重兵衛の「重」をとって名づけられた。

旧浜通り沿いの肴町に建つ「常盤園（矢部家住宅）」は、天保10年（1839）に創業し、現当主で15代続く日本茶の製造販売店である。現当主は、茶業に携わる若手の担い手により組織された「村上茶研究会」の中心メンバーとして、「北限の茶処」として栽培技術の向上、茶葉の収量増加等技術研鑽を行いながら村上茶の再興を図っている。

「常盤園（矢部家住宅）」に隣接して建つ「ゑびす屋土蔵（石栗工務店）」は、当初、常盤園の土蔵として建築されたものであり、日本茶の保管蔵として使用されていた建物である。その後は、質店、店舗兼住宅に転用され、現在は、建築業を営む石栗工務店の倉庫として活用されている。

「九重園（瀧波重平家住宅）」同様、旧浜通り沿いの小国町に建つ「松本園（松本家住宅）」「一キ矢部茶店（矢部家住宅）」も古くから続く日本茶の販売店である。

「松本園（松本家住宅）」は、現当主で何代目となるかは不明だが、伝承によれば江戸時代前期から続いている店舗とされており、以前は米店を営んでいたが、現在は、日本茶の販売店を営んでいる。

「一キ矢部茶店（矢部家住宅）」は、現当主で3代目となる日本茶の卸・販売店を営んでおり、屋号は「一キ」である。

旧出羽街道沿いの上片町内で、明治15年（1882）より、石田興平治商店として村上茶の製造、販売業を営んでいた石田園。現在、廃業しているが、敷地内には、お茶に関係する茶室や茶蔵等複数の歴史的建造物が現存しており、その当時の村上茶の盛隆を感じることができる建物である。

旧浜通り沿いの小国町に建つ「旧細野家住宅」は、当初、住宅として建てられた建物であるが、現在は、村上茶等を楽しむことができる喫茶店「お休み処えんや」として活用されている。

また、長井町に建っている「富士美園」は、明治元年に創業した、6代続く日本茶の製造販売店である。

主屋は都市計画道路の整備により、建て替えられ、現存していないが、旧製茶工場は道路整備の影響を受けずに現存しており、現在は村上茶等を振る舞うカフェとして活用されている。

また、出羽街道沿いの大町に建つ「茶館きっかわ嘉門亭」は、当初洋品店が営まれていたが、令和4年から村上茶を提供する御茶サロンとして活用されている。

茶葉の販売以外にもカフェ等を運営し村上茶に触れる機会を増やしているほか、店の軒先に休憩場所を設けている店舗では、来訪者が休憩するときに村上茶を楽しむ姿も見られる。

城下町の拡大とともに様々な職業が発達したが、その様子は宝永2年（1705）に村上城下の明細を調査した「村上寺社旧例記」に見られる。ここでは、各町の家数や寺社の明細とともに職業の軒数と人数が記され、そのうち食料品関係では穀物屋63人、味噌醤油屋17人、米屋29人、糍屋21人、酒造屋21人、八百屋42人、塩屋14人、^{うどんや}温鈍屋3人、豆腐屋65人等とともに、菓子屋が6人見られる。

茶席で用いられる和菓子は、茶の文化に欠かせないものであり、茶席に菓子を提供する菓子店は村上城下町に点在し、江戸時代後期に創業した店舗も数店ある。

村上城下で催された茶会の様子は、江戸時代から明治・大正期までは資料がなく、明らかではないが、昭和32年（1957）、33年（1958）に開催された裏千家流の茶会の様子を記した

資料では、村上城下の菓子店で作られた落雁等の和菓子が茶席に出されている。現在でも、各流派の茶会に際してはこれらの和菓子が多く用いられている。

旧村上城下町の中央付近の町に建つ「早撰堂菓子店（早川家住宅）」は、初代は、寛文年間に姫路から移り、屋号を「姫路屋」として煮売茶屋を営んでいたが、明治25年（1892）に屋号を「早撰堂」と改め、菓子店を始め、一時は、鮮魚問屋やサイダー製造も営んでいた。

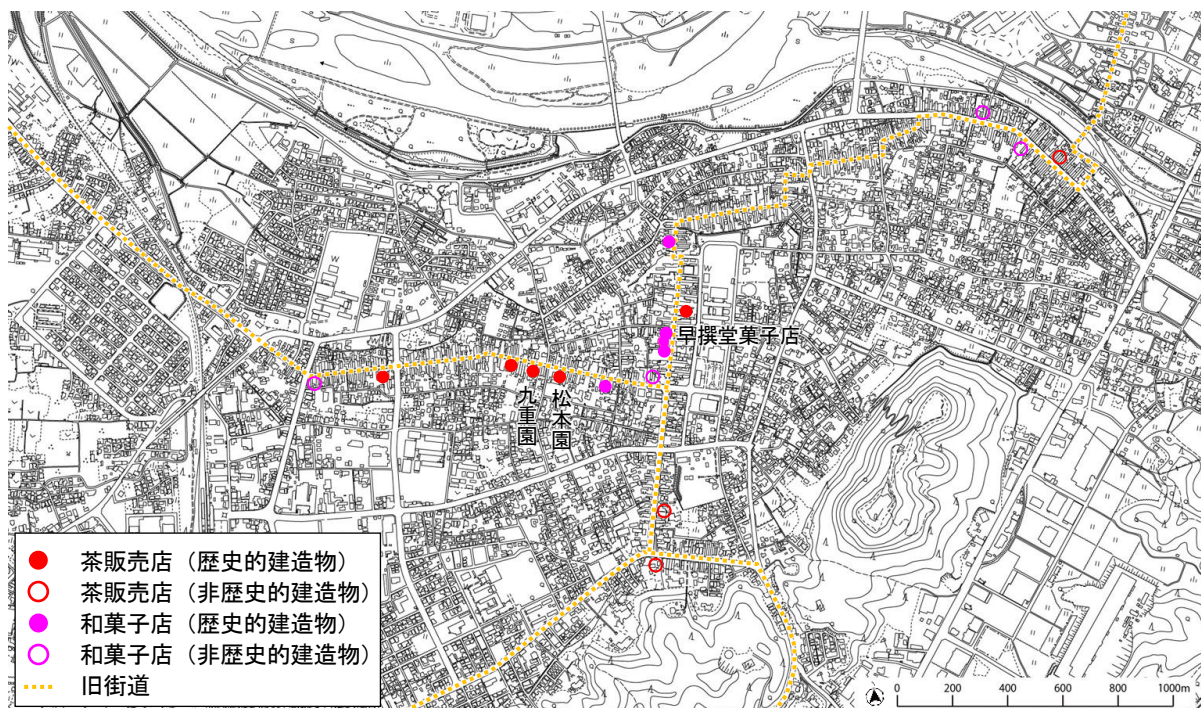


図 茶舗及び和菓子店の分布

④ まとめ

北限の茶処である村上地域の茶の文化は、江戸時代の村上城下を背景に芽生え、和菓子の製造販売や茶道等の伝統文化とも密接に関わり合いながら育まれ、現在まで発展、継承されてきた。村上まつりや村上七夕まつりで唄われる村上甚句にも、村上茶を表現した下記のような唄がある。

“村上は 良い茶の出处 堆朱堆黒 茶の香り”

この唄からも村上茶は、村上城下の武家町だけではなく、町人町にも浸透していた文化であることが理解できる。

当市は、茶の栽培に最適な地域では無いが、江戸時代に茶の種子が持ち込まれて以降、茶業に携わる人々の努力により発展、継承され、地域の人々の日常生活の中に溶け込んだ文化である。大正初期頃までは、村上城下の外縁部に広大な作付面積を有した茶畑は、宅地開発等その時々社会情勢の変化につれて減少しているが、現在も茶の栽培が続けられており、旧町人町を中心に茶を製造し販売する茶舗が営まれ、各茶舗では老舗の矜持を保ちつつ、村上茶の伝統とブランドを守るため果敢な挑戦を絶えず行っている。

また、茶業に携わる若手の担い手により「村上茶研究会」が組織され、「北限の茶処」とし



図 茶摘みの様子

て栽培技術の向上、茶葉の収量増加等技術研鑽を行いながら村上茶の再興を図りつつ、茶に親しみながら村上茶の普及・振興のための人材育成の取り組みとして「村上茶ムリエ」講習会も開催している。近年では、茶葉を活用した染物や茶香炉を使い、茶葉の香りを楽しむといった喫茶以外での村上茶の普及にも努めている。

村上城下に残る武家住宅では毎年茶会が開催され、茶道教室の活動は年間を通じて城下の各所で行われている。茶席で提供される茶や和菓子は、歴史的建造物である茶販売店や和菓子店で製造され、これらも茶の文化の一つとして継承されている。

市街地内の茶畑での茶摘みの風景や新茶の時期に町中に広がる茶の香りは、この地域の季節の風物詩となっており、現在、希少となっている町の中で季節を感じる要素として後世に継承する必要がある。

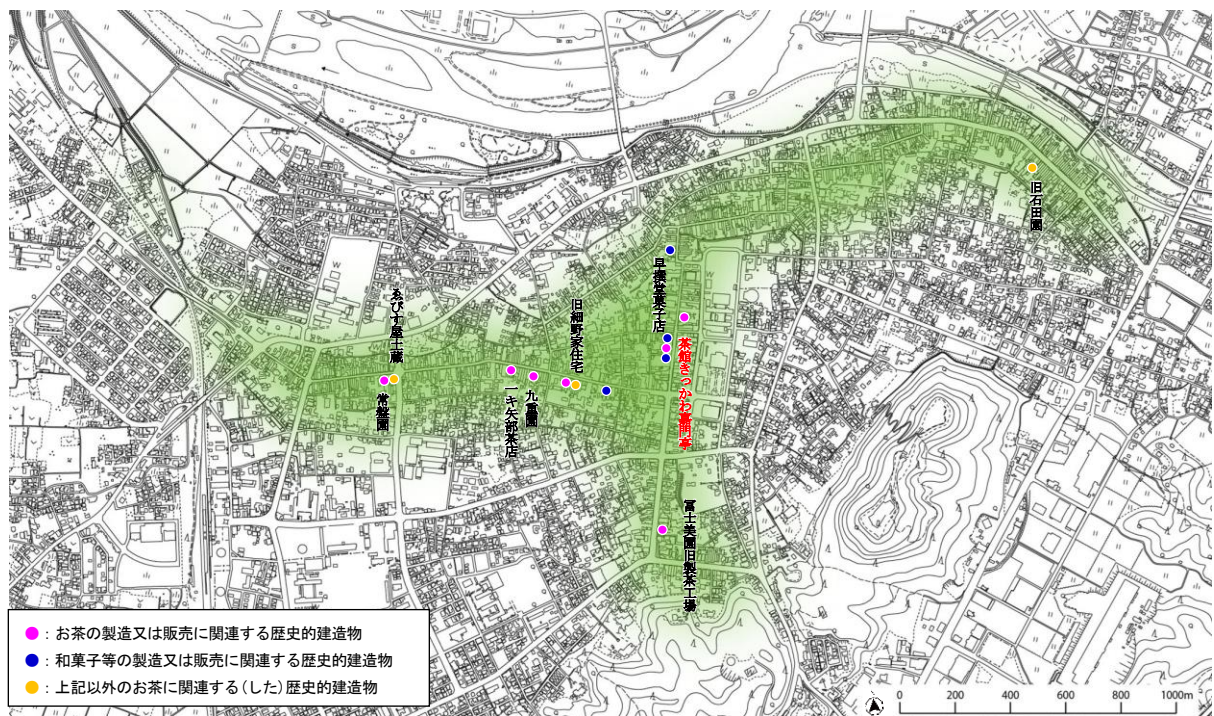


図 北限の茶処にみる歴史的風致の範囲

【コラム】播磨屋甚蔵

播磨屋甚蔵は、村上まつりの屋台の制作にも関係した人物であり、肴町のしゃぎり屋台に飾れた「恵比寿様」の製作にあたり、京都の人形師に製作を依頼する際の逸話がある。

普段から身なりに拘りを持っていなかった甚蔵は、京都まで恵比須様の作製を依頼に行き、店先に立ち、店主への取次ぎを願ったところ、その身なりを見た番頭が全く取り次ごうとしなかった。

このため、甚蔵は、懐から紙と矢立を取り出し、

「田圃のかかし 人と見えるか」

としたため、店主へ見せるよう依頼した。

その句を見た店主は、番頭の態度をたしなめる句に大いに驚き、甚蔵を招き入れ、改めて来意を聞いた。そして、主人に屋台の構造、寸法等を詳しく説明、一丈の高さに飾り下から見上げて丁度良いように、そして、恵比須様の年齢は42歳（分別ざかりの頃）の年格好に作ってもらいたいと依頼をしたという逸話がある。



図 肴町の恵比寿様

(5) ^{いわふね}石船神社の祭礼等にみる歴史的風致

① はじめに

岩船町（現村上地域岩船地区）は、石川の河口に位置し、中世以来、港町として発達した町である。中世には平林城主色部氏の領地で、江戸時代には村上藩領となった。村上城下から新潟に至る浜通りの宿場町であるとともに、江戸時代中期以降は、廻船業の発達により岩船港を通じた商品取引が活発に行われ港町として栄えた町である。この港は、村上領内のみならず出羽米沢方面への物資流通港としても利用されていたことから、村上藩の沖の口番所も設置されていた。

建武4年（1337）の『色部高長軍忠状案』には「岩船宿」として、また、慶長2年（1597）の『越後国瀬波郡絵図』にも「岩船町」としてその名を見ることができる。現在も、旧浜通り沿いには多くの歴史的建造物が存在し、この地区のシンボルである石船神社や町家、浜に向かって走る細小路の町並み等多くの歴史的な景観を残している。



図 平林城跡からみた岩船地区



図 『越後国瀬波郡絵図』慶長2年（1597）

所蔵：米沢市上杉博物館

岩船町が北前船の寄港地として栄えていたことが分かる資料として伴田家資料がある。これは江戸時代に庄屋を務めた伴田家に多く伝わる港関係の資料であり、日本遺産の構成文化財にもなっている。

「岩船」の地名の歴史は古く、『日本書紀』には、大化4年(648)に蝦夷に対する前線基地として「磐舟柵」が設置されたと記されている。また、斉明4年(658)に、阿倍比羅夫が軍船180隻を率いて蝦夷に遠征したと記されているが、このとき「磐舟柵」を前線基地としたとする説がある。

この柵の所在地は現在も明らかではないが、岩船という地名の存在から岩船町に隣接する浦田丘陵周辺が有力な場所であるとされている。

岩船という地名の由来として、

「昔、饒速日命という神様が、磐樟の舟に乗って、この浜にお着きになられた」

という伝説があり、このため岩船と呼ばれるようになったと町の人々にいわれている。

饒速日命^{にぎはやひのみこと}は、古代大和王朝の大豪族であった物部氏の祖先神であるとされ、神々の住む天上国である天津国より天磐船^{あめのいわふね}に乗って河内の国に降り立ったとされる神で、岩船町のほずれで小高い丘の明神山から港を見守るように鎮座する石船神社には、この饒速日命が祀られている。



図 伴田家資料の一部



図 明神山(遠景)



図 石船神社鳥居

② 建造物

■源内塾(旧本間家住宅)

この建造物は、岩船町の旧浜通り沿いに立地する町家で、「源内塾」と呼ばれる寺子屋であった。平成30年(2018)に古建築研究会の協力の下行った調査の際、棟札等は発見されなかったが、和釘の使用痕跡のほか、柱と梁の仕口が柄差し込み栓となっていることから、江戸時代末期の建築と推定されている。木造二階建て、切妻平入り造りで間口は六尺一寸となっている。平成13年(2001)に所有者から村上市に寄付さ



図 源内塾(旧本間家住宅)

れ、現在は、源内塾運営委員会が管理し、この地区の活動拠点として利用されている。

■村山家住宅

平成 16 年の調査報告書「村上の町家」によると住宅は大正 10 年（1921）の建築で、表の店から裏口まで一間幅の通路があり、店の横には玄関部屋または小店と呼ばれる座敷がある。通りに面する表二階には床の間・書院障子がある。木造二階建てで、店の部分は平入、住居部分が妻入りになっており、両方の形式が調和した建築物である。



図 村山家住宅

■増井家住宅

旧浜通り沿いの増井家住宅は、村山家住宅と同時期に調査を行っており、大正 6 年（1917）の建築で、店舗の外観は、平入りとなっているが、奥に続く住居部分は妻入りとなっている。大通りに面する表二階には床の間・書院障子がある。



図 増井家住宅

■石船神社本殿

延長 5 年（927）に完成した『延喜式』に岩船郡八座の一つとして「石船神社」の記載が見られる。明治 29 年（1896）に社殿が焼失し、現在の社殿は、明治 32 年（1899）に再建されたもので、棟梁は、岩船町の島田亮斎、副棟梁は弟の斉藤予斎であったことが神社所有の由緒書により記載されているほか、境内にある手水所が明治 39 年に地元の船大工たちにより寄進されていることから、それ以前に社殿の造営が行われていたと推測される。現在の社殿は入母屋造りで平入の棧瓦葺き、本殿は流造りとなっている。また、この神社の境内には、松尾芭蕉の句碑が二基建てられており、一基は、文政 4 年（1821）に法斎秋水（斎藤氏）が建て、もう一基は、嘉永 2 年（1849）に鳳鳴舎巫雪（村山氏）が建てたもので、この句碑には、下記の句が刻まれている。



図 石船神社本殿

“花咲て 七日鶴見る 麓かな”

“文月や六日も常の夜には似ず”

神社の裏手の広い椿林は、「石船神社社叢」として昭和 33 年（1958）3 月 5 日に県の天然記念物に指定されており、その中には目通り 1 m に近いアベマキの巨木も見られる。

③ 活動

■ 岩船まつり

歴史が深く、また、旧浜通り沿いであり、また、港町として発展した岩船町には、様々な祭礼や伝統行事が年間を通じて行われており、その代表的なものが10月に行われる石船神社の例大祭である岩船まつり（県指定無形民俗文化財）である。

この祭りには、一般的な祭礼と異なる風習も残っており、それは、

「この神様が一夜の宿を求めたところ、町の衆は、鮭の鮓を作るのに忙しく皆断ったが、ある1軒の家が、“今、お産が始まるところだがそれでもかまわなければ”ということで、この神様を家に泊めた。」

というものである。そのため一般的な祭礼においては、お産は忌むが、この祭りではお産と重なっても構わないといわれている。

祭りの起源は明らかではないものの、永禄から天正年間（1558～1591）の『色部氏年中行事』（越後国人領主色部氏史料集）に、当時の祭礼神事の様子が記されている。江戸時代以前は旧暦9月19日に行われ、明治5年（1872）に新暦となっても祭礼日は変更することなく9月19日に行っていたが、明治11年（1878）からは月遅れの10月19日に実施することになり、毎年10月18日を宵祭、19日を本祭として現在に至っている。

祭礼日には、神輿とともに「しゃぎり」と呼ばれる9台の屋台が、石船神社を中心にこの地区内を巡行し、祭礼行列の先頭となる岩船岸見寺町の屋台は、「御舟様」と称され、祭礼の中心的存在として篤く信仰されている。また、各町の屋台には彫刻や漆塗、金箔等が施された豪華なものが多く見られる。

本祭では、午前0時に先太鼓が石船神社を出発し、岩船町内を回る。早朝、神前では、神輿を中心に御舟と称する長さ3mほどの朱漆塗りの舟と白駒と称する木彫りの神馬が並び、神霊を神輿に移し、五本の幣を神の御霊代として舳先を前にした御舟に立てる御霊うつしが行われる。

神輿は、御霊うつしの後、石船神社石段下の第一御旅（御旅所）に安置され、午前9時にこの御旅（御旅所）から巡行が開始される。第一御旅（御旅所）に神輿が安置されると、岩船岸見寺町の屋台から神輿に向けて木遣りが奉納される。このとき奉納されるのは「本木遣

表 旧岩船町の年中行事

時期	行事
1月	仕事始め、年始回り、寺方年始回り、七草粥、寒九の水、だんご木飾り、左義長、仏の正月、初地蔵
2月	節分、初午
3月	お釈迦様、田の神様、彼岸
4月	雛祭り、花祭り、虚空蔵様、住吉様、石動様
5月	春神楽、秋葉様
6月	端午の節句、今宮様
7月	天王様、地蔵様
8月	七夕、盆市、花市、お精霊様、地蔵盆、諏訪様、お不動様
9月	河内様、権現様、弁天様、十五夜、彼岸
10月	節句寄合、岩船まつり
11月	鬼子母神様、水神様、袴着、山の神様
12月	恵比寿様、大黒様、冬至、煤掃き、餅つき、松飾、年夜



図 岩船まつり

り」で、木遣り上げの衆が一節ごとに交替しながら木遣りを上げ、曳き手の若連中が音頭を取る。

木遣りの歌詞は、

“げにやめでたき 神代の昔 蜻蛉洲に 宮始まりて 縁起詳しく 尋ねて聞きば 言うも愚か
や かたじけなくも 天の水岡の 御神とかや 天の磐船 波間に浮かべ 動き揺るがぬ 岩
船町の 四方のかまどの 末広がりて “

等があり、一節ごとに若連中が、

“ソラエーヨーイ イーヨナ ハリヤ ハリヤ ハリヤ ヨウイトセ”

と音頭を取る。このほか、木遣りとしては、屋台の曳き出しや神社の社殿へ御舟を移す際にうたわれる「ドットコ木遣り」がある。

この祭りにおいて、木遣りが伝えられている町は岩船岸見寺町のみであり、また、岩船町では「木遣りを歌う」とは言わず「木遣りを上げる」と言う。これは、木遣りの声そのものに神が宿ると考えられているからであり、木遣り上げの衆は、羽織袴の出で立ちで手に幣束を持つ。

祭りの行列は、先太鼓を先頭に岩船岸見寺町の屋台から順に各町の屋台が9台続き、最後尾に位置する岩船横新町の屋台の前に神輿行列（先祓い、大槲、猿田彦、白玉槍、黒玉槍、獅子頭、大鉾の玉槍、神輿、神官、巫女、氏子総代）が入る。

この行列は、各町を順次巡行しながら、岩船縦新町にある第二御旅（御旅所）に神輿が到着すると、御旅神事が行われる。この神事以後は、行列の順番が変わり岩船岸見寺町の屋台の後に神輿行列が入り、その後に各町の屋台8台が続き深夜遅くまで巡行が続く。

20日午前0時頃には、岩船岸見寺町と岩船横新町の2町の屋台が石船神社へ戻り、「とも山」と称する神事に供奉する。この神事は、神霊を神殿に返納する儀式であり、御舟の舳を神殿に向け御霊代を神殿に納めるとともに御舟の神霊が除かれるという信仰の表れとされている。



図 「御舟」(岩船岸見寺町)



図 「白駒」(岩船横新町)

しゃぎり屋台は9台で、構造、形式とともに曳き方も村上まつりや瀬波まつりとは異なっている。屋台の特徴は、全体的に各部の木割が大きく重量感があり、一階部分の下台と二階部分の上台の間に軒の出の大きい唐破風を四方に取り付け、上台は前後左右に大きく張り出している。この上台と唐破風に挟まれた隅柱には、籠彫の隅飾り等が付けられている。更に上台には、丸彫に近い装飾彫刻を施した高欄を二重に巡らせ、後ろには見送りと称した丸彫に近い彫刻を飾り付けている。彫刻は、外光による効果をねらい、特に誇張した立体表現が見られる。このような構造から、収納時は上台の日覆と柱は解体するが、上層部と下層部は解体せずに屋台倉庫に収納している。

重量のある屋台であるため、村上まつりや瀬波まつりのように手木を上下左右に動かすことはなく、屋台の囃子に合わせて若衆が音頭を取り、常に手木を水平にして曳き回している。また、屋台が狭い通りを巡行するため手木を短くしている。なお、明治時代以前は、屋台とともに笠鉾を所有する町が複数あったが、現在では岩船上大町と惣新町（岩船縦新町、岩船中新町、岩船新田町の合同）の二町のみに笠鉾が残されている。



図 各町のしゃぎり屋台



図 岩船まつりのしゃぎり屋台



図 村上まつりのしゃぎり屋台

岩船岸見寺町の屋台は、明治時代中期に岩船町の島田亮斎、弟の斎藤予斎が制作したものであり、また、乗せ物である「明神丸」（御船）は、明治29年（1896）に同じく岩船町の渡辺万助によって制作されたものである。

岩船地蔵町の屋台は、大正8年（1919）に岩船町の須貝惣之助、相馬猪吉が制作したもので、当時は、上台のない屋台であったが、昭和22年（1947）に現在のような形態に改装された。乗せ物の「御神酒徳利」は、諏訪大明神（諏訪神社）の象徴として飾られている。なお、以前の乗せ物は「浦島太郎」であったが、昭和29年（1954）に「御神酒徳利」に改められた。

岩船上大町の屋台は、安政3年（1856）～5年（1858）に、岩船町的美濃源吉、島田亮斎が制作したものである。乗せ物は、江戸時代後期に屋台が制作されてから「大黒天」であったと考えられ、現在の「大黒天」は、平成8年（1996）に修復されたものである。

岩船上町の屋台は、これまで火災等で何度も破損し、たびたび作り直されているが、以前の屋台は、京都の祇園祭の山車のような非常に豪華なものだったとも伝えられている。現在の屋台は、明治34年（1901）に岩船町の斎藤予斎が制作したものである。乗せ物の「御神酒錫」は、住吉神社の象徴として飾られているもので、天保9年（1838）の上町（現岩船上町）の『祭礼勘定帳』には、「御神酒錫」を塗り直したという記録がある。



図 岩船上町のしゃぎり屋台

岩船上浜町の屋台は、文政12年（1830）に村上町（現村上地域村上地区）の山脇長兵衛が制作したものである。乗せ物の「武内宿禰」は、『日本書紀』等に出てくる伝説の人物であり、上浜町（現岩船上浜町）の人形師中島吉左衛門が制作したものである。

惣新町の屋台は、岩船縦新町、岩船中新町、岩船新田町の3町が合同で運営しており、岩船の屋台の中では一番大型である。屋台は、嘉永7年（1854）頃に制作されたものといわれているが、正確な年代は不明である。乗せ物は「花笠」で、二階後部の見送り彫刻「鯉の滝登り」は、明治時代に島田亮斎が制作したものである。

岩船下大町の屋台は、天保13年（1842）から嘉永2年（1849）にかけて、下大町（現岩船下大町）の布施平七ほかが制作したものである。乗せ物の「福祿寿」は七福神の一人であるが、岩船地区の多くの人々は「福祿寿」とは言わず「げほうさま」と呼んでいる。現在の「福祿寿」は、江戸時代後期に上浜町（現岩船上浜町）の人形師中島吉左衛門が制作したものである。

岩船下浜町の屋台は、享和元年（1801）から享和3年（1803）にかけて、大川村（現村上市府屋）の後藤文蔵（武兵衛）が制作し、岩船町の横屋三蔵が塗りを行っている。乗せ物の「恵比寿」は、江戸時代後期の記録には「恵比寿様」を作り直したことが記されているため、この頃から乗せ物として使われていたと考えられる。現在の「恵比寿」は、明治時代に岩船町の島田亮斎が制作したものである。



図 岩船下浜町のしゃぎり屋台

岩船横新町は、以前は惣新町に含まれて祭礼に参加していたが、大正2年（1913）に独立し、新たに単独で祭礼に参加するようになった。当時は、張子の御神馬（白駒）を乗せて曳き回していたが、現在は木彫りの白駒を乗せている。現在の屋台は、昭和62年（1987）に村上地域村上地区の細野実が制作したものである。

この祭りでも、村上まつりと同様に法被が着用されているが、法被は各町の所有であり、曳き手は町から借りて着用する。また、岩船岸見寺町の屋台に乗るこどもの衣装は、振り袖であるが、岩船上大町以外の屋台に乗るこどもの衣装は、女子が着る着物地が使われている。これは神を喜ばせ、お慰みする田楽の流れをくむものともいわれている。

表 各町の屋台と法被

町名	屋台	乗せ物	法被
一番 岩船岸見寺町		御舟	
二番 岩船地蔵町		御神酒徳利 (諏訪神社)	
三番 岩船上大町		大黒天	

表 各町の屋台と法被

町名	屋台	乗せ物	法被
四番 岩船上町		御神酒錫 (住吉神社)	
五番 岩船上浜町		武内宿禰	
六番 惣新町		花笠	
七番 岩船下大町		福祿寿	
八番 岩船下浜町		恵比須	
九番 岩船横新町		御神馬 (白駒)	

※惣新町は、岩船縦新町・岩船中新町・岩船新田町の合同

この祭りの際には、しゃぎり屋台を所有する町や石船神社が祀られている岩船三日市の各家々において、提灯、紅白幕、建具外し、御幣、お神酒、屏風等により、しつらわれている。提灯は、夜通しで行われる祭りの道標としての役割を持ち、家紋の入った門提灯が玄関に下げられ、神の空間と日常生活の空間を区切る結界の意味がある紅白幕や日常生活の空間を隠して祭りを演出する屏風、神様を守る力があるといわれている御幣によりしつらえが行われる。なお、村上まつりや瀬波まつりで見られる簾によるしつらえは、ほとんど見ることがで



図 岩船まつりでのしつらえ



図 門提灯と紅白幕のしつらえ

きない。

江戸時代、岩船町では多くの大火が発生し、町の大部分が被災したこともたびたびあり、その都度町の様相が変化した。現在も浜通り等にはこの地域特有の「切妻造」で、表が「平入」、裏が「妻入」の町家が多く残り、それらの家でも祭りのしつらえがなされている。それもまた祭りの舞台の一つである。このように祭礼時の各家々においてしつらわれている様から、単独のしつらえが連続した祭り空間の美しさや非日常的な空間とともに、祭りの風情を感じることができる。

岩船地区内の代表的な歴史的建造物としては、旧本間家住宅であった「源内塾」^{げんないじゅく}（岩船上大町）があり、この建造物でも祭りのしつらえが行われる。

平成13年（2001）に所有者から村上市に寄付され、現在は、源内塾運営委員会が管理し、この地区の活動拠点として利用されている。

岩船上町に建つ村山家は、「村政商店」と称し、現当主で8代目となっている。5代目頃までは醤油・味噌・糰の製造販売を営み、6、7代目の頃には味噌・糰のみを取り扱っていたが、現在では商売を行っていない。村山家住宅は、通りに面する表二階には床の間・書院障子があり、祭礼の接待に利用されている。

村山家住宅に隣接して建つ増井家は、寛永10年（1633）に岩船町内の海天寺が、隣地の諸上寺から分かれて創建された際、諸上寺より海天寺の檀家となったのが増井家の初代といわれている。江戸時代から商売を営んでいたと考えられるが、明治時代初期から昭和前期までは呉服商を営んでいた。その後、昭和30年代半ばまでは軍手等の雑貨を取り扱っていた。

旧浜通り沿いの増井家住宅は、大通りに面する表二階には床の間・書院障子があり、祭礼や結婚式の際に使用されていた。

岩船地区のシンボルであり、岩船まつりの中心である石船神社は、大同2年（807）に北陸道観察使である秋篠朝臣安人が、京都より貴船明神を勧請したと伝えられ、延長5年（927）に完成した『延喜式神明帳』には、当時の磐船郡八座の一つに「石船神社」の社名が見られる。中世には「貴船大明神」とも称され、その後、江戸時代の正徳4年（1714）には「石船大明神」、明治6年（1873）に「石船神社」となり現在に至っている。

祭神は、饒速日命、水波女^{みず は め のみこと}命、高竈^{たかおかみのかみ}神、閼竈^{くろおかみのかみ}神の四柱であり、饒速日命は航海や漁業、製塩、農耕、養蚕の技術を伝えたとされている。水波女命、高竈神、閼竈神は、水霊で、京都の貴船神社の御祭神でもあることから、現在でも、この神社が明神様と呼ばれるのは貴船大明神に由来している。

岩船まつりでは、神輿とともに各町の9台の屋台が石船神社を中心に各町を巡行し、御旅（御旅所）で御旅神事が行われた後、深夜遅くまで巡行が続く。祭りの際にはしゃぎり屋台を所有する町等の家々でしつらえが行われ、これらが連続した町並みや各町のしゃぎり屋台、神輿行列が織りなす祭り空間の様子から、港町として発展してきたこの地域固有の風情を感じることができる。

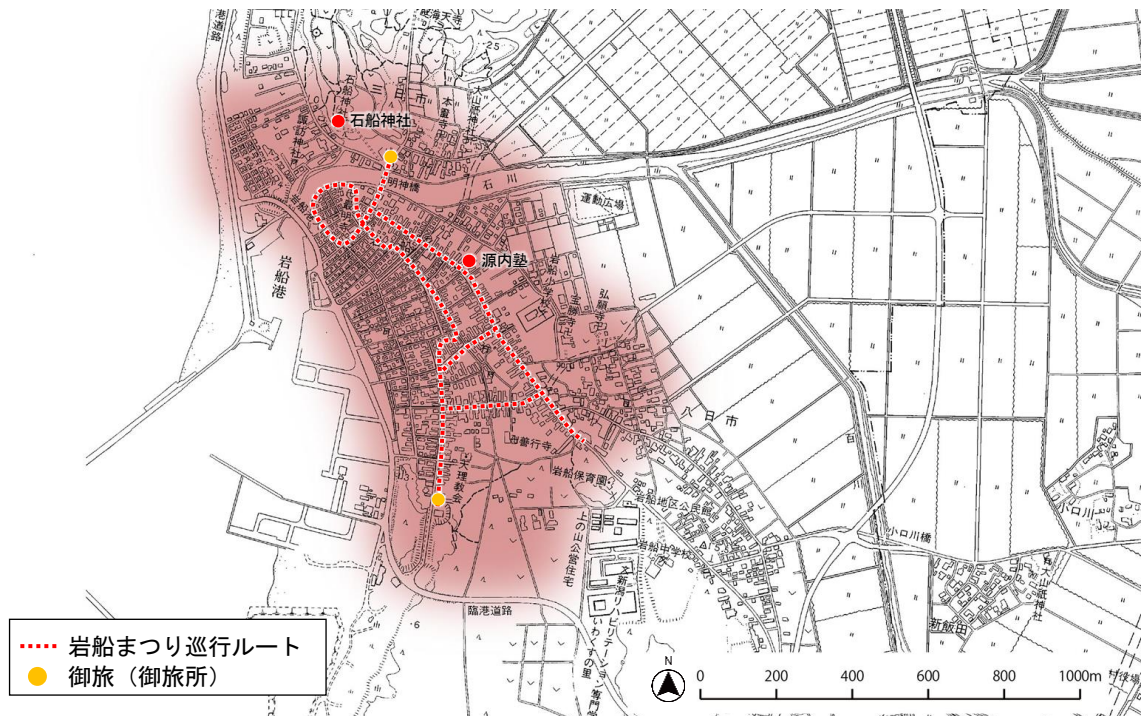


図 岩船まつりの範囲

■岩船七夕

8月に盆行事の一環として行われる「岩船七夕」がある。

七夕は、一般的には中国から伝来した星祭が起源とされるが、「岩船七夕」は、祖霊を迎えるためとして行われる盆行事である。この行事の起源は明らかではないが、中世末期、平林城主であった色部氏の記録である『色部氏年中行事』（越後国人領主色部氏史料集）には、旧暦7月の盆の前に農作物の収穫に感謝するとともに盆前に祖霊を迎える行事として「七夕」が記述されている。

「岩船七夕」は、毎年8月6日に行われ、現在では岩船地区 10 町内が行事に参加しており、各家の先祖を乗せるガツボで作った体長約 30cm の馬に色紙で飾りを付け、「七夕丸」と称す茅と竹で作った舟（精霊船）に乗せ、海に流す。その馬に乗って盆入りの13日には、西の浄土から先祖の霊が帰り、家で過ごした先祖の霊は、盆明けの16日に木で作った精霊船に乗って再び浄土に向かうとされている。



図 岩船の七夕丸



図 迎え馬（化粧馬）

江戸時代後期の『岩船町大組頭太郎右衛門役日記』には、天保2年（1831）に、

「当七夕祭り船かざり様の事」として、「大造り成る様いたさす」、「成る丈け手輕に相営み候様致す可き事」

とあり、この行事での船飾りの様子が記されている。また、天保年間（1830～1844）の上町（現岩船上町）の『祭礼勘定帳』には、天保15年（1844）のこの行事に際して「餞り舟」の記述が見られ、海に流される船が送り舟の性格をもっていたことがうかがえる。

8月初旬になると、町ごとに若連中等が、全長5m位の舟を作り、舟の舳先には杉を束ねて挿し、舵は卒塔婆で作る。

艫柱には、七夕丸と書かれた幟が立てられ、中央の帆柱として立てられる「十二灯」は、大きな竹に細い竹4本を横に段組にし12灯の提灯を下げることからこう呼ばれており、提灯の上には丸い雪洞がつけられ、雪洞の表には七夕丸、裏側には町名が書かれている。丸い雪洞は月を、下の12灯の提灯は12ヶ月を表すものとされ、この灯火を先祖の霊の道標とする信仰がうかがえる。

「十二灯」は、「七夕丸」を海に流す際に、提灯に灯りを灯し、舟の中央に帆のように立て、提灯の下には小さな帆がつけられている。舟の中は、竹で格子のような棚を作り、家々で用意した迎え馬が吊り下げられる。

迎え馬は、通常1個であるが海で亡くなった人がある家と初盆の家では、七色の色紙で飾り付けた化粧馬と飾りの無い裸馬の2個を用意する。



図 岩船七夕の十二灯

当日の8月6日は、朝から町ごとに、こどもたちが短冊や飾り付けをした竹を担ぎ、行列をつくりながら町内を回る。その際、太鼓を叩きながら「七夕送れよー、十二灯送れよー」と囃しながら、夕方になるまで何度も回る。夜になると、十二灯の提灯、雪洞に灯が灯され、若連中が舟を担ぎ、こどもたちは「十二灯」と竹を担ぎながら太鼓を叩いて「七夕送れよー、十二灯送れよー、また来年ござれよー」と囃しながら再度、町内を回り、その後、岩船北浜町付近の浜へと向かう。町の人々は、各家から線香を持ち、その行列に随う。七夕丸



図 七夕丸を海へ流す様子

の行列が通る通りは、十二灯の灯りがゆれ、太鼓の音や囃す声が響き渡り多くの人々で賑わいをみせる。浜に着いた舟には、こどもたちが担いでいた「十二灯」が若連中によって立てられ、準備ができると僧侶が供養の経を読む。読経が終わると、若連中が舟を担ぎ海に入り、沖へ向かって泳いでいく。岸では、「七夕送れよー、十二灯送れよー、また来年ござれよー」と太鼓を叩いて囃し、町の人々は砂浜に線香を立てて拝みながら舟を見送る。舟がある程度沖まで行くと、こどもたちが沖に泳いでいった若連中に、「もーどれよー、もーどれよー」や「けえーれーよー（帰れーよー）、けえーれーよー（帰れーよー）」と太鼓を叩いて囃したて、これを聞くと若連中は岸に戻ってくる。一連の行事を通して理解されることは浄土信仰であって、七夕丸は先祖霊を乗せて西方浄土と現世を往復する霊的な呪力のある舟であるということである。

なお、海に流していた舟は、海洋汚染等の問題もあり、平成2年（1990）からは一旦流した後に岸に引き揚げ、短冊の飾られた竹等と一緒に翌朝、海岸で燃やされることになった。

舟が流れていく海の西方にある粟島は、中世においては霊場であったといわれている。粟島には岩船の方角に向けて中世の板碑が立ち並び、浄土信仰の様子を伝えている。

舟を作って海へ流す風習は、岩船町のほかでは粟島浦村や胎内市村松浜、新発田市藤塚浜等新潟県下越地方の海岸部で見られる。いずれも舟を担いで町内を歩き、囃しながら回る風習である。以前は海岸部の多くの場所でも舟流しが行なわれていたといわれているが、現在、この地区と同じような舟流しを行っているのは粟島浦村だけである。

岩船七夕は、祖霊を迎えるために行われる盆行事で、町ごとに「七夕丸」と称す舟を作り、そこに各家で用意した先祖を乗せる迎え馬を吊り下げ、海に流す。当日は町ごとにこどもたちが太鼓を叩き、囃しながら町内を回り、若連中は舟を担ぎ岩船北浜町付近の浜へと向かう。七夕丸の行列が通る通りで十二灯の灯りや太鼓の音、こどもたちが囃す声が響き渡る様子は神と海に対する信仰が受け継がれてきたことを感じさせる。

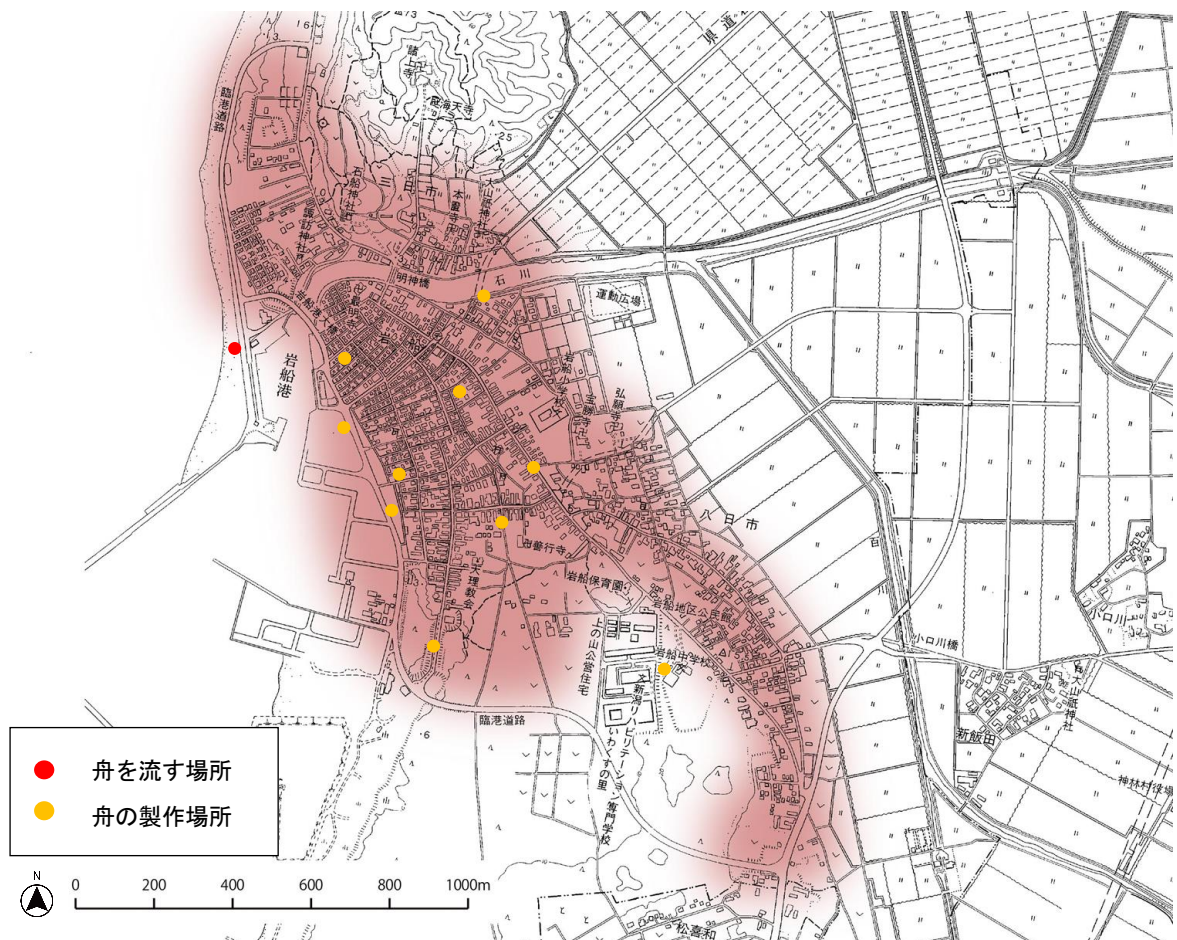


図 岩船七夕の範囲

■かんじょ（左義長）

小正月の行事として左義長がある。岩船地区では、左義長を「かんじょ」あるいは「かんじょ焼き」と呼び、正月の飾りや注連縄等を燃やし、その火で餅やスルメを焼き、これを食べることで1年の無病息災を願う。行事の内容から「賽の神」「鳥追い」等が混合したものと考えられ、小正月に小中学生が中心となって行われている。

鎌倉時代に描かれた絵巻物『法然上人絵伝』には、武士の館の入口に「巻数板（かんじょういた）」が吊るされている様子が描かれているが、中世にこの地の領主であった平林城主色部氏の『色部氏年中行事』（越後国人領主色部氏史料集）にも「かんじょういたつり」が行われていた記述が見られる。これらは、いずれも「境界」を意識した呪術的行事と考えられ、現在でも「カンジョウツリ」と称して「カンジョウナワ」を村の入口等の境界に吊るす行事を行っている例がある。なお、岩船地区では古いお札類を「かんじょ」といい、それらを燃やすことを「かんじょ」「かんじょ焼き」と言っている。「かんじょ」の名称の由来は定かではない。



図 かんじょ（左義長）の様子

「かんじょ」は、以前までは1月15日の小正月に行われていたが、祝日法の改正により現在は、成人の日の前日の日曜日に行われ、この地区の13町が行事を行っている。



図 かんじょ（左義長）の範囲

この行事では、中学生以下のこどもたちが町ごとに反古札や注連縄等を集めるため、各家庭を回り準備を進める。燃やす場所は、以前は近くの砂浜等で、各町のこどもたちだけで穴を掘り準備をしていたが、この穴掘り作業は、こどもたちにとって相当な重労働であった。現在は、港が整備され砂浜も遠くなったことから、岩船地区区長会で指定した5箇所に分かれ、複数の町が一緒に行っている。

行事の前夜には、自町内を「うえのぼ一、したのぼ一、ぼ一ぼ一さぎちょう」と囃しながら何回か回り、各町の公民館や神社等に集まり「夜籠り」が行われる。昔は、こどもたちだ

けで重箱に入れた菜を食べ、町回りから帰ってくると皆でいろいろな遊びや話をしたりして楽しく過ごした。当日の朝は、暗いうちから公民館や神社等を集めておいた反古札を指定された場所に運び、焼く準備を始める。昔は、「かます」という藁^{わら}藁^{むしろ}の袋に反古札や注連縄を入れていたが、現在は、「かます」もなく、ダンボール箱に入れている。反古札類を積み上げて準備ができるとこどもたちは、「かんじょ焼ぐつつおー、かんじょ焼ぐつつおー」と自町内を囃して回る。この声を聞いて各家々では、反古札類を燃やす場所に出かける。夜が明けはじめてくると、積み重ねた反古札類に火を点け、火が点くとこどもたちは、「かんじょ焼いだぞー、かんじょ焼いだぞー」と自町内を囃して回る。こどもたちが戻ってくる頃には、火の勢いも強くなり集まった人々で賑わう。大人には、お神酒が振る舞われ、こどもたちは、幣束に餅やスルメをはさんで焼き、その焼いた餅やスルメを食べれば、1年間無病息災でいられるといわれている。反古札類が燃えて火が弱まるとこどもたちは、「灰なつつおー（灰になるぞ）、灰なつつおー（灰になるぞ）」と自町内を回り、燃え尽きてしまうと「灰になつたつつおー（灰になったぞ）、灰になつたつつおー（灰になったぞ）」と再度、自町内を回り行事は終了する。こどもたちが町ごとに囃しながら回る姿からは、こどもたちが主体となって行われている行事であることが分かるほか、長くこの地域で継承されてきた伝統行事であることが感じられる。

以前までは、「岩船七夕」や「かんじょ」は、男子しか参加できなかったが、岩船地区も少子化のため女子も参加するようになり、現在はそれでもこどもの数が少なく行事の継続が難しくなっている。

④ おわりに

岩船町は、南北朝時代には既に水陸交通の要所として町が形成されていたものと考えられ、江戸時代には浜通りの宿場町、多くの物資が移出入する港町として発達した。

現在も、源内塾（旧本間家住宅）や大正時代に建築された村山家住宅や増井家住宅等、この地区特有の建築様式の住宅が残る。それがまた、細い道路や浜に通じる多くの小路とともに港町特有の雰囲気醸し出している。

これらの町並みの中を祭礼行列が巡行する。屋台は、細い道路を幅いっぱいにつくり曳き回され、岩船七夕では各町から浜に通じる小路をこどもたちとともに舟が担ぎ回され、浜に着いた舟はこどもたちの囃し声とともに海へ流される。

この地区では、岩船まつりや岩船七夕等の行事をはじめ、様々な伝統行事が石船神社や歴史的な町並みを舞台にして行われており、神と海に対する信仰によって受け継がれ、現代の住民生活とも密接に関係し、有形無形の貴重な資産として伝承されている。



図 石船神社の祭礼等にみる歴史的風致

(6) 西奈弥^{せなみ}神社の祭礼等にみる歴史的風致

① はじめに

村上地域瀬波地区は、村上城下の西片、二級河川三面川河口の左岸に形成された町である。

地名の「瀬波」は、西奈弥神社の祭神である気比^{けひ}大神^{のおおかみ}が、越前国角鹿^{つぬが}（現福井県敦賀市）から供の五臣である吉田、伊与部、磯部、小嶋、小武を従え、海路この地に上陸した際のいきさつが地名の由来となっている。その由来伝承は、

「西奈弥の神様が越前から船で海路を進み、瀬波の沖にさしかかったときに、背中の方から風が吹きつけ、船はその風と波に乗って、瀬波の浜に着いた。神様は、“よき背波かな”と仰せられ、そこに上陸され、地名をそのまま瀬波とつけられた。」

また、「瀬波」という地名は、長寛3年（1165）の『越後国司庁宣案』（南部文書）には「瀬波河は国領であり、鮭は重要な貢物である」とある。瀬波地区では古代の遺跡も確認されており、古い時代から集落が形成されていたと考えられる。また、瀬波浜町に鎮座する西奈弥神社と三面川河口に鎮座する多伎^{たき}神社は、平安時代初期の『延喜式神明帳』に記述された磐船郡八座のうちの二社とされていることから、この地区内には、家が建ち並び、集落が形成されていたと想像できる。鎌倉時代の終わり頃から江戸時代初期までは、現在の村上地域の一帯は、「瀬波郡」と称され文禄年間（1592～1596）の検地による慶長2年（1597）の『越後国瀬波郡絵図』（米沢市上杉博物館所蔵）には、瀬波村（現村上地域瀬波地区）家数78軒、松山いいの村3軒、下渡が嶋村3軒と記されている。その後、瀬波村から瀬波町となり、元禄16年（1703）には、家数215軒、人数1302人と記録にある。



図 『越後国瀬波郡絵図』 慶長2年（1597）

所蔵：米沢市上杉博物館

瀬波町は、村上城下を西へ約2km、江戸時代は大名の参勤路の表道でもあった。それとともに、三面川の河口に近接していたことから港町として発展し、村上城下の物資の出入口となった町である。

瀬波港は、享保3年（1718）の『瀬波町明細帳』によれば、300石積一艘、100石積三艘、商船や渡し船が36艘あったとされ、村上藩領の加治川以北の年貢米は塩谷港のほか、この港の蔵に運ばれた。また、蒲萄山（現村上市蒲萄付近）で掘り出された鉛が、この港から佐渡へ積み出され、金の精錬に用いられている。商港としては、明治期から大正期にかけての頃が最盛期で、定期蒸気船渡津丸が就航し、旅客や荷物の積み下ろしで賑わっていたが、鉄道が整備され、大正12年（1924）の羽越線の全通により衰退した。出入りする

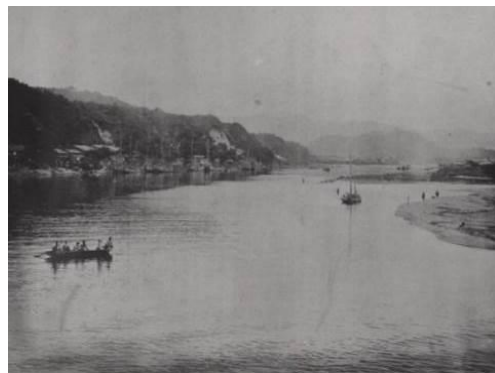


図 瀬波港の様子

船や積み荷の取り締まりをするため瀬波港が一望の下に見渡せる浜町（現瀬波浜町）に、村上藩番人の詰め所である「沖ノ口番所」が設置され、「お番所屋敷」と呼ばれていた。

このようなことから、瀬波町は、村上城下の外港として、行政上は村上城下の支配下にあった。

瀬波町も北前船の寄港地となっており、その名残として日和山と方角石が今も残っている。北前船の船乗りたちは、出港前に風や潮の流れを見て、天候を見極めていた。その天候を見た場所とされるのが日和山である。また、日和山には方角を見るための方角石が据えられている。方角石には「奉納 豊福丸 権之助」と刻文されていることから、町で整備したものではなく、船乗りに寄贈されたものであると考えられる。



図 日和山



図 方角石

また、瀬波地内にある八坂神社には、和船模型が多数奉納されている。これは当時の北前船の船乗りたちが、航海の安全を祈願して江戸時代後期から明治時代にかけて奉納したもので、日本遺産の構成文化財の1つとなっている。



図 八坂神社に奉納された和船模型

瀬波町と村上城下は松原八丁と呼ばれる街道で結ばれており、村上城下のはずれには枅形が設置されていた。かつては、瀬波町までの街道の両側には数百本の松が茂っていた。城下の表口としての様相を整えていたのである。そうした情緒のある街道であったが、昭和19年（1944）に船材や松根油にするため、300年余りの風雪に耐えた松もことごとく伐採された。その後瀬波小学校の校庭に数本残されたが、次々に襲った台風により倒され、小学校前の「名残の1本松」だけが残った。この松も平成11年（1999）の晩夏に枯れてしまった。



図 八丁松原

村上地域に住む人々が、季節の移ろいを言い表すのによく聞かれる言葉として、「夏越さまと村上まつりが済めば 盆となる。盆が終われば、じきに瀬波まつり。

瀬波が終わって岩船まつりが終われば、あとは正月。」

というものがある。これは、1年のうち村上まつりが行われる7月から正月までの半年間の季節の移ろいを言い表したものである。

② 建造物

■西奈弥神社

西奈弥神社の創建年代は明らかではないが、永享12年（1440）の鰐口に「気比大菩薩」と記されていることから、古い時代からの社名と見られ、明治時代に西奈弥神社と称し、現在に至っている。

『瀬浪郷土史』によると、本殿は、明治18年（1885）の瀬波町大火により焼失したが、本殿は、大正9年（1920）に再建され、拝殿と幣殿は、平成3年（1991）に改築されており、鳥居脇の石柱には大正11年（1922）建立とあることから、少なくとも大正期に本殿があったと考えられる。



図 西奈弥神社鳥居



図 西奈弥神社本殿

■小嶋家住宅

小嶋家住宅は、廻船問屋小嶋安右衛門家からの分家で平成16年の調査報告書「村上の町家」によると、明治21年(1888)の建築である。家業は醤油製造販売である。裏には大きな総ケヤキ土蔵づくりの醸造蔵が現存する。麴等を扱う「室」等の付属する施設は、新潟地震で倒壊した。屋根は平入の瓦葺きで、瀬波地域でよく見られる伝統的な形式となっている。家の間口は、瀬波によくある四間半(8.1m)で、庭部もつながっている。玄関にはケヤキの大戸が残されていて、手入れもよく、立派であり、現在では入手困難な材料で造られていて貴重である。茶の間には、土間をまたぐ形で「箱階段」が設えてある。この階段の下部は微妙に曲がった形の材木で、他に類がない。松材を巧みに使った当時の大工の美的感覚と知恵がしのばれる細工である。茶の間は吹き抜けになっていて、天井の梁組がよく見える。大きな松材の梁と小屋組みの構成が美しく、長年煤を吸った色合いとともに時代を感じさせる。



図 小嶋家住宅

■久津美家住宅

久津美家住宅は、屋号が「沖村屋」といい、先祖は江戸時代の中頃、北蒲原郡笹神村沖(現阿賀野市沖)から当地に移り住み、油屋を営み、他にも油紙やカップ等も商っていた。藩政時代は、瀬波町「年寄」役を勤めるとともに、内藤家に財政的な支援を行っており、その功績により名字帯刀を許された。明治になり、郵便局を開設するとともに瀬波茶の製造販売も行い、屋号も「治右衛門」に変わった。

現在の建物は木造二階建て、切妻平入の瓦葺き屋根であり、間口は四間半で、横に庭部が付属している。平成16年の調査報告書「村上の町家」によると、明治18年(1885)の大火、通称「寅蔵^{とらぞう}火事」でも類焼を免れ、そのまま残ったといわれている。玄関から入ると大戸があり、通り土間は広く、六尺幅である。茶の間は吹き抜けになっていて、見事な梁組みがよく分かる。大黒柱や内法は大きなケヤキ材で塗った漆のため、小豆色に光っている。奥には、広さ十八畳の座敷があり、欄間^{なげし}や長押(釘隠付き)が見事である。二階に上がる階段は、急な造りで天井から下がっている紐につかまりながら二階に行っていた。



図 久津美家住宅



図 久津美家住宅内部

■木ノ瀬酒店（木ノ瀬家住宅）

家の間口は、弘化4年（1847）に隣地を購入して十間となっている。道路に面して店舗があり、次に茶の間、部屋と続き、中庭をはさんで土蔵がある。

これらの建物は、改造はされているが、村上古建築研究会の協力の元行われた平成16年の調査報告書「村上の町家」によると、明治17年（1884）に建築されたもので、明治18年（1885）の瀬波町大火でも類焼を免れている。



図 木ノ瀬酒店（木ノ瀬家住宅）

■永田商店（永田家住宅）

現在の建物は、木造二階建て、切妻平入で屋根は瓦葺きとなっている。課税台帳によると明治12年（1879）に新築したものと推定され、茶の間、店、表二階の座敷等は、総漆塗りである。漆の色は飴色に変色し、味わいのある風情を醸し出している。特に、ケヤキ材で造られた大黒柱、内法は落ち着いた鈍い漆独特の光を発していて見事である。この地区の町家は、両側が隙間なく家が建ち並んでいたため、明かりを天井の明かり取り窓から取っており、この建物にもかつては屋根に天井窓があったが、現在はふさぎ、横の窓から光を入れている。



図 永田商店（永田家住宅）

③ 活動

■瀬波まつり

うけもちのかみ
保食神を祀る西奈弥神社の例大祭が瀬波まつりであり、この祭りにまつわる伝承には、次のようなものがある。

「神様が上陸された場所は、瀬波浜町から海に向かって直ぐに下りたところで、砂丘に建っている神明様はそれを記念して建立された。それとは別に、神様が海から三面川をさかのぼり、瀬波横町に上陸された。それを記念して、祭りの日には御旅所として瀬波横町で神事を行っている。」

瀬波まつりでは、神輿とともに村上まつりのしゃぎり屋台と近似した屋台が瀬波町内を巡行する。

瀬波町では、江戸時代以来の大火により瀬波まつりの屋台や関係資料もたびたび焼失している。記録の一部として、瀬波上町の屋台道具収納箱には、享保の年号の箱書があり、瀬波中町の屋台も寛政6年（1794）に村上町（現村上地域村上地区）の大工町から購入し



図 瀬波まつり

たものと伝えられる。また、瀬波中町には嘉永元年（1848）の『祭礼車雑用割合帳』が残り、毎年祭礼の収支等が記録されている。

瀬波まつりは、明治時代以前までは旧暦8月4日であったが、明治時代の新暦導入後は月遅れの9月4日となり、毎年9月3日を宵祭、4日を本祭として行われている。

本祭当日は、神輿の^{とぎよ}渡御とともに5台のしゃぎり屋台が、瀬波町内を巡行する。屋台の先頭を務める瀬波浜町の屋台には、西奈弥神社の祭神である気比大神が敦賀から海路、瀬波の地に上陸したとの言い伝えから、「^{け ひ まる}気比丸」と呼ばれる御船が乗せられている。なお、祭礼日の9月4日は、越前（現福井県）敦賀の^{け ひ じん じゃ}気比神社の祭礼日でもある。

祭りの行列は、1基の神輿を先頭に、御神馬に擬した鞍の後、各町のしゃぎり屋台が5台続き瀬波町内を巡行する。第二次大戦後すぐの頃には、瀬波浜町、瀬波中町、瀬波上町、瀬波横町、瀬波新田町の5町が、それぞれ御神馬を一頭ずつ奉納し、御幣を立てた鞍を背につけて巡行していた。しかし、昭和40年頃を最後に見ることができなくなった。それ以後は、瀬波浜町の担当するところとなり、木で作った御神馬になぞらえた鞍に御幣を立てて巡行が行われている。

神輿は、各町に割り振られた人々が、烏帽子に白丁を身に着けた出で立ちで、道路いっばいに丸く回転するように担がれていたが、昭和45年（1970）から台車に神輿を載せて巡行するようになった。

屋台を曳き回す人々は、村上まつり同様に法被を着用しているが、法被は町から支給されたものである。

巡行ルートは、本祭の4日午前4時に瀬波町中に祭りの開始を伝えるため、一番太鼓が西奈弥神社を出発する。一番太鼓は、以前は屋台のない瀬波横町が担当しており、一人が太鼓を背負い、後ろの一人が軽快に打ちながら歩き進む。

この一番太鼓を合図に、各町の屋台は自町内を曳き回してから、西奈弥神社が鎮座する瀬波浜町の坂に集結し、瀬波浜町、瀬波中町、瀬波新田町、瀬波上町の順に並んでいた。昭和62年（1987）からは、学校町が参加するようになり、瀬波上町の次に並んでいる。

神社を神輿が出発する前には、二番太鼓が神輿の先触れをしながら、再度、旧瀬波町内を回る。各家では、神輿が動き出したことを知り、二枚の簾を巻き上げ、三宝に御神酒徳利を飾り、神輿迎いの準備を行う。



図 瀬波まつりの二番太鼓



図 御神馬

神輿は神社を出発すると、浜通りの瀬波中町、瀬波上町を通り、村上城下と瀬波町の間にあった八丁松原の中央辺りの三本股という松のところ（現嵐美容室付近）で折り返していたが、学校町が祭りに参加するようになってからは、学校町の外れである現在の県立村上中等教育学校付近まで巡行するようになった。

神輿は、瀬波上町、瀬波中町を通り、瀬波横町の小路へ右折し、瀬波横町川崎家の井戸の前で御旅の神事を行う。川崎家の井戸は、瀬波に神様が上陸し、最初にお休みになった場所とされ、井戸の前には盛砂とともに神饌を供え、神主により祝詞が奏上される。

神事後は、瀬波横町を通り、かつては瀬波新田町の坂を下り海岸近くの通称蒸気茶屋で歩みを止め、沖に向かって祝詞をあげ、神輿は還山となっていた。戦後は、三面川河口の瀬波港でも神事が行われていたが、昭和50年（1975）頃からは、洲崎まで家が建ち並ぶようになったことから三面川河口の寺又付近まで巡行している。

各町の屋台は、夕方前には、再度、学校町の外れに集結し、夜の巡行に備え、休憩となる。休憩後は、灯した提灯を屋台につけ、再度、浜通りを瀬波浜町に向かって巡行し、この祭りの最大の見せ場である瀬波浜町の通称「浜町坂」での木遣り唄と坂の駆け上がりを行い、その後、各町に帰町となる。

屋台の曳き回し方にも、村上まつりと近似した箇所がある。屋台の曳き回しは、盆唄を歌いながら、上下左右に屋台をあおりながら進行する。村上まつりと異なる点は、浜町坂で行われる「木遣り」である。

この木遣りは、北前船の船人が北海道の木遣り唄を当地に伝えたものとされており、代々、瀬波まつりを象徴するものとなってきた。昭和40年頃までは、瀬波横町から瀬波新田町へ向かう坂、通称「ガケマの坂」で行われており、道幅が狭く坂が短いことから、多くの見物人でごった返していた。見物人は村上城下の人が多く、祭りに酔いしれた人々が、村上甚句を唄いながら八丁松原を通り帰ったといわれている。なお、木遣り唄は、次のような歌詞である。

○きり木遣り

ホーランヨイサー ヨーイサー（歌い手）

ヨーオイヤサー（囃子方）

ヨオーイトナー（歌い手）

ホーランニンヨイ アリヤアリヤ ドコイシヨ

ヨーオイトーコ ヨーオイトコーナー（囃子方）

○本木遣り

ホーランエー めでたいものは ヤアーエー（歌い手）

やっと越せーヨーイヤナー（囃子方）



図 提灯を灯したしゃぎり屋台



図 浜町坂での木遣り（瀬波中町）

めでたいものは 瀬波まつりの宝の車だ ヨーイトナー（歌い手）

ホーランリンヨイ アリヤアリヤドコイショ ヨーオイトナー（囃子方）

この坂上がれば ヤァーエー この坂上がれば御神酒があがる（歌い手）

どんと どんと 鳴瀬はどこだ ヤァーエー（歌い手）

鳴るは瀬波のお多伎さまだ ヨーオイトナー（囃子方）

めでたいものは ヤァーエー めでたいものは（歌い手）

里芋の種孫子栄えて末繁盛 ヨーオイトナー（囃子方）

最後に、「ホラー 若い衆頼んだ。」の声に、「ドトコードトコセー イァー」の掛け声で坂を一目散に駆け上がる。また、瀬波町を表した盆唄には次のようなものがある。

“横町通り 広いようで狭い いや 羽下ヶ渚や柴売り横に通る”

“どんとどんと 鳴瀬はどこだ あれは瀬波の お多伎さま”

屋台を所有している町は、以前までは、瀬波浜町、瀬波中町、瀬波新田町、瀬波上町の4町であったが、昭和62年（1987）から学校町が加わり、現在の屋台数は5台である。

屋台の構造、形式は、村上まつりの屋台と近似している。

瀬波浜町の屋台は、明治18年（1885）頃火災に遭い、その後、再建された屋台である。このため、車輪を除いて漆は塗られておらず、白木の屋台である。

飾り物は、「気比丸」と称する船で、瀬波の神様が上陸された際に乗ってこられた船を模したものといわれている。なお、この飾り物だけは、火災による焼失を免れ、その後の補修や手入れはあるものの、当初の様式をとどめている。



図 瀬波浜町のしゃぎり屋台



図 瀬波浜町の乗せ物「気比丸」

瀬波中町の屋台は、瀬波では一番大きな屋台である。江戸時代の寛政6年（1794）に村上町（現村上地域村上地区）の大工町から購入したものと伝えられており、屋台全体に金箔、漆塗りを施した装飾彫刻が見られる。二階の飾り物は、鯛を抱えた恵比寿像である。

瀬波新田町の屋台は、瀬波浜町と同様に明治時代の火災により焼失しており、現在の屋台は、その後再建されたものである。瀬波浜町同様に白木造りで、二階の飾り物は、大きな御神酒徳利であるが、昔は布袋像であったといわれている。

瀬波上町の屋台は、建造年代は不明だが、屋台道具収納箱に享保の年号の箱書が見られることから古い屋台であると考えられる。瀬波中町同様に全体に装飾彫刻を施した総漆塗りの華やかな屋台である。二階の飾り物は、大黒天像であり、この像の後ろに二体の唐子を従えている。

学校町の屋台は、昭和62年（1987）に新たに作られた屋台であり、当初は、にわか屋台であったが、平成8年（1996）にしゃぎり屋台に改修された。二階の飾り物は、町名にちなみ学問の神様である菅原道真像である。

5台の屋台は夜遅くまで町内を巡行し、曳き手の唄う木遣り唄は勇壮で、港町の心意気を感じられる。4日の夜、各町の屋台が、若連中が唄う木遣りとともに浜町坂を上るさまは、現在も祭り最大の見せ場となっている。

表 各町の屋台と法被

町名	屋台	乗せ物	法被
一番 瀬波浜町		気比丸	
二番 瀬波中町		恵比須様	
三番 瀬波新田町		御神酒徳利	
四番 瀬波上町		大黒天	
五番 学校町		菅原道真	

祭りの支度は、村上や岩船とほぼ同じである。

提灯の形状もほぼ同様で、丸提灯や小判型提灯等のいくつかの種類が見られる。簾は、信仰的なシンボルと考えられている屋台を、直接ではなく簾越しに見るために設置されている。屏風は、日常生活の空間を隠して祭りを演出するためのものであり、御幣には神様を守る力があるといわれている。村上まつりや岩船まつりで見られる紅白幕によるしつらえは、ほとんど見ることができない。



図 祭りのしつらえ

瀬波町の町並みは、明治18年(1885)の大火により西側の瀬波浜町、瀬波新田町の多くの建物が焼失したが、焼失を免れた東側の瀬波中町や瀬波上町には、大火以前に建築された町家が多く残っている。村上城下周辺の海岸沿いの集落では、切妻造の妻入りの集落が多いのに対し、瀬波町には、村上城下の町人町同様に間口が狭く奥行きが深い切妻造、平入の町家が両側に展開し、港町らしく海岸部に向かって家並みが続いている。大火を逃れた瀬波中町には、廻船業等を営んだ有力な商家が多くあり、現在でも久津美家住宅や小嶋家住宅等、明治時代以前に建築された歴史的な町家建造物が残っている。これらの家々でも当然ながら祭りのしつらえが行われ、また、祭りを感じる場となっている。歴史的な町家とそこでのしつらえが織りなす町並みから、この地域特有の港町らしい風情を感じることができる。

瀬波まつりの木遣り唄にも唄われ、祭りと切っても切り離すことのできないのが酒である。その小売店に木ノ瀬酒店(木ノ瀬家住宅)がある。同家は宝永年間

(1704~1710)に新屋村(現村上市新屋)から分家、移住してきたといわれ、他の木ノ瀬家の本家である。昭和43年(1968)までは現在地に酒蔵が建っていた。

木ノ瀬酒店(木ノ瀬家住宅)同様、浜通り沿いに立地する永田商店(永田家住宅)がある。永田家は、明治の初めころに瀬波町に移り住み、そのとき住んでいた地が上町(現村上市瀬



図 桜提灯と簾によるしつらえ



図 瀬波地区の町並み

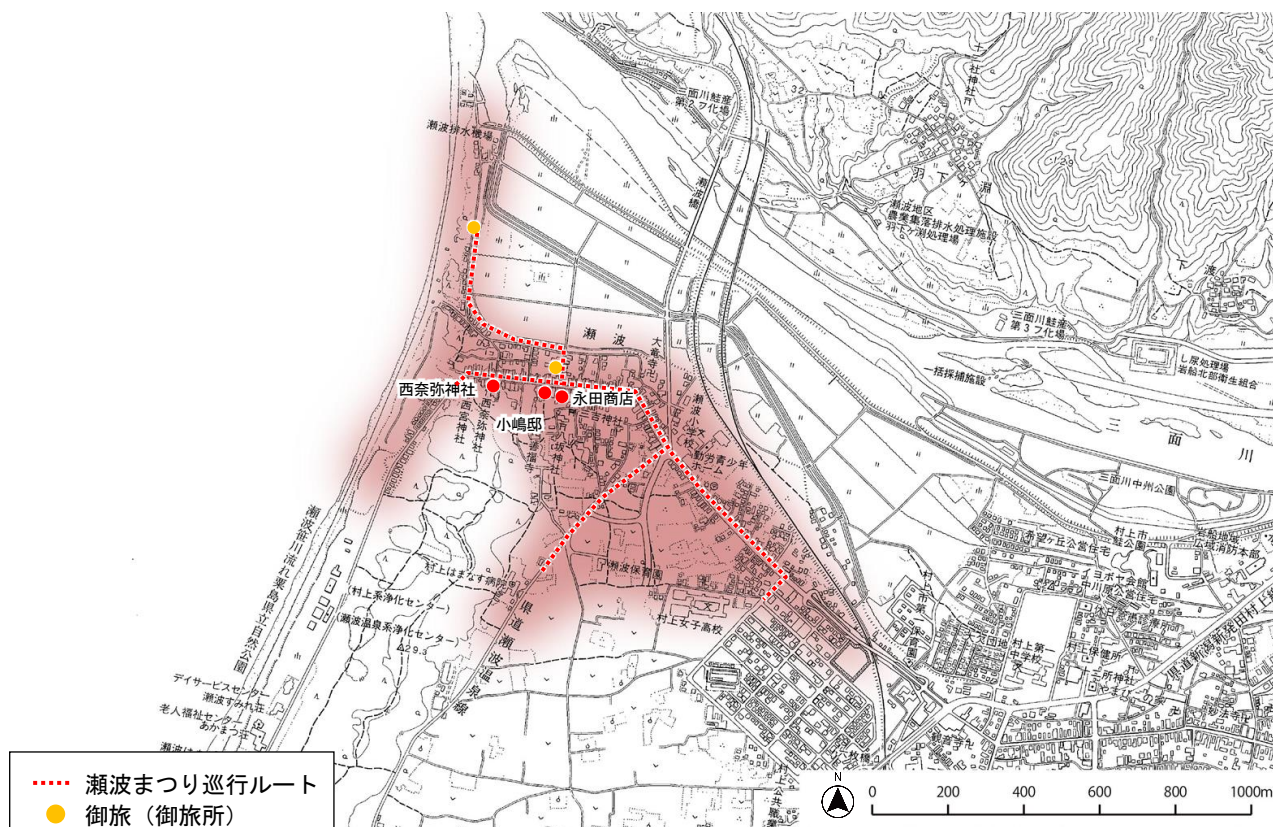


図 瀬波まつりの範囲

波上町)の小武又五郎という家(当時は空き家)であり、その家の屋号が「又五郎」であったため「又五郎どん」と呼ばれるようになった。その後、現在の地に家を建てて移り住み、食品雑貨を商う「永田商店」を始めた。

■さげちょ(左義長)

瀬波町の代表的な祭事は瀬波まつりであるが、そのほかにも小正月に行われる左義長がある。

この行事では、こどもたちが浜通り沿いの町並みや小路等瀬波の町中を歩いてまわり、各家から正月の松飾り、古いお札等を集め、賽の神に納める。地域によっては「ドンド焼き」「ホヤホヤ」「さいの神」等とよんでいる。旧瀬波町では「さげちょ」と呼ばれていた。

昔行われていた「さげちょ(左義長)」は、現在の瀬波浜町公民館の後ろ辺りの「だんだんころび」という少し平な所で、前の日までに左義長を組み立てて準備をした。骨組みになる大きな竹は、下渡や羽下ヶ^{はげがふち}渚までもらいに行き、10本くらいを心棒の周囲に立て、この間をお宮近くから切り出した細い竹で何段かに編んでいく。竹には、現在の中学生にあたる高等科のこどもが、松やユズリハを縄で括り付け、当時、瀬波浜町には大工が多かったことから、すき間には「かんなくず」をたくさん詰め込み、さらに、町の人々が持参した古いお札等も入れた。

暗くなり準備が完了すると、こどもたちは全員、西宮神社の社務所に籠り、早朝になるのを待つ。明け方、まだ暗い時分に左義長が開始される。まず、低学年のこどもたちが「左義長にいごぜ」と町を回り、左義長に火がつくと今度は、「左義長が燃えたぞ」とふれ回る。これを聞いた町の人々は手に餅やスルメを持ち、「だんだんころび」までやってきて、それらを焼き、家内安全や無病息災を祈りながらいただく。



図 瀬波浜町のさげちょ(左義長)

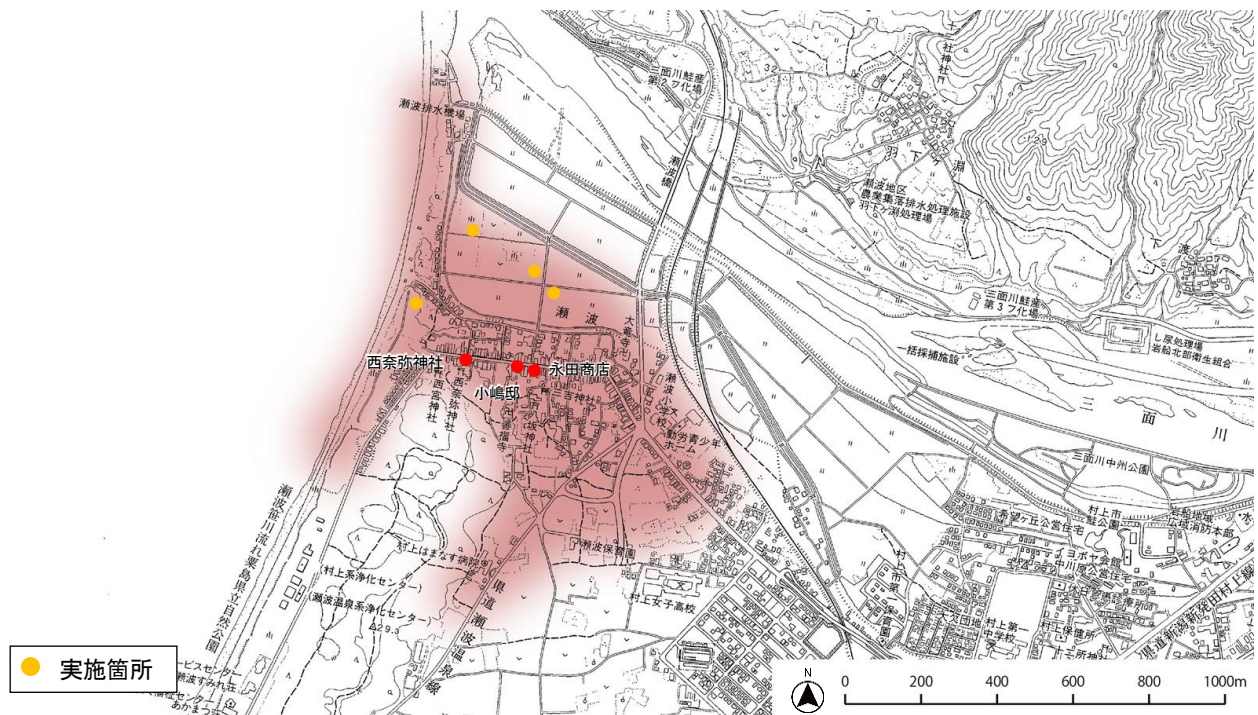


図 さげちょ(左義長)の範囲

「さげちょ（左義長）」は、高等科のこどもの命令で、準備から後始末までこどもたちが一丸となって取り組んだ行事である。楽しみが少ない時代であったことからこどもにとっては待ち遠しい楽しい行事の一つであった。戦後一時中断したが、昭和40年代以降に各町で再開され、現在は瀬波横町下の田んぼや瀬波浜町の浜、三面川の川岸等、それぞれの場所で行われている。以前は、大部分の町が1月15日に行っていたが、現在は1月の第2月曜日の成人の日に実施している町が多い。

④ まとめ

瀬波町は、瀬波まつりにおける村上まつりとのしゃぎり屋台の共通性等にも見られるように村上城下と関係の深い町であり、瀬波まつりをはじめ小正月の左義長、7月の地蔵様祭り等、様々な伝統行事が西奈弥神社や港町の歴史的な町並みを舞台に行われ、地域住民の活力の源となり、生活とも密接に関係しながら伝承されている。

この地区には、港町の歴史的な町並みが色濃く残っており、それらの景観と併せ、村上城下の外港である港町としての歴史や文化を感じる瀬波まつり等の伝統行事は、後世に継承しなければならない歴史的風致である。



図 西奈弥神社の祭礼等に見る歴史的風致

（7）三国街道と米沢街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致

① はじめに

一級河川荒川の左岸に形成された荒川地域は、原始・古代からの遺跡があり、土器・石器等が出土し、海岸部よりも河川近くの山地に住んでいた痕跡が見られる。遺跡の特徴として、川漁で使用したと思われる石錘が多く出土している。

平安時代から鎌倉時代にかけては「荒川保」と称され、朝廷の領地である国衙領とされていた。現在も使用されている保内という地名は、荒川保がもたになっており、明治初期には上保内村、中保内村、南保内村に分かれていた。

鎌倉時代になると、鎌倉幕府より相模国足柄郡河村郷（現神奈川県山北町）の河村城主の一族である河村氏が荒川保の地頭に任命された。河村氏が荒川保に移住した時期は明確ではないが、承久3年



図 北越後の荘園位置図

（1221）の承久の乱以後、河村時秀の代に地頭となり、その後荒川支流の女川右岸の桂（現関川村桂）に本拠を構えたものと推定されている。

河村氏は、荒川保周辺の加納庄（現村上市神林地域）の地頭色部氏や奥山庄（現胎内市）の地頭三浦和田氏との間で領地争いを繰り返しながら、荒川、女川流域にまたがる領地を支配していた。正応5年（1292）に、奥山庄と荒川保の境相論が決着した際の和与状に署名している荒川保の保司弾正忠職直は北条時村の被官人であった。このことにより、同保や蒲原郡北部（現胎内市周辺）には北条得宗家や被官人の勢力が及んでいたことがうかがえる。元弘3年（1333）に鎌倉幕府が倒れた後は、後醍醐天皇の南朝方として戦ったが、色部氏や三浦和田氏等北越後の武将のほとんどが足利尊氏の北朝方に与し、河村氏を敗った。河村氏は、その後垂水に改姓し、垂水城主として湯沢村（現関川村湯沢）に移住したとされている。そして、荒川保は加納庄と奥山庄に組み込まれ、保内の地名だけが残ったといわれている。

慶長2年（1597）の『越後国瀬波郡絵図』では、山間から流れ出た「あら川」が「きりいて川」「女川」を合流して平野部に出て、いくつかの流れに分かれ潟や中洲をつくった後、再び一流になり「たみな川」や荒川右岸河口部に位置する塩谷町（現村上市塩谷）東方の潟湖からの流れを合わせて日本海に注いでいる。

荒川左岸の貝付村（現村上市貝附）と荒川右岸の小岩内村（現村上市小岩内）、荒川左岸の土沢村（現村上市藤沢）と荒川右岸の平林村（現村上市平林）、荒川左岸河口付近の桃崎村（現胎内市桃崎浜）と塩谷村の間の三箇所には、船を操る人物が描かれ、同所に渡しがあったことを示している。近世には、荒川三港と呼ばれる塩谷、桃崎、海老江の三港から上流の大島村（現関川村大島）、上関村（現関川村上関）、下関村（現関川村下関）とを結ぶ舟運が盛んとなった。

荒川沿岸の「荒川通」は、米沢城下（現山形県米沢市）とを結ぶ最短距離で、米沢藩の小国領米は、荒川を舟で河口の荒川三港まで下され、新潟へと送られ、逆に干鰯、塩、茶等が荒川三港から上流へ上げられた。

荒川地域は、北越後と長岡町（現新潟県長岡市）さらには上野国（現群馬県）を結ぶ三国街道中通りと北越後と米沢方面の出羽国（現山形県）を結ぶ米沢街道が交差する場所であった。

三国街道は、中山道の高崎町（現群馬県高崎市）から分かれて上野国を北上し、三国峠を越えて越後国（現新潟県）に入り、魚野川、信濃川に沿って長岡町まで下り、寺泊村（現新潟県長岡市）へ至る道である。長岡町から先の新発田町（現新潟県新発田市）、村上町（現村上地域村上地区）に至る道には統一名称がなく、三国街道あるいは中通り等と呼称されていた。江戸時代の新発田藩（現新潟県新発田市）では、長岡町で三国街道と分岐し加茂村（現新潟県加茂市）、新津村（現新潟県新潟市秋葉区）を通り新発田城下へ続く道も慣習的に三国街道と呼んでいたが、村上藩では、ここからさらに中条村（現新潟県胎内市）、黒川村（現新潟県胎内市）、平林村（現村上市平林）を通り村上城下にいたる道も三国街道と呼んでい



図 『越後国瀬波郡絵図』 慶長2年（1597）

所蔵：米沢市上杉博物館

た。しかし、その呼称は正式名ではなく、俗称であり、しかも交通量が多くなる江戸後期からであると考えられている。

米沢街道の基点は、始め村上城下、のちに新発田城下となる。大島村（現新潟県関川村大島）から一級河川荒川の谷をさかのぼり、下関宿（現新潟県関川村下関）から大里峠を越えて出羽小国村（現山形県小国町）に入り、米沢城下に達する街道である。村上町からは、今宿村（現村上市今宿）を経て桃川峠を越え、下関宿へ出る間道もよく利用された。宝暦6年（1756）成立の『越後名寄』には、新発田城下を起点とし、現在の新発田市の館から金山、現胎内市の中条、黒川、近江新、現村上市の鍛冶屋、花立、現関川村の大島、上関、下関、川口、大内淵、沼、畑から小国（現山形県小国町）へ至る経路を記している。

街道の経路は、沼村（現新潟県関川村沼）から茅峠を越えて金丸村（現新潟県関川村金丸）に出て八口村（現新潟県関川村）の越戸から田代峠^{たねむね}を越え小渡（現山形県小国町）へ出るものであった。大永元年（1521）梁川城の城主伊達植宗によって大里峠が開かれ、出羽と越後の通行が便利になったといわれている。元和7年（1618）村上城主堀直奇は、峠下の沼金山採掘に意を注ぎ、多くの金を搬出した。

参勤交代や諸役人の公用継立に利用される道というよりも、出羽国の小国や米沢と北越後とを結ぶ庶民の物資流通の道であった。下り荷は、米沢藩の新潟湊払いとなる小国蔵米を主に、米沢特産の青苧・繰綿・繭・漆・蠟で、上り荷は、塩・四十物荷^{あいいもの}を中心に古手・小間物・薬種等が運ばれた。大島村から荒川河口の塩谷町、海老江村、桃崎村までは舟運が盛んであった。

街道が整備される以前には、荒川左岸を主として通る「おいたま道（米沢古道）」、荒川右岸の「八口道」、荒川支流女川左岸沿いの「蕨峠越^{わらびとうげごえ}」等が利用されていた。越後北部と出羽米沢を結ぶ交通路は、古代から中・近世を通じて多少の変化はあったものの、米沢古道とともに中世以来整備された米沢街道が主たるルートであった。三国街道中通りから米沢街道へ入るルートは大きく二つに分けられ、一つは村上城下方面から来た場合のルートであり、平林町から荒川右岸に沿って進み、小岩内村の先で荒川左岸へ渡るルートである。もう一つは、新発田方面からのルートで、坂町村（現村上市坂町）付近から下鍛冶屋村（現村上市下鍛冶屋）、上鍛冶屋村（現村上市上鍛冶屋）を経て荒川左岸を進むルートである。新発田方面からの道の分岐点は、坂町村の金谷橋手前にある山田家前の十字路であったと考えられており、この二つのルートは貝付村で合流する。

米沢街道が通る荒川地域では、上鍛冶屋、下鍛冶屋、坂町、大津、佐々木、鳥屋、名割等の集落に、新潟県の特に下越地方に分布する一人立三匹獅子の獅子踊りや神楽が伝えられている。獅子踊りは、江戸時代に伝わったともいわれ、今日まで各集落の神楽等で披露・奉納されてきた。その特徴は、いずれも三体の獅子頭をかぶり、緩やかにまた激しく踊ることである。各集落で共通する部分と異なる部分があり、笛や太鼓のお囃子、付歌もそれぞれに異なっている。

② 建造物

■上鍛冶屋の諏訪神社

上鍛冶屋の諏訪神社は、創立年代は不明であるが、元は米沢街道沿いにあったものを江戸時代前期に現在の場所に合祀されたとも伝えられ、明治39年（1906）には同村の神明宮、石動神社、大山祇神社を合祀していることが境内の石碑に刻まれており、少なくともその頃から現在の場所にあったと推測される。本殿は木造平屋で屋根は流れ造り、間口は0.5間である。



図 諏訪神社

■下鍛冶屋の若宮八幡宮

下鍛冶屋の若宮八幡宮は、創立年代は不明であるが、境内にある庚申講の石碑に文政9年に建立した記載があることから、そのときには本殿がすでにあったと推測される。本殿は木造平屋で屋根は流れ造り、間口は1間である。



図 若宮八幡宮

■若宮八幡宮

坂町獅子踊りが奉納される若宮八幡宮の創立年代は不明であるが、境内の鳥居及び狛犬には、昭和4年に建立されたことが刻まれており、そのときには本殿があったと推測される。本殿は木造平屋で屋根は流れ造り、間口は1.3間である。平成4年発刊の『荒川町史』によると、旧本殿は元禄年間の建設と伝えられており、かつては坂町村の隣村である羽ヶ榎村（現村上市羽ヶ榎^{はがえ}_{うぶすながみ}）と藤沢村（現村上市藤沢）の産土神であったといわれている。



図 若宮八幡宮

■延命寺

延命寺の創立年代は不明であるが、平成4年発刊の荒川町史によると、享保19年（1734）に宗海上人により再興され、宝暦3年（1753）に堂宇が再建されたと伝えられている。寺院では古文書等が散逸しており正確な根拠となりうる資料は見当たらない。ただし、境内にある石碑には元文3年（1738）とあることから、江戸時代中ごろからすでに建立されていたと推測される。

建物は木造の入母屋造り、唐破風を備えた伝統建築の形態となっている。



図 延命寺

■大山祇神社

詳細な創立年代は不明だが、境内に合祀されている古峰神社の石碑には、「明治30年正月 古峰神社」と刻まれており、そのときにはすでに本殿は建立されていたと推測される。建物は木造平屋で流れ造りの形態となっている。

また、隣に建立されている神明宮の創立年代等は不明であるが、延享3年（1746）の『佐々木村明細差出帳控』には「伊勢大新宮」と記されている。



図 大山祇神社

■鳥屋の神明宮

鳥屋村に祀られた神明宮は、創立年代は不明であるが、文化6年（1809）の『鳥屋村差出明細帳』には、「神明宮 壱ヶ所御座候」と記されている。また、境内には水波女神を祀る石碑が合祀されており、背面に大正12年（1923）の彫りこみがあることから、そのときにすでに本殿は建立されていたと推測される。建物は木造平屋、流れ造りとなっている。



図 神明宮

③ 活動

■上・下鍛冶屋獅子踊り（市指定無形民俗文化財）

上・下鍛冶屋獅子踊りは、江戸時代に他地域から下鍛冶屋村（現村上市下鍛冶屋集落）の庵寺に宿泊した行者から伝わったとされ、荒川地域及び神林地域内の獅子踊りの草分けといわれている。

最初に伝来した年代は不明だが、安政4年（1857）の獅子踊歌帳が残されている。

演目は、「火まつり」「つばやま」「ブンデン」「かねこ」「橋がかり」「棒がかり」「花吸い」「舞台がかり」の8庭（8種類）で、この地域の獅子踊りの中でも比較的動作がゆっくりとした踊りが多いのが特徴となっている。

3頭の獅子で構成され、先獅子（雄獅子）、中獅子（雌獅子）、後獅子（雄獅子）がある。現在の獅子頭は明治時代に制作されたものといわれている。獅子の踊り子は、小学2、3年生の男子から3人が選ばれ3人一組で行われ、踊りを習い始めてから、次の年代の踊り子が入ってくるまでの2、3年間は「新子」と呼ばれている。

獅子踊りは、下鍛冶屋村に祀られた若宮八幡宮*の祭礼で、毎年8月22日、23日に若宮八幡宮及び上鍛冶屋村に祀られた諏訪神社で奉納され、村内の各所でも踊りが披露される。

22日は宵宮で、午後から下鍛冶屋公会堂の前で「出踊り」が行われ、その後、上鍛冶屋集落の諏訪神社へ奉納舞に行き、夕方頃には下鍛冶屋集落の若宮八幡宮で奉納舞が行われ、引き続き虚空蔵様の方角に移動して奉納舞が行われる。夜9時頃には下鍛冶屋集落内の庵寺の前で出踊りを行い、その後若宮八幡宮に入ろうとする獅子側とこれを阻む側との間で丸太を三角に組んだ枠での「枠棒押し」と呼ばれる押し合いが行われ、最後に獅子が神社に入り奉納舞となる。

23日の本宮には、朝8時頃に若宮八幡宮で「出踊り」が行われ、その後「村踊り」と称して上、下鍛冶屋の集落内を一日がかりで回る。上鍛冶屋集落は2組、下鍛冶屋集落は29班の隣組に分かれている。以前は、すべての家で踊りが行われていたが、近年は、下鍛冶屋集落の班長の家での踊りは、偶数と奇数の班に隔年で分け、これに加え「新子」の家や、新築の家で依頼のあった家でも踊りが行われる。この日は、上、下鍛冶屋集落内の約20数箇所で行われ、夕方5時頃に終了している。

その後、若宮八幡宮の前で「幕切り」の行事が行われる。

紅白の装束やゆっくりとした動きの舞は、他の地域には見られないこの集落特有のものであり、奉納舞から幕切りまで、獅子舞の賑やかさとは違う厳かな雰囲気を作っており、この地域らしい行事を見ることができる。

※ 現在、新潟県神社庁への登録名は「若宮八幡宮」であるが、読み方は「はちまんじんじゃ」とされている



図 上・下鍛冶屋獅子踊り

■坂町獅子踊り（市指定無形民俗文化財）

坂町獅子踊りは、江戸時代後期に近隣の下鍛冶屋村から習い覚えてきたものと伝えられている。そのときに、他村よりテンポを一段と速めたといわれる。踊りはリズムも速く、頭振りや身振り手振りが一段と大きいのが特徴となっている。演目は「火まつり」「ぶんでん」「かねこ」「棒がかり」「弓くぐり」「花吸い」の6庭（6種類）で、かつてはもう2庭あったと伝えられている。

この獅子踊りは、坂町村に祀られた若宮八幡宮の祭礼で、毎年8月24日、25日に獅子踊りが奉納され、25日は「村廻り」と称して各所で踊りが披露される。

24日の宵宮は、午後7時に坂町公民館の坂町ふれあいセンター（獅子宿）で「出踊り」が行われた後、若



図 坂町獅子踊り

宮八幡宮へ向かおうとする獅子側と、祭りを終わらせまいとこれを阻む側との間で獅子踊りの七つ道具の一つでもある棒を使って村の若衆による「棒押し」と呼ばれる押し合いが行われる。

3匹の獅子は「棒押し」の後ろから勇頭、若衆に守られながら高張提灯を目印に笛、太鼓の囃子とともに進んで行く。

途中、氏子総代である区長宅と、「休憩所」とされる渡辺家でも踊りが披露されるが、「棒押し」の押し手が勢いよく進み、玄関正面に「棒押し」の棒が立てられると踊りが始まる。

「棒押し」が再開され、午後9時過ぎに若宮八幡宮前にたどり着くが、境内に入れさせまいと鳥居の前で何度も激しいせめぎ合いが繰り返される。勢いよく「棒押し」の若連中が鳥居をくぐり、若宮八幡宮正面に棒が立てられると、3庭の奉納舞が行われる。

その後、笛、太鼓の囃子とともに獅子宿（坂町ふれあいセンター）に獅子が戻り、1庭踊って宵宮の踊りが終了となる。

25日の本宮は、朝8時頃に獅子宿（坂町ふれあいセンター）で「出踊り」が行われた後、「村廻り」と称して氏子総代の区長宅や踊り子の家、新築の家で希望のあった家等、坂町の各所で踊りが行われる。また、坂町周辺の坂町駅前区、野口区や田屋等の氏子の住む集落にも出向き、最後に若宮八幡宮に戻り、ここで4庭を踊り、奉納舞の終了となる。

26日の夕方6時、獅子宿（坂町ふれあいセンター）で「火まつり」が踊られ、「幕切り」と称する儀式が行われる。この儀式は、踊り足りない獅子が逃げ出して踊らないよう、来年の祭りまでおとなしく眠ってもらうために行われたとのいわれがあり、踊りが終わり、逃げようとする獅子を捕まえて、1匹ずつ氏子総代（区長）が獅子頭の顎の下に結び付けられている紐をハサミで切り、獅子頭と幕を切り離された獅子はそのまま村の若衆に獅子宿（坂町ふれあいセンター）の中に連れて行かれ、中央に3匹が祀られたあと1年間の眠りにつかせて一連の行事が終了する。

坂町獅子踊りは他集落の獅子踊りに比べテンポが速く、同じ荒川地域内でも特徴的な獅子踊りを見ることができる。

また、坂町獅子踊りは平成15年（2003）8月にロシア・ハバロフスクで開催された「21世紀日本・ロシア交流フェスティバル」への出演依頼を受け参加している。ここでは踊りに勢いのある「かねこ」が中学生により披露され、その後、日本の伝統芸能の中でも非常に珍しい儀式とされる「幕切り」も紹介され、伝承されている「幕切り」の実演披露も行われた。



図 坂町獅子踊りの「棒押し」

■大津獅子踊り（市指定無形民俗文化財）

大津獅子踊りは、下鍛冶屋村から大津村（現村上市大津）に伝わったといわれている。また、獅子頭の由来としては「大津村の清水川へ獅子頭が上って来て、相馬善十郎家がこれを見つけ安置し、踊りを始めた」といい、「相馬の獅子」とも呼ばれていたという。演目は、「火ばさみ」「舞台掛」「花吸」「岡崎」の4庭であるが、かつては他に3庭を伝承していた。踊り手は、かつては青年団の中でも長男のみとされていたが、現在では年齢層が下がり、小学5年生から20才くらいまでの男子が踊り手となっている。踊りのうち「火ばさみ」は踊り手の中でも最年少のこどもたちが踊るものとされ、「岡崎」は動きが激しいため大人が踊るものとされている。また、「花吸」は最高級の踊りとされている。

大津では、毎年8月23日が地蔵様祭りでもあり、この日と翌24日に獅子踊りが行われる。23日は宵宮で、午後8時に大津公民館の大津集落開発センターから出発し、区長宅と獅子宿とされる相馬家で踊ったのち、延命寺へ入る。延命寺へ入る際には、寺に入ろうとする獅子の側とこれを阻む側との間で「棒押し」と呼ばれる押し合いが行われ、その後午後9時頃に延命寺の境内に入る。延命寺では4庭の踊りが奉納され、終了後、獅子は、集落開発センターへ戻る。



図 大津獅子踊り

24日は、午前8時頃に集落開発センターの前で1庭を踊り、その後「礼踊り」と称して大津の各所を回る。大津は、昭和中期には百軒ほどの家があり、寄付のあった家の全てで「礼踊り」を行っていた。現在は、集落が18組に組分けされているが、これをさらに赤組、青組、緑組、黄組に分け、各組で数軒ずつを選んで踊っている。このほか、新築の家や結婚式があった家で依頼のあったところ等では「招待踊り」が披露され、踊り手の家や集落内の神社や地蔵の前でも行われる。踊る場所は全てで20数箇所となり、最後は午後5時頃に延命寺に戻り「幕刈り」と称する儀式が行われる。「幕刈り」は、獅子頭に着けられた幕を外すもので、「火ばさみ」の踊りが終わったのち、幕が結び付けられた糸をハサミで切り、幕を外す。大津獅子踊りは演目により踊り手も動きも違い、特に動きの激しい「岡崎」は大人が踊るものとされているため、年少者は踊ることが出来ない。しかし、「岡崎」の最中には年少者が後方で踊りの動きを覚えようと練習する姿が見られ、集落の住民の間で世代を超えて受け継がれてきたことが感じられ、住民のつながりを強くする大切な行事となっている。

■佐々木区神楽舞（市指定無形民俗文化財）

佐々木区神楽舞は、江戸時代後期の天保年間頃に始まった神楽舞が代々継承され、昭和期の戦中戦後は一時衰退したが、その間も細々と受け継がれてきた。演目は「獅子舞」「剣舞」「おかめさ踊り」「栗蒔芝居」で、毎年8月23日、24日に行われ、23日には集落内の宝篋印塔、24日に大山祇神社、神明宮で奉納される。佐々木村（現村上市佐々木）では、昭和39年（1964）の新潟地震、昭和42年（1967）の羽越水害で大きな被害を受けたのち、悪魔祓いと芸能伝承の面で神楽に対する認識が高まり、昭和43年（1968）に神楽舞保存会が設立され、今も活動をしている。



図 佐々木区神楽舞

佐々木神楽舞は演目により演者もこどもから大人まで幅広く、集落住民が協力して神楽舞を執り行う様子が、奉納の時期が近くなると見ることができる。

■鳥屋神楽（市指定無形民俗文化財）

鳥屋神楽は、江戸時代後期に鳥屋村（現村上市鳥屋）の住民の安泰と五穀豊穡祈願のために、村内に祀られた神明宮に奉納されたと伝えられている。演目は、古式にのって演じられる「神楽舞」「鳥さし舞」「天狗舞」「栗蒔き」とともに、「上州追分」「おかめ踊り」で、毎年7月9日の宵祭りに演じられている。

鳥屋村に祀られた神明宮は、創立年代は不明であるが、文化6年（1809）の『鳥屋村差出明細帳』には、「神明宮 壱ヶ所御座候」と記されている。

鳥屋神楽は佐々木の神楽舞と違い、神明宮の屋内で行われるが、奉納舞のときは、笛や太鼓の演奏が集落内でもよく聞こえ、集落の夏の到来を感じさせるものである。

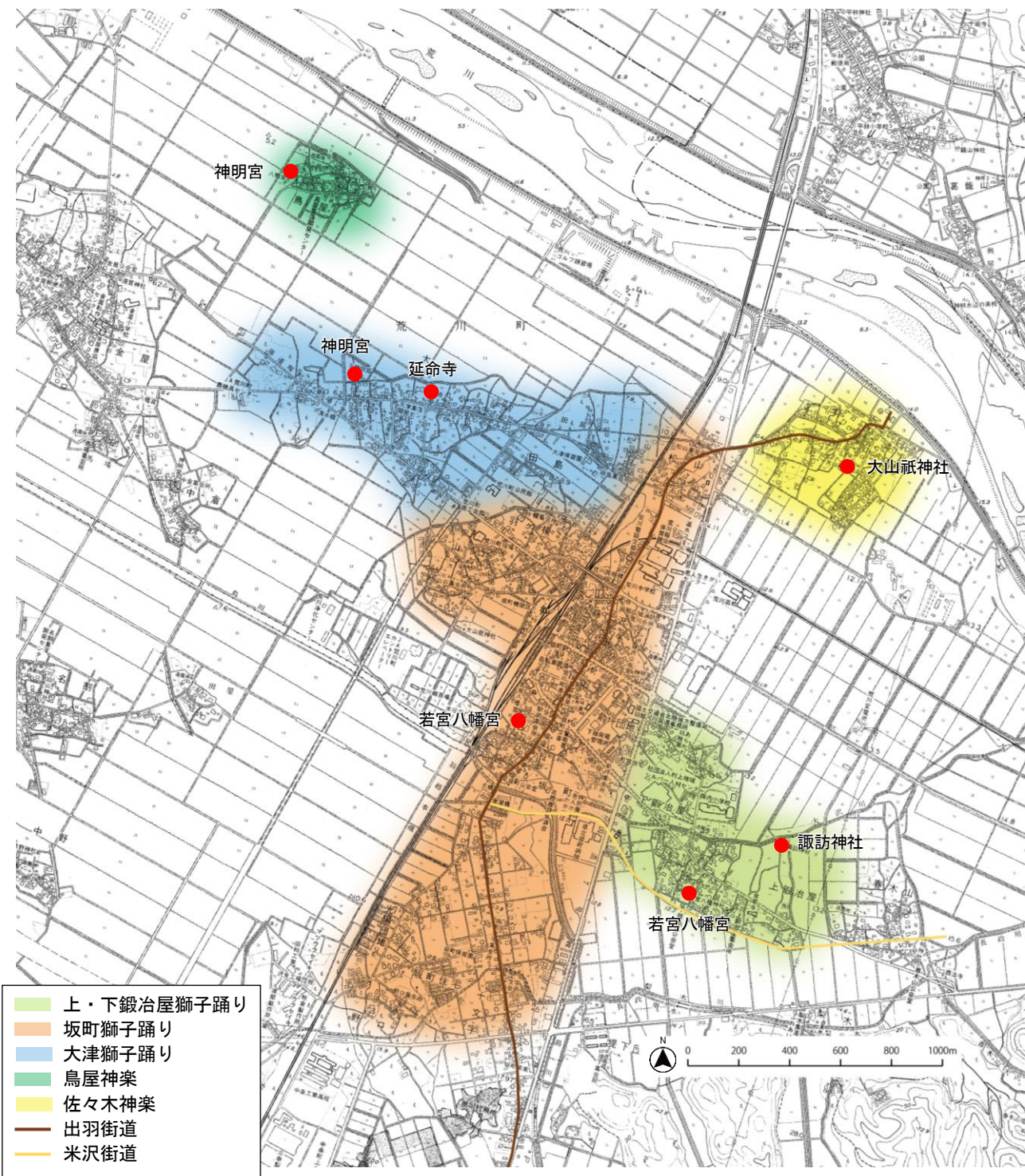


図 鳥屋神楽

④ まとめ

以上のように多くの獅子踊りが伝承されている荒川地域は、江戸時代、村上城下と新潟方面を結ぶ三国海道中通りや米沢地方に至る米沢街道が整備され、慶長年間の『越後国瀬波郡絵図』には荒川左岸下流域に現存する集落の多くが記されている。

街道を通じて江戸時代に下鍛冶屋集落へ伝わったとされる獅子踊りは、その後、荒川下流域の坂町や大津等周辺の村々にも伝播して、獅子踊りの文化圏が形成された。さらに、各集落では、それぞれに特徴を加えた獅子踊りとして発展、伝承してきた。獅子踊りや神楽は、神社への信仰を中心に各集落のコミュニティの核として形成されてきたものであり、今後も住民生活に必要な行事である。



【コラム】名割獅子踊り

名割獅子踊り（市指定無形民俗文化財）は、一人立三匹獅子の獅子踊りで、江戸時代後期の弘化、嘉永頃に名割村（現村上市名割）の先人が下鍛冶屋村の獅子を基に始めたといわれている。この獅子踊りは、名割村に祀られた白山神社の祭礼（毎年8月24日、25日）に奉納される。演目は「舞台懸かり」「鉦子」「火祭り」「梵天」「弓くぐり」「棒懸かり」「花吸い」の7庭であるが、現在では伝承者が少なくなり、獅子踊りが休止されている。



図 名割獅子踊り

（8）荒川河口の港町・市町の祭礼にみる歴史的風致

① はじめに

一級河川荒川の沿岸区域である荒川地域及び神林地域は、古代から中世にかけて小泉庄加納に属しており、加納を領した平姓秩父氏は、建永年間（1206～1207）に色部氏を名乗ったと推定されている。慶長3年（1598）色部氏が上杉景勝に従ってこの地を離れたのち、当地域は村上藩領となったが、宝永6年（1709）以降は荒川河口部でも海老江村（現村上市海老江）が幕府領、桃崎村（現胎内市桃崎浜）と塩谷町（村上市塩谷）が村上藩領となる等、地域が複数の支配地に分割された。海老江村は、以後正徳2年（1712）には上野館林藩（現群馬県館林市）預所、享保13年（1728）には出羽鶴岡藩（現山形県鶴岡市）預所、その後も出羽米沢藩（現山形県米沢市）、高田藩（現新潟県上越市）預所となる等、幕末期に至るまで支配者がたびたび入れ替わった。

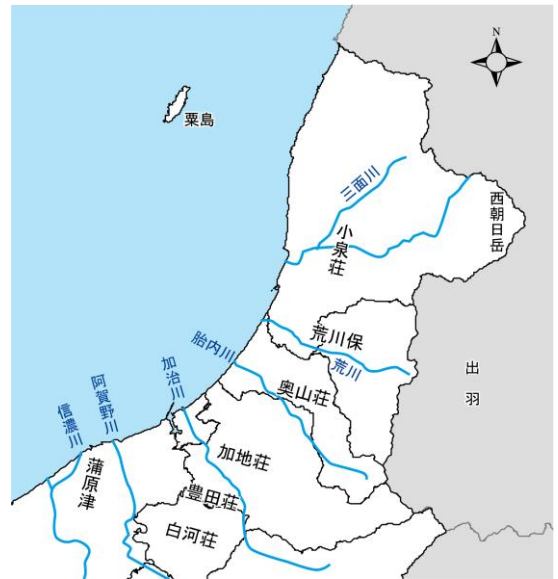


図 北越後の荘園位置図

荒川は、江戸時代、河口付近で二級河川胎内川と合流し、日本海へ注ぎ、河口部の塩谷町、海老江村、桃崎村には港があり、荒川三港と呼ばれていた。荒川三港は、江戸時代から明治時代にかけて北越後（現新潟県下越地方）沿岸随一の良港として知られ、荒川筋や胎内川筋の年貢米等が船積みされて、廻船で南は瀬戸内海、北は北海道方面にまで物資が運ばれていた。また、米沢地方との流通の結節点としても活用された。胎内川が、現在の場所に開削され、乙大日川となってからは、河川跡の多くは開墾され、港は沼地となり、海老江港は大正15年（1926）にその役割を終えた。現在は海老江港跡として日本遺産の構成文化財の1つとなっている。



図 現在の海老江港跡

海老江港のある海老江村は、胎内川の本流と荒川が合流し、大きな入り江となる場所にあり、海老に似た形をした地形があったので海老江と名づけられたといわれている。一説には、海老がたくさんとれたともいわれている。この村は、古来より舟着場として集落が形成され、港としては幕府領になってから発達したものと考えられている。また、荒川での鮭漁や漁法を巡っての争いが、上流の村々としばしば繰り返されていた記録もある。館林藩領となったのちには、海老江陣屋が置かれた。この陣屋は、館林城主が当地方の領主であった正徳2年（1712）から享保14年（1729）までの間置かれ、代官が派遣され西蒲原郡及び岩船郡内の2万石を支配していた。



図 現在の海老江集落の町並み

海老江村が港町として栄えたことは、海老江港関係資料からうかがえる。この資料は江戸時代後期から明治時代にかけて、北前船の寄港地となっていた海老江港に関する多数の資料群であり、日本遺産の構成文化財となっている。

なお、海老江集落内には切妻・妻入りの歴史的建造物が多数現存しており、港町をしのばせる景観が色濃く残っている。

海老江村の対岸の塩谷町は、慶長2年(1597)の『越後国瀬波郡絵図』には、「塩や村」として、色部分、家数18軒と記されている。また、対岸の桃崎村との間には船が描かれていることから、浜通りの渡し場であったことが分かる。

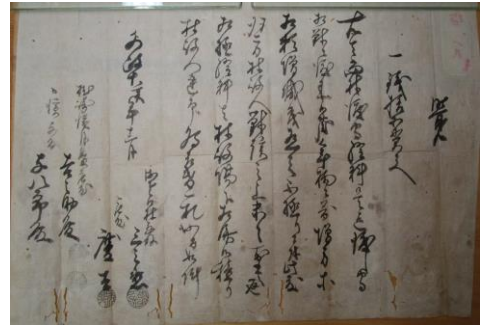


図 海老江港資料の一部



図 『越後国瀬波郡絵図』慶長2年(1597)

所蔵：米沢市上杉博物館

万治2年（1659）の『検地帳』では「塩屋町」と記されている。当時の塩屋町（現村上市塩谷）は、荒川に面した古屋敷という場所にあり、家数は40軒ほどであった。現在の場所に移ったのは、享保10年（1725）である。証拠になるのは、奈良橋名右衛門家所蔵の『居住屋鋪並系図讓本家改帳』である。塩屋の屋が谷に改められたのは、この頃であると考えられる。

港としての様子は、正保2年（1645）の『越後国絵図』に、

「北湊荒磯ニ而船懸リ不罷成、波風なく候へハ二百石船入申候」

と記されている。また、江戸時代末期の様子は、『塩谷港絵図』からうかがい知ることが出来る。慶安3年（1650）には塩谷宛に、また同4年には番所と村役人宛に御定書が出され、港に出入港の船舶や荷物、街道の旅行者の取り扱い等が指示されている。

塩谷港には、他国の船が多く出入りし、塩、砂糖、鯉節、傘、西紙（和紙）、衣類等が運び込まれるとともに、戻り船には米を買い集めて行った。

塩谷町は、江戸時代中期以前までは、荒川沿岸の土地柄から川漁が中心の産業であったが、商いの中心を海運に移すことで、海上交通の要地として発達した。村上城下と新潟町を結ぶ浜通りの拠点であったゆえ番所が置かれた。村上藩の番所は、番所山と呼ばれる塩谷町にある小高い山に設置されていた。現在は稲荷神社が設置されていることから、住民からは稲荷山と呼ばれ集落と海が一望できる場所として親しまれ、日本遺産の構成文化財にもなっている。

また、米、麦、大豆を活用した醸造業も盛んに行われ、最盛期には醤油製造が5軒、味噌製造が2軒あり、第二次大戦前までは酒蔵も2軒あった。醸造業に関連して、樽桶等の容器の製造に携わる桶屋も生み出し、明治時代初期における桶屋は17軒もあった。なお、現在は、後継者の問題等により醤油、味噌製造業は3軒となっている。酒や醤油、味噌の販売先の中心は、松前（現北海道松前町）であり、この輸送を担ったのが廻船業者で、江戸時代後期から明治時代初期の廻船所有者は、大小合わせて12軒にも及んでいた。

醸造業以外にも、漁業も中心産業の一つで、従来の川漁のほかに日本海沖での鰯漁も盛んに行われた。鰯は近隣へは生で、遠方には「ぬか鰯」にして出荷し、傷ついた鰯は肥料として利用され、享保年間（1716～1735）には周辺農村部に普及したといわれている。これらの商品も廻船業者によって各地に運ばれ、塩谷町の漁民にとって大きな収入源であったといわれている。



図 塩谷港絵図



図 稲荷山（番所山）



図 『越後国絵図』 正保2年(1645)

資料：新潟県歴史の道調査報告書 第十集 浜通り・出羽街道

中世におけるこの地域の様子は明らかではないが、当時の支配者の痕跡を示す遺跡が金屋村（現村上市金屋）の馬場に存在する県指定史跡の馬場館跡である。

この館跡は、旧胎内川の自然堤防上にある中世の城館跡で、古文書では館の存在は確認されないものの、発掘調査で出土した遺物から15世紀に造られたものと考えられ、奥山荘黒川氏に関連する館の可能性が高いとされている。

この館跡の形状は、南北方向がやや長い台形の主郭と、それに似た形の副郭、郭を囲む幅約15～20mの堀からなっている。主郭には土塁と堀がめぐり、発掘調査では主郭から柱穴、井戸、池が確認されている。

遺物は、珠洲焼、信楽焼等の中世陶磁器類が中心で、風炉と呼ばれる土器が出土しているのが注目される。風炉はお茶に関係した儀式娯楽用具と考えられていて、一般の集落からは出土しない傾向があることから、特定の階層の館跡であったと考えられる。



図 馬場館跡

金屋村は、慶長2年(1597)の『越後国瀬波郡絵図』に「かなや村」とあり、江戸時代には村上藩領、幕府領を経て文政10年(1827)からは一橋家の領地となった。幕末期に作成された『一ツ橋陣屋絵図』には、陣屋とともに金屋村の町並みが描かれ近郷の物資の集積地として発達していた様子がうかがえる。

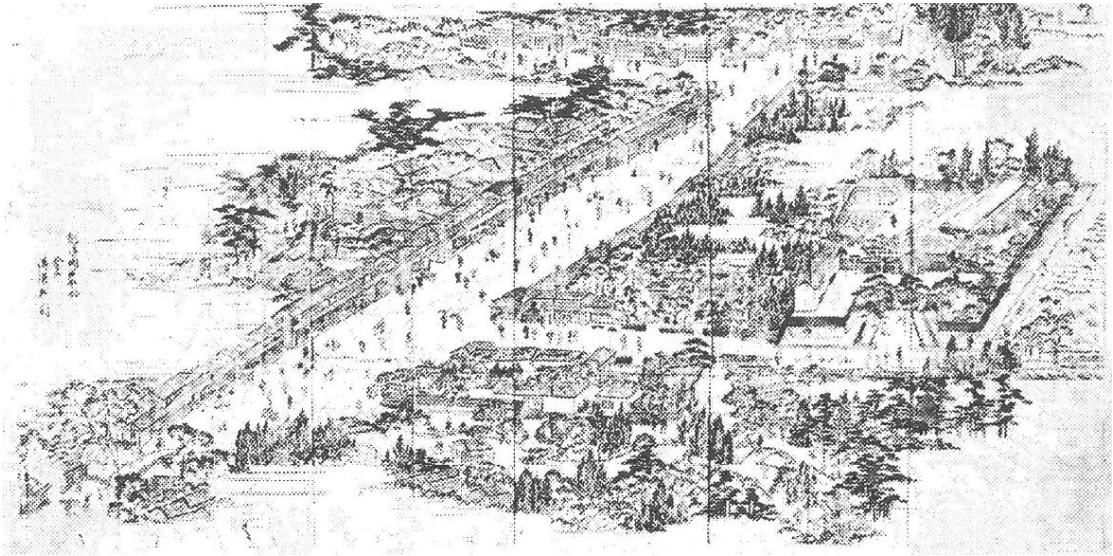


図 一ツ橋陣屋絵図

所蔵：茨城県立歴史館

② 建造物

■瀬賀惣一郎商店（山上家住宅）（国登録有形文化財）

江戸時代から廻船問屋を営んでいた家であり、木造2階建ての主屋内部は、天井の高い吹き抜けや太く長い一本梁で組まれる等、豪華な造りに建築当時の瀬賀家の財力がしのばれる。瓦葺きの屋根は妻入りの形態だが、入母屋造りになっており、この地域では珍しい造りとなっている。

主屋に隣接するコンクリート造りの洋風蔵は、昭和3年（1928）の建築で、窓下部にアールデコ風の装飾を付ける等当地域に珍しい近代的な意匠が施されており、その特徴的な外観は、主屋とともに塩谷の町並みを形成する主要素となっている。

なお、主屋、蔵ともに平成28年に国の登録有形文化財となっている。



図 瀬賀惣一郎商店（山上家住宅）

主屋と洋風蔵

■野澤食品工業主屋（国登録有形文化財）

野澤家は、古くから船宿、廻船問屋、酒造業等を経て、現在の味噌醤油製造業を経てきた。主屋は、江戸時代後期（1850年頃）の建築とされ、木造2階建ての切妻造であり、この地域共通の形態を取っている。昭和39年（1964）の新潟地震により一部傾く等したが、修繕により二間続きの座敷は建築当時の様子がほぼ残っている。柱や建具等が見えるところはあえて質素に作られ、当時の身分社会における町人の武士に対する配慮を感じることができる。

なお、平成28年に国の登録有形文化財に登録された。



図 野澤食品工業主屋

■須賀神社

獅子踊りが奉納される須賀神社は、平成4年発刊の荒川町史によると、宝暦4年（1754）の創立と伝えられ、天保11年（1840）に社殿が再建されたとあるが、棟札等が見つかっておらず、正確な年代は不明である。しかし、境内の鳥居については「大正十四年六月建立」の彫りこみがあることから、このときにはすでに本殿も建立されていたものと推測される。

社殿は木造で流れ造り、瓦葺き屋根であり、境内には他に賽の神が祀られているほか、旧金屋村の市場開市の石碑も建立されている。



図 須賀神社

■大雄寺

大雄寺は、曹洞宗の寺院で、永禄3年（1560）の開基と伝えられる。平成4年発刊の荒川町史によると、本堂は、天保14年（1843）に金屋村内の火災で類焼したとされ、安政3年（1856）に再建されているが、古文書等の資料がなく、確なところは分からない。

本寺は日中・日ロ戦争において従軍した地元住民の墓と位牌が安置されており、最も古いものは明治39年（1906）に建立されていることから、このときにはすでに本堂は建立されていたと考えられる。

木造平屋、瓦葺き屋根となっており、面積は1,287 m²と荒川地域の寺院の中でも有数の広さを誇る。



図 大雄寺

③ 活動

浜通り沿いであり、また、荒川河口の港町として栄えた背景から港町らしい年中行事が現在も伝承され継続して行われている塩谷で、その代表が塩谷大祭である。

塩谷大祭は、毎年9月19日、20日に行われる塩谷の鎮守塩竈神社の例祭で、明治時代中期に造られた重さ約800kgといわれる神輿が御神体を乗せて集落内を巡行する。

神輿の巡行行事は、塩谷神輿保存会によって行われ、会員は18歳以上の若者100名ほどで構成される。かつては42歳で定年となっていたが、近年は担い手不足のため年齢制限は設けていない。神輿保存会では塩谷大祭に向けて4月に総会を開催し、役員を中心に巡行計画や各種手続きが進められ、8月から9月にかけて再度総会を開催し、会員の意思統一と士気を高め当日に臨む。

19日の午後9時に塩竈神社に町内会長、神社役員、神輿会役員が集まり祝詞が上げられ、宵宮が行われる。その際に、こども神輿に御霊移しが行われる。その後、午後10時から直会なおらい



図 塩谷大祭

が行われた後、午前0時になると、軽トラックに載せた太鼓をたたきながら、「ヤレカガ起きれ。小豆まんま蒸かせ」の掛け声で集落内をふれて歩くヤレカガ（露祓い）が、午前3時頃まで行われる。

20日の本祭では、午前8時30分から塩竈神社で町内会長、神社役員、神輿会役員が出席して祝詞が上げられ、神輿のお祓い、本神輿への御霊移しが行われる。午前9時30分頃から神輿が神社を出発し、巡行が開始される。神輿の巡行は、家内安全、海上安全、商売繁盛の御神徳があるよう縁起を担いで同じ道を通らず塩谷集落内の全戸を巡る。

神輿行列は、先太鼓と玉槍の先導により本神輿、その後にこども神輿が続いて集落内を巡行し、はじめに神社から荒川河口側にある稲荷山方面に向かい、折り返したのち松和町方面に向かう。松和町で昼休憩後、再び神社のある宮庚町へ向かい、夜になる頃に塩谷北端の海浜に到着する。ここでは砂浜に神輿が安置され、神社氏子総代以下が列席し、御旅の神事が行われる。

御旅神事後、神輿は神社へ戻るが、鳥居をくぐってしまうと祭りが終了し、騒ぐことが出来なくなるため、年に一度の祭りを簡単に終えたくない神輿会の面々が神輿を担ぎながら1時間以上騒ぎ続ける。終盤になると、鳥居をくぐって神輿を納めようとする担ぎ手とまだ納めさせまいとする者との間で押し合いが行われ、祭りの盛り上がりは最高潮に達する。押し合いの後、神輿はようやく神社境内へと入り、神輿の巡行は終了する。

この後、神社では鎮殿祭が行われ、御霊を本殿に還し、祝詞が奏上され、祭りは終了となる。



図 御旅（御旅所）の神事

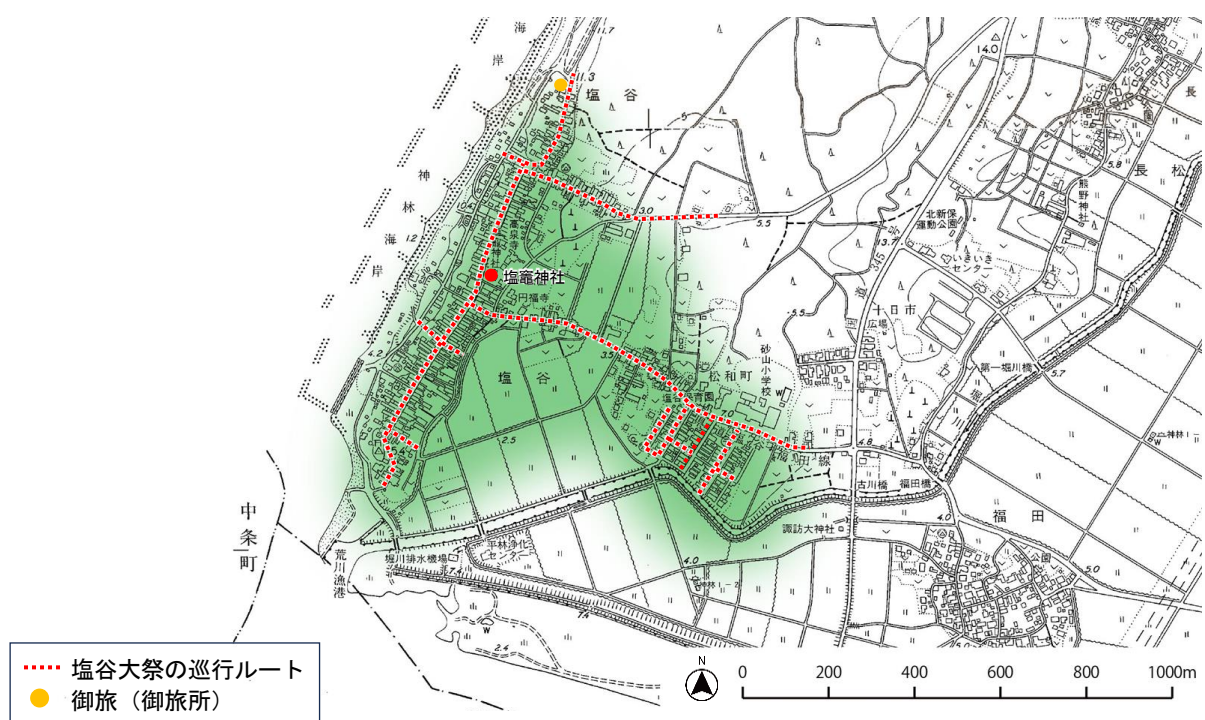


図 塩谷大祭の範囲

塩谷集落の町並みは、享保元年（1716）に塩谷町が、現在の地に移転した後に形成されたが、浜通り沿いには、切妻造の妻入り建物が並び、道路に面して玄関や縁側があり、縁側の窓には出格子がつき、統一感のある町並みが形成されている。

道路に面して縁側がある家が多いのは、「お神輿さま」を家に迎え入れるように作られているためといわれており、窓から神輿を迎え入れるとの考えから塩谷大祭のときには出格子が外される。

家の内部は、玄関からまっすぐに土間等の通りがつくられており、今でもこの通りに大戸と呼ばれるくぐり戸が残っている家もある。この通りから茶の間や座敷へ上がり、部屋は天井の高い吹き抜けで、歴史を刻んだ梁や太い柱が見られる。茶の間と座敷の間が、ササラ戸と呼ばれる格子戸で仕切られている。

塩谷大祭の神輿を迎え入れるように造っている歴史的建造物として瀬賀惣一郎商店主屋（山上家住宅）（国登録有形文化財）があげられる。

また、江戸時代には庄屋を任され村上城主が立ち寄る場所でもあった野澤食品工業主屋（国登録有形文化財）も、この集落が港町として発展した経緯を感じることができる歴史的建造物の一つである。

荒川を挟み、塩谷町の対岸には海老江港があったが、左岸の海老江港からの海産物と周辺農村部の産物を交易する市場が、金屋村（現村上市金屋）にあった。

金屋に市場を開くにあたっては、金屋村の庄屋である遠山太郎右衛門が、村の組頭の協力を得ながら幾多の苦難の末に開設した。金屋の市は、二と七のつく日が市日であったが、明治26年（1893）に一と六のつく日に変更された。昭和10年（1935）には、「開市百五十年碑」が建立され、碑面には、

「金屋市場は天明丙午の歳、庄屋遠山太郎右衛門氏、郷土開発の為、組頭諸氏の協力を得て開設せり、爾来年を閲すること百有五十年、此の間幾多の変遷を経て、今日の殷賑を致せり。

氏の努力の跡を金屋納税貯蓄組合が主催となり、茲に一碑を建て、以って後世に伝えんと欲す」と記されている。天明丙午年は、天明6年（1786）である。



図 現在の塩谷集落の町並み



図 ササラ戸



図 開市百五十年碑

荒川三港の市町として栄えたこの集落にも、伝統的な行事が継承されており、その代表が市の無形民俗文化財に指定された金屋獅子踊りである。

この獅子踊りは、一人立三匹獅子の獅子踊りで、言い伝えによれば、江戸時代に仙台伊達氏が朝鮮出兵に参加した際の「城攻め」を表現した踊りとされ、身振り手振りが大きい踊りが特徴となっている。演目は「火ばさみ」「橋がかり」「舞台がかり」「岡崎」「棒がかり」「花すい」「弓くぐり」の7庭で、毎年7月14日、15日の須賀神社の祭礼で獅子踊りが奉納され、15日には「村踊り」と称し集落内の50箇所余りで踊りが披露される。

14日は宵宮で、午後8時過ぎに金屋公会堂を出発し、高張提灯を先導に三匹の獅子と提灯を持った若衆等が行列になって進んでいく。途中、若衆は所々で掛け声とともに飛び上がり、手に持った提灯をぶつけ合う「提灯押し」を行う。その後、金屋区役場前で「舞台がかり」「花すい」、消防小屋前で「橋がかり」「棒がかり」が披露され、最後に須賀神社前で「火ばさみ」「弓くぐり」「岡崎」が奉納される。

15日は「村踊り」と称して、朝から金屋の各所で踊りが行われる。この日は、午前8時30分に金屋公会堂を出発し、集落全体を一日かけてまわる。踊りは、集落内に祀られた須賀神社や大雄寺、集落内に点在する稲荷社、隣組代表の家や新築の家、保育園や小学校等で行われ、最後は午後10時頃、須賀神社で「弓くぐり」を踊った後、獅子頭から幕を外す「幕がり」が行われて終了となる。この後、金屋公会堂では獅子踊り終了を慰労して関係者による「甚句踊り」が行われ、賑やかな手拍子と唄で長い一日を終える。



図 金屋獅子踊り



図 金屋獅子踊りの「提灯押し」

昭和30年代までは、集落全戸を回るため翌日の16日も引き続き「村踊り」を行っていたが、現在では15日のみとして、毎年約50～60箇所で行っている。その範囲も、集落範囲外の金屋地内に工場や店舗等がつくられたことにより、集落から離れたこれらの場所も「村踊り」の範囲に加えている。

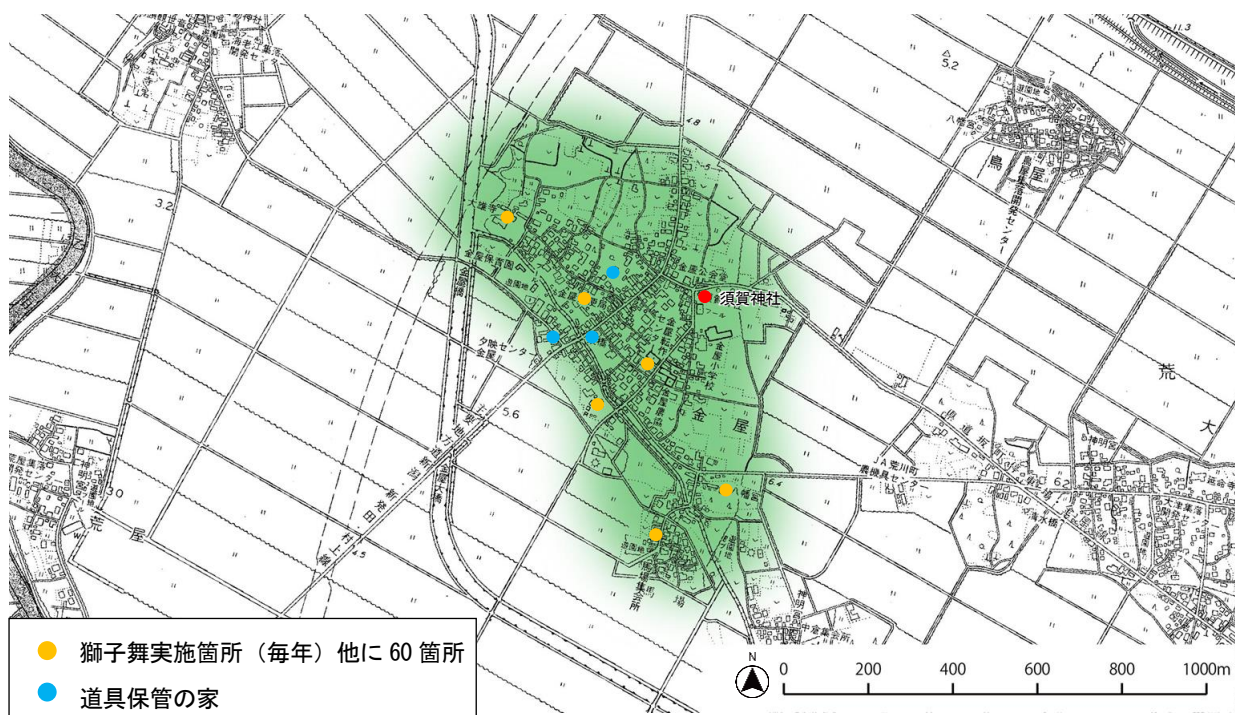


図 金屋獅子踊りの範囲

④ おわりに

荒川河口周辺の地域では、歴史的な町並みを舞台にして行われる塩谷大祭や金屋獅子踊り等の伝統芸能を残しながら、産業と商業を取り込みつつ現在に至っている。

また、塩谷集落では、平成 24 年（2012）から住民による出格子の再生や小路等の案内板設置等を実施し、観光に向けて歩を進めている。さらにその一環として歴史的な町並みを舞台とした様々なイベントも行っている。

荒川河口の港町、市町の歴史的環境の中で行われるこれらの行事は、地域の伝統を誇りとする住民の意識によって継続しているもので、活力の源にもなっている。これらの歴史的風致は、今後も維持向上すべきものである。



図 荒川河口の港町・市町の祭礼にみる歴史的風致の範囲

(9) 出羽街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致

① はじめに

出羽街道は、正保2年(1645)の『越後国絵図』によれば村上市城下から蒲萄峠(村上市朝日地域～山北地域)等の山中を通り国境を超え出羽国の鶴岡城下(現山形県鶴岡市)に至る道であり、起点は村上町の辻の札(現村上市大町交差点付近)で国境の堀切峠までは総距離10里10町53間とある。越後と庄内を結ぶ交通路の存在は中世の記録から確認され、江戸時代以降に整備されたものである。街道沿いには宿場が設けられ、両国の間で人馬の往来が盛んになるなか、庄内から大須戸能等の芸能も伝えられた。また、沿線の各村々では、農耕や山樵^{さんしょう}を中心とした生活の中で、山の神へ豊作を祈願する塩野町オサトサマ等の風習が伝承されてきた。

村上市城下から庄内へ向かう道程は、はじめに城下の上片町から山辺里口を出て北上し、「出羽道」の道標が残る四日市村(現村上市四日市)から古渡路村(現村上市古渡路)を経て小川村(現村上市小川)に至り、三面川の渡しを越えて宮ノ下村(現村上市宮ノ下)に至る。宮ノ下村からは下中島村(現村上市下中島)、鵜渡路村(現村上市鵜渡路)を経て上野村(現村上市上野)に入り、さらに進むと猿沢村(現村上市猿沢)に至る。

猿沢村は宿場として発達した村で、正保年間の石高は1,200石余となっている。南から下町、中町、上町、野村に分けられ、現在も旧街道の両側には五間ほどの地割で家が立ち並び、中町の道路西側には約350mにわたって水路が残っている。猿沢の大満虚空蔵尊^{だいまんこくざうそん}入口付近では大木の杉並木が残り、昔の面影をしのぶことができる。

猿沢村を出ると桧原村(現村上市桧原)、板屋越村(現村上市板屋越)、早稲田村(現村上市早稲田)、松岡村(現村上市松岡)を経て、塩野町川を渡って約150m進むと庚申塔等石造物が立ち並ぶ塩野町村(現村上市塩野町)の入口に至る。

塩野町村は宿場であり、正保年間の石高は930石余となっている。江戸時代には、幕府領米沢藩預所となった岩船郡北部の村々の中心となり、天明8年(1788)に米沢藩の代官所が置かれた。代官所を中心に北は上町、南は下町と区分され、猿沢村と同じく街道の両側に家が立ち並び、以前は道の両側に水路があった。塩野町村を出て大須戸村(現村



図 『越後国絵図』正保2年(1645)
資料：新潟県歴史の道調査報告書 第十集 浜通り・出羽街道

上市大須戸)を過ぎ、長坂峠を越えると蒲萄村(現村上市蒲萄)の入口に至る。

蒲萄村は、慶長年間の『瀬波郡絵図』では戸数15軒で、正保年間では石高300石余、江戸時代には伊勢屋や秋田屋、庄内屋等の旅籠があったといわれている。

蒲萄村から蒲萄峠に入り漆山神社を過ぎると、出羽街道の中で最もよく旧状を残している大沢峠に至る。道は地形によって狭広はあるものの幅が約2～4mの土道で、切通しや石畳も見ることができる。特に石畳は約2.5kmの間に断続的に5箇所、計300m程が残っている。1箇所の長さは短い所で敷石8枚分ほど、長い所は40～100mも続く。これらの石畳は蒲萄峠から大沢峠の山中が赤土で、雨天の際は足元が滑るため、当時の役人が近くの石山から運び並べたと伝えられている。なお、大沢峠の途中で道幅が狭く道脇が崖になっている箇所がある。山賊が旅の座頭を襲い、金品を奪って突き落としたという伝説から、「座頭落とし」と呼ばれているところである。ここから山道を下ると、大沢村(現村上市大沢)の家並みが現れる。

大沢村は、宝暦6年(1756)頃で家数7、8軒の小集落で、蒲萄峠、大沢峠越えの出発地として利用されていた。大沢村を過ぎると、大毎村(現村上市大毎)を経て街道の分岐点の中村(現村上市北中)に至る。中村から直進すれば出羽街道、西へ折れると出羽街道浜通りである。ゆえに中村が三方からの道の分岐であった。そのため、中村で泊まる旅人も多く、元禄2年(1689)に庄内から越後に入った松尾芭蕉と弟子の曾良も中村で宿をとっている。中村から勝木川を越えると北黒川村(現村上市北黒川)に至り、さらに荒川村(現村上市荒川)に入る。荒川村からカリヤス峠を超えると中継村(現村上市中継)に至り、中継川北岸にある河内神社境内の南東端には一里塚が残っている。中継村からは小俣峠を越え、小俣川を過ぎると小俣村(現村上市小俣)の中心部に入る。付近にはかつて若狭屋や橋本屋等の旅籠や小俣口留番所があり、ここから進むと越後と庄内の国境である堀切峠に至る。

この街道は越後と庄内を結ぶ交通路であり、庄内地方との関係も深く、沿線の集落の中に

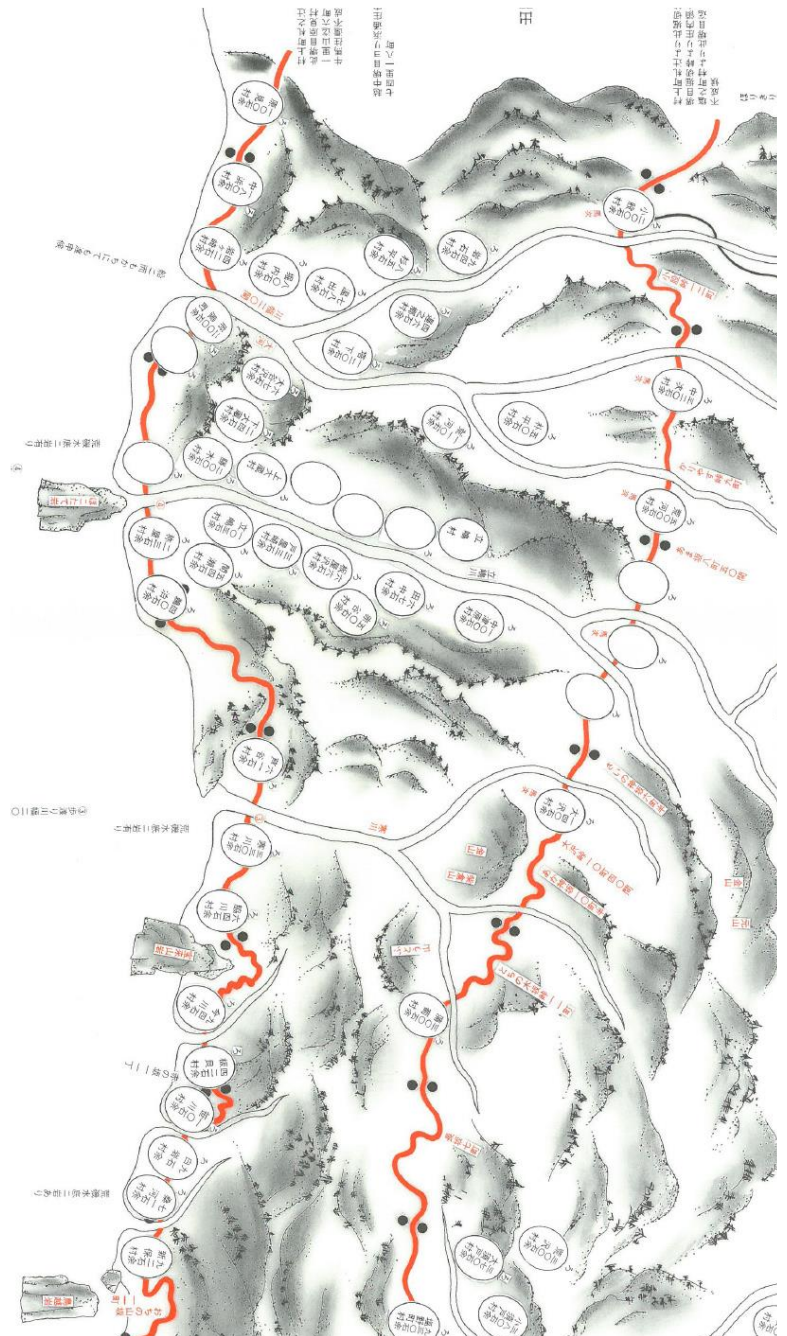


図 『越後国絵図』正保2年(1645)

資料：新潟県歴史の道調査報告書 第十集 浜通り・出羽街道

は、庄内地方から伝えられた伝統芸能が現存する。

② 建造物

■八坂神社

昭和 51 年に文化庁の協力のもと行われた、『朝日村民俗文化財緊急調査報告書』によると、詳細な創立年代は不明であるが、明治 39 年に秋葉神社、白山神社、大山祇神社が合祀されており、少なくともそれ以前から建立されていたと推測される。現在の社殿は、和釘が用いられていることや、部材の古さから江戸時代中期の建築と推定され、能舞台が付随している。本殿は平入で流れ造り、能舞台は切妻造りの妻入りとなっている。能舞台の当初建築年代は明らかではないが、江戸時代末期には八坂神社で大須戸集落の人々によって能が奉納されているため、江戸時代後期から末期に建築されたものと推定されている。その後、大正 2 年(1913)に大正天皇の即位を記念して新たに能舞台が建設され、平成元年(1989)に老朽化のため現在の能舞台が再建された。



図 八坂神社

■中山家住宅

母屋は、棟札によれば天保 10 年(1839)の建築で、木造 2 階建て、切妻平入となっている。敷地内には母屋と同時期に作られた庭園のほか、昭和 35 年(1960)に建築された土蔵に大須戸能に使用する能装束等の道具や前述した『御能連中手扣』等の資料も保存されている。中山与惣右衛門家の前当主と現当主は大須戸能保存会の会長を務め、大須戸能全体を指導する能太夫である中山源左衛門家とともに、大須戸能伝承の中心的な役割を果たしている。



図 中山家住宅

■熊野神社

現在、注連縄が奉納されオサトサマが祀られる熊野神社は、昭和 51 年に文化庁の協力のもと行われた、『朝日村民俗文化財緊急調査報告書』によると、宝永 3 年(1706)に建立されたと伝えられ、明治 39 年(1906)にこの集落のはずれのオサトバヤシから大山祇神社、神明宮、火鎮神社が合祀されている。この神社の社殿は、風雪等でたびたび破損しており、現在の社殿は、昭和 47 年(1972)に再建されたものである。建築形式は伝統的な切妻平入の流れ造りの形態となっている。



図 熊野神社

③ 活動

■大須戸能

庄内から伝えられた大須戸能（記録選択等の措置を講ずべき無形の民俗文化財・県指定無形民俗文化財）は、塩野町地区の大須戸集落で伝承される地方能で、正式名称は「観世大内がかり黒川流大須戸能」であり、大須戸能という名称は、昭和28年（1953）に大須戸能保存会が設立されたのちに定着したものである。

地方能は、中央の五流（観世流・宝生流・金春流・金剛流・喜多流）に統合されず、独自性を維持してきた能の流派で、その代表が庄内の黒川能（現山形県鶴岡市）である。

大須戸能は、江戸時代後期の弘化元年（1844）に黒川能の能役者蛸井甚助が大須戸村に滞在した際、神主や庄屋をはじめ多くの村人に謡の教えを乞われ、師匠として迎えられたことが始まりとなっている。

蛸井甚助は、20年間を大須戸村で過ごし、その後黒川へ戻ったと伝えられている。この間、大須戸村（現村上市大須戸）では15名ほどの能連中がつくれ、毎月3回程度の稽古をしていたことが、嘉永4年（1851）の『御能連中手扣』^{「おのうれんちゅうてびかえ」}に記されている。また、この頃から八坂神社で演能が行われるようになり、明治38年（1905）には「能連中」が「能楽会」と改められ、規約を定めて組織化された。江戸時代末期からは興行として他地域でも演能するようになり、明治33年（1900）から大正4年（1915）にかけては黒川から清和治右衛門を招き、指導を受けてさらに技量を磨いている。

かつては1月11日の「山の神様のお祭の日」と4月3日の「桃の節句」に演じられていたといい、八坂神社が村社に昇格した昭和7年（1932）以後は4月3日の八坂神社の春神楽に「神事能」として毎年奉納されている。

平成元年（1989）からは「神事能」を公的には「定期能」と呼ぶようになり、現在は能2～3番、狂言1番が演能されている。また、このほかに昭和62年（1987）からは毎年8月15日に朝日地区猿沢の観光施設「朝日みどりの里」で「薪能」を開催し、能1番、狂言1番、仕舞又は舞囃子1番を演能している。

大須戸能の演目には、式三番・能・狂言があり、能が26番、内、式三番、脇能物5番、修羅物3番、切能物12番、雑能物5番、狂言が15番となっている。江戸時代末期に蛸井甚助により伝えられた演目は、式三番及び黒川能の下座伝承曲15曲、内、嵐山・高砂・鶴亀・寝覚・弓八幡・敦盛・箴・田村・烏帽子折・紅葉狩・張良・土蜘蛛・小鍛冶・猩々・善界であったが、明治33年（1900）からは清和治右衛門等により能10番と狂言15番が伝授された。

能のうち、式三番は神事に結びつく特別なもので、大須戸能では式三番の翁役・千歳役・三番叟役は世襲で、重職とされている。

脇能物は、主に神様が主人公（シテ）となる舞で、嵐山・高砂・鶴亀・寝覚・弓八幡がこれにあたる。また、修羅物は武士が主人公（シテ）になる舞で、敦盛・箴・田村である。

切能物は、鬼・天狗・雷・龍等が主人公（シテ）となる舞で鬼畜物ともいい、安達原・大江山・現在鶴・小鍛冶・猩々・善界・大瓶猩々・張良・土蜘蛛・船弁慶・紅葉狩・羅生門で、雑能物は他に分類できない舞の烏帽子折・正尊・湛海・鉢木・夜討曾我である。

狂言は、猿楽の滑稽さを洗練した笑劇で、瓜盗人・針立雷・棒縛・不立腹・骨と皮・膏葉練^{こうやくねり}・



図 大須戸能

蟹山伏・釣女・舎弟・末広・芭蕉・千鳥・狐塚・三本柱・附子である。

大須戸能では、蛸井甚助から習得した15曲のほかに、その後も様々な曲を習得したが、現在では演じていない演目もある。能の田村・現在鶴・善界・鉢木であり、狂言の不立腹・骨と皮・釣女・舎弟・末広・芭蕉・千鳥である。なお、安達原・現在鶴は主要五流では殆ど演じられておらず、これらは地方能としての大須戸能の特色の一つともいえる。

大須戸能保存会は、大須戸能の保存伝承を図るため昭和28年(1953)に結成され、現在は28名の会員で構成されている。会員は、中山与惣右衛門家の当主が務める会長以外は全て演技・演奏者で構成され、親の代から参加して親子で受け継いでいる会員が多く、特に役者出身の家に限定はしていないが、集落出身者あるいは在住者に限られている。

大須戸能保存会の活動は、毎年1月に総会を開催し、年間の予算や決算等の審議、事業計画の決定を行っている。4月3日の定期能の演目は、そのときに決まり、その後、1月から2月の寒稽古で役割分担が決められ、定期能に向けての稽古が本格化していく。

能の稽古は、大須戸の公民館である集落担い手センターを主に、能太夫の中山源左衛門家や各自の家でも行われ、定期能や薪能での演能に向けて舞、謡、太鼓等それぞれの稽古が続けられている。大須戸集落の各所で聞こえる能楽の音は、冬から春へと移り変わる季節とともに少しずつ力強さを増し、集落の人々も能の風情とともに春の訪れを感じている。また、観光等で来訪した者にとっては、集落内で聞こえてくる能楽の音は、この地域特有の文化が集落全体に根付き、今に至るまで残されてきたことを感じさせる。

旧出羽街道沿いの集落には、それぞれ古い神社仏閣が残っているが、大須戸能が行われる八坂神社は、慶長年間(1596～1615)に加賀国より白山神社の神霊を分霊し、この地に社を建てたとの言い伝えがある。

大須戸集落の旧家である中山与惣右衛門家は、庄屋を代々務めた家で、江戸時代以来大須戸能の保護育成に尽力してきた家である。

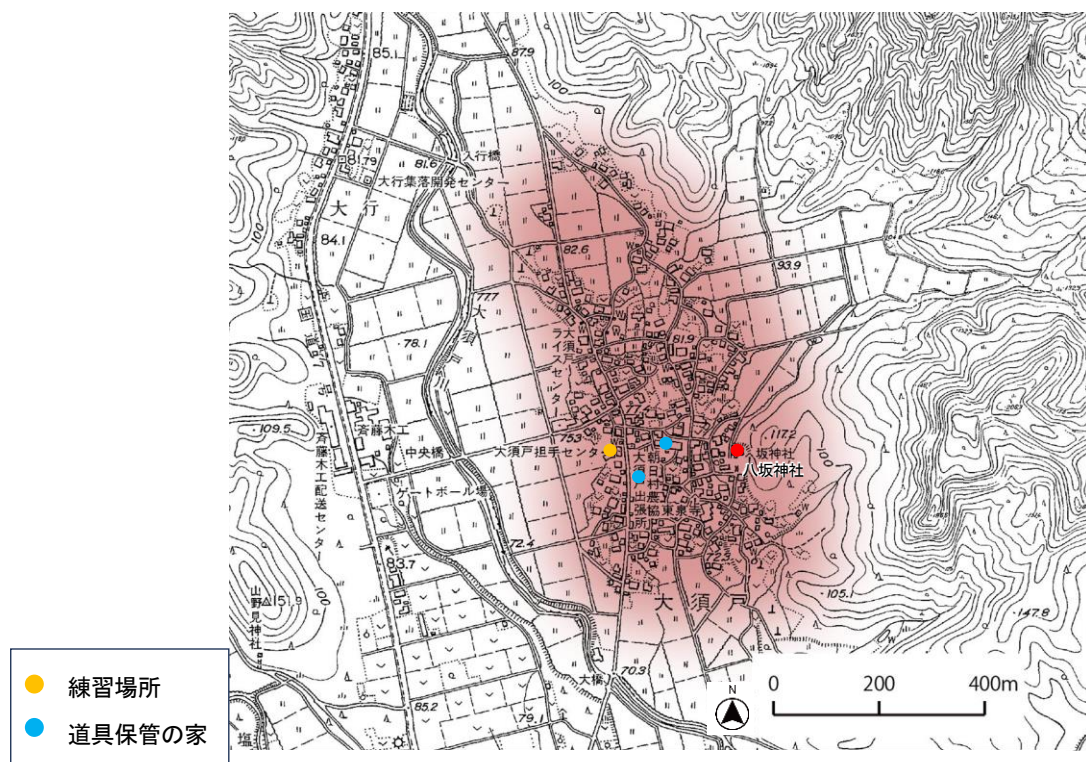


図 大須戸能に関連する範囲

■塩野町オサトサマ

大須戸能のほか、出羽街道沿線の他の集落においても継続的に行われている行事がある。

塩野町オサトサマ（市指定無形民俗文化財）は、塩野町集落に伝承されている祭りである。巨大な注連縄を集落内に祀られた熊野神社に奉納し、山の神である「オサトサマ」に新年の豊作を祈願する。注連縄を女神である山の神への婿に見立て、この神社までの道中を婿入り行列のように練り歩いていく。

この行事は、かつて、田の神が山の神となって山に戻るとされる12月12日に行われていたが、現在では12月初めの休日を選んで行われている。

この集落には、熊野神社のほか3箇所山の神を祀る神社や祠があり、それぞれに注連縄が奉納されるが、このような婿入り行列によって注連縄を奉納するのは熊野神社だけである。

以前のオサトサマは、この集落内の杉皮葺きの小屋に祀られており、オサトサマを守っていたのは塩野町の堀井家で、12月12日のオサトサマの祭りでも賄いを担っていた。

堀井家の由来については、慶長年間（1596～1615）頃までは大須戸村地内の平之下に居住していたが、その後塩野町村（現村上市塩野町）に移ったとされ、そのときに氏神であったオサトサマをオサトバヤシに分社したという。堀井家では、昭和47年（1972）に塩野町集落の北端に新たに大里神社を建立し、12月12日には堀井家が個人的にオサトサマの祭りを行っている。これら堀井家とオサトサマに関する由来は、現在の塩野町オサトサマの起源を考えるとうえでも重要なものといえる。現在のオサトサマの行事は、経験者の指導を受けながら塩野町集落の公民館が主体となって実施されている。

熊野神社に奉納される注連縄作りは、昭和期には12月11日に塩野町の青年団によって公民館で作っていたが、現在は、毎年12月初めの3～4日をかけて塩野町の集落公民館で公民館役員を中心に作っている。注連縄は、長さ約6.0mほどのワラ束3本を撚り合わせて、全長5.0m前後にする。重さは60kg前後の大きさとなる。3本のワラ束を撚るときには、御神酒をいただいた後に箱根節を歌い、皆で呼吸を合わせて中心から片側ずつ一気に撚る。注連縄が撚りあがると注連縄に御神酒をかけ、水引き等の飾りが施され完成となる。

この行事の役割は、注連縄を担ぐシメカツギが2人、御神酒の酒樽を担ぐタルカツギが2人、露払い役の仲人が1人となっている。タルカツギは昨年結婚した青年2人、シメカツギは今年結婚した青年2人で、仲人は青年団長がつとめることとなっているが、現在では適



図 塩野町のオサトサマ



図 熊野神社に奉納された注連縄

任者が少なく、これまでの経験者から選んで役割を決めることが多い。

シメカツギが担ぐオシメサマは、長さ 5.0～6.0m の竹棒に両端が結びつけられ、シメカツギの 2 人がそれぞれ竹棒の両端を肩に担ぐ。タルカツギが担ぐ御神酒は、「御神酒」と墨書きした一斗樽で、長さ 5.0～6.0m の竹棒の中央付近に荒縄で吊り下げ、タルカツギの 2 人がそれぞれ竹棒の両端を肩に担ぐ。

タルカツギは女装して顔には墨でヒゲを書き、シメカツギは自分の嫁の長襦袢を着てオシロイをつけて女装し、鉢巻を締めてワラジをはくこととなっているが、墨でヒゲを書くほかに赤・白の絵具で顔に色を塗ることもある。このような滑稽な化粧を施すのは、一説には女神である山の神がヤキモチヤキで、自分より醜い女性を好むとされることから、山の神に喜ばれるよう醜女の格好をするのではないかとされている。

オサトサマの前日には、宵宮神事が行われる。注連縄は、オシメサマと呼ばれ 2 階の座敷に置かれ、神主によって祝詞が上げられ、当日の仲人役、担ぎ手、公民館役員が玉串を奉納する。

神事が終了すると御神酒をいただき、明日の無事奉納を願ってアゴ固め（酒宴）が催される。昭和年中までは一晩中酒を飲みながらオシメサマの番をしたそうであるが、現在は当番の人が泊り番をする程度となっている。

オサトサマ当日は、午前 9 時頃にオシメサマが置かれた 2 階の座敷において出発式が行われる。化粧や衣装を整えた担ぎ手と仲人役等関係者が集まり、仲人役のあいさつ後、道中の安全を祈願して乾杯し、箱根節が歌われ、オシメサマが公民館玄関前に運ばれ、集落の住民や見物者にお披露目される。

午前 10 時頃に仲人役が出発を宣言し、箱根節を唄いながら行列を先導する。仲人役の後に、シメカツギとタルカツギが順番に続く。熊野神社までは、道の両側に家が立ち並ぶ塩野町集落の旧街道を通っていく。旧街道沿いの家々は近代以降建て直されたものが多いが、昭和初期以前の茅葺き屋根住宅の骨組みを残したまま改築した小田家住宅等、古い建築様式を残す家もみられる。行列は、この旧街道沿いの 1.0km ほどの道のりを 2 時間かけて進んでいく。道中では絶えず交代で箱根節が唄われ、朝からの酒や道中の酒もあって 3 歩進んでは 2 歩下がり、勢い余って水路に落ちたりしながらゆっくりと行列は進められ、沿道には集落の人々や見物客が集い、観客からの声援や唄が入り、次第に盛り上がり、神社前では最高潮の盛り上がりを見せる。熊野神社に到着すると、氏子総代が受け取り唄を唄いオシメサマを受け取り、オシメサマを社殿の向拝下に取り付け、神社に奉納される。拝殿において関係者が拝礼した

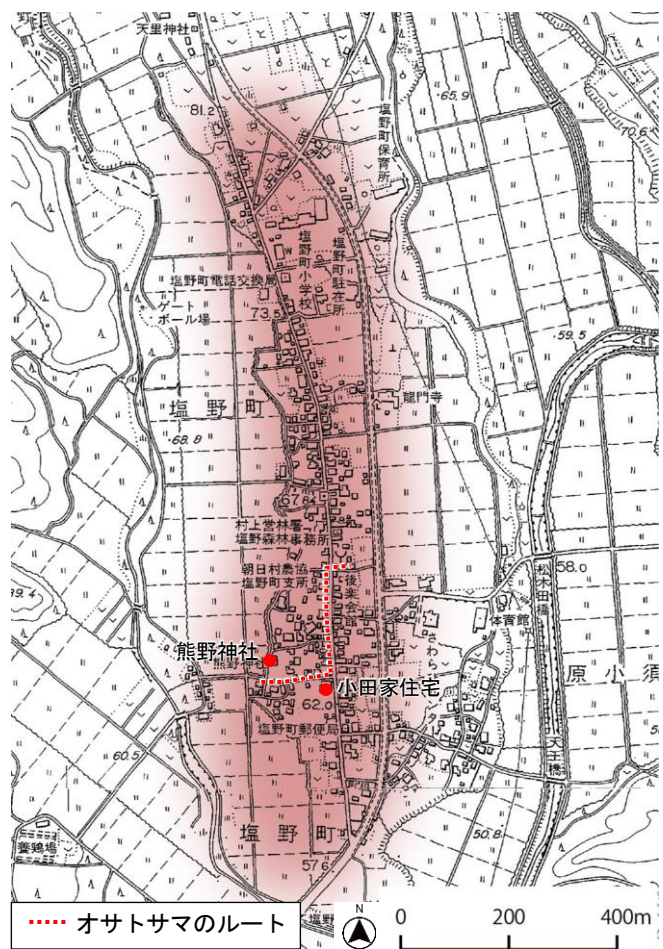


図 塩野町オサトサマに関連する範囲

後、公民館に戻って直会が開催され、お開きとなる。

古い注連縄は、年が明けて1月に行われる「ホイホイ」（サイノカミ）で古い御札等とともに燃やされる。

標高 852.0mの新保岳の山麓に位置する塩野町集落では、豊富な山林資源をもとにした炭焼きや塩木切り、塩野町川の水を利用した稲作を中心とした生業が営まれ、その中でオサトサマをはじめとした農耕儀礼が伝承されてきた。熊野神社では、山の神祭りとしてのオサトサマの他、春・秋の神楽等が現在でも行われている。オサトサマは、年中行事の中でも最も住民に親しまれており、沿道には多数の住民が集い、五穀豊穰を祈願する様子が見られる。集落全体の豊作祈願・収穫感謝の思いがオサトサマを通じて一つになっている。

④ まとめ

出羽街道沿線の集落では、古くから街道を通じて多くの人々が行き交い、様々な情報・文化がもたらされてきた。庄内から伝えられた大須戸能は、大須戸集落の人々の努力によって現在まで受け継がれ、庄内・越後の文化交流の歴史を示す一例となっている。また、塩野町オサトサマは、収穫に感謝する農耕儀礼として伝承され、現在では周辺地域に類例のない行事として残っている。大須戸能の練習時に集落内から聞こえてくる音や、塩野町オサトサマが集落内を歩く姿からは、この地域で独自に育まれてきた文化が現在も集落で大切に伝承されていることを感じさせる。

これらの行事は、各集落で営まれる年中行事の中でも特別な意味をもち、地域の歴史に対する誇りとともに日々の生活への活力をもたらす活動となっており、後世に継承しなければならない行事である。

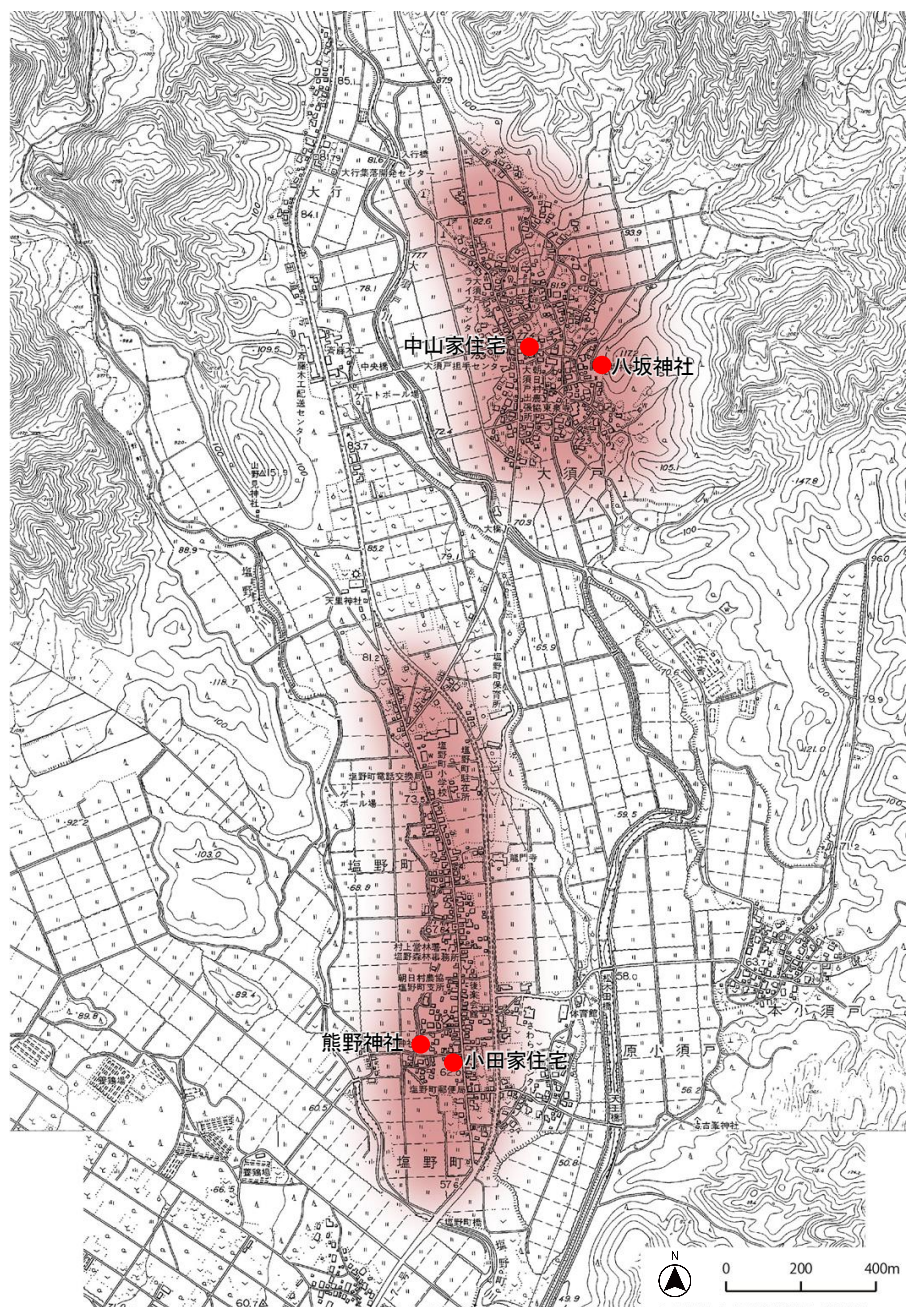


図 出羽街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致

(10) 大川城跡周辺の祭礼にみる歴史的風致

① はじめに

山北地域大川谷地区の府屋集落は、大川の河口左岸にあり、西に日本海を望む。慶長2年(1597)の『越後国瀬波郡絵図』では、「大川之町」と記され、大川左岸の川沿いに海へ向かう道の両側に家並みが描かれている。

大川之町(現村上市府屋)は、戦国時代の国人領主大川氏の本拠で「藤懸館」(大川城跡、古館城址)の城下に形成された町である。大川氏は、大川城を本拠として越後最北端に勢力を振るった。町場としても、中央部の村上、南部の平林とともに開けた地域であった。

藤懸館(大川城)は、府屋の東端から南東に続く長い尾根上に約1,000mにわたって築かれていた。館は集落の東端に位置し、北東は崖、南西は空堀で区切る100m四方の規模である。また、南方の尾根伝いの約1kmのところにも、同規模の遺構がある。

大川城は中世を通じて大川氏の本拠であったが、慶長3年(1598)に上杉氏が会津へ移封となると城主大川長秀も上杉氏とともに越後を離れ、大川城は廃城となった。



図 大川城跡(古館城址)



図 『越後国瀬波郡絵図』慶長2年(1597)

元和5年（1619）の村上城主堀直奇書状には、「大川」とともに「ふや」の地名が見られ、江戸時代前期の『正保国絵図』では「府屋村」となっている。宝永6年（1709）までは村上藩領、以後は幕府領となった。

府屋町（現村上市府屋）は、越後国と出羽国（山形県）の境付近に位置する集落であり、越後や庄内両国の文化の影響を受けつつ、江戸時代以降も山北地域の中心地として発展してきた。明治22年（1889）の町村制施行により成立した大川谷村の中心となり、大正13年（1924）には、羽越線の開通に伴い府屋駅が設置され、昭和30年（1955）に大川谷村ほか4村が合併し、山北村（昭和40年に町制を施行）となった後も、府屋集落内に役場が設置されていた。

この集落では、江戸時代から伝承されてきた府屋獅子舞が、毎年8月の盆の時期に行われ、4月には、大川城主の大川氏をしのぶ桜花祭が行われる。この二つの行事は府屋集落の二大行事であり、春、夏の年中行事として盛大に行われている。



図 昭和初期の府屋集落（遠景）

② 建造物

■神明宮

府屋集落の東側の小高い丘に祀られた神明宮は、天長元年（824）に藤原太夫が伊勢神宮より勧請して社を建立したと伝えられ、山北地域の神社の中では最も創建年代が古い神社となっている。社殿は、天養2年（1145）の改築と伝えられ、その後、寛政11年（1799）に再建、文政6年（1823）に改築されている。明治40年（1907）には、雷神社や気比神社等を合祀し、現在に至る。現在の本殿は、木造平屋造であり、屋根形態は切妻の流れ造りとなっている。

境内の鳥居は、昭和4年に建立、寄進されたことが刻まれており、神明宮自体は、そのときすでに建立されていたと推測される。



図 神明宮本殿

■富樫家（秋田屋）

富樫家（秋田屋）の建物は、獅子頭の作者が逗留した故に獅子宿とされた。逗留したのは江戸時代後期のことで、その頃から同家が存在していたと考えられるが、富樫家所蔵の資料類は喪失している。富樫家で獅子舞が終了したのち、同家では獅子舞関係者を慰労するため飲食を振舞う。現在の建物は市の内部資料によると、平成20年に建て替えが行われ、木造二階建て、切妻造りで瓦葺き屋根となっている。



図 富樫家住宅（旧秋田屋）

■常楽寺

常楽寺は、江戸時代初期には山熊田村にあり、浄土真宗の寺であったと伝えられている。かつて、黒川俣組山熊田村の空之助が両親の菩提を弔うために寄進したとされる半鐘があり、そこには、享保5年(1720)6月の銘が入っていたというが、昭和17年(1942)の戦時下で供出され現在は存在していない。現在本堂に設置されている半鐘は復元されたものだが、銘についても写本を基に復元された。その後、常楽寺は、堀ノ内村(現村上市堀ノ内)に移り、再度、府屋集落に移り、正保元年(1644)に耕雲寺二十四世の鉄岑広義を開山として曹洞宗に改められた。昭和58年に発刊された新潟県寺院名鑑によると、本堂は、慶応4年(1868)の戊辰戦争で焼失し、明治13年(1880)に再建されている。再建された本堂は木造平屋、瓦葺きの屋根となっている。また、本堂の面積は164㎡となっている。



図 常楽寺本堂

■高岩寺

大川三郎二郎の木像が安置され、祭りの中心的な場所である高岩寺は、曹洞宗耕雲寺(村上地域山辺里地区の門前集落)の末寺で、天文21年(1552)に大川三郎二郎が開基となり、耕雲寺十一世の三心宗伊を招き創建したとされている。三心宗伊の慰霊塔は境内から離れた管理地にある。宗伊以後の歴代住職は新たに慰霊塔が平成14年に併設されたが、宗伊のものは単独の慰霊塔となっており、相応に古いものと分かる。木造平屋の和様造りで、唐破風を備え、本堂の面積は182㎡である。



図 高岩寺本堂

昭和58年に発刊された、新潟県寺院名鑑によると、本堂は、万延元年(1860)に焼失し、文久2年(1862)に再建されている。その後、慶応4年(1868)の戊辰戦争でも焼失したが再建され、昭和36年(1961)には、本堂の屋根が瓦葺きに改修されている。



図 三心宗伊の慰霊塔(右端)

③ 活動

■府屋獅子舞

伝えによれば江戸時代後期の天明・寛政期にみすばらしい老僧がやつれた様子でこの地に流れ着いたところ、これを村人が親切に介抱し、老僧を念仏堂(現在の府屋本町公民館)に泊めた。そのお礼に堂前に立っていた柳の木で獅子頭を彫って獅子舞を教えたものといわれている。

また、江戸時代後期に府屋町の村人が、伊勢参りの際に習い覚えてきたことを起源とする

説もある。

獅子舞は、小獅子舞、マメサシ舞、大獅子舞の三部構成となっていて、獅子踊り（小獅子舞・マメサシ舞）と神楽獅子（大獅子舞）が並存している。

小獅子舞は、それぞれの演者が獅子頭を被り、腹部に太鼓をつけ3匹1組で演じるもので、隠し取られた女獅子を中獅子と男獅子で探し出し、霞が晴れて共に喜ぶという「女獅子隠し」の舞とされている。

マメサシ舞は、獅子頭は被らずに3人がそれぞれ胸部に豆太鼓をつけて踊る太鼓踊りで、大獅子舞の前座的な舞で、豊年万作を祈念するとされている。

大獅子舞は、1匹の獅子を2人で演じる伊勢の大々神楽の舞で、「旅獅子」ともいわれ、悪魔払いの代参神舞とされている。

舞の役割分担は、小獅子舞とマメサシ舞はこども各3人、大獅子舞は大人2人が担当し、小獅子舞とマメサシ舞のこどもは、派手な模様の振袖の着物と紺の股引を身に着け、脚には脚絆、白足袋を履く。マメサシ舞は獅子頭を使用せず、踊り手のこどもが赤いタスキをかけて踊る。小獅子舞の獅子頭は、三頭とも木彫で漆塗を施したもので、頭上と両側に三本の角がある。保管場所と獅子宿は府屋本町公民館が兼ねていて、練習もそこでやっている。

保存伝承活動は、府屋獅子舞保存会によってなされているが、少子高齢化による会員数の減少と新型コロナウイルス感染症の影響により、奉納等の活動は休止している。主な活動は、2月から3月、7月から8月の練習で、8月のお盆期間及び各種芸能祭等での上演である。毎年8月13日から16日にかけては府屋集落内で定期的に舞を行っている。

13日午後から練習場所の公民館に集まって準備し、夕方に富樫家（旧秋田屋）で舞う。その由縁は旅籠屋であった同家で獅子頭を作ったことでもあり、獅子宿にもされていたことからでもある。

14日は、前日に獅子舞の屋台（獅子頭を収納する移動式のお宮）や用具を置いた富樫家に集合する。ここで身支度を整えて、亡くなった人への供養のため集落内の^{こうがんじ}高岩寺本堂・常楽寺庭先で舞う。その後、府屋の町中へ出向き、広場や新築の家等数箇所^こで舞った後、公民館へ戻りそれぞれ帰宅する。

15日は、盆のため獅子舞は行わず、16日は、公民館で身支度を整えて8時頃に神明宮に到着し、舞を奉納する。終了後、府屋本町公民館（地蔵堂）に獅子頭等を収納し、衣装等を陰干しする。陰干しをした衣装は、約1週間後に仕舞う。

以前は、8月7日に獅子宿の富樫家で「足ならしの舞」が行われ、その後、盆の間に集落内を回り20日に獅子宿で舞って獅子納めとしていた。また、14日には「三軒屋」（旧家でか



図 府屋獅子舞（マメサシ舞）



図 府屋獅子舞（小獅子舞）



図 府屋獅子舞（大獅子舞）

つ廻船業の渡辺、本間、富樫）の各家でも舞っていた。

なお、府屋獅子舞は、明治時代末期に一時休止されていたが、昭和3年（1928）に御大典記念事業として再開し、その後戦争による休止を挟み、昭和28年（1953）に再開した。また、昭和56年（1981）には、山北町無形民俗文化財（現村上市無形民俗文化財）に指定され、保存会が中心となって伝承活動が続けられている。



図 府屋獅子舞の範囲

■桜花祭

府屋獅子舞同様、府屋集落の行事に桜花祭がある。大川城主大川氏をしのんで行われる祭礼で、毎年4月28日、29日に府屋本町、府屋浜町、府屋学校町、府屋駅前通の4町内会の合同で行われる。

桜花祭の起源は、昭和2年（1927）に、新潟毎日新聞の呼びかけで行われた新潟県内名勝地の選定投票がきっかけとなっている。このとき、府屋集落と青年会の人々は、古館山を古館城址（大川城跡）として名所化することを企図し、熱心に投票を呼びかけた。その結果、古館城址は紅葉の名所として上位入賞を果たした。この翌年、府屋青年会では古館城址に桜を千数百本植樹し、昭和4年（1929）4月29日には、大川城主大川三郎二郎（大川家貞）を顕彰することを目的として第1回目の桜花祭を開催している。その後、古館城址の登山道には城跡の名声を一層高めるため、西国三十三番観音が建立される等で、多くの人々が訪れるようになった。

昭和9年（1934）の桜花祭の様子は、この年に創刊された村上地方の郷土雑誌『郷里の音づれ』に記されている。それによれば、28日は、午後に高岩寺から大川三郎二郎の木像が集落内の渡辺家に移され、余興として仮装行列や桜花祭の歌と踊りが催されている。29日は、午前中大川三郎二郎の木像を古館城址へ移して祭典が行われ、午後からは余興として相撲大会を行っている。いずれも多くの人出があったと記され、この



図 昭和初期の府屋の町並み

頃には大規模な祭礼となっていたことがうかがえる。また、桜花祭の歌は、祭の成立と同時期に府屋青年会によって作られたものとされ、その歌詞は、

” 県境に住める若人が ^{たむろ} 屯を古館城址に 理想の道は遠くとも 祖神と郷を守るなり”
等、地域の発展を謳い、青年の意気を示すものとなっている。

桜花祭の日程は、その決定にあたって戦国時代に大川氏が上杉謙信の家臣であったという歴史認識から、新暦の4月29日が上杉謙信の命日にあたること根拠の一つとなったといわれている。また、府屋集落には8月の盆に神明宮の祭礼があり、農繁期前の4月末に祭礼を行えば他の集落との関係からも適当であるとの考えもあったといわれている。桜花祭は、昭和20年代以降も仮装行列や民謡流し等が神輿行列とともに賑やかに行われ、平成27年(2015)で87回目となっている。

現在の桜花祭は、府屋本町、府屋浜町、府屋学校町、府屋駅前通の4町内会から6名ずつが選出され24人で組織される桜花祭実行委員会によって実施されている。毎年2月頃から準備が始まり、祭りの2週間前には府屋集落の運行ルートの要所7箇所竹で作ったアーチを設置し、各家の玄関先や電柱に桜の枝を飾りつけられ、華やかな雰囲気が感じられる。

宵祭の4月28日は、公民館前では桜花祭の歌と踊りが披露され、飲食ブースも設けられ多くの人で賑わう。なお、この祭りの主役である大川城主大川三郎二郎の木像は、桜花祭がはじまった昭和2年(1927)当時には、高岩寺に安置されていたものであったが、制作年代やその後の修理等については記録がなく不明である。



図 大川三郎二郎の木像

本祭の4月29日は、午前中に木像を乗せた寺神輿が触れ太鼓の先導により公民館を出発し、ここから2時間ほどをかけて府屋集落内を巡行する。

祭りの行列の構成は、先太鼓を先頭に旗、住職、袴を着た侍役10人の後に寺神輿が続く。神輿は、12人で担がれ、そのすぐ後には交代の担ぎ役が続いている。このとき神輿の担ぎ手は掛け声を掛けず、神輿を煽ることもなく、触れ太鼓の音に導かれて進んでいく。沿道には集落の人々が集い、神輿が通ると拝み、お布施が上げられる様子が見られる。

神輿の道順は、高岩寺から府屋駅前通、府屋浜町へ向かい府屋児童公園で休憩、その後、府屋本町、府屋学校町を通り大川城跡(古館城址)で再度、休憩をとり府屋本町公民館へと戻る。神輿は、夕方までこの公民館に安置され、その後、高岩寺に戻る。神輿巡行後にはこども神輿を出し、寺神輿と同じルートを巡行する様子が見られる。

また、府屋本町公民館同様、高岩寺の参道には、飲食店や玩具・金魚すくい・輪投げ等の出店が並び、大勢の人出で賑わい、桜花祭は集落全体の祭りとして親しまれている。



図 高岩寺から運び出される寺神輿

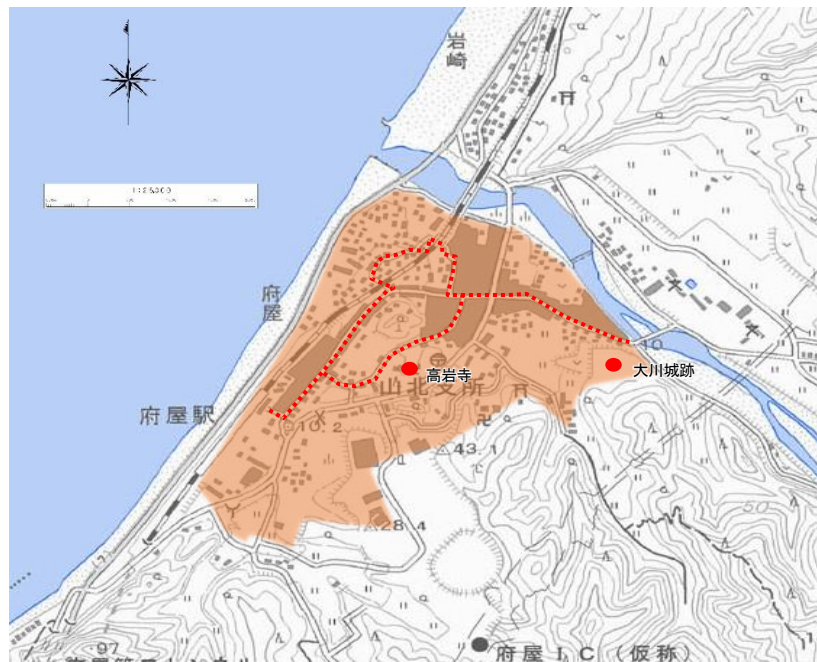


図 桜花祭の範囲

④ まとめ

府屋町は、「藤懸館」の城下に形成され、その後、出羽街道浜通りの宿場町として発展した。明治時代以降も地域内の経済活動の拠点となり、現在も府屋集落には江戸時代からの旧家である富樫家住宅（旧秋田屋）ほか、商店や住宅として昭和期戦前までに建築された建造物が各所に残っている。それらの町並みの中で、江戸時代に伊勢国から伝えられたとされる府屋獅子舞等が伝承され、大切に維持されている。演者の扮装が3種類ある府屋獅子舞は、村上地域や荒川地域とは違う地域特有の形態であり、こどもと大人がそれぞれに演目を奉納する様は、地域の中で長年継承されてきたことが感じられる。近年は新型コロナウイルス感染症と少子高齢化の影響により、保存会による奉納舞が行われていないが、演目の練習と継承は続けられ、奉納舞の復活に向けて保存会が活動を行っている。

また、昭和初期に古館城址を地域活性化の一つのカギとして、大川三郎二郎（大川家貞）を顕彰することを目的として行っている桜花祭は、大川城跡や大川氏をしのぶ集落の人々によって継続しながら発展し、現在では、この地域最大の祭礼行事として継承されている。市内の他地域と比べても雪解け間もない4月に神輿渡御が行われる祭礼は他になく、府屋獅子舞同様、地域で独自に発展してきた祭礼であり、地元住民が一丸となって取り組む姿は山間部に住まう人々の結束の強さを感じさせ、今後も、維持向上すべき歴史的風致である。



図 大川城跡周辺の祭礼にみる歴史的風致の範囲

【コラム】大川のコード漁

大川の鮭漁は、古くから伝えられている「コード漁」という漁法である。この漁法は、全国的に類を見ない大川独特の漁法である。

「コード」とは、川の流れを考えて川底に杭を打ち、その杭に竹や杉皮、ヨシ、柳等を取り付けて、鮭が休憩したり隠れたりする箱型の装置（コードⅠ型）のことである。「コード漁」とは、このコードを利用し、コードに入ってきた鮭を「ミマド」から覗きながら「カキマド」に鉤（かぎ）を差し込んで鮭をひっかける漁法である。現在は、伝統的なコードを簡略化してウワジョウだけを作り、イチバンガイに竹シダを流しただけという「モッカリ（コードⅡ型）」を利用した漁法が多く行われている。



図 大川のコード漁

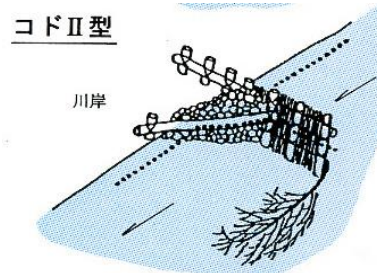
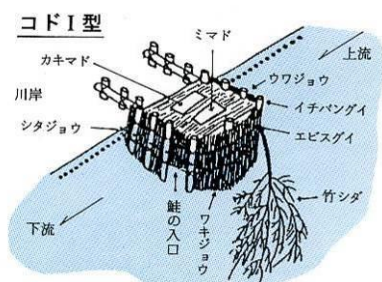


図 コード漁の仕掛け

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する 課題と方針

第1節 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 第1期計画の成果と課題

本市は、第1期計画に基づき、歴史的風致形成建造物保存事業や建造物外観修景事業等の補助金制度による歴史的建造物の修理や非歴史的建造物の修景、史跡村上城跡整備事業による石垣や周辺利便施設の整備等のハード事業を行ってきた。また、ソフト事業では村上城跡を中心とした歴史遺構調査や、村上堆朱等の伝統工芸、産業を維持するための支援のほか、歴史的風致形成建造物のマップ作成、歴史的風致形成店舗認定制度の創設により歴史的風致の活動等をPRする取り組みを行ってきた。

これらの取り組みにより、歴史的建造物の保存と活用、良好な町並み景観の形成が図られたとともに、歴史的風致や町並み保存に対する意識の向上や認知度の向上、観光客等の増加につながっている。特に重点区域内の大町地区では老朽化したアーケードの撤去とともに建物の外観改修がなされたことで町並みが改善されている。

一方で、少子高齢化や人口減少の進行による歴史的建造物の維持や伝統行事等の継承に関わる担い手の減少、空き家や空き地の増加等の課題が深刻化している。

また、第1期計画で実施できなかった道路美装化や無電柱化によるまちなか回遊性の向上の取り組み等も残されているほか、第1期計画の重点区域外においても、高齢化や担い手不足等の課題が深刻化しており、歴史的風致の活動の維持が難しい状況となってきている。

(2) 歴史的建造物に関する課題

当市には、中世以来の歴史を伝える歴史的建造物や遺構が数多く残っている。

出羽街道や浜通り、米沢街道、会津街道、三国街道中通りに宿場町や港町の町並みが残り、特に村上地域村上地区には、今も城下町時代の地割りがよく残っていると同時に、村上天跡や旧城下の武家町や町人町、寺町の町並みが現存し、歴史的な風情を感じることができる。

一方で、これらの歴史的建造物の多くは、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題等を抱え修理や補修が必要な建造物が多いことから、伝統的な建築様式を継承せず、現代様式への建て替えが進行している。加えて居住者や所有者の高齢化も顕著であり、日常的な維持管理が困難な状況も見られる。

これらの要因として、所有者の生活スタイルの変化や価値観の多様化、伝統的な建築様式を継承していくための技術者の確保や材料の調達、修理や補修を行う難しさや経費負担の増大がある。

なお、文化財的に価値の高いものについては、文化財保護法や新潟県文化財保護条例、村上市文化財保護条例に基づく文化財指定等により、維持管理や修理等による保護が行われている状況であるが、当市にある膨大な歴史的建造物のごく一部であり、未指定で価値の高い建造物も多く、その分布状況や建造物の状態、価値等も含めて、十分に把握できていないものもある。

これらの建造物は、現代の生活様式の変化に伴い、住環境面からの住みづらさや駐車場確保の必要性等の問題とも合わせて、老朽化の進行による取り壊しや相続や転出等に伴う空き家化や空き地化、これらにより町並みの喪失等も懸念されている。

また、第1期計画での補助事業等により歴史的建造物の保存に一定の成果は見られるものの、人口減少の一層の進行や歴史的建造物の保存に対する意識醸成が不十分なことにより、空き家化や現代様式に建て替えられる歴史的建造物も少なくない。

また、これらの歴史的建造物を保存していく上で、町人町をはじめとした歴史的建造物等の木造建築物が連坦、密集している地区では、一度火災が発生すると大規模火災に発展する可能性があり、これらに対する防火対策は十分とはいえない状況である。



図 荒廃した武家住宅



図 現代様式の建造物への建て替えイメージ

（３）歴史的建造物の周辺環境に関する課題

当市では、平成 12 年（2000）に旧村上城下の武家町を対象に歴史的景観の保全を目的とした「村上市歴史的景観保全条例」（平成 26 年（2014）4 月の村上市景観条例の施行に伴い廃止）を制定し、平成 26 年（2014）には村上市全域を対象に景観計画を策定し、特に重点地区 8 地区を中心に歴史的町並み景観の保全に取り組んでいる。

また、町人町や寺町では、市民による「むらかみ町屋再生プロジェクト」や「黒塀プロジェクト」等の取り組みにより歴史的建造物を中心とした一体的な環境の保全や形成に取り組んでいる。

一方で、これらの町並みには、歴史的風致を損なうような建造物や工作物も多数存在している。市街地に張り巡らされた電線や電柱は、良好な町並み景観を損なうだけでなく、来訪者等の歩行の妨げにもなり、伝統的な祭事を行う際に支障をきたしている。

加えて、経年による建造物の老朽化や喪失、空地化等もあり、町並みとしての一体性が失われ、歴史的環境としての魅力が十分とはいえない。

また、村上城下には、古くからの地割が残りと、歴史的な風情を醸し出している一方で、狭隘な道へ自動車が流入することにより、歩行者が危険にさらされることや災害時の危険性等も有している。

このほか、近年の「町屋の人形さま巡り」をはじめとした様々な取り組みの効果により、多くの観光客が訪れている一方で、核となるような歴史的建造物や施設が点在し、また、村上城跡と旧城下の武家町、町人町の区域が広く距離が離れており、城下町全体を回遊するようなルート設定や仕掛けの不足等、移動環境についても課題を抱えている。

また、観光客等の来街者が多い城下町エリアだけでなく、城下町の外のエリアに誘導するような回遊性の向上に向けた取り組みについても不十分である。



図 歴史的町並みを阻害する電柱・電線



図 おしゃぎり屋台と電柱



図 町家の隣接地の空き地

（４）歴史的な営みや活動に関する課題

当市には、長い歴史の中で培われ、受け継がれてきた伝統的な民俗芸能や伝統行事のほか、当市特有の地勢や自然環境等によって培われてきた伝統工芸等の伝統産業が数多く残っている。

これらの伝統的な活動や営みは、長い年月を経て地域の誇りや魅力となっており、今後も引き継いでいかなければならない当市の大切な資産であり、財産でもある。

一方で、当市の人口は、昭和30年（1955）以降一貫して減少傾向にあり、今後も減少していく見通しとなっており、そうした現象に伴う担い手の不足が大きな課題となっている。

加えて、核家族化や就業形態の変化等により、人と人とのつながりや地域コミュニティの希薄化等も顕著になっている。村上まつりをはじめとした伝統的な祭礼や行事、活動への参加者も年々減少傾向にある。中にはこれまで通りの活動を継続していくことが困難となり、活動形態の転換や縮小等、継続が危ぶまれている活動もある。



図 担い手確保が困難な集落の伝統行事
(大栗田のアマメハギ)

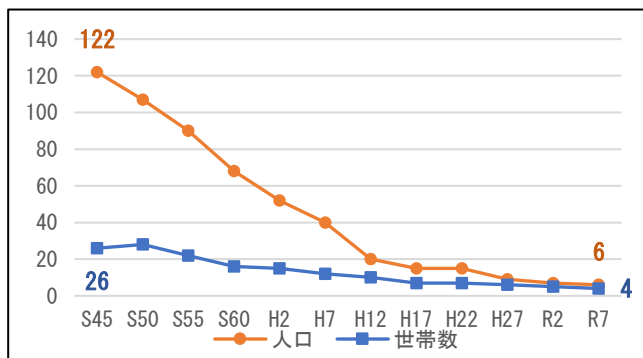


図 大栗田集落の人口・世帯数の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

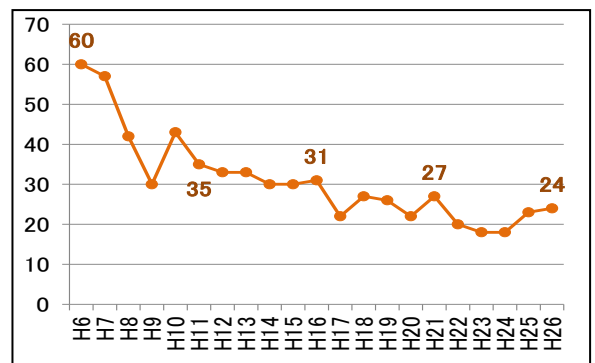


図 居繰り網漁従事者数の推移

資料：三面川鮭産漁業協同組合

また、当市の歴史を物語る上で重要な鮭文化やお茶、漆等に代表される伝統産業についても、産業の近代化等に伴う需要の減少や後継者不足等の課題を抱えており、技術の継承が危ぶまれている状況でもある。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大を背景に、伝統行事の活動停滞や、伝統産業を生業とする事業者が来店者等の減少により疲弊している状況が続いた。

これらの活動や営みを今後とも継続、継承していくためには、地域住民の歴史や文化に対する理解や協力、伝統文化の継承に取り組む各種団体等に対する支援が不可欠であるが、十分とはいえない。伝統的な民俗芸能や伝統行事等においては、学校教育をはじめとした学習の機会や、伝統芸能や活動を披露する場、市民が活動を行っていくための環境が不足し、伝統工芸や伝統産業においては職人を育成する制度や活動を支援する補助金制度等が不足していると思われる。

第2節 上位計画及び関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置づけ

村上市歴史的風致維持向上計画は、上位計画である「村上市総合計画」に則し、「村上市都市計画マスタープラン」や「村上市景観計画」等の関連計画との整合、連携を図りながら、当市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示す計画として位置付ける。

また、本計画は歴史まちづくり法第5条の規定に基づく認定計画として、当市の歴史的風致の維持及び向上に関する必要な事項を定め、各種事業の推進に努める。

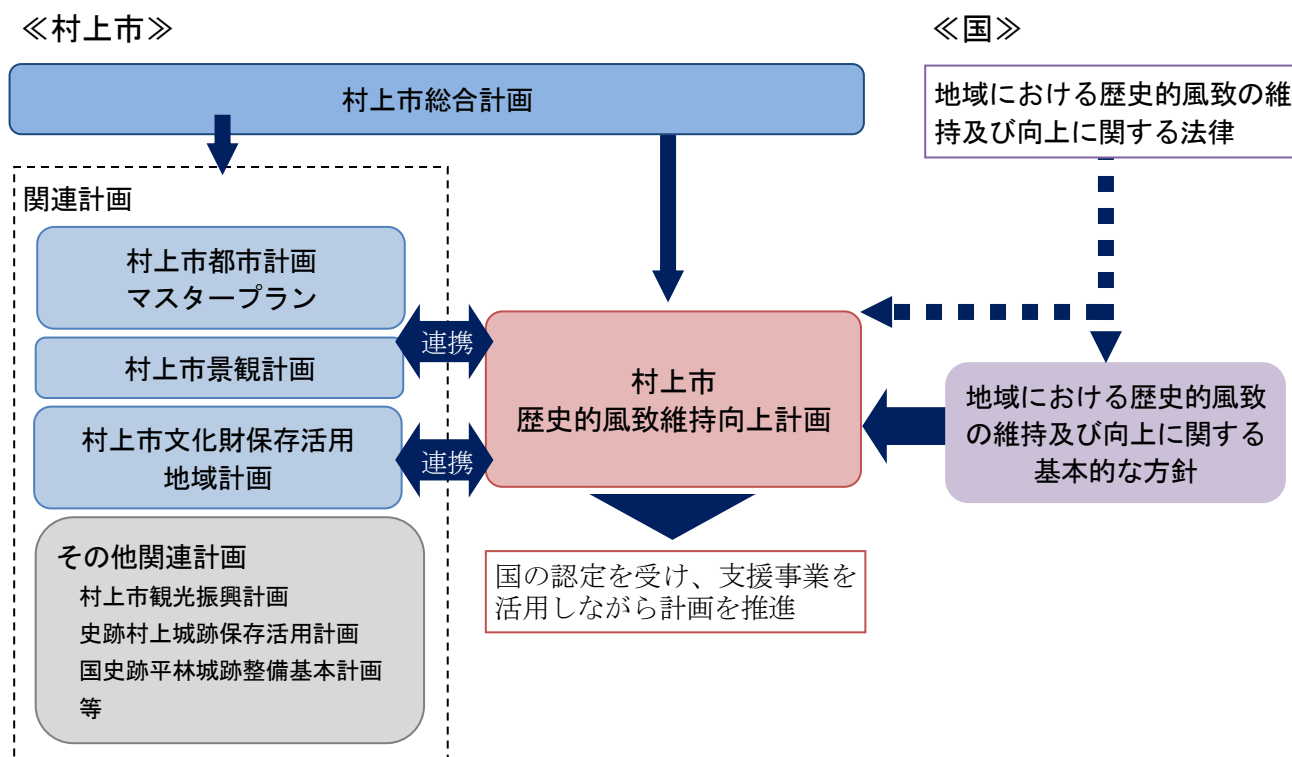


図 上位計画、関連計画と関係法令との位置づけ

(1) 第3次村上市総合計画（令和4年3月策定）

基本構想では、まちの将来像を「あふれる笑顔のまち村上」と定め、令和4年度から令和8年度の5年間を計画期間としている。

また、基本計画では、「歴史と伝統を守りながら、快適に暮らせるまちづくり」として、「歴史的風致維持向上計画や景観計画に基づき、魅力ある景観づくりを推進する」としている。また、「文化芸術に親しみ、歴史・文化財を守りつないでいくまちづくり」では、優れた文化芸術作品にふれあえる機会の充実や、文化財の保存活用を図るとともに、伝統芸能等を担う後継者や関係団体の支援、普及啓発に努めるとしている。



図 第3次村上市総合計画の構成と基本構想（概要）

■基本計画の体系

将来像	基本目標	政策分野
あふれる笑顔のまち 村上	1 子育てと健康のまち	1-1 子育て
		1-2 健康・医療
		1-3 高齢者福祉
		1-4 障がい者福祉
		1-5 地域福祉
	2 豊かで安心なまち	2-1 防災
		2-2 消防・救急
		2-3 防犯・交通安全
		2-4 環境・エネルギー
		2-5 生活衛生
		2-6 上下水道
		2-7 河川・海岸
		2-8 道路
		2-9 公共交通
		2-10 市街地・景観
		2-11 住環境
	3 魅力ある賑わいのまち	3-1 農業
		3-2 林業
		3-3 水産業
		3-4 商工業
		3-5 観光
		3-6 港
		3-7 就労・雇用
	4 人が輝く郷育のまち	4-1 学校教育
		4-2 生涯学習
		4-3 文化芸術
		4-4 スポーツ
	5 多様性が広がるまち	5-1 共生社会
		5-2 地域づくり
		5-3 広報広聴
		5-4 デジタル
		5-5 行政運営

2-10-1 歴史的風致維持向上計画及び景観計画に基づく事業の推進

- ・良好な景観維持に要する経費の負担軽減を図り、村上らしい歴史的景観の保全を図る
- ・歴史的風致維持向上計画及び景観計画の連携により、歴史的建造物等、景観保全上重要な資源の保存・活用を図る
- ・道路の無電柱化等により、景観に配慮した町並みづくりを推進
- ・歴史的活動の活性化や継承についての支援及び啓発を図る

※歴史的風致の維持向上に関連する項目を抜粋

4-3-1 文化芸術の振興

- ・市美術展覧会や市内外美術作品の展覧会を開催し、市民が身近な場所で文化芸術作品にふれあえる機会を創出するとともに、様々なジャンルの文化芸術作品を紹介する等、市民の創作活動意欲の向上を図る

4-3-2 文化財保護と伝承の推進

- ・市文化財補助金等による指定文化財所有者及び保存団体への支援を行う
- ・市内の無形民俗文化財を後世に引き継ぐため、保存修理事業を推進するとともに、発表機会の提供等を通じて後継者育成に対する支援を行う
- ・市内の文化財に関する情報発信や文化財にふれる機会の充実等により、市民の関心と保存への理解を深める

(2) 村上市都市計画マスタープラン（令和5年3月修正版）

村上市都市計画マスタープランは、目標年次を20年後の令和12年（2030）とし、社会経済情勢の変化に応じて柔軟に見直しを行うこととしている。

都市の将来像では、「村上版コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づき、「市街地」と「集落」が連携しながら高齢者も含めた市民が便利で安心して暮らせるまちづくりを目指し、まちづくりの重点目標では、「歴史文化が薫る豊かな自然に満ちた快適な村上市」を掲げ、城下町等の歴史文化と豊かな自然環境を活用した心地よい生活空間をつくることを位置付けている。

また、全体構想の「歴史と自然景観・環境形成の方針」の中で、保全すべき都市景観として村上城下町や岩船市街地、北前船の寄港地であった海岸部の集落、旧出羽街道沿いの宿場町の景観等を位置付け、将来にわたって保全と活用を図り、景観価値として磨き上げていくとしている。

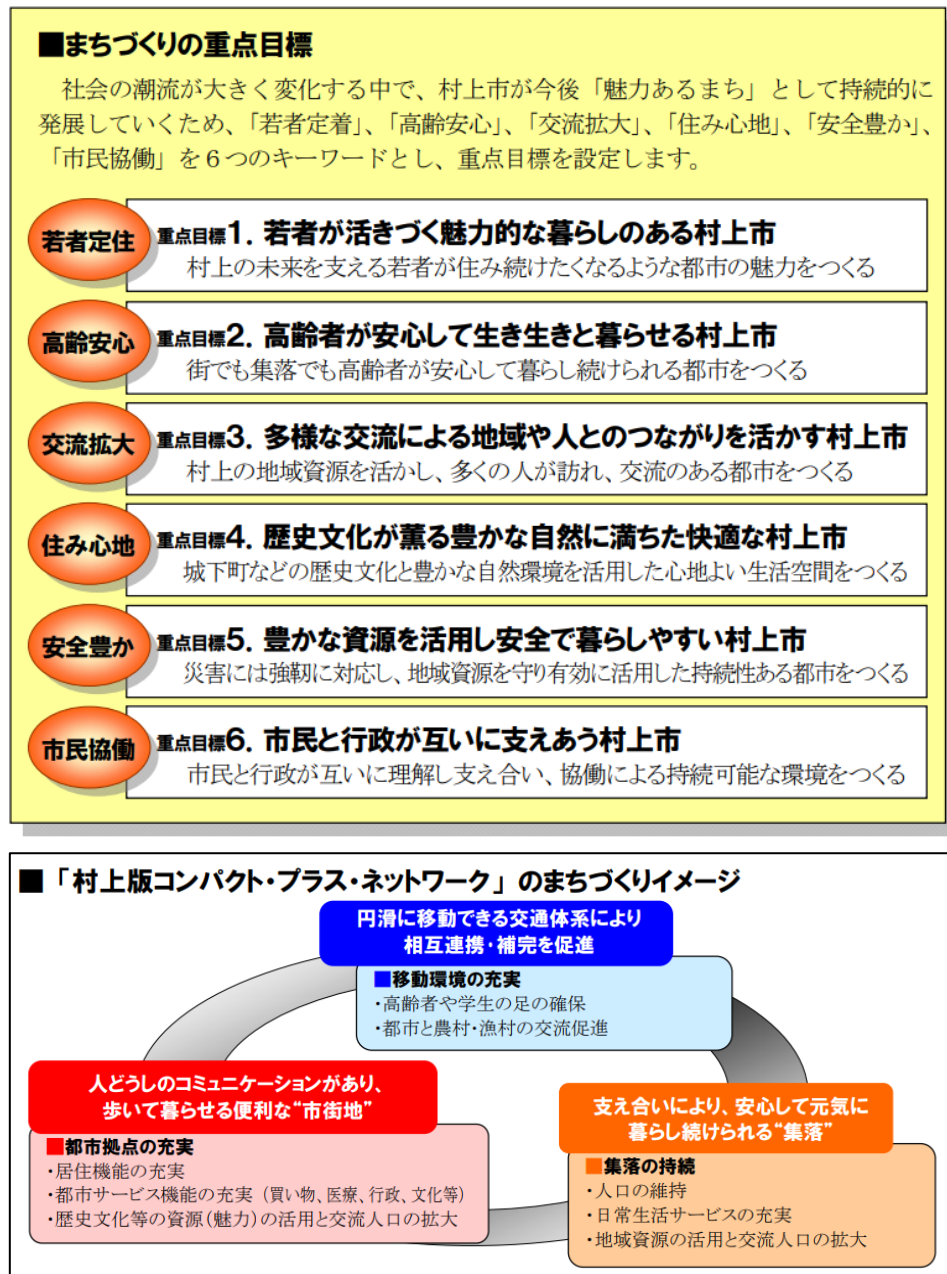


図 都市計画マスタープランにおける都市の将来像

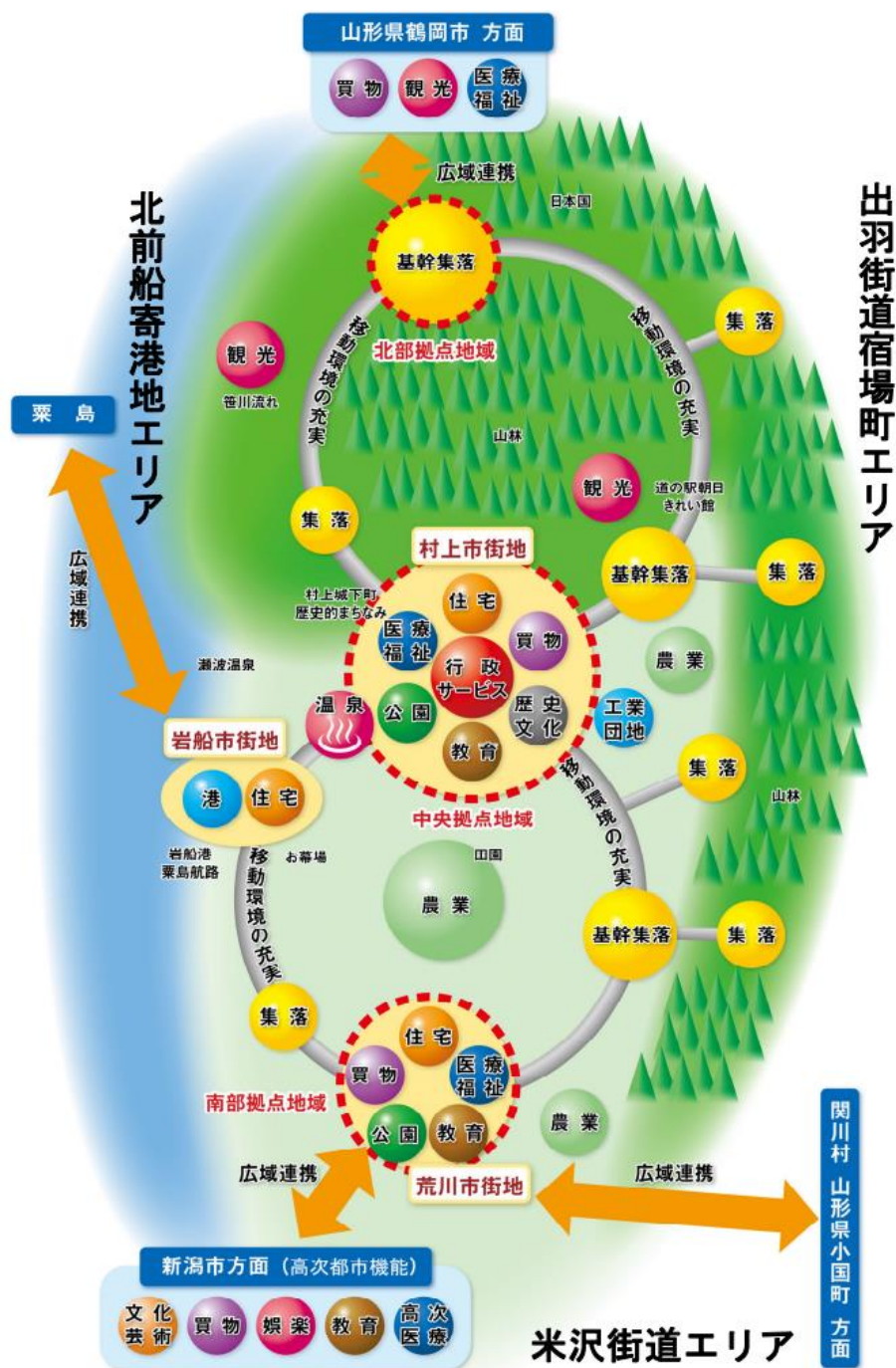


図 都市計画マスタープランにおける都市の将来像（イメージ）

■ 保全すべき都市景観（「歴史と自然景観・環境形成の方針」より）

【歴史ある市街地の景観】

- ・村上市街地旧武家町の歴史的景観
- ・村上市街地旧町人町の面影を残す町並み
- ・村上地域のシンボル臥牛山と山頂からの眺望
- ・岩船神社と岩船市街地の景観

【歴史ある集落地の景観】

- ・北前船の寄港地であった海岸部集落の景観
- ・旧出羽街道沿いの宿場町の景観

【温泉地景観】

- ・日本海沿いの瀬波温泉の景観

(3) 村上市景観計画（平成31年4月変更）

村上市景観計画では、景観づくりの目標像を「美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまち」と定めるとともに、「日常の暮らしや営み、祭りや催し、心象風景等も含む幅広いもの」として景観を捉え、相互の連携により、住む人がゆとりや豊かさを感じ、又は、誇りや愛着を持てるような村上らしい景観づくりを目指すとしている。

また、重点地区として旧武家町地区、旧町人町・寺町地区、岩船地区、瀬波地区、海老江地区、塩谷地区、猿沢地区、小俣地区の8地区を位置付けている。

【景観づくりの目標像】

美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまち

【基本理念】

- 私たちは、ブナの森やクマタカが飛ぶ風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、清流と四季折々の草花が織りなす風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、夕日が映えるはまなすの丘や笹川流れの風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、城下町のまち並みや宿場町の風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、地域の生活文化に根差した集落の風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、歴史と文化が醸し出す風景をいつまでも輝かせます。

【美しい景観づくりの視点】

- (1) 良い景観を守り創り、悪い景観を直し防ぐ
- (2) 村上らしさを磨き、育てる
- (3) 地域に根差した“本物”の景観づくり
- (4) 市民主体の景観づくりと行政の先導的支援

	既存	新規
良い景観	守る	創る
悪い景観	直す	防ぐ

図 村上市景観計画の基本方針（概要）

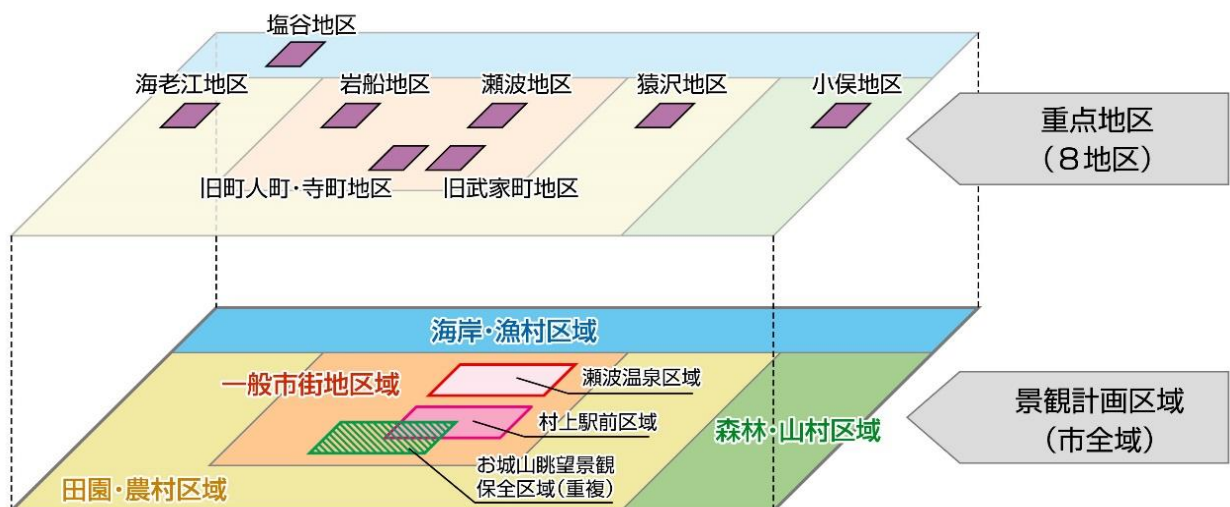


図 村上市景観計画の区域区分

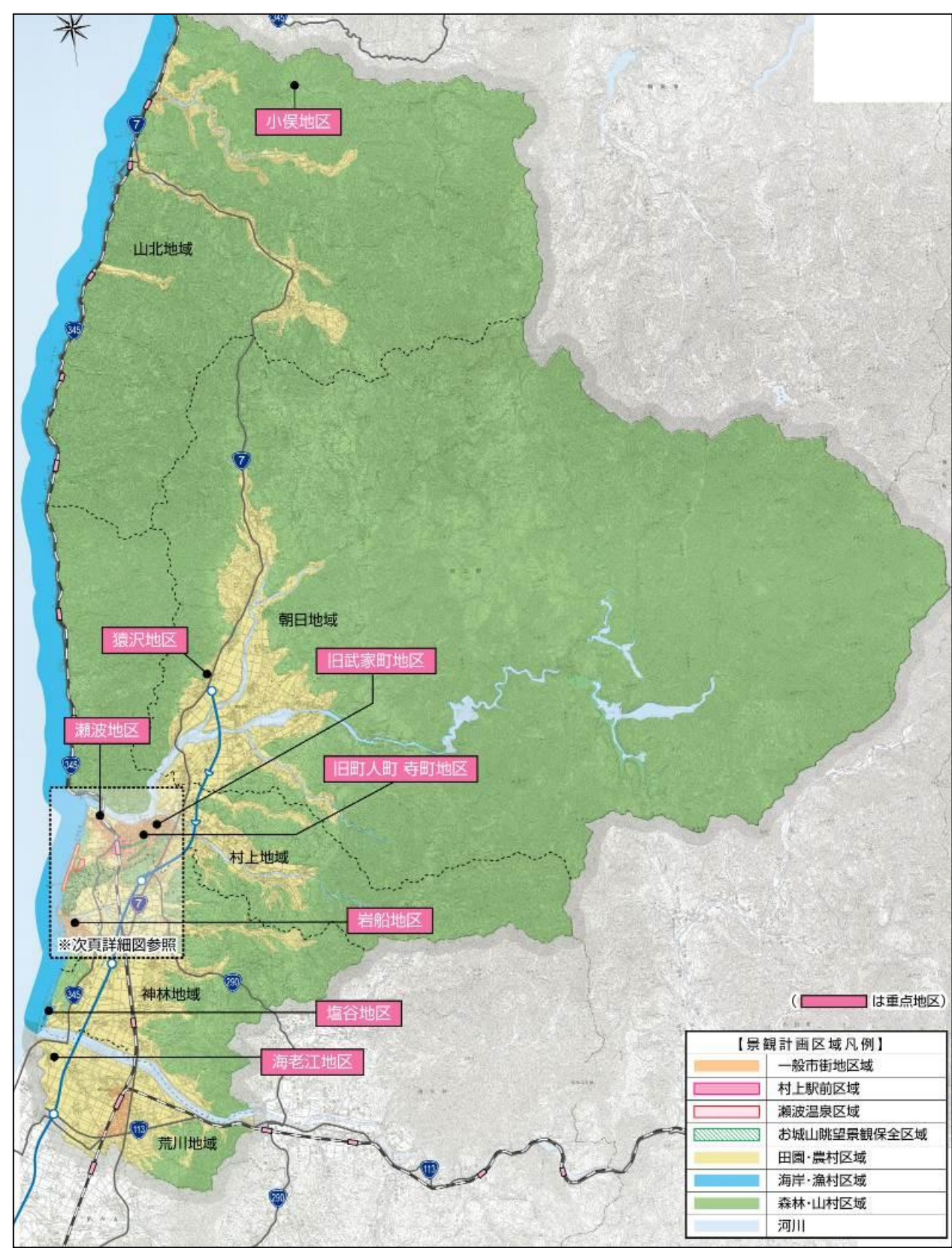


図 景観計画区域図

表 重点地区の概況

地区	概況	
旧武家町地区	- 江戸時代のまち並みを骨格とした歴史的な雰囲気が残る住宅地であり、連続した生垣景観と屋敷構えが特徴 - 重要文化財若林家住宅の保存修理工事を契機に、住民の間で武家住宅に対する関心が高まり、平成2年(1990)には伝統的建造物群保存対策調査を実施、平成12年(2000)には「村上市歴史的景観保全条例」を制定	
旧町人町・寺町地区	- 城下町時代の地割や道幅が良好に残り、商人町にあたる大町や小町、様々な職業の人々が居住した庄内町や久保多町等では、通り土間を持つ伝統的な町家様式の建造物が多く現存 - 寺院が軒を連ねる寺町等では、国の有形文化財に登録されている建造物も複数存在 - 伝統行事を通じた町内活性化への意欲も高く、「町屋再生プロジェクト」や「黒塀プロジェクト」等の取り組みを実施	
岩船地区	- 趣のある路地や小路を残す漁師町であり、北前船の寄港地として栄えた石川河口に位置する港町 - 江戸時代、岩船町は新潟から村上城下に至る街道「浜通り」の宿場として発達し、江戸時代中期以降は廻船業が発達 - 街道沿道に源内塾をはじめとする歴史的建造物が残るほか、シンボルである石船神社等の多くの歴史的景観資源を有する	
瀬波地区	- 塩谷及び岩船から村上城下へ北上する浜通りが経由する港町で、街道の宿場町とともに村上城下の物資出入口としても発達 - 村上周辺の海岸沿いの集落では、切妻造の妻入りの集落が多いのに対し、城下町村上の外港として栄えた瀬波地区では、旧町人町同様に間口が狭く奥行きが深い切妻造平入の町家が軒を連ねている	
海老江地区	- 北前船により栄えた湊町としての面影を残し、日本海らしい下見板張りの外壁に加え、切妻造の家並みが特徴 - 江戸中期には2万石の陣屋が置かれ、今でも陣屋小路と呼ばれる道が現存 - かつては旧胎内川の本流が海老江地区の西側を流れ、水量豊富な良港として栄えたが、現在は湊としての機能を喪失	
塩谷地区	- 浜街道の宿場町として、また北前船の寄港地として栄えた湊町であり、今でも多くの町家が現存 - 江戸時代、塩谷は海老江や桃崎浜とともに荒川三湊と呼ばれ、活発な交易活動の中で醸造業や廻船業、手工業等が繁栄 - 地域活性化への意欲も高まっており、「塩谷活性化協議会」による町家散策等の様々な取り組みを実施	
猿沢地区	- 高根川、三面川の水運と出羽街道という交通の要衝に位置し、出羽三山詣で賑わった宿場町 - 昭和13, 14年(1938, 1939)の大火の後に再建された切妻造の妻入りのまち並みとともに、オモテミチのほぼ中央に流れる「前の川」は防火や給水のために人の手によって引き入れられたもので、一体的な景観を形成	
小俣地区	- 出羽街道の宿場町として、出羽三山への参拝者等多くの人々が訪れた地区 - 戊辰の役で全焼したまち並みは明治初期に復興され、庄屋や旅籠屋等の往時の面影が感じられる家々が現存 「日本国」(山の名称)の麓に位置する登山口として、毎年5月5日には山開きイベントを開催	

(4) 村上市文化財保存活用地域計画（令和8年3月策定予定）

村上市文化財保存活用地域計画は、文化財の指定・未指定、類型に関わらず広く市域全体にわたって本市固有の歴史文化の保存と活用を進め、将来へ引き継いでいくことを目的とし、計画期間は村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）の期間と合わせ、令和8年度（2026）から令和17年度（2035）までの10年間としている。

地域に存在する多様な文化財を歴史的な関連性、ストーリーによって結びつけ、一定のまとまりとして捉えた「関連文化財群」を設定し、個々の関連文化財群の課題と今後の方針、実施する事業等を定めている。

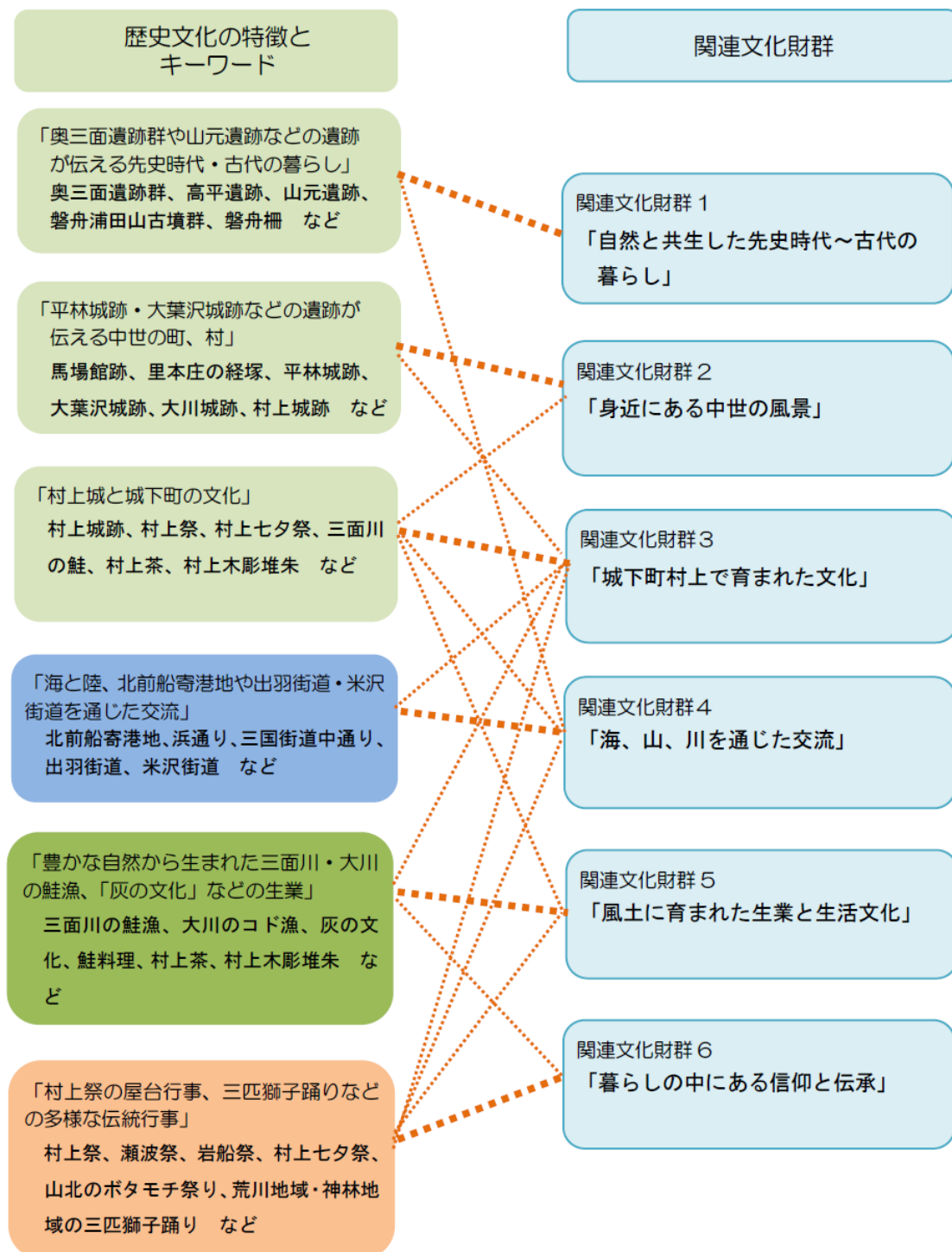
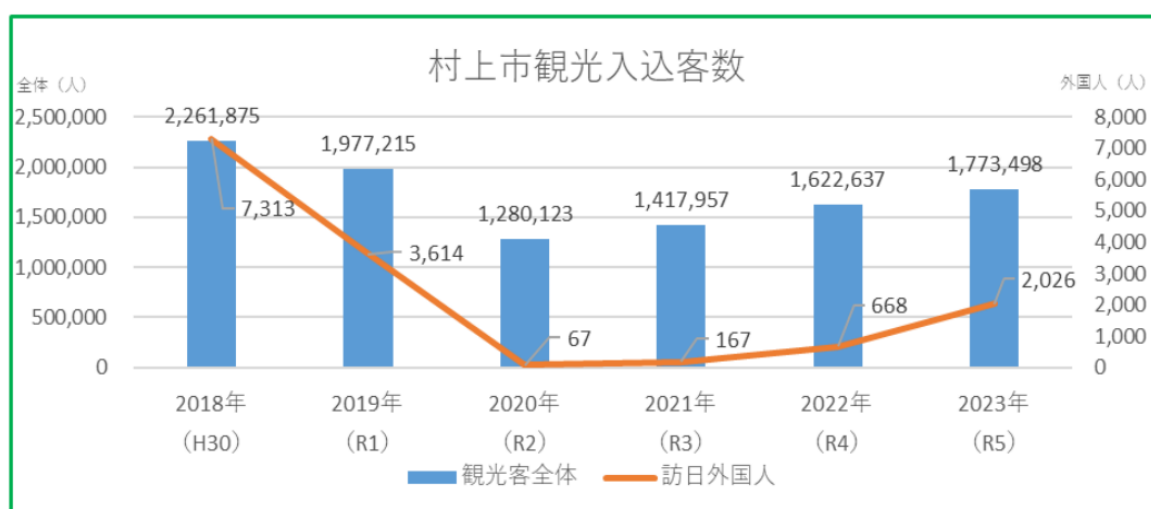


図 歴史文化の特徴と関連文化財群

(5) 第3次村上市観光振興計画（令和7年3月策定）

村上市の観光客数は、新型コロナウイルス感染症の拡大で一旦は落ち込んだものの、令和5年度には約177万人に達し、外国人旅行者数も増加傾向にある。特に歴史文化が色濃く残る町屋や、瀬波温泉や笹川れ等の自然景観は、訪日外国人観光客にも人気がある。

第3次村上市観光振興計画では、「持続可能な観光の推進」「インバウンド誘客と受入体制の強化」「体験型・滞在型観光の推進」の3つを基本方針として掲げ、村上の自然と文化を守りながら、世界に開かれた観光地「MURAKAMI」を目指し、訪日外国人観光客の受入体制整備や体験型観光の推進、文化財・歴史的建造物の保全と活用等の取組を位置付けている。



出典：村上市観光入込客数調査より

基本方針 1

持続可能な観光の推進

～自然と文化を守り、未来へつなぐ観光地・MURAKAMI～

基本方針 2

インバウンド誘客と受入体制の強化

～世界に開かれたMURAKAMI、国際交流を深める観光地へ～

基本方針 3

体験型・滞在型観光の推進

～体験と滞在で心に残る旅を、MURAKAMIで～

（６）史跡村上城跡保存活用計画（令和３年３月策定）

史跡村上城跡保存活用計画は、村上城跡を取り巻く環境の変化、史跡の構成要素の経年劣化、史跡の活用面強化等に対応し、新たな知見の蓄積を反映させるため、今後の「保存管理」「活用」「整備」の基本方針を定める計画である。

なお、計画期間は令和２年（2021）から令和１6年（2034）とし、大綱では村上城跡の本質的価値を構成する諸要素の保存のほか、史跡と城下一体型の活用や観光施設等とも関連させた観光資源としての活用等が定められている。

【大綱】

- ・本質的価値を構成する諸要素の保存と次代への確実な継承
- ・本質的価値に準じる諸要素や恵まれた自然環境等の保存と適正化
- ・現状変更等の取扱い方針の明確化と適切な運用
- ・史跡の日常的な維持管理と定期的なモニタリングの継続
- ・史跡及びその周辺における調査・研究の継続
- ・史跡未指定地の本質的価値の構成要素の保護
- ・史跡と城下一体型の活用
- ・観光施設、イベント等とも関連させた観光資源としての活用
- ・関連遺跡を中心とした広域ネットワークの構築
- ・学校教育、生涯学習等を通じての地域の拠点としての活用
- ・本質的価値等の保存、防災、来訪者の安全のための整備の実施
- ・史跡に関する情報の発信、来訪者の利便性向上等活用のための整備の実施
- ・史跡の保存管理、活用、整備の有効実施のための体制の確保、庁内外組織との連携強化

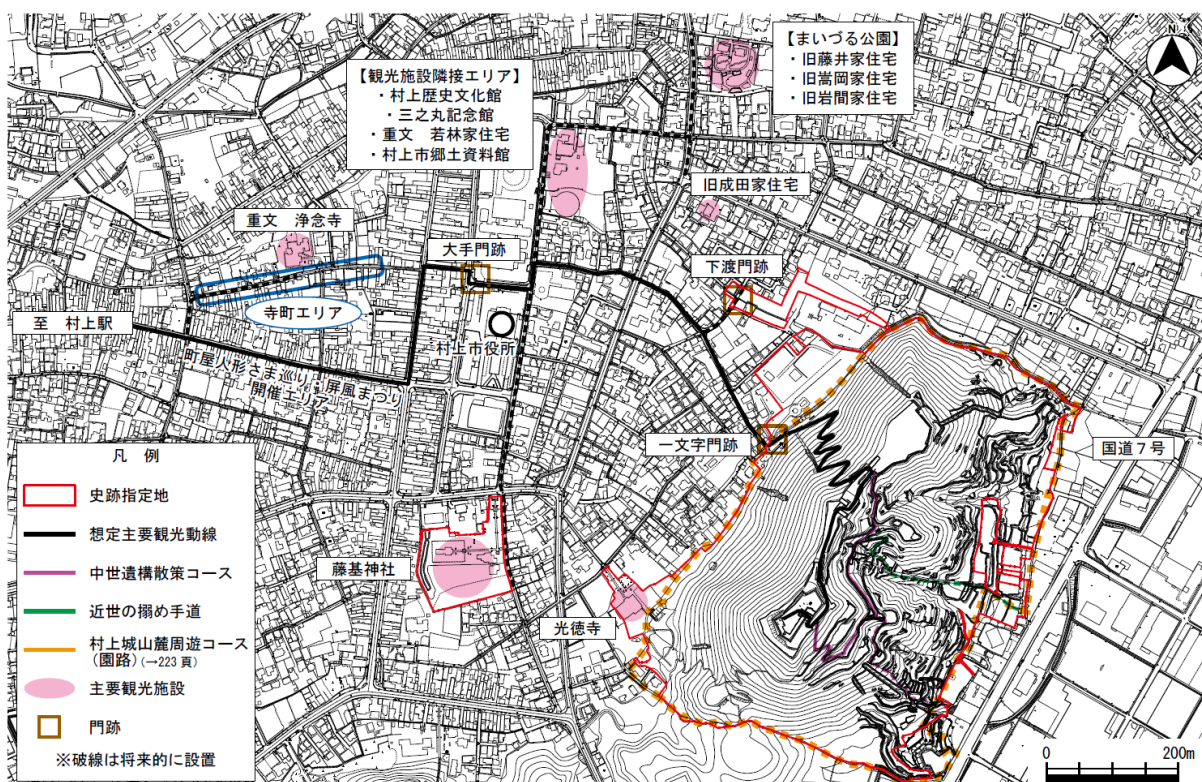


図 整備計画図

(7) 国史跡平林城跡整備基本計画（平成13年3月策定）

国史跡平林城跡整備基本計画は、史跡平林城跡及び周辺において、遺跡の適切な保存を図りつつ、遺跡のもつ本来の価値を顕在化することにより地域住民だけでなく市内外の人々が、文化財を取り巻く自然とふれあい親しむことができ、さらにこれからのまちづくりに連動するような保存、活用を図っていくための指針となる計画である。

計画の完成目標年次は、史跡指定地の整備を第1期事業とし、この事業期間は、平成11年度（1999）から平成18年度（2006）までであり、以降の事業については、5ヶ年ごとに保存整備の状況や社会情勢の変化に対応しつつ、内容、箇所等を適切な形で見直しながら実施している。対象範囲は、史跡平林城跡を中心とした周辺の旧城下町地区を含む範囲としており、城跡とその周辺の集落とが一体となった整備を目標としている。

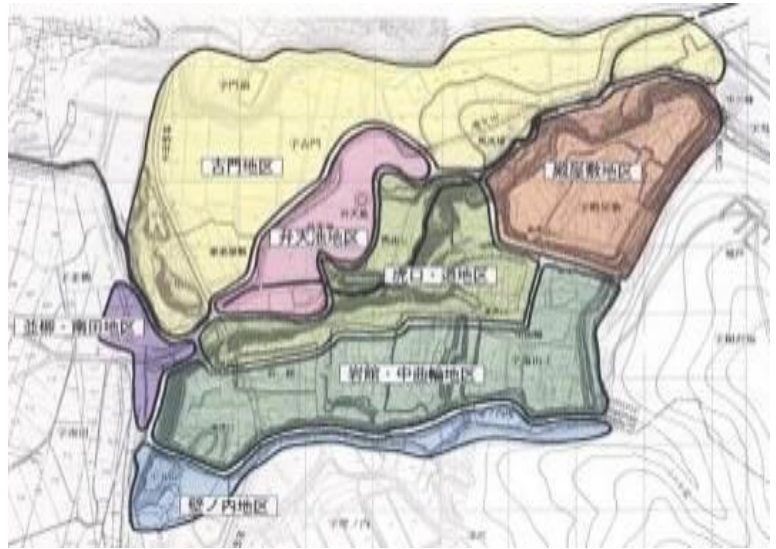


図 居館跡及び隣接地区区分図

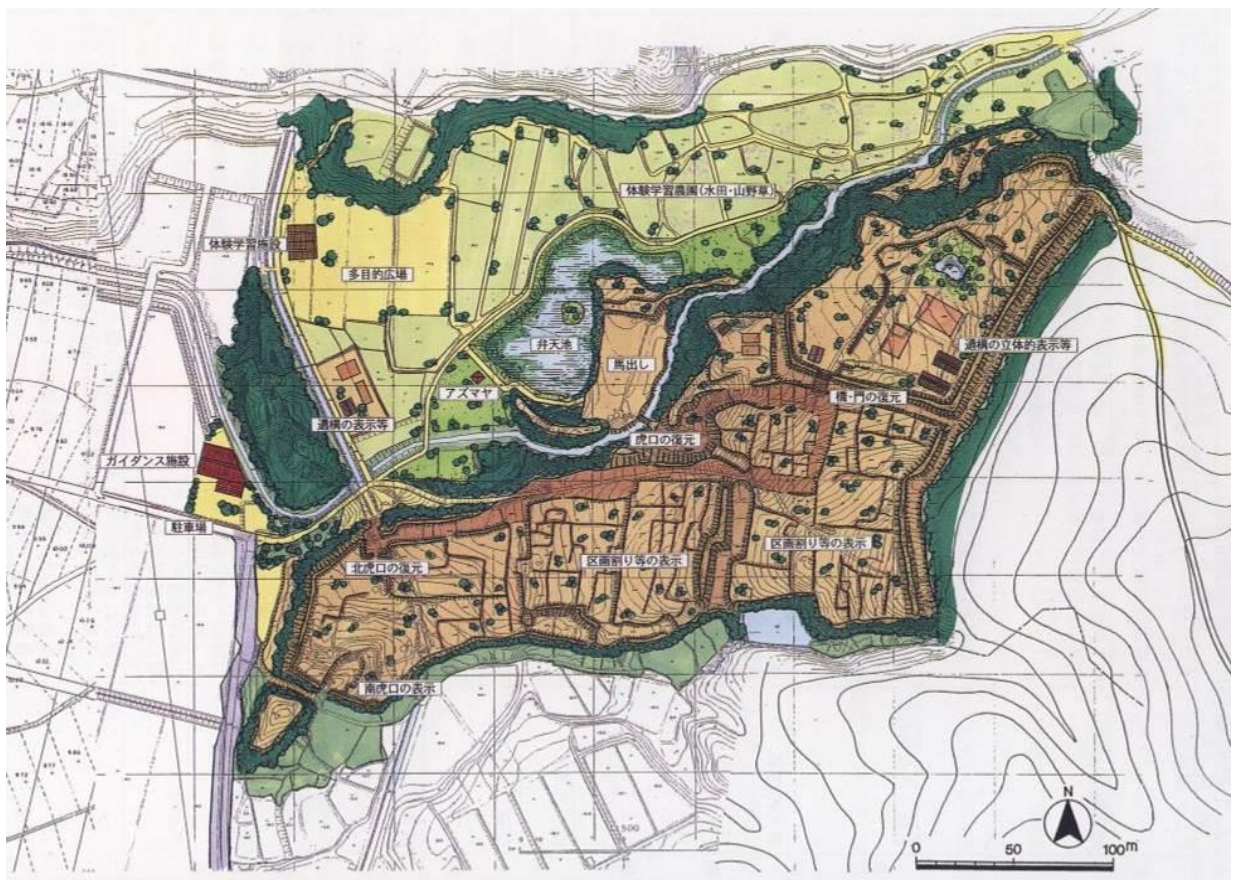


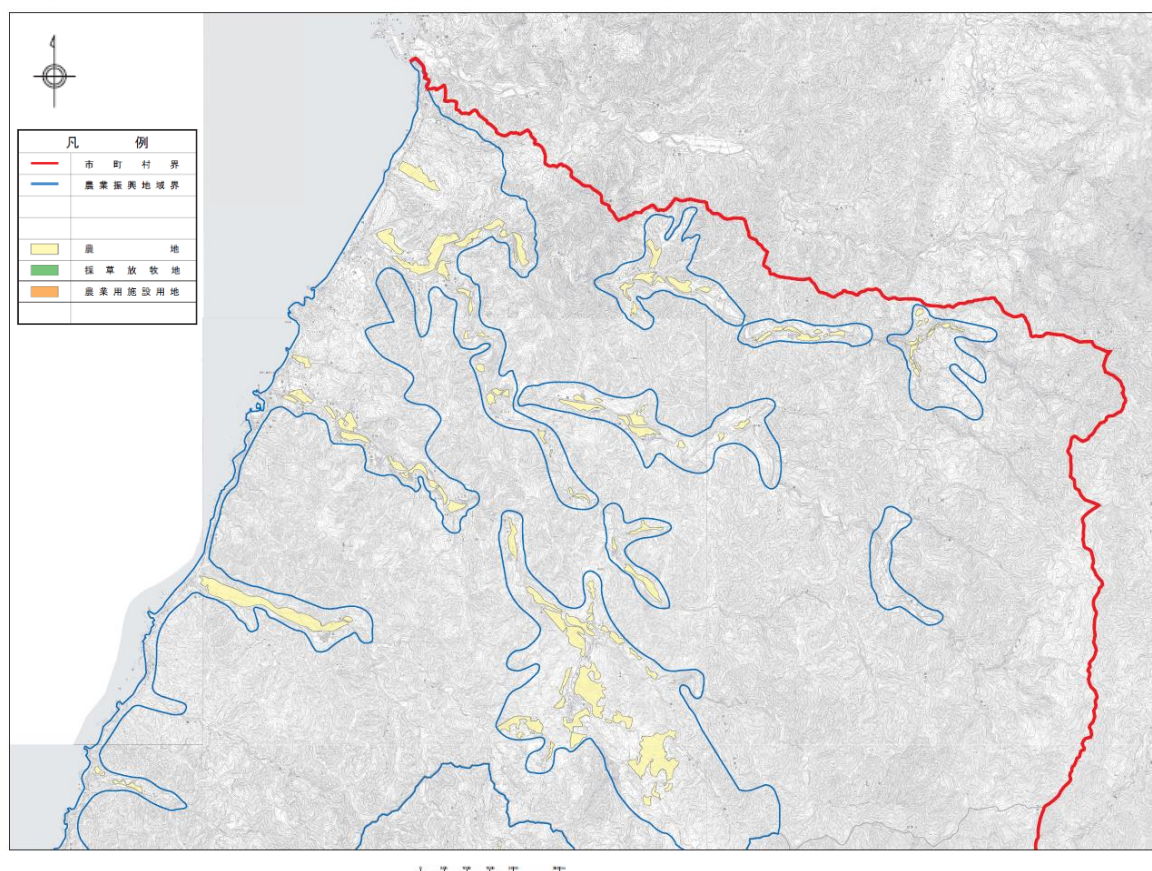
図 ゾーン別整備計画図

（８）村上農業振興地域整備計画（平成 23 年 9 月策定）

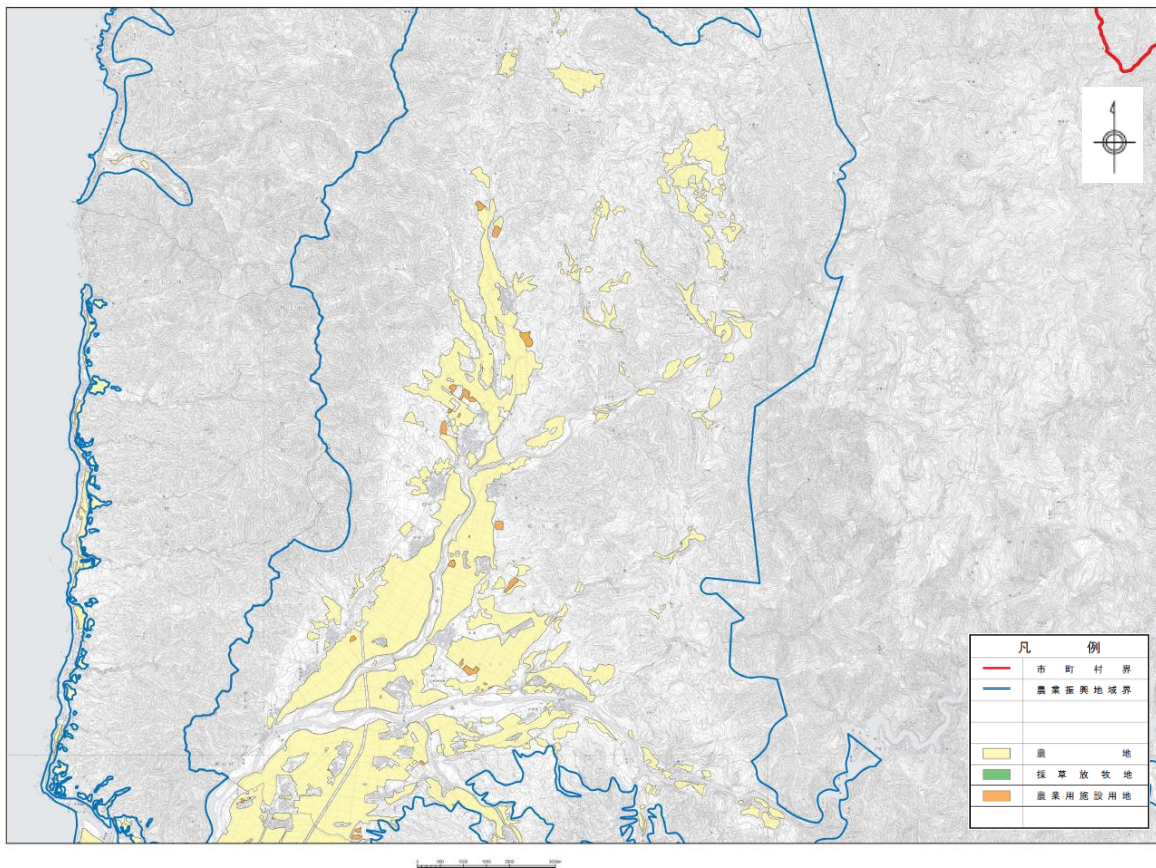
本市では、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与するため、新潟県が農業振興地域を指定し、平成 23 年（2011）に「村上農業振興地域整備計画」を策定した。

今後の農業振興地域の土地利用について、集落等の関係機関と協議をしながら、近代的で効率的な農地を整備するとともに、無秩序な農振除外や農地転用を防止し、優良農地の確保に努めることとしている。

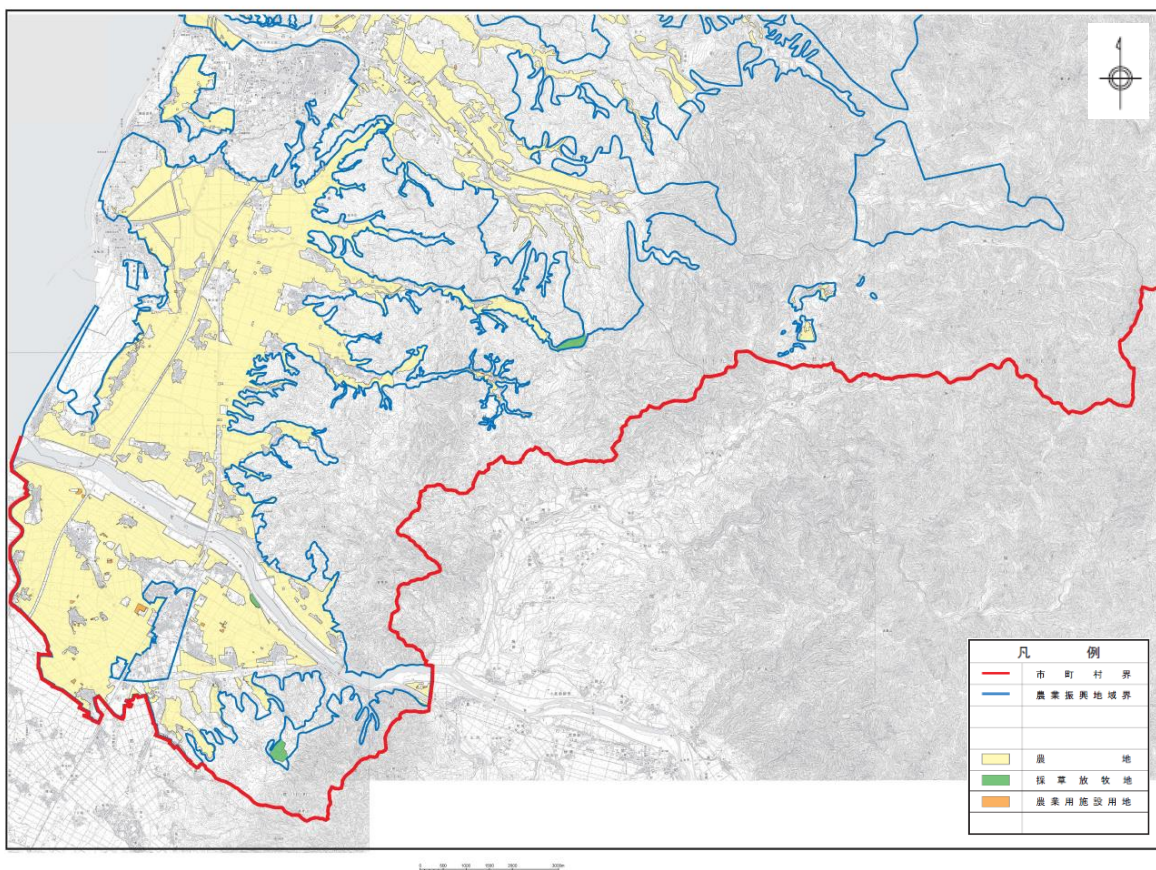
村上市土地利用計画図（付図 1） （その 1）



村上市土地利用計画図（付図1） （その2）

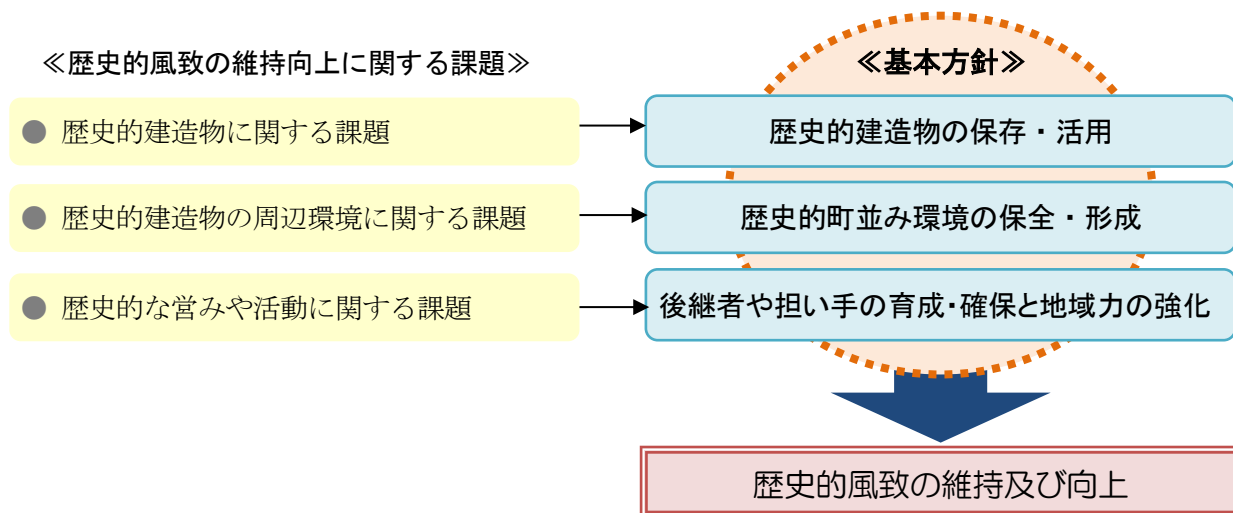


村上市土地利用計画図（付図1） （その3）



第3節 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

歴史的風致の維持及び向上に関する課題や上位計画である村上市総合計画、関連計画である村上市景観計画、村上市都市計画マスタープラン等の方針を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上の基本方針を下記のとおり定める。



(1) 歴史的建造物の保存・活用

現在、指定や登録等の文化財として位置付けられている歴史的建造物については、文化財保護法等に基づく適切な保護措置が講じられている。引き続き所有者や管理者等と連携し、適切な維持管理や修理等を行い歴史的建造物の保存に努める。

一方、未指定の歴史的建造物については、その分布状況や建造物の状態、価値等の実態を把握するための調査等を行い、必要に応じてそれらの保存や活用を行う。

第1期計画で歴史的風致形成建造物に指定した建造物は引き続き指定を行い、そのほかの重要な建造物については、所有者との協議の上、文化財や歴史的風致形成建造物として指定し、滅失防止や修理等に対する支援を行い、その保存に努める。

この他の歴史的建造物についても、適切な保護がなされるように、所有者に対して支援制度等の周知を図り、所有者や管理者の負担軽減に努める。

また、旧村上城下の村上地域村上地区において、歴史的風致を残している地区では、伝統的建造物群保存地区制度の活用を検討も含めて、継続的な調査の実施に努める。

加えて、旧村上城下の町人町内等、木造建築物が連坦、密集しているエリアにおいては、歴史的建造物に防火対策を施した工法等の導入検討や、地区の防災力向上の取組等、ハード・ソフト両面からの防火対策の実施に努める。

また、これらの建造物の空き家化や空き地化による町並みの喪失等を防止するため、歴史的建造物の空き家の物件情報に関する積極的な情報発信や、空き家の活用希望者と所有者のマッチング等の支援に努める。

このほか、来訪者に向けた文化財の展示や情報発信、催事に合わせた建造物の一般公開等、積極的な活用を図る。

（２）歴史的町並み環境の保全・形成

第1期計画では重点区域である旧村上城下の武家町や町人町、寺町において、支援制度の拡充を図り、歴史的建造物の保存や修理と併せた建築物の修景整備に取り組んでおり、引き続きこれらの取組により積極的な歴史的町並み景観の保全形成に努める。

このほか、景観計画の重点地区では、歴史的町並みの保全形成を目的とした建築物等の景観誘導や修景に対する支援を行っており、引き続き景観計画や支援制度の周知を図り、歴史的建造物と一体となった歴史的町並みの保全形成に努める。

これらの建築物を中心とした景観誘導と併せて、町並み景観を損なっている電線類の地中化や道路の美装化等、公共施設の修景や防災性の向上に資する整備を図り、一体的な町並み景観の創出や、狭隘な道路での災害時の危険性への対応に努める。

加えて、歴史的風致に関連する案内板や休憩施設、各種マップ等を活用し、まちなかを周遊できるルート設定や仕掛けづくり等、まちなかの回遊性向上を図り、快適な市街地環境の創出に努めるほか、「むらかみ町屋再生プロジェクト」や「町屋の人形さま巡り」等、歴史的風致を活かした市民活動との連携を図り、観光交流の促進に努める。

また、まちなかを含めた市全体の歴史的風致について、各地域に点在する歴史的風致をつなぎ、回遊性を向上させる仕掛けの構築に努める。

（３）後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

地域固有の伝統的な民俗芸能や伝統行事については、将来にわたって確実に継承していくために、地域や学校、関係団体等と連携しながら、活動や教育等を通じて、若い世代への普及啓発を図る。加えて、活動内容や変遷等については記録や保存等を行い、後世に渡って受け継がれていくように努める。

人口減少社会においても後継者や担い手を育成し、確保していくため、活動を披露する場の拡大や多世代、他地域との交流の拡大等、活動等を広く周知し普及啓発や連携拡大につながるような、各風致に関係する活動に対し支援を行う。

また、地域住民や活動団体等の機運醸成を図るため、広報等を通じた情報発信やPRを行い、市民や来訪者等のより多くの人々への周知を図り、認知度を高めていけるように努める。

伝統工芸や伝統産業については、担い手の育成や確保に向けて、技術の伝承や職人の養成のための機会や場の提供等の支援に努める。また、若い世代の就業のきっかけづくりとして、広報や催事等を通じた情報発信や新たな需要の開拓に努める。そのほか、新型コロナウイルスによる観光客の減少等の影響により、歴史的風致を形成している産業が疲弊している状況を受け、産業を支援する補助金制度等の事業化についても検討を進める。

第4節 歴史的風致維持向上計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進を図り、歴史的風致の維持及び向上に取り組むためには、文化財等の所有者や管理者、地域住民として市民等との協力、連携が不可欠であり、行政を含めた推進体制の構築が重要である。

市内体制としては、都市計画課と生涯学習課を事務局とし、関係各課で組織する「政策調整会議」において連絡、調整を行う。また、国や県の関係機関と協議、相談を行うとともに、適切な支援を得られるように努める。

また、法第11条の規定に基づく「村上市歴史的風致維持向上協議会」は、事務局と連携し、計画の実施に関する連絡や調整を行うとともに、計画の進捗管理や変更協議等の役割を担うこととする。なお、必要に応じて村上市文化財保護審議会や村上市景観審議会等に計画の実施状況を報告し、意見を求める。

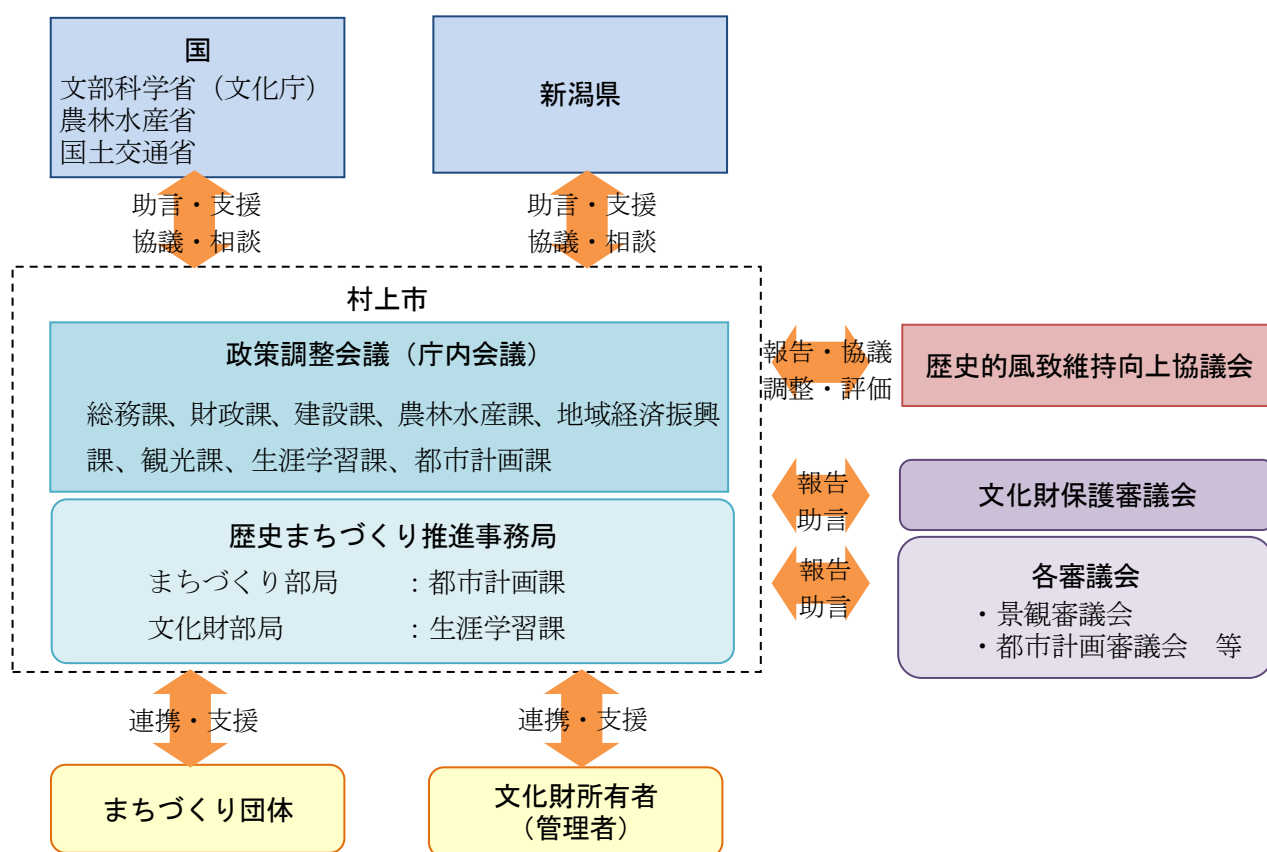


図 推進体制

(2) 役割

●文化財の所有者・管理者等

文化財の所有者や管理者等は、自らが所有または管理する文化財等が当市固有の歴史的風致を構成する重要な要素であり、地域に与える影響が大きいことを十分に認識し、その適切な保存や管理に努めるとともに、積極的な公開や活用等により、歴史的風致の維持及び向上に努めることとする。

●市民・事業者等

市民や事業者等は、村上市の歴史的風致について関心を持ち、理解するように努めるとともに、建築や開発、屋外広告物や自動販売機の設置等の行為を行う際には、歴史的風致を損なうことがないように十分に配慮する。さらに、景観法や屋外広告物法等の関連する法制度の理解を深め、遵守するように努める。

また、本計画の実現に向けて、歴史的建造物の保存活用や伝統行事の継承等の歴史的風致の維持及び向上のための取り組みに積極的に参加し、協力するよう努めることとする。

●行政

行政は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、これを構成する歴史的建造物や周辺的环境整備を推進するとともに、実施主体である文化財の所有者や管理者、事業者等に対して適切な支援を行うこととする。

また、歴史的風致を構成する伝統行事や伝統工芸等については、保存や継承のための取り組み等について周知啓発を図り、市民の参加や協力を促進するとともに、適切な支援を行うこととする。

第4章 重点区域の位置及び範囲

第1節 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

当市は、越後北部の揚北地方（現新潟県下越地方）の中心的な城郭であった村上城を中心にした城下町や街道沿線の宿場町、北前船が寄港する港町等として形成され、発展してきた。市内各地には、村上城跡や平林城跡等の歴史的遺構や武家住宅、神社仏閣、街道沿いに建ち並ぶ町家等歴史的価値の高い建造物が多数現存し、民俗芸能や伝統行事、伝統工芸等の伝統産業等、固有の歴史や伝統を反映した人々の活動が育まれ現在も継承されている。

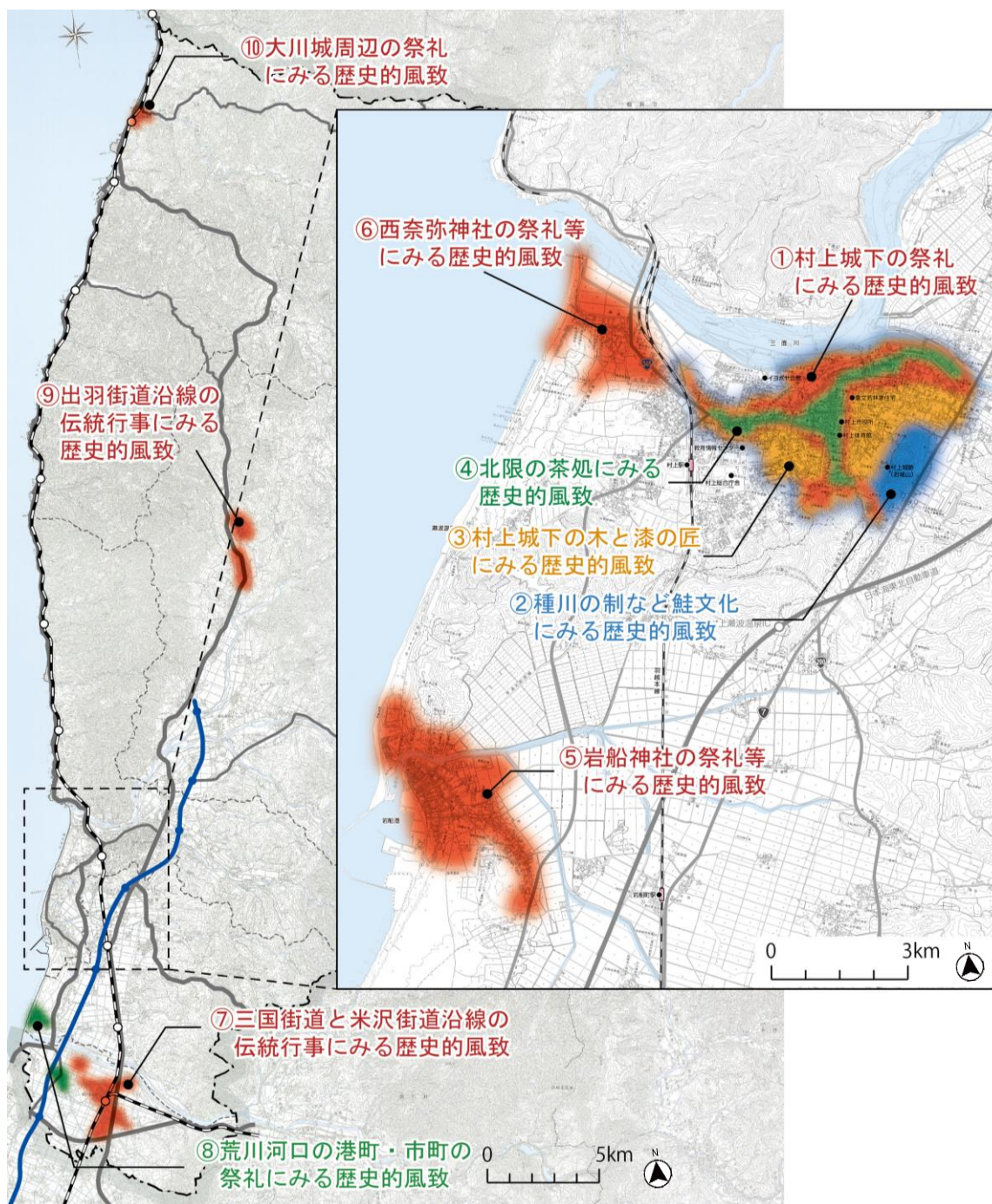


図 村上市の主な歴史的風致の分布

特に、村上地域村上地区は、江戸時代初期に村上城の城普請とともに城下町として整備され

た地区であり、村上まつり等の祭礼行事をはじめ、種川の制等三面川の鮭文化、村上堆朱等の木と漆の匠、北限の茶処等、当市内でも特に多様な歴史的風致が色濃く残る地区である。

この地区内には、重点区域の要件のひとつである重要文化財である「若林家住宅」及び「浄念寺本堂」、史跡である「村上城跡」の3つの建造物が立地している。また、これらの建造物等以外にも西奈弥羽黒神社摂社神明宮等の県指定有形文化財や旧嵩岡家住宅等の市指定有形文化財、吉川家住宅等の国登録有形文化財、旧街道の沿線に建ち並ぶ戦前以前に建築された町家も多数現存し、良好な歴史的町並み景観を形成している。

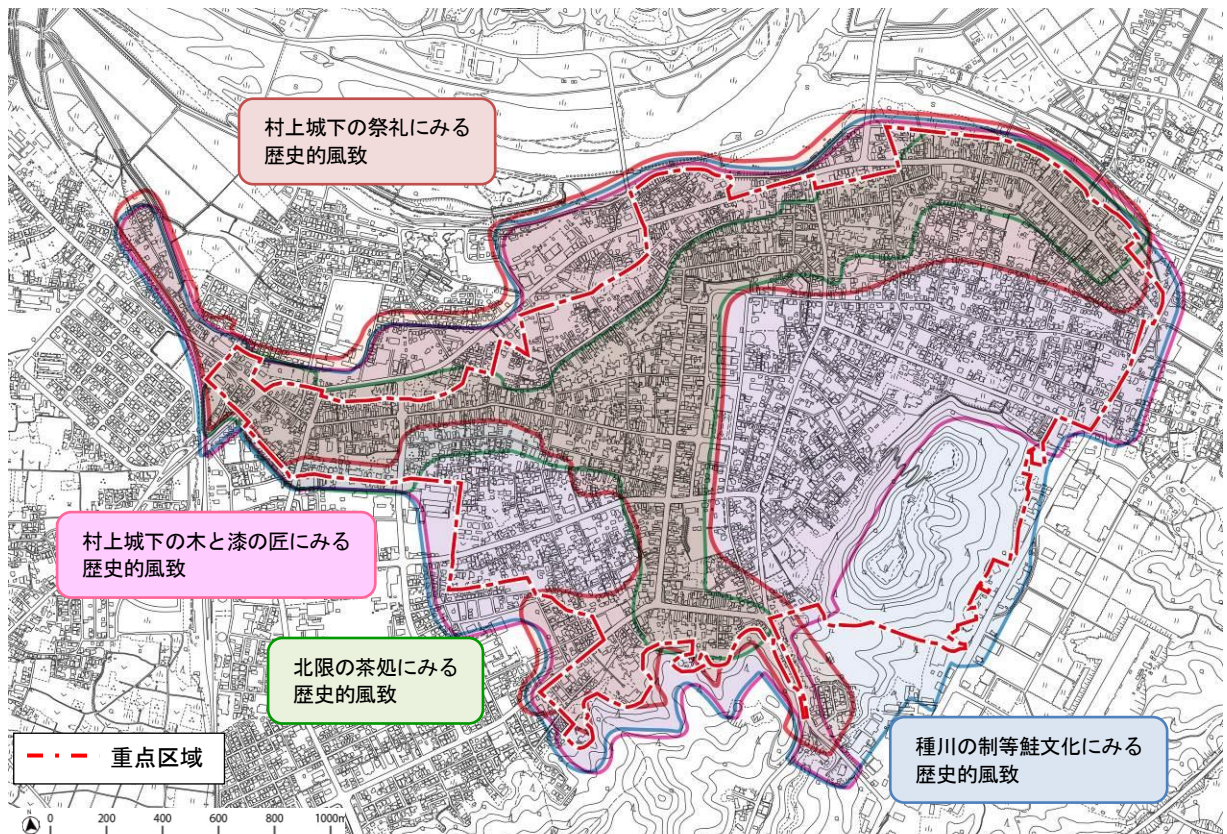


図 村上地区の主な歴史的風致の分布

(2) 重点区域の位置

重点区域は、これらの歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域である。なお、重点区域は、文化財保護法の規定による重要文化財等や重要伝統的建造物群保存地区内の土地及びその周辺の区域である必要がある。

表 重点区域の要件（法第2条第2項抜粋）

第二条（省略）	
2 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。	
一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。	
イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第百九条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地	
ロ 文化財保護法第百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。）内の土地	
二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。	

当市内において、重点区域の要件を満たす重要文化財等の建造物又は重要伝統的建造物群保存地区は、下表のとおりである。

表 重点区域設定の土地の区域の要件を満たす重要文化財建造物等

若林家住宅 （重要文化財） 村上市三之町	浄念寺本堂 （重要文化財） 村上市寺町	村上城跡 （史跡） 村上市本町	平林城跡 （史跡） 村上市平林
			

重点区域の設定にあたっては、歴史的風致を形成していることを前提にするとともに、前述の方針に基づく様々な施策を展開することで、市全域への波及効果や景観計画等の関連施策との連携による相乗効果等、重層的な効果が期待できる区域を重点区域として設定する必要がある。このことから、本計画における重点区域設定の考え方を以下のように定める。

重点区域設定の考え方

- 代表的な歴史的風致に該当する区域
- 重点区域の要件を満たす建造物が立地している区域
- 現状課題等を踏まえ重点的に取り組んでいく必要がある区域

また、将来的に重点区域の設定要件が整い、歴史的風致の維持及び向上のための施策が必要であると認められる区域においては、必要に応じて見直しを行うものとする。

村上地区は、現在も市内の中心地として市街地が形成され、中核的な都市機能を担う地区である。加えて、この地区内の旧武家町や旧町人町、寺町には、平成25年（2013）3月に策定した村上市景観計画において、重点的、先導的な景観形成に取り組む地区として重点地区に位置付けられており、良好な歴史的町並み景観を保全するため規制誘導や施策の展開が行われている。

第1期計画では、この村上城下町地区を重点区域とし、歴史的風致形成建造物保存事業や建造物外観修景事業等の補助金制度による歴史的建造物の修理や非歴史的建造物の修景、史跡村上城跡整備事業による石垣や周辺利便施設の整備等を行い、特に大町地区では老朽化したアーケードの撤去とともに建物の外観改修がなされたことで町並みが改善される等、第1期計画の効果を得ることができた。

一方で、これらの地区では、人口減少や高齢化等も顕著であり、歴史的な町並みの維持や文化財の保存、担い手不足による伝統行事や伝統産業の継承等の課題が深刻化しているほか、第1期計画で実施できなかった道路美装化や無電柱化等について、第2期計画期間において取り組んでいく必要がある。

これらの状況を踏まえて、第1期計画に引き続き、村上城下町地区を本計画の重点区域として設定するとともに、歴史的風致の維持及び向上を図るための重点的かつ一体的な施策を推進していくこととする。

(3) 重点区域の区域、名称、面積

重点区域の範囲は、寛政年間（1789～1800）に測量したものをもとに作成された明治初年村上城下絵図に示されている城下町の中で、現在も地割や小路等のまちの骨格がよく残っている範囲を基本とする。

加えて、村上まつりの巡行ルートや歴史的風致に関連する文化財、及び建造物等を包括した範囲とし、現在の地形地物や町丁界に沿って境界を設定する。

重点区域の名称：村上城下町区域

重点区域の面積：約 223ha

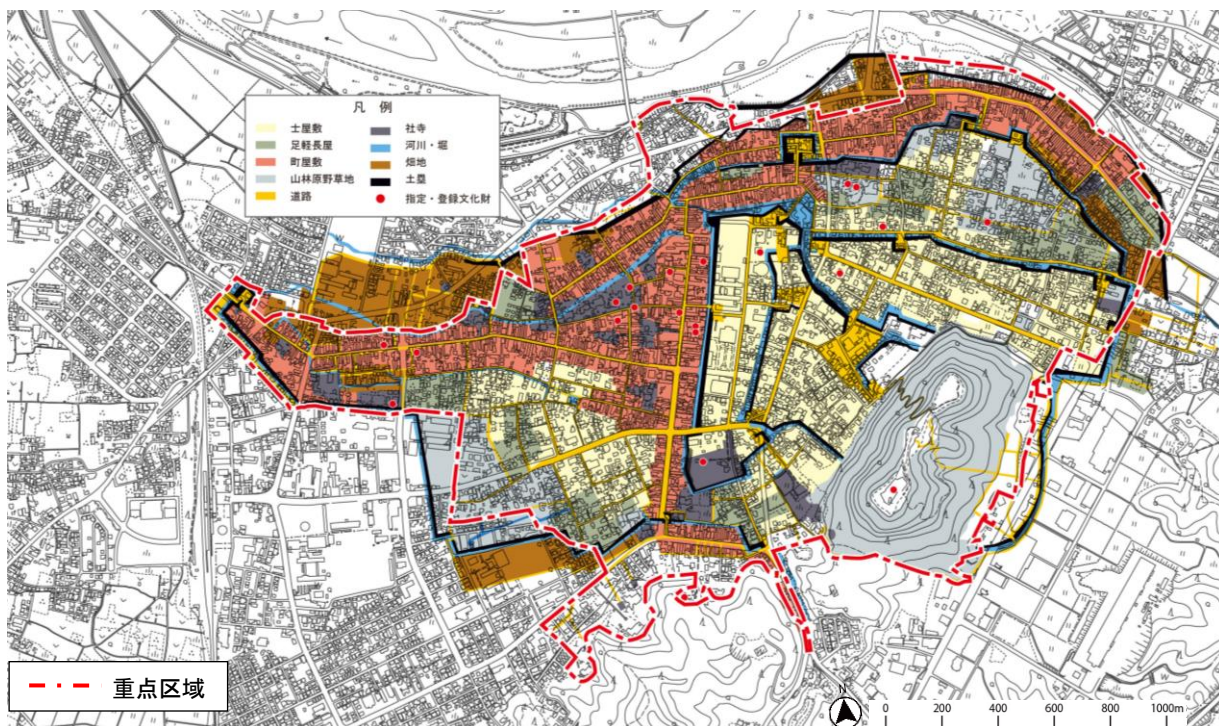


図 明治初年村上城下絵図と現在の白図の重ね合わせ

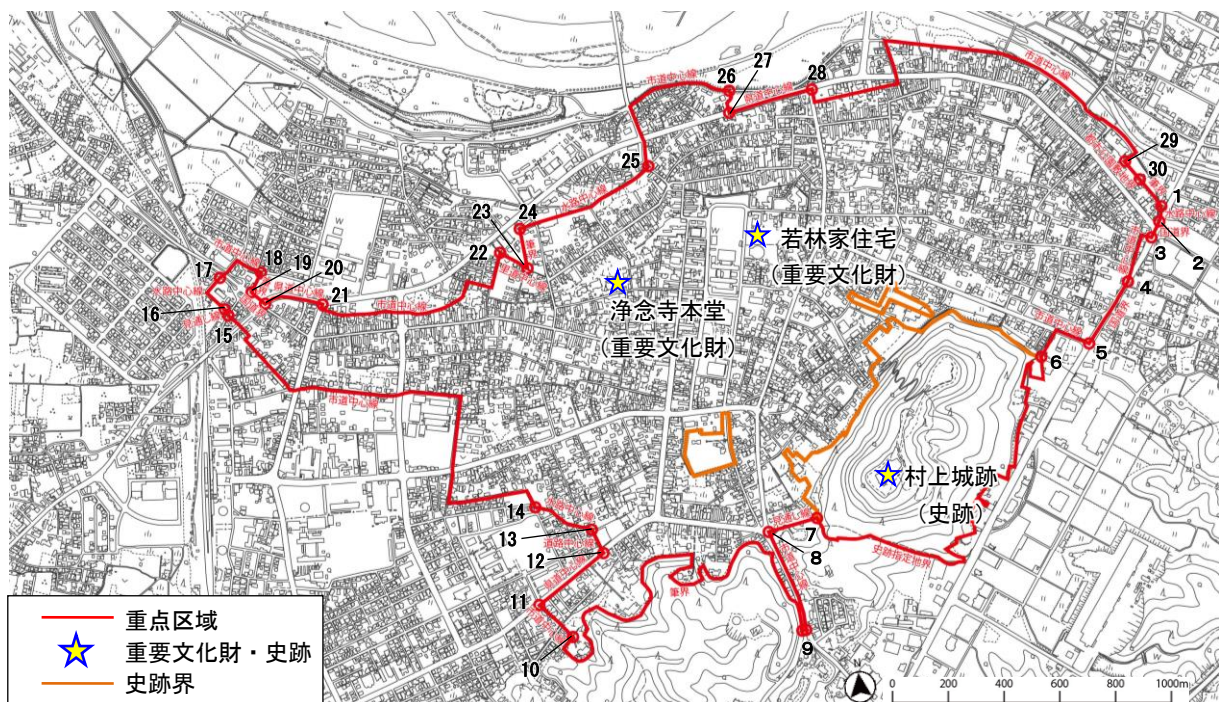


図 重点区域の範囲

表 重点区域の境界

区間	区域の境界	区間	区域の境界
1～2	水路中心線	16～17	水路中心線
2～3	国道界	17～18	市道中心線
3～4	市道中心線	18～19	筆界
4～5	国道界	19～20	国道界
5～6	市道中心線	20～21	県道中心線
6～7	史跡指定地界	21～22	市道中心線
7～8	見通し線	22～23	里道中心線
8～9	市道中心線	23～24	筆界
9～10	筆界	24～25	水路中心線
10～11	市道中心線	25～26	市道中心線
11～12	県道中心線	26～27	筆界
12～13	道路中心線	27～28	県道中心線
13～14	水路中心線	28～29	市道中心線
14～15	市道中心線	29～30	都市公園敷地界
15～16	見通し線	30～1	筆界

第2節 重点区域の設定の効果

重点区域は、当市の維持向上すべき歴史的風致の中でも特に代表的な村上まつりが行われる区域であるとともに、城下町時代の地割や歴史的建造物がよく残っている区域である。

この区域において、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することにより、歴史的建造物の保存活用や良好な市街地環境の保全、整備を進めることができるとともに、伝統文化の保存や継承にも大きく寄与するものである。

これらは、当市の歴史的、文化的資源に磨きをかけることにより地域の魅力を高めるとともに、市民の歴史や文化に対する理解を深め、郷土に対する誇りや愛着を醸成することが期待される。

また、当市固有の魅力が向上することにより、観光振興につながり、地域の活性化や経済効果等も期待される。

なお、この区域は、村上市景観計画の重点地区である「旧武家町地区」と「旧町人町・寺町地区」を包含する区域であり、景観施策との連携による相乗効果とともに、他の重点地区も含めた周辺地域への波及効果が期待される。

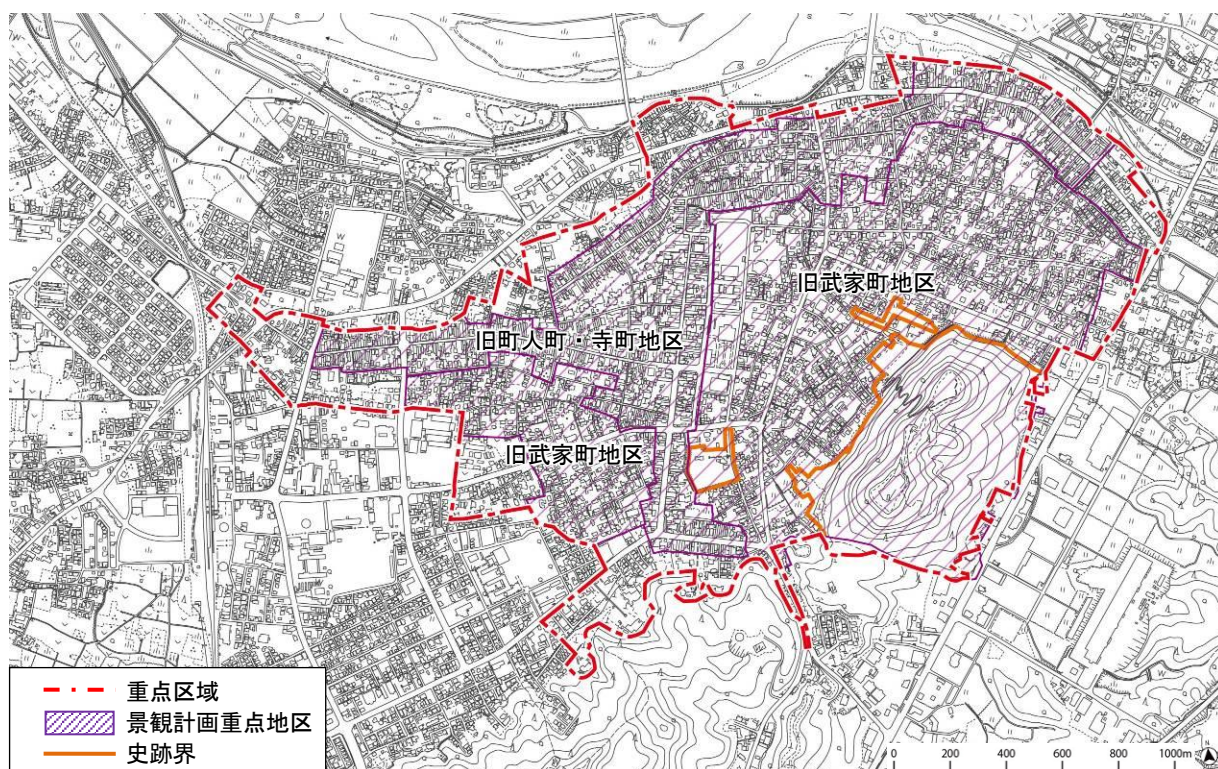


図 重点区域と景観計画の重点地区の比較

第3節 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

当市における良好な景観の形成に関する施策として、都市計画の指定と景観法に基づく景観計画がある。

（１）都市計画法との連携

当市では、令和7年(2025)4月1日現在、行政区域117,417.0haのうち、28,872ha(24.6%)を村上都市計画区域（非線引き都市計画区域）として指定しており、この区域のうちの847.2ha（2.9%）に用途地域を指定している。

重点区域の範囲である村上城下の旧武家町、旧町人町、寺町には、臥牛山（村上城跡を含む）を除く範囲に用途地域が指定されている。旧武家町の範囲は、主に第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域が指定され、旧町人町、寺町の範囲と、街道沿線や都市計画道路沿道は主に商業地域及び近隣商業地域が指定されている。それ以外の区域は、第一種住居地域が指定されており、町家が連担している範囲は、準防火地域も併せて指定されている。

また、重点区域内には、メッシュ状に都市計画道路が計画決定されている。計画決定から20年以上経過する長期未着手の都市計画道路については、廃止も含めて見直しを進めているところである。平成29年（2017）7月4日には、3・3・4号泉町羽黒町線及び3・4・6号北線を一部変更し、起点の泉町地内から大町地内までの区間602mを廃止している。

このように、当市では用途等に応じた適切な土地利用誘導が図られているとともに、重点区域では、歴史的町並みの保全に向けた都市計画を進めているところである。

今後も引き続きこれらの都市計画を継続しながら、良好な景観の形成を図っていくこととする。

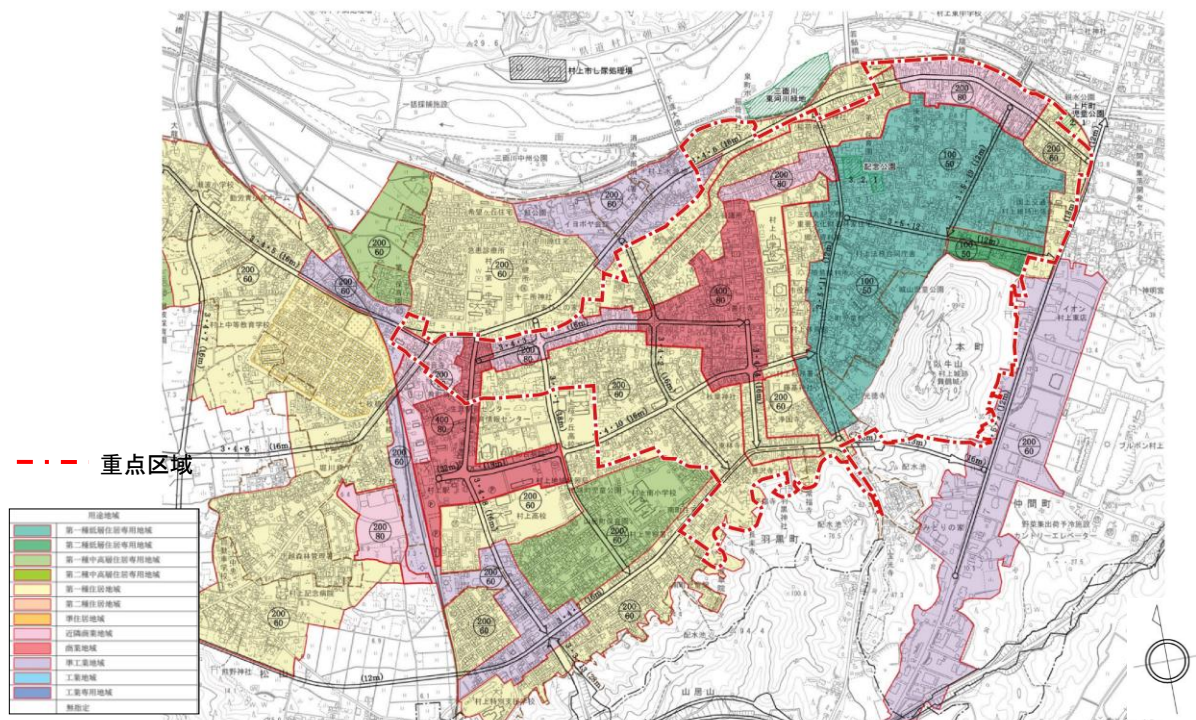


図 重点区域の都市計画図

(2) 景観法との連携

当市では、歴史、文化、自然等を活かした村上らしい景観を守り、育て、つくり、市民一人一人が愛着と誇りの持てる景観を次の世代に引き継いでいくことを目的として、平成22年(2010)4月1日に景観行政団体となり、平成25年(2013)3月には景観法に基づく「村上市景観計画」を策定し、併せて「村上市景観条例」を施行し、良好な景観づくりに取り組んでいるところである。

この計画では、市全域を景観計画区域とし、自然環境や市街地の特性、歴史、文化等の実情に応じて4つの「市街地区域」と3つの「自然環境区域」を設定し、それぞれに応じた景観形成の方針や景観形成基準を定めている。さらに、重点的かつ先導的に景観形成に取り組む地区として、市内8区域に「重点地区」を指定し、地域主体の景観づくりを進めている。これらの重点地区は、いずれも歴史的建造物や風情ある町並みが残されており、それらの景観を保全していくためのきめ細かな景観形成基準を定めている。

本計画の重点区域の範囲は、主として「一般市街地区域」に該当するとともに、村上城跡が位置する臥牛山への眺望景観を保全するための「お城山眺望景観保全区域」にも含まれている。さらに、「旧武家町地区」と「旧町人町・寺町地区」の2つの重点地区を包括する範囲であることから、今後も引き続きこれらの景観施策を継続していくこととする。

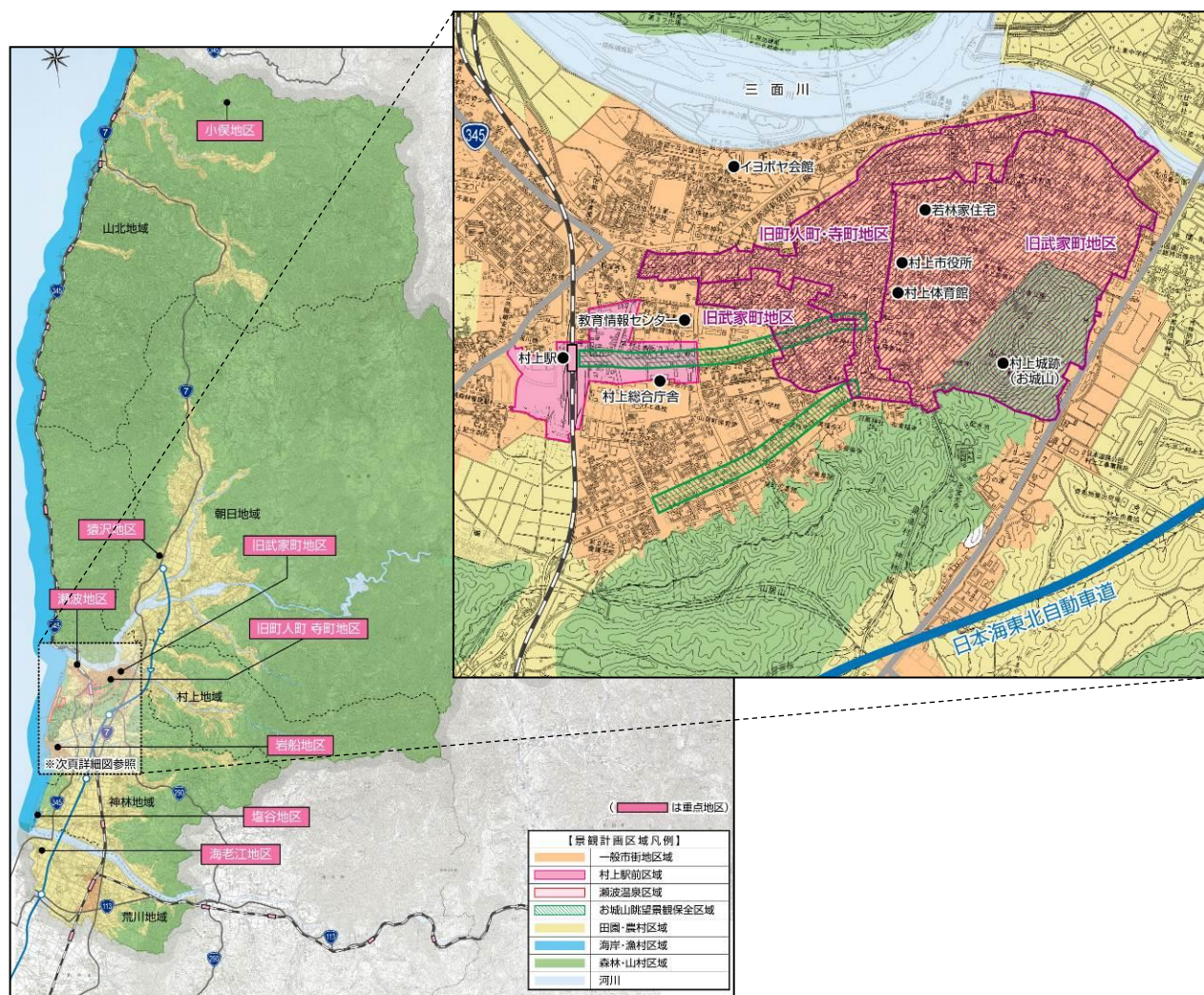


図 景観計画区域図

表 重点区域に関連する景観計画区域及び重点地区の景観形成の方針

区域・地区		基本方針	個別方針
景観計画区域	一般市街地 区域	緑豊かで落ち着いたあ る市街地景観の形成	・周辺環境への景観配慮による落ち着いたある住環境の形成 ・既存の住宅地や商店街との調和を図り、一体感を感じられる景観の形成 ・幹線道路沿道等における遠景の山々を望む眺望景観の確保や沿道の緑化 ・工業地では緩衝緑地を設ける等、周辺環境に配慮した景観の形成 ・歴史的な市街地におけるまち並みや建造物等の保全 ・特に重要な建造物等は、周囲の景観形成を先導する貴重な景観資源として、保全や活用に努める ・祭りや伝統行事等の賑わいを感じさせる活動の維持継続 ・受け継がれてきた地域固有の暮らしの継承
	お城山眺望景観 保全区域	“お城山”を望むシン ボル通りの形成	・沿道のどこからでも村上城下町のシンボル“お城山”を望めるような眺望景観の確保 ・建築更新に合わせた建物の高さや壁面線の統一によるスカイラインの形成 ・色彩等の形態意匠の配慮によるまとまりのあるまち並み景観の形成 ・無電柱化等の検討等も含め、屋外広告物の集約化や工作物等の景観配慮によるすっきりとした沿道景観の形成 ・宅地内緑化や街路樹等による潤いのある緑豊かな道路空間の形成
重点地区	旧武家町地区	村上城下町の旧武家町 の雰囲気が感じられる 景観の保全・継承	・地区の歴史を感じさせる歴史的建造物の保全 ・歴史的建造物等を核とした修景等による歴史的まち並みの継承 ・村上城下町のシンボルとなるお城山の保全 ・旧武家町のまち並みの骨格となる生垣景観の保全形成 ・防災的な観点からも安心安全な景観まちづくり ・生垣景観を維持するための清掃活動をはじめ、景観資源の維持管理や地域の活力となる催事等の地域活動の推進
	旧町人町・ 寺町地区	村上城下町の町人町・ 寺町として栄えた伝統 的なまち並み景観の保 全・継承	・地区の歴史を感じさせる町家等の歴史的建造物の保全 ・歴史的建造物等を核とした修景等による歴史的まち並みの継承 ・防災的な観点からも安心安全な景観まちづくり ・町家の再生や黒塀による修景等、景観の保全形成に寄与する市民活動の推進 ・村上大祭や人形さま巡り等の地域の活力となる祭事や催事の維持継続による賑わいの創出

表 景観計画区域における届出対象行為及び規模

景観形成行為		重点地区	重点地区以外の景観計画区域	
			市街地区域	農山漁村区域
①建築物	新築、増築、改築若しくは移転	■延べ面積 10 m ² 以上のもの。	■延べ面積 100 m ² 以上のもの。	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	■上記のもので、公共の用に供する土地に面する各壁面若しくは屋根面の 1/4 以上のもの。	■上記のもので、公共の用に供する土地に面する各壁面若しくは屋根面の 1/2 以上のもの。	
②工作物	新築、増築、改築若しくは移転	■高さ 1.0m 以上のもの。	■高さ 10.0m 以上のもの。	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	■上記のもので、公共の用に供する土地に面する外観の 1/4 以上のもの。	■上記のもので、公共の用に供する土地に面する外観の 1/2 以上のもの。	
③開発行為		■面積 500 m ² 以上のもの。		
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		■切土、盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 3.0m、かつ長さが 30m 以上のもの。		
⑤木竹の伐採		■高さ 7.0m 以上、又は長さ 10.0m 以上の木竹の伐採。	■面積 300 m ² 以上の土地における木竹の伐採。	■面積 1,000 m ² 以上の土地における木竹の伐採。
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		■高さが 3.0m 以上のもの。 ■堆積に係る土地の面積が 300 m ² 以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの。		
⑦水面の埋立て又は干拓		■面積 1,000 m ² 以上のもの。		
⑧特定照明		■以下のすべてに該当するもの。 ・届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対して行われるもの。 ・特定照明の新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の変更。 ・照明期間が 60 日以上のもの。		

(3) 屋外広告物条例との連携

当市では、「新潟県屋外広告物条例」を運用し、屋外広告物の規制誘導を行っている。同条例では、屋外広告物の禁止物件、禁止地域、許可地域等を指定し、広告物の設置位置、設置数、表示面積、高さ等についての基準を定めている。

重点区域の範囲は、禁止地域である第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域が含まれるとともに、許可地域である都市計画区域、主要地方道及び鉄道等の境界から両側100m以内の区域等が含まれる。なお、「村上市景観計画」において、屋外広告物の制限に関する基本的な考え方を示しており、今後は、景観計画と連携した一体的な景観行政の推進に向けて、屋外広告物行政への権限委譲や市条例の制定等による屋外広告物の規制誘導について、検討していくこととする。

表 新潟県屋外広告物条例の制限内容（概要）

項目	対象
禁止物件	・橋、植樹帯、信号機、道路標識、道路上の柵、電柱、街灯柱 等
禁止地域	・都市計画区域の用途地域のうち、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 ・高速道路から両側 300m以内の区域（用途地域を除く） 等 ※自家用広告物は、一定の基準内であれば表示・設置等が可能
許可地域	・都市計画区域 ・一般国道及び県道のうち主要地方道、鉄道等の境界線から両側 100m以内の区域 ・高速道路の境界線から両側 300mを超え 500m以内の区域 ・自然環境保全区域 ・国立公園、県立自然公園の区域 等 ※自家用広告物は、一定の基準内であれば許可なく表示・設置等が可能
許可基準	・立看板等、広告旗、野立広告板、野立広告塔、建築物を利用する広告物の設置位置、設置数、表示面積、高さ 等

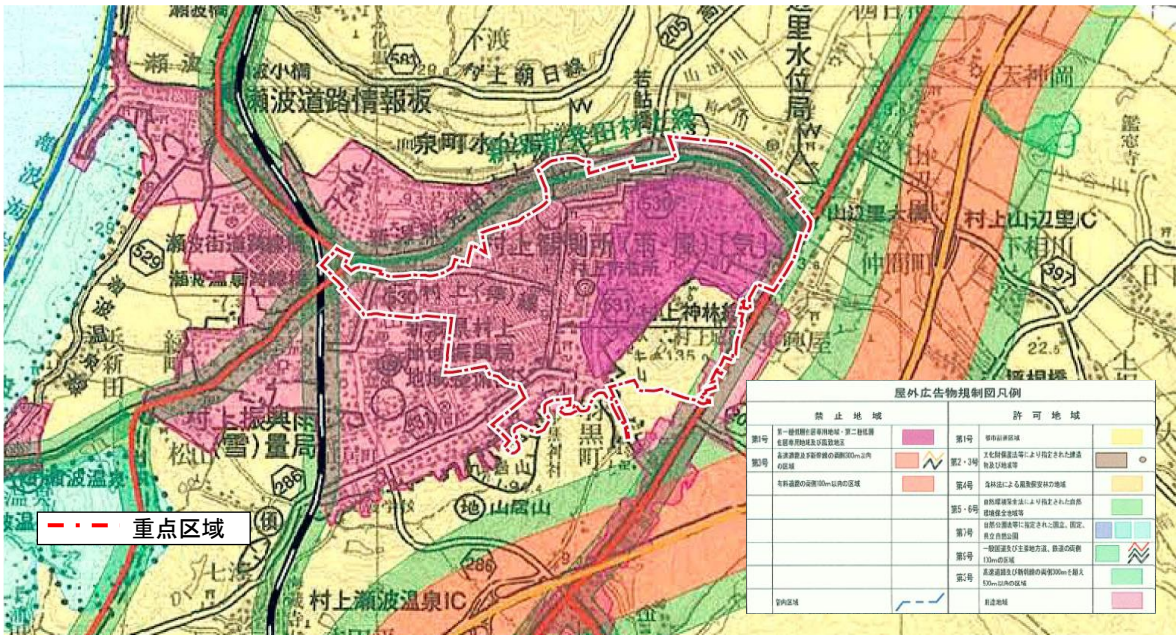


図 重点区域の屋外広告物規制図

（４）史跡村上城跡保存活用計画との連携

村上城跡は、村上地域村上地区内の市街地の至る所から仰ぎ見ることのできる独立峰であり、市民からは「お城山」と称され、散策や花見等の日常的な憩いの場として親しまれる等、この地区のシンボリックな存在である。この遺跡は、臥牛山の山頂を中心として壮大な規模の石垣や、天守や門等の建物礎石、堅堀、土塁といった中世、近世の城郭遺構が多く残っており、平成5年（1993）6月に史跡に指定された。また、城跡周辺の市街地には、かつての町割等が現存し、各所に武家住宅や町家等が創り出す歴史的景観は、城下町村上の大きな特徴である。

しかしながら、城跡においては、石垣の孕みや破損部分が見られ、崩落が予想される箇所もあり、市街地においては、歴史的景観にふさわしくない建造物も立地してきている状況であることから、城跡だけでなくその周辺の歴史的環境も含めた保存、活用に向けた整備を行っているところである。

史跡村上城跡保存活用計画では、史跡村上城跡を取り巻く環境の変化、史跡の構成要素の経年劣化、史跡の活用面強化等に対応し、新たな知見の蓄積を反映させるため今後の「保存管理」「活用」「整備」の基本方針を定めている。

村上城跡は、本計画においても当市を代表する重要な歴史的建造物跡であり、重点区域の核であることから、今後も引き続き、城跡の保存整備等と併せ、この城跡周辺の旧武家町や旧町人町、寺町と一体となった環境整備を継続していくこととする。

1. 保存管理の基本方針

- ・中世遺構・近世遺構を始めとする史跡村上城跡の本質的価値を構成する諸要素を保存し、確実に次代へと継承する。また、本質的価値に準じる諸要素の保全、自然環境の適正化に努める。
- ・史跡村上城跡の本質的価値を守るため、構成要素別、地区別の現状変更行為への基準を定め、適切に運用する。
- ・日常の維持管理を継続し、史跡を適切な状態に保つ。
- ・定期的にモニタリングを行い、史跡の状況把握に努める。
- ・史跡村上城跡の新たな本質的価値の発掘、付加価値付けのための調査、研究を行う。
- ・史跡としての本質的価値を有すると思われる史跡未指定地の保護に努め、追加指定と公有化を目指す。

3. 整備の基本方針

- ・史跡の保存と活用を着実に進めることを目的とした整備を行う。
- ・進捗状況と社会環境の変化に合わせ「史跡村上城跡整備基本計画」の見直しを行う。

2. 活用の基本方針

- ・学校教育や生涯学習の教材、周辺町内や地元企業の活動の場として提供し、人づくり、地域づくりの拠点としての活用を図る。
- ・村上城の歴史と切り離せない旧城下町を結び付け、地域の歴史的ストーリーを持たせた活用を図る。
- ・周辺の観光施設との連携を強化し、イベント等とリンクさせることで観光資源としての活用を図る。
- ・市内外の他の城跡や関連遺跡を中心とした広域ネットワークの構築、関連する自治体や団体との交流、連携の強化。
- ・史跡の魅力や調査研究の最新成果等の情報発信。

4. 運営、体制の基本方針

- ・史跡の保存管理、活用、整備を着実に遂行できる組織体制を整える。
- ・庁内関係部署、文化庁、新潟県教育委員会との連携強化を図る。
- ・学校、民間団体等の庁外関係機関との連携強化を図る。
- ・史跡の保存管理、活用、整備を確実に遂行できる財源の確保。

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

第1節 市町村全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

当市には、令和7年(2025)4月現在、国の指定文化財11件、県の指定文化財12件、市の指定文化財148件の計171件の指定文化財が存在するほか、国登録文化財26件、国の記録選択4件、県選定保存技術が1件あり市内各所に分布している。これらの指定文化財等は、当市の歴史的発展の経緯や文化的価値を伝える貴重な資料であるとともに、今後の地域づくりや観光交流等のまちづくりを展開する上で、重要な地域固有の地域資源である。

これらの指定文化財等の保存については、文化財保護法、新潟県文化財保護条例、村上市文化財保護条例等の関連法令に基づき、国や県と連携しながら保存や管理等の保護措置を講じるとともに、所有者や管理者等に対して指導や助言を行っているが、今後も引き続き、所有者や管理者等と連携を図りながら適切な保存継承に努める。

また、管理者の不在による歴史的建造物の荒廃や解体、所有者の生活スタイルの変化等による建て替え等により未指定の歴史的建造物や歴史遺産等の喪失や民俗芸能や伝統産業の担い手の不足による保存継承の難しさも課題となっていることから、これらの価値づけを行うための調査や研究を進めるとともに、その価値が確認できたものについては、所有者や関係者等への働きかけを行い、指定や登録等の制度を活用した保護措置を検討する等、指定文化財等の保存同様、貴重な歴史文化的資源を保存継承に努める。

指定文化財等の活用については、重要文化財である若林家住宅や市指定有形文化財である旧嵩岡家住宅等の市所有の武家住宅の一般公開等を行い、歴史的、観光資源として活用を図っているが、民間まちづくり団体等においても、村上地域村上地区での町家内部を公開する「町屋の人形さま巡り」や「町家の屏風まつり」、神林地域砂山地区の塩谷集落の歴史的な町並み景観を活用した地域活性化のイベント、朝日地域塩野町地区の大須戸集落に伝承されている大須戸能を活用したイベント、山北地域中俣地区の山熊田集落の生業の里における「越後しな布織体験」等、市内各所で文化財を活用した地域活性化の取り組みが行われている。

今後も、文化財等の所有者又は管理者、文化財を活用したまちづくり団体等と相互連携を図りながら、文化財等の公開活用や歴史、文化に関する普及啓発を推進し、市民一人ひとりが文化財の価値や魅力を理解し、地域への誇りや愛着を深めていけるよう努めながら、地域活性化のひとつの鍵として活用を図る。なお、活用にあたっては、文化財保護法等の主旨を踏まえ、文化財としての価値を毀損することがないように配慮する。

また、令和8年3月に策定を予定している「村上市文化財保存活用地域計画」に基づき、適切な文化財の保存・活用を行うものとする。

（２）文化財の修理・整備に関する方針

指定文化財等の修理、整備にあたっては、文化財の特性や保存状態を考慮した上で文化財としての価値を損なうことがないように十分に配慮しながら、適切な手法を選択する必要があることから、国や県等の関係機関と協議、連携を図りながら、村上市文化財保護審議会等の学識経験者や専門家から指導、助言を仰ぎながら実施する。

修理においては、文化財保護法や県、市の文化財保護条例に基づく手続きを適切に行うとともに、現状修理を基本としながら文化財として価値の確実な保存を図り、整備においては、調査記録の活用や学識経験者、専門家に対し意見聴取等を行い歴史的真正性の確保を図る。特に、建造物の解体修理や歴史的な建造物を復原する等大規模な整備を行う場合には、詳細調査や史料調査等を実施し、文化財として価値の再評価等に努める。

また、これら文化財の修理や整備の実施にあたり、所有者や管理者の負担軽減を図る必要があることから、適切な指導、助言を行いながら支援策について検討する。

（３）文化財の保存及び活用を行うための施設に関する方針

当市では、村上市郷土資料館やイヨボヤ会館、縄文の里・朝日等の施設において、歴史資料や民俗資料、考古資料等の展示を行っている。

これら施設においては、歴史資料等の展示公開や各種イベントが開催され、市民や来訪者に対し当市の歴史的風致に接する機会を提供しているが、今後も一層の創意工夫により展示内容の充実を図るとともに、文化財の所有者や管理者との連携や協力のもと、その保存、活用や展示公開の推進による普及啓発に努める。また、これらの施設が、市内各所に点在していることから施設相互の連携、協力を図りながら、文化財の存在や価値を広く発信していけるよう有効な利活用に向けた取組を検討する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

当市は、指定文化財等とともに歴史的建造物とが一体となり城下町や旧街道沿線の宿場町、北前船の寄港地である港町としての歴史的な景観が市内各所で形成されている。

平成25年（2013）3月に策定した村上市景観計画では、「良い景観を守り創り悪い景観を直し防ぐ」「村上らしさを磨き育てる」「地域に根差した本物の景観づくり」「市民主体の景観づくりと行政の先導的支援」を美しい景観づくりの視点として市内全域を景観計画区域



修景前



修景後

図 景観計画に基づく外観修景（孫惣鍛冶店）

に指定し、自然環境や歴史、文化等地域固有の景観を保全、保存する取り組みを実施している。さらに、市内8箇所の地区を重点的かつ先導的に景観形成に取り組む重点地区として指定し、よりきめ細かく優先的な景観づくりに取り組んでいる。

今後も引き続き、景観法や条例、制度等により適切な環境保全を図りながら、文化財周辺の町並み修景や整備を推進するため、景観計画の重点地区制度の周知及び活用促進を図り、文化財と一体となった周辺環境の保全に努める。

(5) 文化財の防災に関する方針

当市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき平成21年8月に村上市地域防災計画を策定している（令和6年3月修正）。

この計画は、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画であるが、当市の地域防災計画には、文化財の災害予防や応急対策についても定められている。

文化財の災害予防については、文化財の現状把握、災害発生時に対応する措置をあらかじめ明確にしながら予防対策に努め、文化財所有者に対して防災計画について必要な都度、指導、助言し、応急対策については、文化財の被害状況を把握しながら必要な応急措置を行うことにより被害の軽減に努め、消防本部は文化財の分布状況をあらかじめ把握し、地震火災時において消失のないよう措置するとされていることから、今後も、文化財所有者や管理者、消防本部等の関係機関との連携を図りながら災害予防に努める。

文化財所有者及び管理者は、可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊や崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じるよう対応するとされており、文化財の被害の軽減を図るためにも県及び市はそれを指導、助言するとともに可能な限りの支援を実施する。

また、文化財の毀損や盗難について、文化財を展示公開している施設に対し、防犯に対処するために必要な措置を講ずるよう指導するとともに、防犯に対する意識醸成に努める。

表 村上市地域防災計画における文化財に関する事項（一部抜粋）

● 震災対策・津波災害・風水害時の予防対策

ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ 市は、適宜文化財調査を行う等、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。

ウ 県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供等を通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市及び文化財所有者に対して、災害への予防措置等の指導・助言を行う。

● 震災対策・津波災害・風水害時の応急対策

ア 文化財所有者は、災害により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

イ 文化財所有者は、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。

ウ 市は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。

エ 県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡等を通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

当市では、文化財の存在とその価値について周知するため文化財マップのほか、「明治初年村上城下絵図」に公共施設や店舗、交差点を加筆したまち歩きマップ等を作成している。

広報やホームページ等の様々な媒体を活用し、文化財の価値や魅力についての情報を広く発信するとともに、保全及び活用の必要性等について広く周知を図りながら、関係団体とも連携、協力し、学校教育や生涯学習等を通じて、市民一人ひとりが身近に地域の歴史や文化について学ぶ機会を提供し、住民意識の醸成に努める。

また、文化財の公開活用を推進し、所有者や管理者等と協議、連携しながら誰もが文化財を気軽に見学し、親しむことのできる機会を検討する。また、各地域のまちづくり協議会や民間まちづくり団体と相互連携を図りながら、文化財等の公開活用や歴史、文化に関する普及啓発を推進する。



図 村上市文化財マップ

（７）埋蔵文化財の取扱い及び保存・活用に関する方針

当市内には、史跡である村上城跡や平林城跡を代表とする埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が、現在、確認されているだけでも 661 件存在し、市内各所に点在している。

現在も継続して分布調査や試掘確認調査を実施しており、周知の埋蔵文化財包蔵地については、今後も文化財保護法に基づきその現状の把握に努め適切な保護の措置を講じながら、今後も県と連携を図り、保護すべき対象や範囲についての検討を含め継続して取り組んでいく。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等の開発事業を行う場合には、文化財保護法の規定に基づく事前の届出等が必須であることから届出の周知を徹底し、埋蔵文化財包蔵地以

表 埋蔵文化財包蔵地の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

種別	村上	荒川	神林	朝日	山北	計
散布地	35	0	3	1	0	39
遺物包含地	32	42	145	125	31	375
集落跡	7	11	7	11	1	37
貝塚	0	0	0	0	0	0
都城跡	0	0	0	0	0	0
官衙跡	0	0	0	0	0	0
城館跡	9	7	13	15	11	55
社寺跡	2	0	3	0	1	6
古墳	2	0	0	0	1	3
横穴墓	0	0	0	0	0	0
塚	3	0	12	6	0	21
その他の墓	2	2	2	0	0	6
生産遺跡	2	2	3	2	0	9
その他の遺跡	29	12	37	21	11	110
計	122	76	225	181	55	661

外の場所における開発行為についても、未発見の埋蔵文化財の保護にも万全を期すため事前

把握に努め、事業者との事前協議や必要に応じて試掘確認調査を行う等埋蔵文化財への影響を極力避けるように努め、新たに遺跡を発見した場合には文化財保護法の規定に基づく届出等を行うよう周知を図る。特に、公共事業の実施においては、埋蔵文化財について特段の配慮を行うこととする。

また、埋蔵文化財の活用については、平成6年（1994）に文化庁に設置された「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」の報告を参考にしながら活用方法の検討を行うこととする。

（８） 文化財の保存・活用に係る市町村の体制と今後の方針

当市における文化財の保存及び活用に関する文化財保護行政は、教育委員会生涯学習課文化行政推進室が所管しており、令和7年（2025）4月1日現在の職員数及び専門職員数は、下表のとおりである。

表 文化財部局の職員数及び専門職員数（令和7年4月1日現在）

	役職	職員数	勤務形態		職種		学芸員の専門分野
			常勤	非常勤	事務職	学芸員	
生涯学習課	課長	1	1	0	1	0	
文化行政推進室	課長補佐（室長）	1	1	0	0	1	考古
	副参事	4	4	0	2	2	考古、歴史
	係長	0	0	0	0	0	
	主査	2	2	0	1	1	考古
	主任	1	1	0	1	0	
計		9	9	0	5	4	

なお、村上地域内の重要文化財である若林家住宅及び市の指定文化財である武家住宅4棟については、平成6年（1994）に村上市の出損金により設立され公益財団法人に移行したイヨボヤの里開発公社に平成8年（1996）から順次、管理運営を委託している。

文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を行う機関として、村上市文化財保護条例に基づき、文化財保護審議会が教育委員会に設置され、文化財の指定に向けた調査や修理事業の実施等について意見を求め、適切な文化財の保存及び活用を進めている。令和7年（2025）4月1日現在の審議員は、右表のとおりである。

文化財の保存及び活用だけではなく、文化財の周辺環境も一体となった取り組みが必要であることから、文化財担当部局だけではなく、都市整備部局や商工観光部局等の関係部署との円滑な連携を図るための「政策調整会議」を設置しており、引き続き文化財保護行政の推進に努

表 文化財保護審議会委員名簿

令和7年4月1日現在

氏名	分野	選出地域
◎武者 秀雄	城跡・歴史	神林
○大滝 豊	工芸	村上
桑原 猛	建築	村上
武田 宏	樹木	村上
小嶋 幸一	歴史	村上
森川 信夫	古文書	荒川
松本 豊	民俗芸能	荒川
内山 秋善	歴史	神林
和田 壽久	考古	朝日
富樫 秀之	考古	朝日
加藤 紘教	民俗・石碑	山北
中野 正道	郷土史	山北

◎会長 ○会長代理（順不同・敬称略）

める。また、文化財保護審議会については、当市の未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集等に関してさらに指導的立場を発揮し、当市の文化財保護について積極的支援を行うこととする。

（９）文化財の保存及び活用に関わる住民等の各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

当市内では、多種多様な地域固有の伝統的な祭礼や行事が各所で伝承されているが、少子高齢化等により地域を支える人材が不足する傾向にあり、これらの活動の継続的な実施が危ぶまれている状況である。

市では、これらの各地域が抱える課題の解消や地域の活性化を目指し、市民（地域）と行政が一体となり、活気ある元気な町を創造していくことを基本目標に、市民協働のまちづくりに取り組んでおり、その推進組織として、町内や集落が一定規模まとまった区域単位で17のまちづくり組織が設立されている。これらのまちづくり組織には、市職員が市民と共に活動し支援する人的支援と地域まちづくり交付金による財政支援により、各地域の特色を活かした活動を行っており、その活動は、伝統文化の継承や地域固有の建造物や町並み景観に合致した環境づくり、地域の歴史的資産である文化財等を再確認する学習会等多岐にわたって行われている。

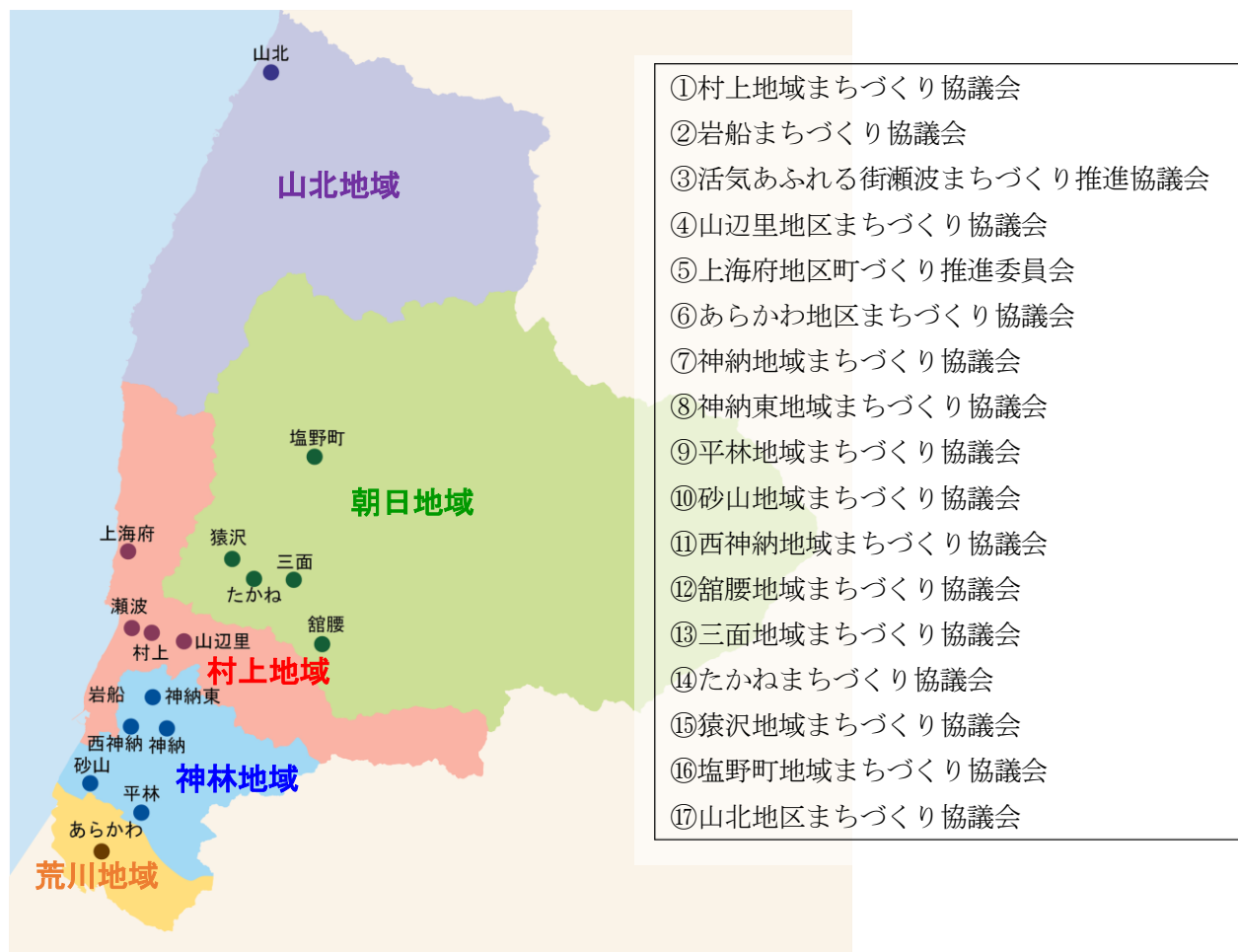


図 各地域のまちづくり組織分布図

さらに、地域の歴史や文化への関心が高まる中、村上城下の旧町人町や北前船の寄港地として栄えた塩谷集落では、国登録有形文化財を含む歴史的建造物である町家の保全、保存活動を行いながら、これらの建造物や町並みを活用し、地域活性化に結びつけた市民活動も活発に行われている。

表 市民協働のまちづくり組織以外の各種団体

団体名	活動概要	地域
公益財団法人イヨボヤの里開発公社	若林家住宅をはじめとする武家住宅の活用や鮭文化等の普及・啓発	村上
むらかみ町屋再生プロジェクト	独自で市民基金を設立し、町屋の外観再生事業を実施することにより歴史的な町並みを再生	村上
村上大工「匠の会」	むらかみ町屋再生プロジェクトと共同で町屋の外観再生事業を行いながら村上大工の技術を伝承	村上
越後村上古建築研究会	歴史的建造物の調査や部材を保存し、伝統的な技術保持者からの聞き取り調査や担い手研修会を開催し、村上大工の技術を伝承	村上
村上町屋商人会	歴史的建造物である町家内部を公開するイベント「人形さま巡り」「屏風まつり」を開催し地域を活性化	村上
チーム黒塀プロジェクト	国登録有形文化財が立地する安善小路において「黒塀一枚 1000 円運動」と称し市民の手による歴史的な町並みの再生	村上
村上トライあぐる	歴史的建造物や小路等景観要素の調査を実施し、住み良い街のモデルを提案	村上
塩谷活性化推進協議会	歴史的建造物である町家の保存や港町の歴史的景観を活用したイベントを開催し、地域を活性化	神林
小俣ふるさと楽校	出羽街道の宿場町の歴史的な町並みや地域の特産物を活用し、地域を活性化	山北

上表の団体は、市内各地で活動されている団体の一部であり、歴史的風致の維持向上に向けた取り組みを実施していく上では、上記以外の団体との連携も不可欠である。

今後も、各地域のまちづくり組織と連携を図り、各地域のまちづくり組織以外の各種団体については、多様な活動をさらに推進するため協議、連携を図りながら必要な情報を提供し、人材の育成や支援の充実を講じる等官民一体となった文化財の保存及び活用体制の構築を目指し、検討する。



図 黒塀プロジェクト



図 竹灯籠まつり

第2節 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域である村上城下の旧武家町や旧町人町、寺町として発展した村上地域村上地区内には、重要文化財である若林家住宅と浄念寺本堂、史跡である村上城跡を代表に計72件の指定文化財等が存在し、市内に存在する文化財等のうち約40.0%が、この地区内に集積している。

史跡である村上城跡については、整備基本計画が策定され、この史跡を中心とした旧武家町や旧町人町、寺町を含む範囲を整備区域とし、市街地が形成された歴史や文化等の実情に応じて各区域内の整備指針を定めていることから、今後も引き続き、城跡の保存整備と併せ、

表 重点区域内の文化財の種類別指定等の状況（令和7年4月1日現在）

種別		国指定	県指定	市指定	その他	計
有形文化財	建造物	2 (2)	1 (1)	9 (16)	17 (26) ※1	29 (45)
	絵画			2 (2)		2 (2)
	彫刻			3 (13)		3 (13)
	工芸品			3 (5)		3 (5)
	書跡・典籍			5 (10)		5 (10)
	古文書			0 (6)		0 (6)
	考古資料	0 (1)	0 (4)	6 (33)		6 (38)
	歴史資料			9 (19)		9 (19)
無形文化財	工芸技術		1 (1)	0 (1)	1 (1) ※2	2 (3)
記念物	遺跡	1 (3)	0 (2)	1 (4)		2 (9)
	名勝地	0 (1)				0 (1)
	動物、植物、地質 鉱物	0 (2)	0 (2)	8 (16)		8 (20)
民俗文化財	有形の民俗文化財	0 (1)		6 (9)		6 (10)
	無形の民俗文化財	1 (2)	0 (2)	1 (15)	1 (3) ※2	3 (22)
計		4 (12) 【11】 ※3	2 (12) 【12】 ※3	47 (149) 【149】 ※3	19 (30) 【30】 ※3	72 (203) 【202】 ※3
重点区域内の割合		33.3%	16.7%	31.5%	63.3%	35.5%

種別		国選定	県選定	市選定	その他	計
文化財の 保存技術	選定保存技術		0 (1)			0 (1)
計		0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)

※1 国登録有形文化財 ※2 国の記録選択 ※3 () 内は市全域の件数 【 】 内は市全域の実数

※「笹川流」については、名勝と天然記念物に重複指定

この城跡周辺の旧武家町や旧町人町、寺町と一体となった環境整備を継続する。また、若林家住宅や浄念寺本堂等整備計画等が策定されていない指定文化財等については、文化財保護法、新潟県文化財保護条例、村上市文化財保護条例等の関連法令に基づき、国や県と連携しながら保存や管理等の保護措置を講じるとともに、所有者や管理者等と連携を図りながら適切な保存、保全に努める。

無形民俗文化財である村上まつりについては、村上まつり保存会や村上地域まちづくり協議会と連携を図りながら、民俗芸能等の価値や魅力を広く一般に周知し、担い手の育成等の保存継承の支援に努め、当市の伝統産業である村上堆朱についても、工芸技術としてPRを図りながら販路の拡大、ひいては後継者の育成等保存継承の支援に努める。また、この地域にとって欠かすことのできない鮭の文化や茶の文化等未指定の無形の文化財については、これらの価値づけを行うための調査や研究を進め、その価値が確認できたものについて指定文化財等の保存同様、貴重な歴史文化的資源を保存継承に努める。

近年、重点区域である村上城下の旧武家町、旧町人町、寺町内では、住民が主体となり国登録有形文化財である吉川家住宅や益甚酒店等町屋内部を公開する「町屋の人形さま巡り」や「町屋の屏風まつり」「庭百景めぐり」等のまちづくり活動も積極的に行われ、観光客等を集客し、地域活性化に結びつけている。また、村上地域まちづくり協議会では、村上城の城下町としての名残や記憶を再発見するための郷土学習冊子「城下町村上歴史探検ガイド」を作成し、地域内の文化財や歴史遺構等歴史的資源を訪ねる学習会を開催している。

今後も、これらのまちづくり団体等と相互連携を図りながら必要な情報を提供し、文化財等の公開活用や歴史、文化に関する普及啓発を推進する。



図 町屋の人形さま巡り



図 町屋の屏風まつり

《重点区域内での事業》

- 歴史遺構顕在化調査事業
- 史跡村上城跡整備事業
- 重要文化財若林家住宅修復事業
- 市指定文化財武家住宅修復事業
- 国県市指定文化財保存事業
- 歴史的風致形成建造物保存事業
- 歴史遺構跡整備事業
- 村上木彫堆朱推進事業
- 歴史的資源学習事業

- 令和8年度～令和17年度
- 令和8年度～令和17年度
- 令和8年度～令和17年度
- 令和8年度～令和17年度
- 令和8年度～令和17年度
- 令和8年度～令和17年度
- 令和8年度～令和17年度
- 令和8年度～令和17年度
- 令和8年度～令和17年度

（２）文化財の修理・整備に関する具体的な計画

史跡である村上天跡の修理、整備については、「史跡村上天跡保存活用計画」に基づき実施する。また、重要文化財である若林家住宅や浄念寺本堂、市の指定文化財である旧嵩岡家住宅等の指定文化財等については、現状修理を基本としながら文化財として価値の確実な保存を図る。



図 村上天跡の石垣の修復



図 若林家住宅の茅葺き屋根の修復

《重点区域内での事業》

○史跡村上天跡整備事業（再掲）	令和８年度～令和１７年度
○重要文化財若林家住宅修復事業（再掲）	令和８年度～令和１７年度
○市指定文化財武家住宅修復事業（再掲）	令和８年度～令和１７年度
○国県市指定文化財保存事業（再掲）	令和８年度～令和１７年度
○歴史的風致形成建造物保存事業（再掲）	令和８年度～令和１７年度
○歴史遺構跡整備事業（再掲）	令和８年度～令和１７年度
○若林家住宅表門修復作業	令和８年度～令和１７年度

（３）文化財の保存及び活用を行うための施設に関する具体的な計画

重要文化財である若林家住宅に隣接して立地する村上市郷土資料館では、重点区域内の歴史的活動のひとつである村上まつりの荒馬やしゃぎりと呼ばれる屋台が常時展示（村上まつりの開催期間を除く）されており、年に数回、特別展を開催するほか村上市にゆかりのある刀剣や兜、鎧、村上天の歴代城主の関連資料等も展示公開している施設である。また、三面川の分流である種川に近接して建設されたイヨボヤ会館では、この川の鮭の歴史や文化、生態について体験、学習することができ、鮭の遡上時期になると村上地域の鮭の食文化を体験する場として塩引き鮭づくりを体験するイベントである「越後村上三ノ丸流鮭塩引き道場」が開催されている。

今後も、これら施設においては、歴史資料等の展示公開やイベントを開催し、市民や来訪者に対し、当市の歴史的風致に接する機会を提供しつつ、今後も、文化財の所有者や管理者との連携や協力のもと、創意工夫により展示内容の充実を図り、保存、活用や展示公開の推

進による普及啓発に努める。また、これらの施設が、各所に点在していることから施設相互の連携、協力を図りながら有効な利活用に向けた取組を検討する。



図 郷土資料館の展示



図 塩引き道場の様子

《重点区域内での事業》

- | | |
|-------------|--------------|
| ○文化財等普及啓発事業 | 令和8年度～令和17年度 |
| ○伝統芸能体験事業 | 令和8年度～令和17年度 |

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の村上天下の旧武家町や町人町は、城下町当時の地割が色濃く残り、史跡である村上天跡や重要文化財である若林家住宅、浄念寺本堂とともに国登録有形文化財である町家や未指定の歴史的建造物によりその当時の面影を感じることができる区域である。

平成2年（1990）に実施した伝統的建造物群保存対策調査を契機に、村上天下町の旧武家町の歴史的町並みの保存の機運が高まり、平成12年（2000）には、この区域を対象にした村上天歴史的景観保全条例を施行し歴史的景観の保全に努めてきた。現在は、景観法に基づく村上天景観計画において、旧武家町だけでなく旧町人町、寺町の区域も重点地区に指定し、地区特有の歴史景観の保全、保存を図っている。

また、都市計画法に基づく用途地域を指定することにより土地利用の規制誘導を図り、文化財等の周辺環境の保全に取り組んでいる。

今後も引き続き、景観法や都市計画法、条例、制度等により適切な環境保全を図りながら、文化財周辺の町並み修景や整備を推進し、修景整備等に係る支援の拡充や道路の美装化、無電柱化等の公共施設の整備等についても検討し、文化財と一体となった周辺環境の保全に努める。

《重点区域内での事業》

- | | |
|----------------|--------------|
| ○建造物外観修景事業 | 令和8年度～令和17年度 |
| ○景観形成助成金事業 | 令和8年度～令和17年度 |
| ○道路美装化事業 | 令和8年度～令和17年度 |
| ○無電柱化事業 | 令和8年度～令和17年度 |
| ○まちなか景観魅力アップ事業 | 令和8年度～令和17年度 |

○創業応援事業	令和8年度～令和17年度
○空き家バンク移住応援補助金事業	令和8年度～令和17年度
○都市計画道路見直し事業	令和9年度～令和17年度
○黒堀通り修復事業	令和9年度～令和17年度
○景観阻害建造物除却事業	令和8年度～令和17年度

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の災害からの被害軽減や防災意識の向上を高めるため、毎年、文化財防火デーに合わせ重要文化財である若林家住宅において消防訓練を実施している。

この活動に併せて、文化財を火災から守るためには、文化財所有者や管理者と連携を図りながら消防法で義務付けられている自動火災報知設備及び消火器具等の設置に努める等火災による被害軽減を図る必要があり、文化財の状況に応じた屋内消火栓や放水銃等の消防設備の設置を修理や整備と併せて実施し、文化財保全の環境づくりに努める。

さらに、広く防災意識を高揚するため、所有者や管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練の実施に努めるとともに、消防本部や警察署と連携し、見回りや防災点検、住民への啓発活動等の実施を図る。

また、地震対策としては、文化財の耐震診断を推進し、文化財保存のための修理工事等に併せ可能な範囲で耐震補強工事を実施する。

近年、指定文化財の盗難、落書きや破損等も問題となっていることから、若林家住宅や旧嵩岡家住宅等市が管理・所有する文化財については定期的な巡回によって異常の有無を把握し、社寺や個人所有の文化財に対しては防犯対策を周知する等、警察署とも連携を図りながら状況に応じた適切な対応を図る。

《重点区域内での事業》

○木造住宅耐震診断・改修補助金事業	令和8年度～令和17年度
○木造住宅密集地防火対策事業	令和9年度～令和17年度

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

近年、重点区域である村上城下の旧武家町、旧町人町、寺町内では、住民が主体となり国登録有形文化財である町家を活用した「町屋の人形さま巡り」「町家の屏風まつり」等のまちづくり活動が積極的に行われ、新聞、テレビ等の報道機関にも取り上げられる機会が多くなっている。また、村上地域まちづくり協議会では、郷土学習冊子「城下町村上歴史探検ガ



図 若林家住宅における消防訓練



図 文化財に設置された消防設備

イド」を作成し、地域内の文化財や歴史遺構等歴史的資源を普及啓発する活動を実施している。

今後も、これらのまちづくり団体等と相互連携を図りながら、引き続き広報やホームページ等による周知を図るほか、デジタルデバイスを活用したマップの整備・普及等を行う。また、報道機関等にも積極的に情報提供を行いながら、文化財等の公開活用や歴史、文化に関する普及啓発を推進する。

《重点区域内での事業》

○文化財等普及啓発事業（再掲）	令和8年度～令和17年度
○歴史的資源学習事業（再掲）	令和8年度～令和17年度
○伝統芸能体験事業（再掲）	令和8年度～令和17年度
○食のみらい創造事業	令和8年度～令和17年度
○村上市歴史的風致形成店舗認定事業	令和8年度～令和17年度
○まちあるきデジタルマップ整備・普及事業	令和9年度～令和17年度

（7）埋蔵文化財の取扱い及び保存・活用に関する具体的な計画

重点区域内には、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）である村上城跡を代表に下渡門や追手門跡等の村上城下町時代の歴史遺構が各所に点在していることから文化財保護法に基づきその現状の把握に努め、適切な保護の措置を講じつつ、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」の報告を参考にしながら活用方法の検討を行う。

《重点区域内での事業》

○歴史遺構顕在化調査事業（再掲）	令和8年度～令和17年度
------------------	--------------

（8）文化財の保存及び活用に関わる住民等の各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内の文化財の保存及び活用に関わっている住民やNPO等各種団体及び活動内容については、前頁のとおりであり、「むらかみ町屋再生プロジェクト」や「村上大工「匠の会」」による歴史的建造物の保存、保全活動や「村上町屋商人会」「チーム黒堀プロジェクト」等町家や歴史的景観を活用したイベントが行われている。

今後も、文化財の保存及び活用に関する多様な活動をさらに推進するため、まちづくり組織と連携を図りながら必要な情報を提供し、人材の育成や支援の充実を講じる等官民一体となった保存及び活用体制の構築を目指し検討する。

《重点区域内での事業》

○村上市歴史的風致形成店舗認定事業（再掲）	令和8年度～令和17年度
-----------------------	--------------

第6章 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項

第1節 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

当市の歴史的風致は、重点区域であり、村上城の城下町として形成された旧武家町や旧町人町、寺町に多数集積している。一方で、街道沿線の宿場町や北前船の寄港地として栄えた港町等の歴史的、文化的な背景により形成された町や集落にも歴史的風致は現存しており、全市域に渡って広く分布している。

これらの市内各所に分布する歴史的風致を効率的に維持向上させるためには、重点区域を核としながらその周辺に効果を波及させることが必要であり、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理に関する各種事業を行っていくことが不可欠である。

歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等であり、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場である歴史的建造物等も含むものである。これらの歴史的風致維持向上施設においては、歴史的建造物の保存や修理、改修等を行うとともに、良好な市街地環境や町並み景観の保全及び形成を図りながら、まちなか回遊機能の向上等に寄与する各種事業を行う。

第1期計画では、歴史的風致形成建造物保存事業や建造物外観修景事業等の補助金制度による歴史的建造物の修理や非歴史的建造物の修景、史跡村上城跡整備事業による石垣や周辺利便施設の整備等を行い、特に大町地区では老朽化したアーケードの撤去とともに建物の外観改修がなされたことで町並みが改善されている。また、村上堆朱等の伝統工芸、産業を維持するための支援のほか、歴史的風致形成建造物のマップ作成、歴史的風致形成店舗認定制度の創設により歴史的風致の活動等をPRする取り組みを行っており、観光客の集客や地域住民の歴史まちづくりに対する意識醸成等に寄与している。

一方で、重点区域をはじめ市内では人口減少や高齢化等も顕著であり、歴史的な町並みの維持や文化財の保存、担い手不足による伝統行事や伝統産業の継承等の課題が深刻化しているほか、道路美装化や無電柱化等、第1期計画で実施できなかった事業もある。



第2期計画においては、引き続き歴史的建造物の保存・管理を行うほか、第1期計画で実施できなかった道路美装化や無電柱化等の事業により良好な町並み環境の保全・形成、まちなか回遊性の向上を図っていく。

なお、歴史的風致維持向上施設の整備においては、当該施設や周辺環境の歴史的、文化的背景やそこで行われる活動との関係等について十分に調査するとともに、市民や来訪者が当市固有の歴史的風致を身近に感じとれるよう、関係機関や関連団体、地域住民等と協議、連携の上で行うこととする。また、歴史的風致維持向上施設の管理においては、行政の関係部局との間で十分な協議、調整を図り適切な役割分担の下で連携して行うとともに、地域住民や関連団体等の理解や協力を得ながら適切な維持管理に努める。

さらに、当市内の歴史的風致を維持向上させるための核となる重点区域内では、住民の生活環境や来訪者との交流環境の向上、歴史的風致の普及や啓発活動に取り組むことにより、文化財等の歴史的建造物や歴史的活動の保存等に対する理解を深め、市民等の協力により施設の維持管理や活動の維持伝承に取り組むこととする。

第2節 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方に基づき、以下の事業を推進する。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

当市内の歴史的建造物の大半は、昭和初期以前に建てられたものであり、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題等を抱え修理や補修が必要な建造物が多いが、生活様式の変化に伴い、住環境面からの住みづらさや駐車場確保の必要性等と合わせ、都市計画法の準防火地域の指定等による修理や補修の難しさや経費負担の大きさから建造物の建て替えが進行している。また、居住者や所有者の高齢化も顕著であり日常的な維持管理が困難な状況も見られ、相続や転出等に伴う空き家化や解体による歴史的建造物の喪失も懸念されている。

歴史的風致の構成要素のひとつである「歴史的建造物の調査・保存・修理・活用」にあたっては、歴史的建造物の所有者又は管理者、関係行政機関やまちづくり団体等と連携を図りながら下記の取り組みを推進する。

●歴史遺構顕在化調査事業	令和8年度～令和17年度
●史跡村上城跡整備事業	令和8年度～令和17年度
●史跡平林城跡整備事業	令和8年度～令和17年度
●重要文化財若林家住宅修復事業	令和8年度～令和17年度
●市指定文化財武家住宅修復事業	令和8年度～令和17年度
●国県市指定文化財保存事業	令和8年度～令和17年度
●歴史的風致形成建造物保存事業	令和8年度～令和17年度
●建造物外観修景事業	令和8年度～令和17年度
●景観形成助成金事業	令和8年度～令和17年度
●文化財等普及啓発事業	令和8年度～令和17年度
●歴史的資源学習事業	令和8年度～令和17年度

(2) 歴史的町並み環境の保全・形成に関する事業

景観は、「眺める場所（視点場）」と「眺める人」「眺めるもの（対象）」の3つの関係から成り立っている。「眺めるもの」である当市内の歴史的町並みには、歴史的風致を損なうような建造物や工作物も多数存在し、経年による建造物の老朽化等による空地化等もあり、歴史的環境としての魅力が十分とはいえない状況である。また、市街地内に張り巡らされた電線や電柱は、良好な町並み景観を損なうだけでなく、来訪者等の歩行の妨げにもなり、伝統的な祭事を行う際に支障をきたしている場合もある。

このような状況であることから、「良好な市街地環境や景観の保全・形成」に向け、市民や関係行政機関、まちづくり団体等と連携を図りながら下記の取り組みを推進する。

●道路美装化事業	令和8年度～令和17年度
●無電柱化事業	令和8年度～令和17年度
●歴史的風致形成建造物保存事業	令和8年度～令和17年度
●建造物外観修景事業	令和8年度～令和17年度
●景観形成助成金事業	令和8年度～令和17年度
●歴史遺構跡整備事業	令和8年度～令和17年度
●まちなか景観魅力アップ事業	令和8年度～令和17年度
●木造住宅耐震診断・改修補助金事業	令和8年度～令和17年度
●創業応援事業	令和8年度～令和17年度
●空き家バンク移住応援補助金事業	令和8年度～令和17年度
●中小企業制度融資事業	令和8年度～令和17年度
●都市計画道路見直し事業	令和9年度～令和17年度
●黒塀通り修復事業	令和9年度～令和17年度
●若林家住宅表門修復事業	令和8年度～令和17年度
●景観阻害建造物除却事業	令和8年度～令和17年度
●まちあるきデジタルマップ整備・普及事業	令和9年度～令和17年度
●木造住宅密集地防火対策事業	令和9年度～令和17年度

（3）後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化に関する事業

当市の人口は、昭和30年（1955）以降減少傾向にあり、今後も減少していく見通しとなっており、核家族化や就業形態の変化等に伴い人と人とのつながりや地域コミュニティの希薄化等も顕著になっている。

歴史的活動である村上まつりをはじめとした伝統的な祭礼や伝統行事、活動への参加者も年々減少傾向にあり、中にはこれまで通りの活動を継続していくことが困難となり、活動形態の転換や縮小等継続が危ぶまれている活動もある。また、当市の歴史を物語る上で重要な鮭文化やお茶、漆等に代表される伝統産業についても、産業の近代化等に伴う需要の減少や後継者不足等の課題を抱えており、伝統技術の継承が危ぶまれている状況である。

これらの活動や営みを今後も継続、継承していくため、関係機関と連携し市民やまちづくり団体等と協働を図りながら「歴史的活動の継承と支援・普及・啓発」に向けた下記の取り組みを推進する。

●国県市指定文化財保存事業	令和8年度～令和17年度
●村上木彫堆朱推進事業	令和8年度～令和17年度
●創業応援事業	令和8年度～令和17年度
●中小企業制度融資事業	令和8年度～令和17年度
●歴史的資源学習事業	令和8年度～令和17年度
●伝統芸能体験事業	令和8年度～令和17年度
●食のみらい創造事業	令和8年度～令和17年度
●村上市歴史的風致形成店舗認定事業	令和8年度～令和17年度

表 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業（一覧）

No	事業名称	事業箇所 (地域・地区)	事業期間 (年度)
1	歴史遺構顕在化調査事業	重点区域	R8-R17
2	史跡村上城跡整備事業	重点区域	R8-R17
3	史跡平林城跡整備事業	神林地域 平林地区	R8-R17
4	重要文化財若林家住宅修復事業	重点区域	R8-R17
5	市指定文化財武家住宅修復事業	重点区域	R8-R17
6	国県市指定文化財保存事業	市全域	R8-R17
7	歴史的風致形成建造物保存事業	重点区域	R8-R17
8	建造物外観修景事業	重点区域	R8-R17
9	景観形成助成金事業	景観計画重点地区	R8-R17
10	文化財等普及啓発事業	重点区域	R8-R17
11	道路美装化事業	重点区域	R8-R17
12	無電柱化事業	重点区域	R8-R17
13	歴史遺構跡整備事業	重点区域	R8-R17
14	まちなか景観魅力アップ事業	市全域	R8-R17
15	木造住宅耐震診断・改修補助金事業	市全域	R8-R17
16	創業応援事業	市全域	R8-R17
17	空き家バンク移住応援補助金事業	市全域	R8-R17
18	中小企業制度融資事業	市全域	R8-R17
19	村上堆朱育成推進事業	市全域	R8-R17
20	歴史的資源学習会事業	市全域	R8-R17
21	伝統芸能体験事業	市全域	R8-R17
22	食のみらい創造事業	市全域	R8-R17
23	都市計画道路見直し事業	重点区域	R9-R17
24	黒堀通り修復事業	重点区域	R9-R17
25	若林家住宅表門修復事業	重点区域	R8-R17
26	景観阻害建造物除却事業	重点区域	R8-R17
27	村上市歴史的風致形成店舗認定事業	市全域	R8-R17
28	まちあるきデジタルマップ整備・普及事業	市全域	R9-R17
29	木造住宅密集地防火対策事業	村上地域 大町・小町地区	R9-R17

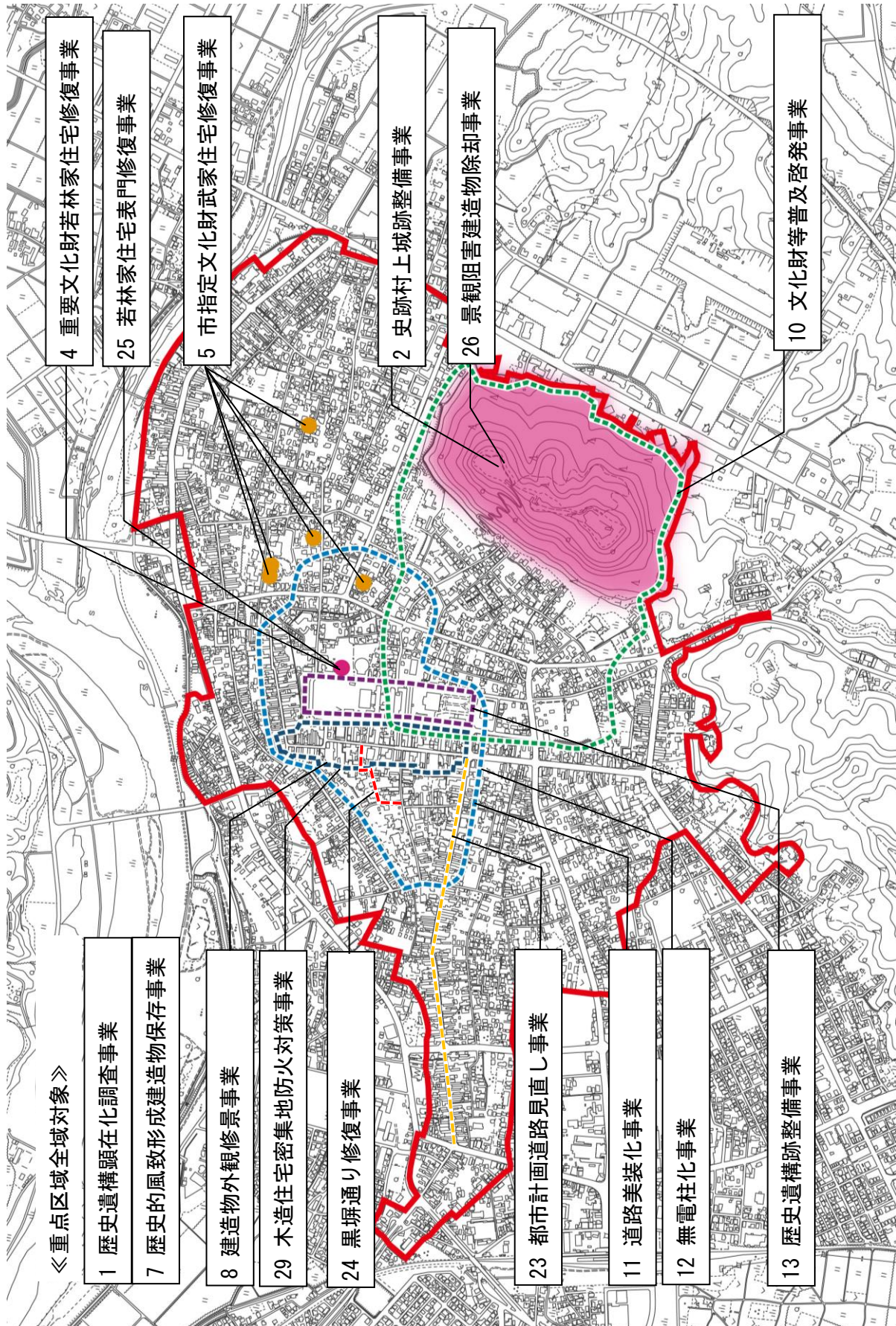


図 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業の位置（重点区域）

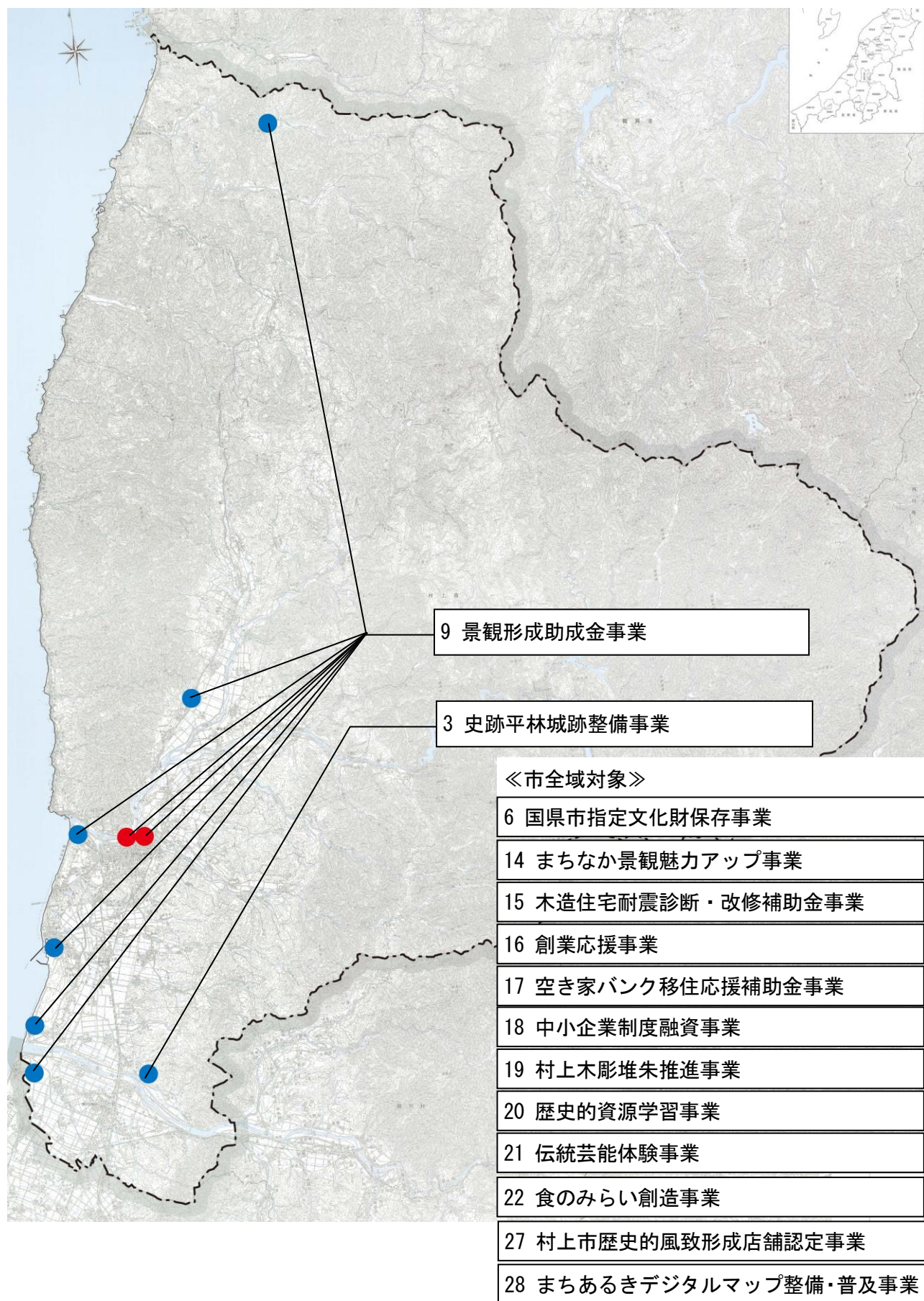
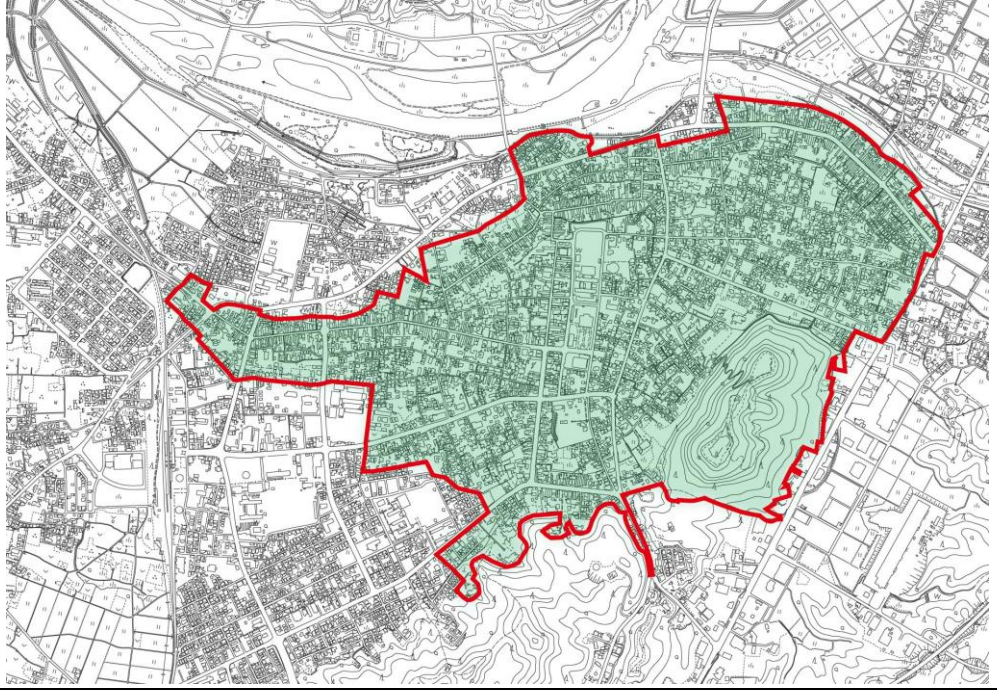
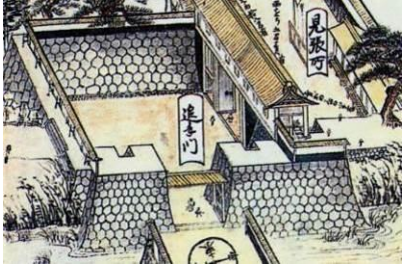
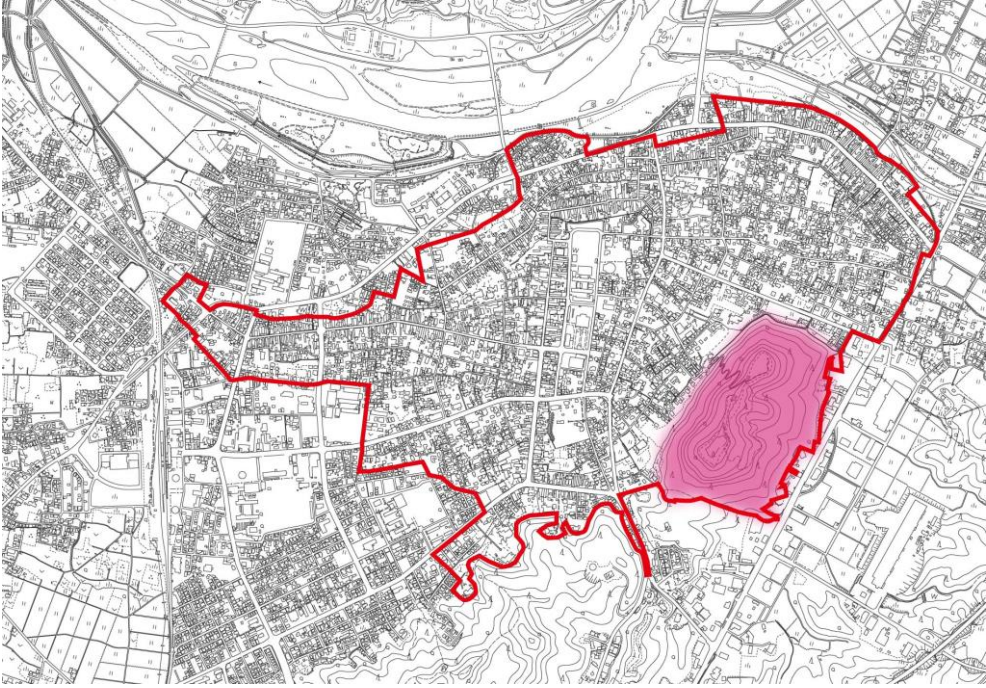


図 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業の位置（市全域）

事業 No. 1

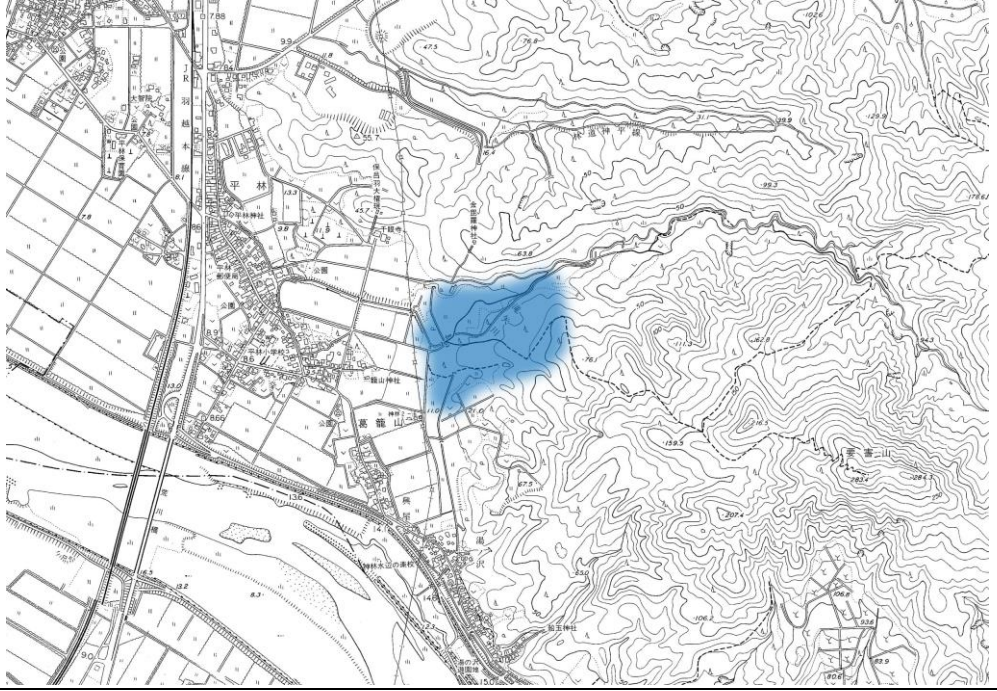
☒歴史的建造物の保存・活用 ☐歴史的町並み環境の保全・形成
☐後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	歴史遺構顕在化調査事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	  図 追手門（左：現状、右：城門絵図） 追手門等の当該地に現存していない歴史遺構について、本質的な価値を顕在化するための歴史遺構箇所の調査等、今後の整備に向けた資料収集等を行う。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域である村上地域村上地区は、村上城の城下として形成発展した地域であり、区域内の各所に歴史遺構が現存しているが遺構跡を感じることができない状況である。追手門については、城門絵図とわずかな記録のみしかなく、どのような形態で立地していたのかが不明なことから、調査により資料を収集することで、今後の歴史景観の整備に向けた取り組みに繋がることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 2	☒ 歴史的建造物の保存・活用 ☐ 歴史的町並み環境の保全・形成 ☐ 後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化		
事業名	史跡村上城跡整備事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	図 村上城跡の石垣（左：修復前、右：修復後） 史跡である村上城跡の石垣崩落箇所を修復する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	事業地は、史跡である村上城跡内で、経年による石垣の崩落により、当時の面影を感じることができない状況である。村上城跡は、市民に「お城山」と親しまれており、旧村上城下のシンボリックな場所であることから、歴史的遺構を保全しつつ、後世にこの歴史的資産を継承することにより市民の歴史的資源の保全に対する意識の醸成が図られることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

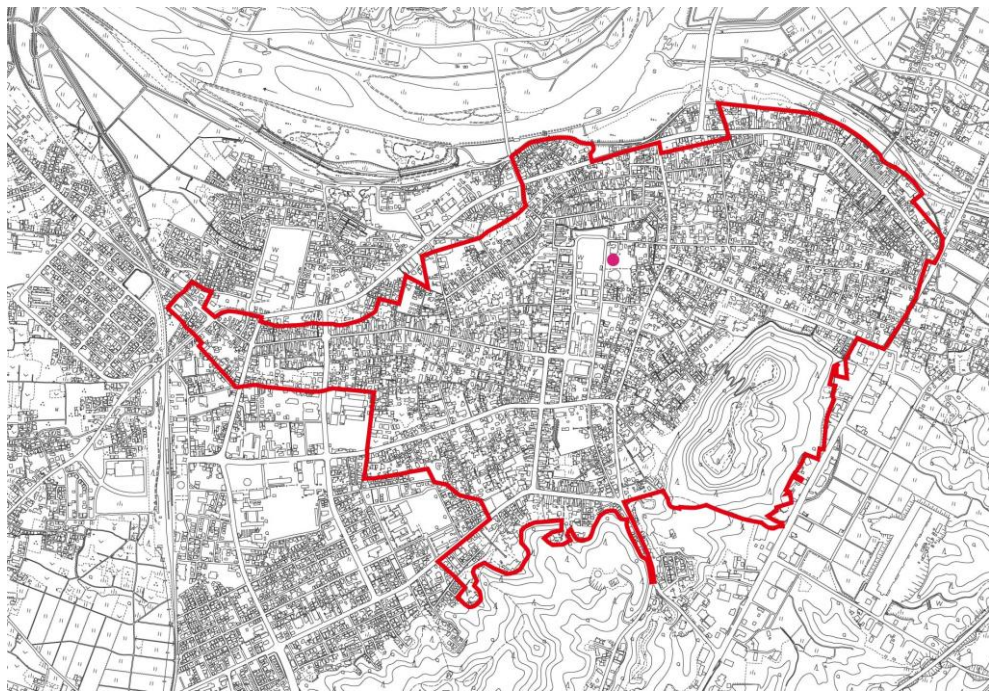
事業 No. 3

☒歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☐歴史的町並み環境の保全・形成
☐後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	史跡平林城跡整備事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業		
事業箇所	神林地域・平林地区 		
事業概要	  図 平林城跡（左：除伐前、右：除伐後） 史跡である平林城跡の土塁等の城郭遺構周辺の木々を除伐し、遺構を顕在化する。また、後世に削平された土塁等の遺構を修復する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	事業地は、史跡である平林城跡内であり、曲輪や土塁、堀等の中世の城郭の遺構が色濃く残っている。しかしながら、この城跡の大半は、山林や農地であることから、遺構を顕在化するには除伐等の日常的な維持管理が必要である。これらの維持管理を行うことで遺構が顕在化され、市民に対し文化財の重要性を周知でき、この史跡周辺の平林、川部集落だけでなく、後背地の塩谷、坂町集落等もこの史跡と連携した歴史的なまちづくり活用できることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

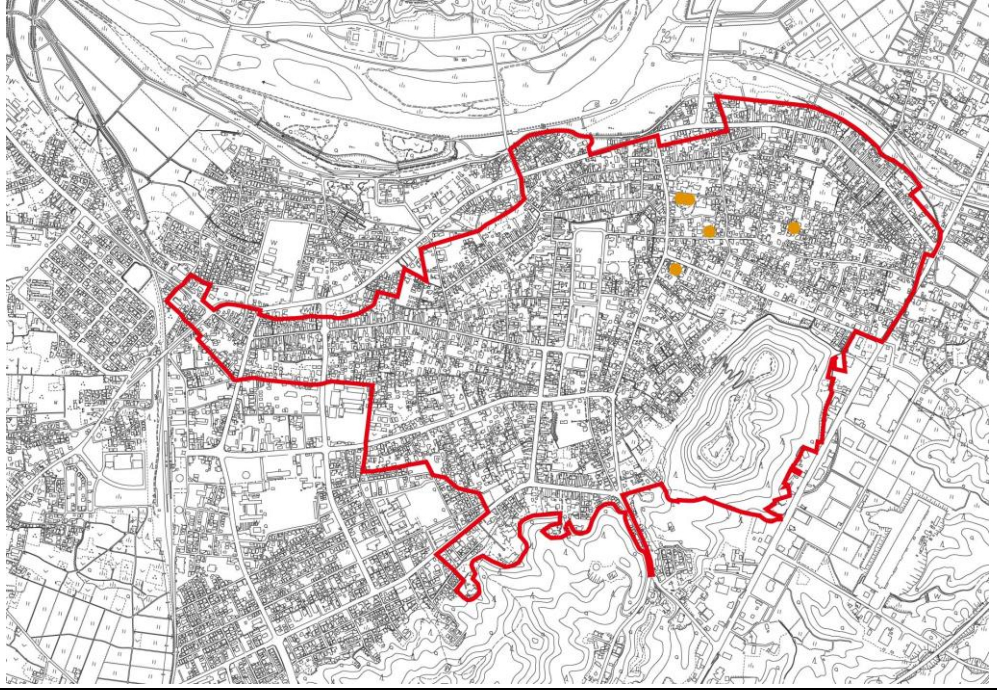
事業 No. 4

- ☒歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☐歴史的町並み環境の保全・形成
☐後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	重要文化財若林家住宅修復事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	 図 若林家住宅の修復（左：修復前、右：修復後） 重要文化財である若林家住宅の茅葺屋根等の経年劣化箇所を修復する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	事業地は、重要文化財である若林家住宅であり、当時の面影を今後も継続して保全、保存していくためには、茅葺屋根等の経年劣化による破損個所の定期的な修復が必要である。若林家住宅は、東日本に残る数少ないL字型の曲屋の寄棟造り茅葺きの武家住宅であることから、歴史的建造物を保全しつつ、後世にこの歴史的資産を継承することにより市民の歴史的資源の保全に対する意識の醸成が図られることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 5

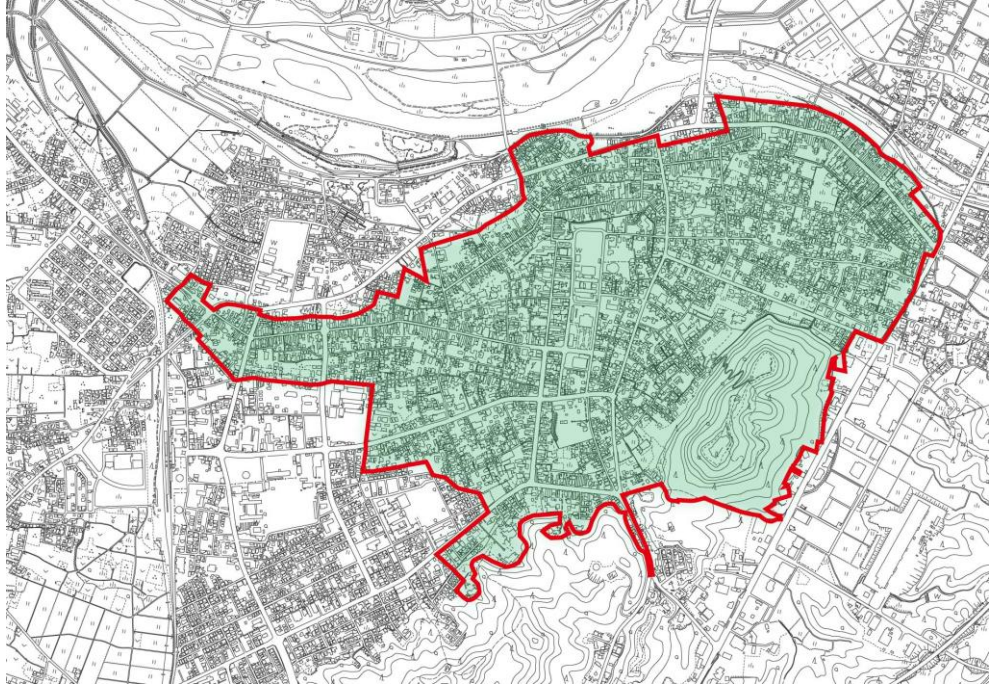
☒歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☐歴史的町並み環境の保全・形成
☐後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	市指定文化財武家住宅修復事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	 図 旧嵩岡家住宅の修復（左：修復前、右：修復後） 市の指定文化財である旧嵩岡家住宅等の武家住宅の茅葺屋根等の経年劣化箇所を修復する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	村上城下として発展した村上地域村上地区には、茅葺屋根の武家住宅が現存している。文化財として日常的な維持管理が行われている一方、経年劣化等により屋根や壁面の修復、修理が必要な場合がある。このような建造物は、村上城下の歴史を感じることができる重要な歴史的建造物であることから適切な保全保存を行うことで後世に歴史的資産を継承ができ、市民の歴史的資源の保全に対する意識の醸成が図られることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 6	☒ 歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☐ 歴史的町並み環境の保全・形成 ☐ 後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化		
事業名	国縣市指定文化財保存事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	市全域		
事業概要	図 指定文化財の修復（左：修理前、右：修理後） 市内に所在する国、県及び市の指定文化財の所有者等、保持者又は保持団体等に文化財の維持管理や保存、修理等に要する経費の一部を補助する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史跡や名勝、有形文化財等の保存修理や維持管理、防災施設の設置費用を補助することにより文化財の保全保存、防災時の被害軽減による文化財の喪失を抑止することができ、併せて村上大工の技術の伝承にも繋がることから歴史的風致の維持向上に寄与する。 また、無形の文化財の伝承や公開に関する事業の経費を補助することにより市民への普及啓発、ひいては、伝統的活動の担い手の確保にも繋がることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

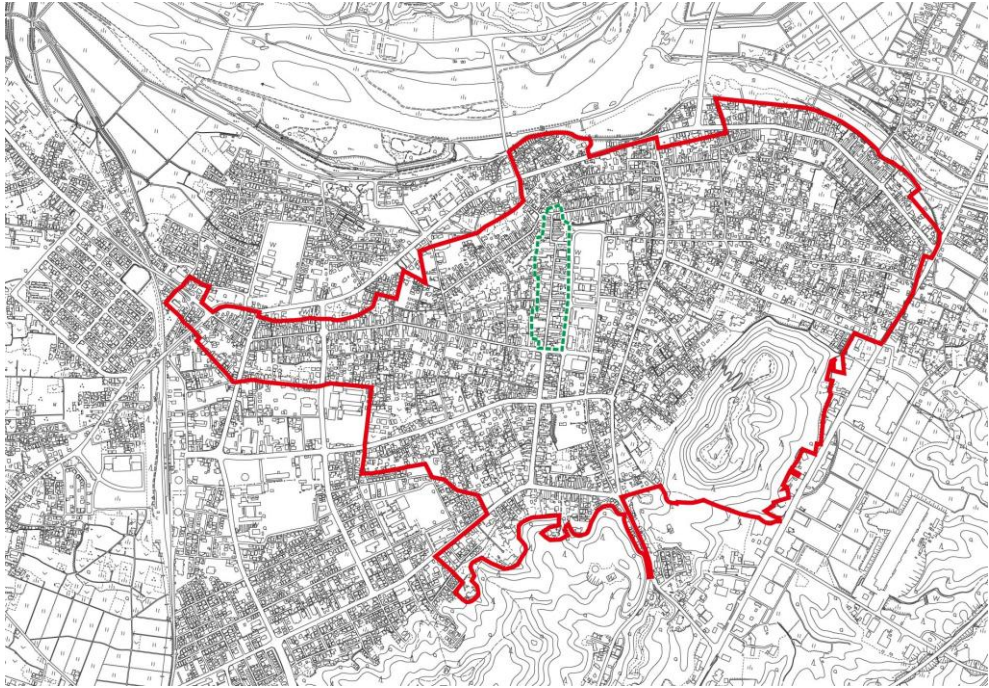
事業 No. 7

☑歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☑歴史的町並み環境の保全・形成
□後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	歴史的風致形成建造物保存事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	  図 井筒屋 図 益甚酒店 歴史的建造物を保全するため耐震化及び老朽箇所を修繕しながら外観を修景しつつ、歴史的風致形成建造物として保存する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内の旧町人町、寺町内には、戦前以前に建築された町家等の歴史的建造物が多数現存しているが、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題等を修理や補修が必要な建造物が多く、また、建て替えによる歴史的建造物の喪失に繋がることから、これらの歴史的風致の要素となり得る建造物を保存することは歴史的風致の維持向上に寄与する。また、歴史的風致形成建造物の指定をきっかけとし、建造物の所有者に対し、保存の重要性についても周知できることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 8

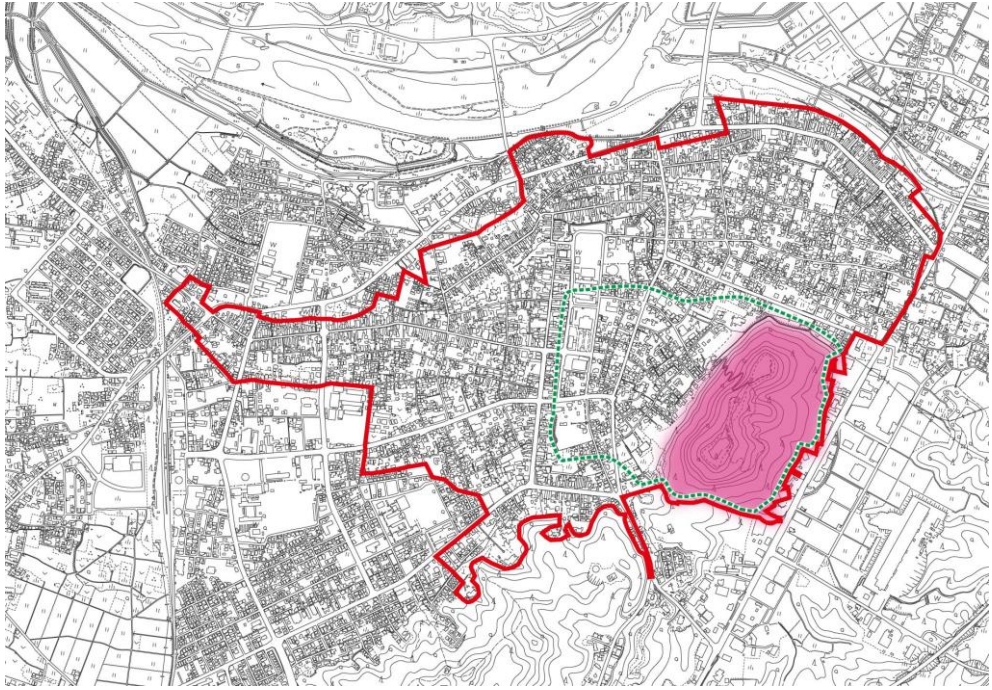
- ☒歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☒歴史的町並み環境の保全・形成
☐後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	建造物外観修景事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	 図 大町・小町の通り（左：整備前、右：整備イメージ） アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物の歴史的な外観への修景行為等に対し経費の一部を補助する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	事業地は、村上城下の町人町で最も早く開けた町であり、吉川家住宅を代表とする国登録有形文化財が数多く立地し、かつ、歴史的建造物である町家も現存する区域である。しかしながら、昭和40年代にアーケードと歩道が整備されたが、現在は建築物及びアーケードが老朽化し、国登録有形文化財周辺の歴史的風致に影響を与えていることから、アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物を歴史的な外観に修景することにより町人町としての町並み空間が復元され、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 9	☒ 歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☒ 歴史的町並み環境の保全・形成 ☐ 後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化		
事業名	景観形成助成金事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	景観計画重点地区  旧武家町地区、旧町人町・寺町地区、岩船地区、瀬波地区、海老江地区、塩谷地区、猿沢地区、小俣地区、		
事業概要	 図 旧町人町・寺町地区の建築物の外観修景（左：修景前、右：修景後） 村上市景観計画重点地区における建築物の外観修景等の行為に対し、修景費の一部を補助する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	事業地は、村上市景観計画において、重点的かつ先導的な景観形成に取り組む地区として重点地区に指定されており、各地区の歴史的背景等から特徴的な建築物が多数現存している。しかしながら、後継者の不在や生活スタイルの変化等により、これらの建築物が創り出す景観に不調和な建築物が増加する等多数の問題が生じていることから、建築物所有者の負担を軽減することにより歴史的な景観を保全し、住民の歴史景観の保全に対する意識の醸成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

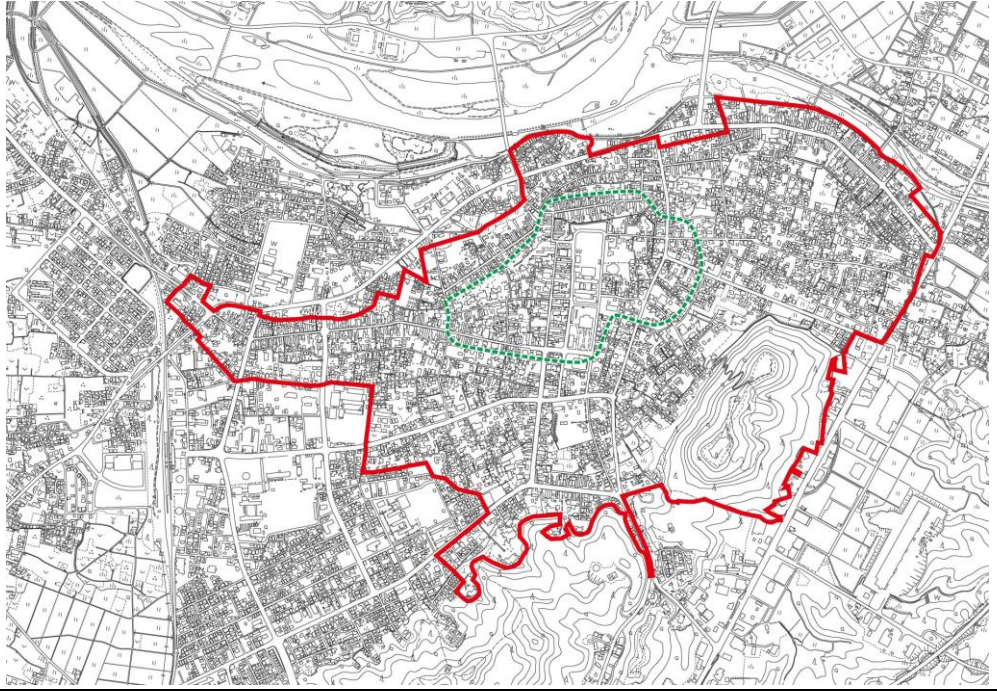
事業 No. 10

- ☒歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☐歴史的町並み環境の保全・形成
☐後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	文化財等普及啓発事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	 図 村上城跡の再現イメージ 史跡である村上城跡や追手門等が立地されていた歴史遺構箇所を再現するための取り組みを実施する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史跡である村上城跡は、市民に「お城山」と親しまれ旧村上城下のシンボリックな場所であり、平成6年（1994）の旧村上市の市制40周年の記念の際には一夜城が設置され、村上城の存在を周知した経緯がある。歴史遺構である村上城跡や追手門等において、歴史遺構を再現する取り組みを行うことにより、民間まちづくり団体が実施している町家を活用したイベント等との相乗的な効果を発揮し、文化財の保全や保存に対する意識の醸成に繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

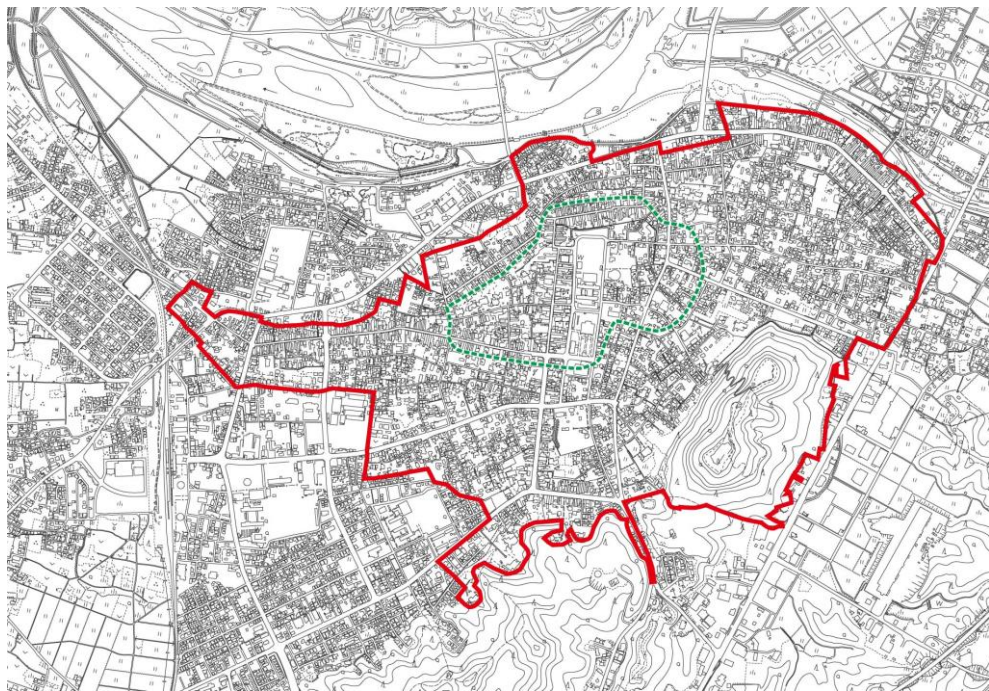
事業 No. 11

□歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☒歴史的町並み環境の保全・形成
□後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	道路美装化事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	 図 道路の美装化（左：現状、右：整備イメージ） 側溝等の道路施設を歴史的景観に調和したものに改修しつつ、舗装を石畳風や地道風等の景観舗装に美装化する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	事業地は、追手門を中心に史跡である村上城跡や重要文化財である若林家住宅や浄念寺本堂に通じるルート及び近接する市道で、城下町当時の地割が現在も色濃く残る路線である。 歴史的風致に調和した舗装等に美装化することで歴史的景観が改善され、かつ、回遊しながら村上城下の歴史を感じる空間となることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

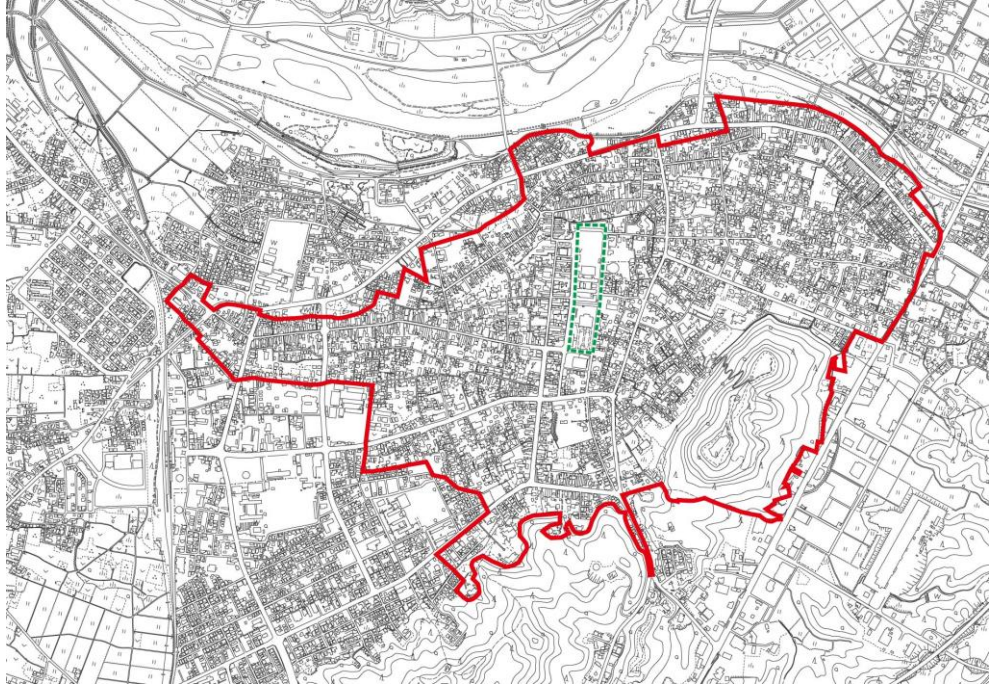
事業 No. 12

- 歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☒歴史的町並み環境の保全・形成
□後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	無電柱化事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	  図 無電柱化（左：現状、右：整備イメージ） 電線等の地中化や軒下配線、裏配線により無電柱化を実施し、無電柱化により撤去される街路灯の代替施設を新たに整備し、夜間景観の創出と回遊性向上を図る。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	事業地は、追手門を中心に史跡である村上城跡や重要文化財である若林家住宅や浄念寺本堂に通じるルート及び近接する市道で、城下町当時の地割が現在も色濃く残る路線であり、道路美装化事業を実施する箇所である。道路美装化事業に合わせて電線等を撤去し、無電柱化することにより、歴史的な町並み景観が改善されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 13

□歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☒歴史的町並み環境の保全・形成
□後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	歴史遺構跡整備事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	歴史遺構跡に立地する歴史的風致に調和しない建造物を修景しつつ、遺構跡地を整備する。  図 歴史的風致に調和しない建造物		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	事業地は、村上城の正面玄関である追手門が立地していたとされる場所であり、武家町と町人町を繋ぐ重要な箇所でありながら、現在は、村上市役所庁舎や村上小学校、村上簡易裁判所等の公共施設が立地しており、これらの施設が近代建築物であることから歴史的景観に調和していない状況である。これらの遺構跡地を復元的に整備することで、歴史的景観の創出に繋がることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

村上市歴史的風致維持向上計画

事業 No. 14

- ☐歴史的建造物の保存・活用に関する事業
 ☒歴史的町並み環境の保全・形成
☐後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	まちなか景観魅力アップ事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	市全域		
事業概要	市内の商店街振興組合等の商店街団体が行う装飾街路灯の新設や修理、カラー舗装等の特殊舗装、地域文化に配慮した施設の整備に関わる費用の一部を補助する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的景観に馴染まない街路灯も各所に設置されていることから、これらの景観に調和した装飾街路灯の設置や私道等の道路美装化等により、歴史的建造物等と一体となった歴史的景観が創出され、市街地環境の改善に繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 15

- ☐歴史的建造物の保存・活用に関する事業
 ☒歴史的町並み環境の保全・形成
☐後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	木造住宅耐震診断・改修補助金事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業及び効果促進事業）		
事業箇所	市全域		
事業概要	昭和56年（1981）5月31日以前に建築等をした木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修や耐震設計費用の一部を補助し、歴史的建造物を保全、保存する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内各所に現存する歴史的建造物は、戦前以前に建築された建造物が多く、地震による倒壊等の危険性ととともに建造物の倒壊による歴史的景観の喪失にも繋がることから、これらの木造住宅に対し耐震診断費用や耐震改修費用を補助することにより耐震改修が促進され、防災による被害の軽減を図りながら建て替え等を抑止することで、歴史的建造物の保全や保存、歴史的景観の喪失の歯止めに繋がることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 16

☐歴史的建造物の保存・活用に関する事業
☒歴史的町並み環境の保全・形成
☒後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	創業応援事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費および新しい地方経済・生活環境創生交付金		
事業箇所	市全域		
事業概要	新規起業家、開業家に対し開業費用の一部を補助し、空き家、空き店舗となった町家等の歴史的建造物等の活用を推進する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内には、村上堆朱や越後しな布等の伝統的な工芸や三面川の鮭の食文化等伝統的な産業が営まれているが、後継者の不足等が課題となっており、また、歴史的景観が喪失する一つの要因となっている空き店舗等も増加している。伝統産業や空き店舗等を活用した新規開業家に支援を行うことにより伝統産業の維持及び歴史的建造物の解体を抑止しつつ、開業家の地域コミュニティへの参加により担い手が減少している歴史的な活動の継続の実施にも繋がることから市街地環境の形成及び伝統的な活動の継続の面で歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 17

☐歴史的建造物の保存・活用に関する事業
☒歴史的町並み環境の保全・形成
☐後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	空き家バンク移住応援補助金事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	市全域		
事業概要	市外居住者に居住者不在の住宅（空き家）の物件情報を提供する。市外から移住する方で登録物件購入者には、建築物の改修に要する費用の一部を補助する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的景観が喪失する一つの要因となっている空き家を有効に活用することにより市街地環境を改善しながら歴史的建造物の解体を抑止し、移住者の地域コミュニティへの参加により担い手が減少している歴史的な活動の継続の実施にも繋がることから市街地環境の形成及び伝統的な活動の継続の面で歴史的風致の維持向上に寄与する。		

村上市歴史的風致維持向上計画

事業 No. 18	☐ 歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☒ 歴史的町並み環境の保全・形成 ☒ 後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化		
事業名	中小企業制度融資事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費および新しい地方経済・生活環境創生交付金		
事業箇所	市全域		
事業概要	市内の卸売業や小売業、飲食業等を営む中小企業者に運営資金や設備資金を融資し、中小企業者への支援を行う。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内には、村上堆朱や越後しな布等の伝統的な工芸や三面川の鮭の食文化等伝統的な産業が営まれているが、今後の維持にあたって後継者の不足等が課題となっている。これらの産業を営む市内の中小企業者に対し、金融機関及び信用保証協会と連携しながら運営資金や設備資金を支援することにより歴史的な活動の維持また発展に繋がることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 19	☐ 歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☐ 歴史的町並み環境の保全・形成 ☒ 後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化		
事業名	村上木彫堆朱推進事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	市全域		
事業概要	漆生産の振興を図るため、継続的に漆栽培に取り組む林業者等に対して補助金を交付する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	村上木彫堆朱は、村上市を代表する伝統工芸品であり歴史的風致の一つの要素となっている。この事業を通して、村上産漆の確保を図ることで、歴史的な活動の維持及び継承に繋がることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 20	☒ 歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☐ 歴史的町並み環境の保全・形成 ☒ 後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化		
事業名	歴史的資源学習事業		
事業主体	地域まちづくり組織	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	地域まちづくり交付金（村上市単費）		
事業箇所	市全域		
事業概要	各地域のまちづくり組織等と連携を図りながら地域の歴史的資源を再発見するための資料を作成し、歴史を感じる体験学習会を開催する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町や宿場町、港町等の背景から形成され発展した町や集落内には歴史的資源が多数、現存しており、地域の歴史や文化、建造物等をまとめたガイドブックを作成しながら、これをもとに現地を確認することで、地域内の歴史的風致に接する機会となり、歴史的な活動の伝承や建造物の保存活用の重要性について住民に周知ができることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 21	☐ 歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☐ 歴史的町並み環境の保全・形成 ☒ 後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化		
事業名	伝統芸能体験事業		
事業主体	地域まちづくり組織	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	地域まちづくり交付金（村上市単費）		
事業箇所	市全域		
事業概要	図 村上まつり 各地域のまちづくり組織等と連携を図りながら村上まつりや岩船まつり等の祭礼行事や大須戸能等の伝統芸能の疑似体験講座を開催する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内には村上まつりや岩船まつり等の祭礼行事や大須戸能等の伝統芸能が伝承されているが、後継者の不足が課題となっており、これらの活動と関係性の低い子どもたちに疑似体験する機会を設けることにより、歴史的な活動に興味、関心が芽生え、今後の担い手の確保が期待できることから歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 22

□歴史的建造物の保存・活用に関する事業 □歴史的町並み環境の保全・形成
☒後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	食のみらい創造事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	市全域		
事業概要	本市の地場産農林水産物の利用促進及び情報発信を行い、生産者と消費者・実需者相互の意識醸成と、産業・経済・観光・食文化の振興を図り、村上市における食を中心とした地域活性化を図る。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的にも食文化的にも重要な鮭を筆頭に、古くからの祭りや行事における料理を重要視する村上市は、地域特有の食文化を有しているが、食文化の多様化に伴い、伝統料理に慣れ親しむ機会が減ってきている。伝統料理等の、長年受け継がれてきた地域特有の食文化を継承・普及させることで、地域の文化の保全につながり、歴史的風致の向上に寄与する。		

事業 No. 23

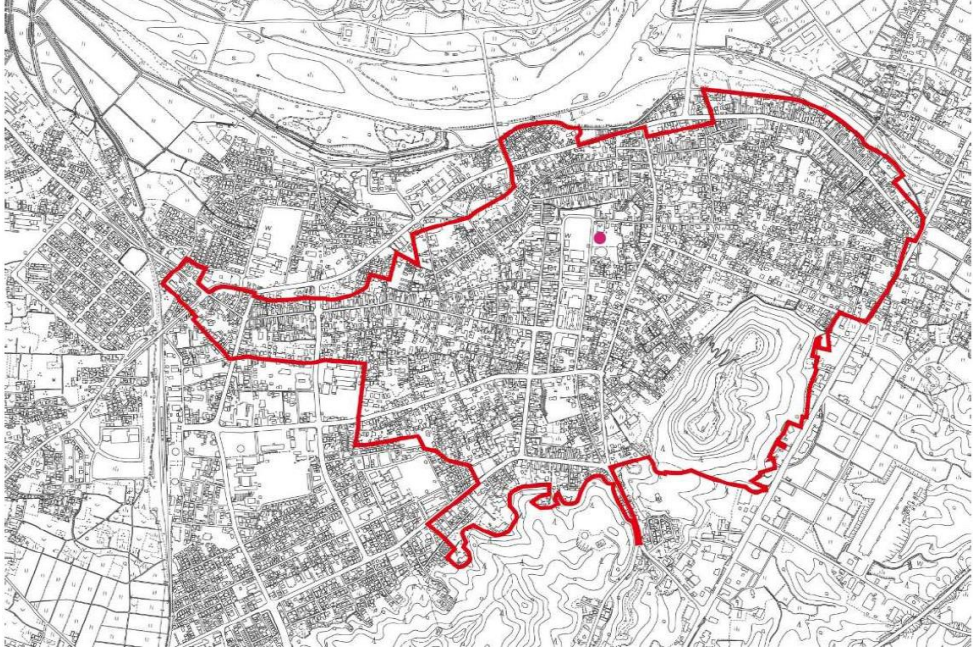
□歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☒歴史的町並み環境の保全・形成
□後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	都市計画道路見直し事業		
事業主体	村上市、新潟県	事業期間	令和9～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	重点区域		
事業概要	長期未着手道路である都市計画道路の見直しを県と協議し、都市計画の変更手続きに向けて具体的な取組を進める。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	見直し対象の路線は、沿線に歴史的建造物が残っているほか、村上まつりにおけるしゃぎり屋台の巡行ルートとなっている路線であるが、昭和54年の都市計画決定以降、長期未着手道路となっている。都市計画道路事業について廃止を前提として県と協議して手続きを進めることで、沿線の建造物に対して、都市計画事業施行に伴う建築制限が無くなり、歴史的な町並み景観の維持保全を進めることにつながることから、歴史的風致形成に寄与する。		

事業 No. 24	☐ 歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☒ 歴史的町並み環境の保全・形成 ☐ 後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化		
事業名	黒塀通り修復事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和9～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	重点区域 事業対象地 		
事業概要	黒塀通りの黒塀をアップグレードし、歴史的景観の創出と回遊性向上のための歩行者空間の整備を行い、増加傾向にある外国人観光客を含め、来訪者のまちあるき増進を図る。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	約20年前に整備された黒塀通りは、歴史的建造物とともに城下町の景観形成を担っていたが、経年劣化により腐食や破損が見られる。修景するだけでなく、門扉との一体性を持たせる等の高質化を行い、景観の向上を図る。また、対象地は無電柱化事業及び道路美装化事業の対象地でもあるので、一体的な整備を進め城下町としての町並みを備えることで、歴史的風致の向上に寄与する。		

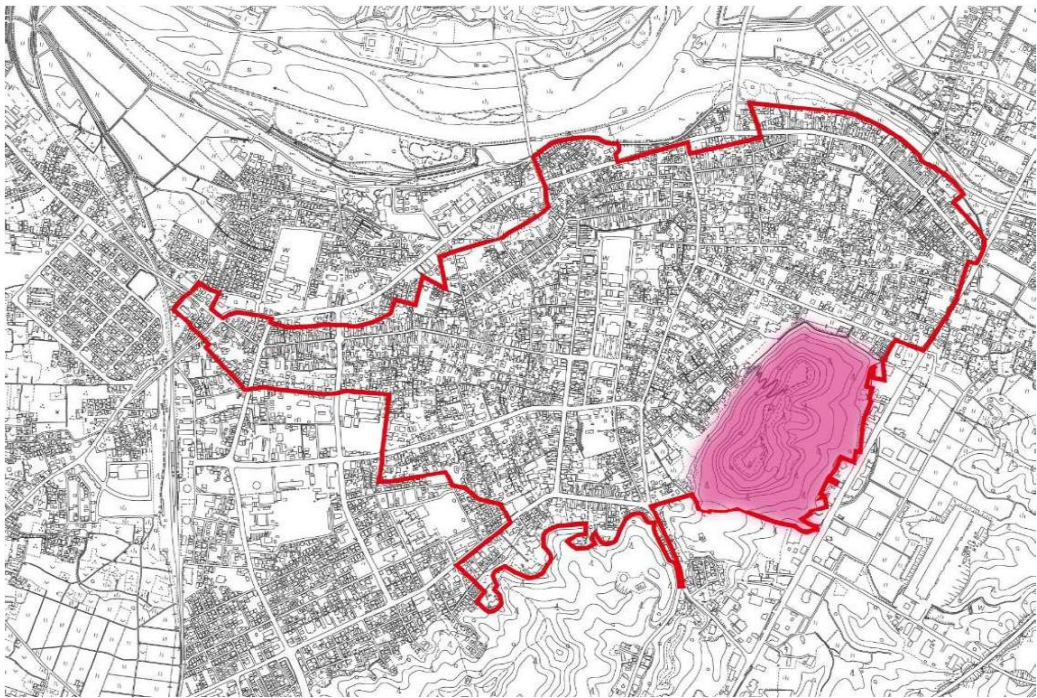
事業 No. 25

☐歴史的建造物の保存・活用に関する事業
 ☒歴史的町並み環境の保全・形成
☐後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	若林家住宅表門修復事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	若林家住宅の敷地内にある表門について、修復作業を行うことで重要文化財である若林家住宅と一体的な整備を進め、歴史的建造物の維持・保全を図る。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	若林家住宅の表門について、事業を導入することで定期的な維持管理が可能となり、若林家住宅と併せて一体的な整備が行えることから、市内に残る貴重な武家屋敷の維持・保全が進み、歴史的風致の維持向上が期待できる。		

事業 No. 26

- ☐歴史的建造物の保存・活用に関する事業
 ☒歴史的町並み環境の保全・形成
☐後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	景観阻害事業建造物除却事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	史跡村上城跡の敷地内に、空き家が残っており、史跡の歴史的景観を阻害している。空き家の除却作業を行うことで、史跡整備と併せて歴史的景観の創出と高質化につながり、地元住民及び観光客のさらなる誘客を図る。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史跡村上城跡の景観を阻害する建造物の除却を行うことにより、城下町村上のシンボルとなっている史跡の高質化につながり、歴史的風致の維持向上が期待できる。		

事業 No. 27

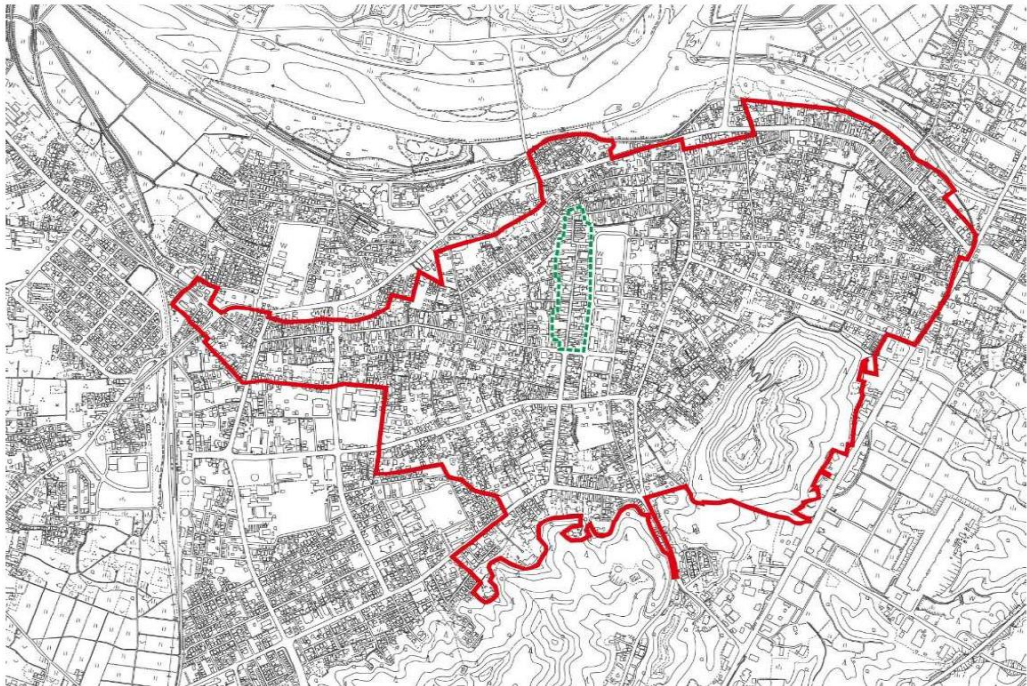
☐歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☐歴史的町並み環境の保全・形成
☒後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	村上市歴史的風致形成店舗認定事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和8～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	市全域		
事業概要	村上市における伝統産業や歴史的風致に関連する事業を展開する店舗に対して、村上市歴史的風致形成店舗に認定する。店舗についてはガイドブックの作成にこだわらず、様々なPR手法や市独自に店舗の利活用が進む支援制度の創出を協議・研究する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内各所に点在する歴史的風致を形成する店舗は、今後利用者の減少や事業者の高齢化等により事業の継続が難しくなり、閉業する店舗が増えていくことが懸念される。PR活動や支援制度を整備し、市内の歴史的風致を形成する店舗が継続していくことで、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 28

☐歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☒歴史的町並み環境の保全・形成
☒後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

事業名	まちあるきデジタルマップ整備・普及事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和9～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	市全域		
事業概要	スマートフォンアプリによるデジタルマップを作成し、各種パンフレットを複合したマップを作成し、来訪者が手軽に地図を見ながらまちあるきを行える環境を整備し、回遊性の向上を図る。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	古地図等の複数の地図をより手軽に見れるようになることで、来訪者のまちあるきを促し、伝統産業に関連する店舗や町家を巡る回遊性の向上が期待できる。来訪者が増えることで、伝統産業に関わる事業者や歴史的建造物の所有者の、産業の維持継承や町家保存の意識醸成につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

事業 No. 29		☐ 歴史的建造物の保存・活用に関する事業 ☒ 歴史的町並み環境の保全・形成 ☐ 後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化	
事業名	木造住宅密集地防火対策事業		
事業主体	村上市	事業期間	令和9～17年度
支援事業名	村上市単費		
事業箇所	重点区域 		
事業概要	歴史的風致形成建造物保存事業、建造物外観修景事業の導入により歴史的建造物の復元が進んだことで、重点区域内は木造建築物が増加し、火災が大規模化する危険性が高まっていることから、ハード面・ソフト面の両方から効果的な防火対策の導入を目指す。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	対象地域は、歴史的建造物の復元を行い、城下町の景観を形成しており、地元住民や観光客が多く訪れる場所である。また、しゃぎり屋台の巡行ルートにもなっていることから、防火対策を施し、建造物の保全を行うことで歴史的風致の維持向上に寄与する。		

第 7 章 歴史的風致形成建造物に関する事項

本計画における重点区域内には、村上まつりや村上七夕まつり等の祭礼行事や三面川の鮭や北限の茶処としての文化、村上堆朱等の伝統工芸等の地域固有の歴史的な活動が行われるとともに、史跡である村上城跡や重要文化財である若林家住宅、浄念寺本堂等、国や県、市の指定文化財が現存し、かつ、旧街道沿いには、昭和前期以前に建築された国登録有形文化財や歴史的建造物である切妻、平入りの町家等が多数立地している。

凡 例

- 5%未満
- 5~10%
- 10~20%
- 20~30%
- 30~40%
- 40%以上

資料：平成27年度に実施した歴史的建造物残存状況調査より

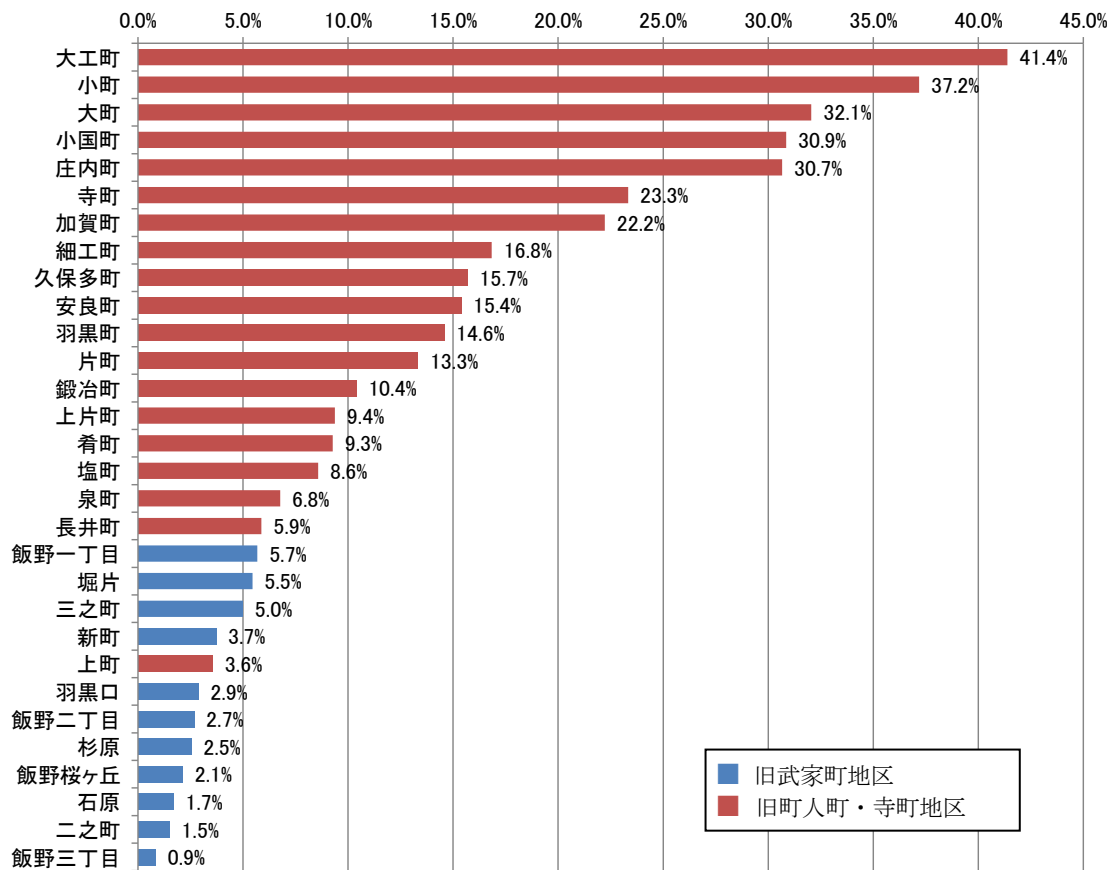


図 自治会別の歴史的建造物の現存状況

資料：平成 27 年度に実施した歴史的建造物残存状況調査より

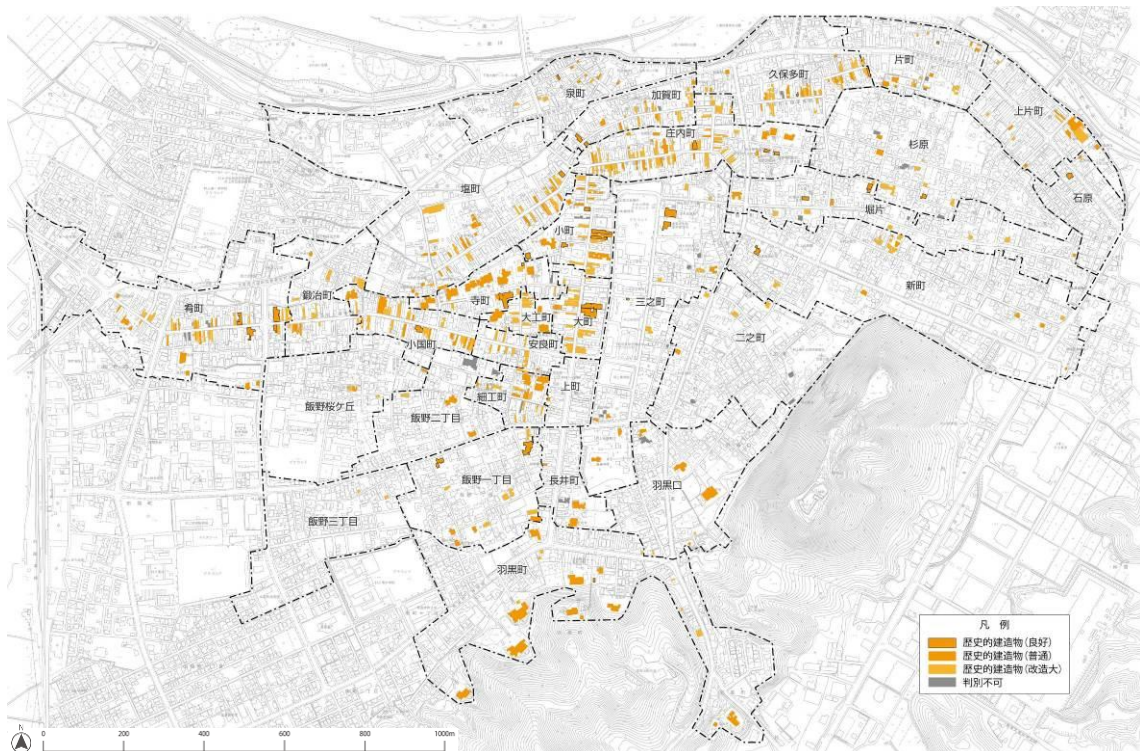


図 歴史的建造物の分布

資料：平成 27 年度に実施した歴史的建造物残存状況調査より

これらの歴史的建造物の周辺には、江戸時代初期に城下町として整備された当時の地割を残しながら市街地が形成され、歴史的風致が現在も継承されているが、市街地の空洞化や生活スタイルの変化による建造物の建て替え等により歴史的風致を構成する歴史的建造物の荒廃や喪失等が課題となっており歴史的風致の維持向上が困難な状況である。

これらの課題を解決し、歴史的風致の維持及び向上を図るためには、歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に努めつつ、市街地環境の整備を実施しながら歴史的風致の構成要素である歴史的建造物の保全や保存が必要である。

これらの保全や保存が必要な建造物については、今後も良好な状態を維持していくため法第 12 条に基づく歴史的風致形成建造物に指定し、歴史的風致の維持向上を図りながら本市の歴史的資産として後世に継承する。なお、歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者や管理者等と十分に協議しながら意見を尊重した上で指定することとし、指定期間は計画の期間内に限る。

また、文化財としての継続的な調査、研究を進め、歴史文化的価値が明らかになったものについては、歴史的風致形成建造物への指定だけでなく、指定文化財や登録文化財として位置付けることも検討する。

表 歴史的風致形成建造物の指定（法第 12 条第 1 項抜粋）

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

（２）歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致形成建造物として指定する建造物は、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められる建造物であることから、次のいずれの基準にも該当する建造物とする。

歴史的風致形成建造物の指定基準

- 重点区域内の建造物
- 歴史的風致の形成に寄与しているもので、保全を図る必要がある建造物
- 概ね昭和 20 年（1945）以前に建設された建造物
- 以下のいずれかに該当する建造物
 - ・意匠性、技術性が優れているもの
 - ・歴史性、地方性、希少性等の観点から価値の高いもの
 - ・外観が景観上の特徴を有するもの

（３）歴史的風致形成建造物の指定対象

歴史的風致形成建造物として指定する建造物は、重要文化財である建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物を除く、以下のいずれかに該当する建造物とする。

歴史的風致形成建造物の指定対象

- 文化財保護法第 57 条に基づき文化財登録原簿に登録された文化財（登録有形文化財）である建造物
- 新潟県文化財保護条例第 5 条に基づき指定された文化財（県指定有形文化財）である建造物
- 新潟県文化財保護条例第 31 条に基づき指定された文化財（県指定史跡、県指定名勝又は県指定天然記念物）である建造物
- 村上市文化財保護条例第 4 条に基づき指定された文化財（市指定有形文化財）である建造物
- 村上市文化財保護条例第 27 条に基づき指定された文化財（市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物）である建造物
- 景観法第 19 条に基づき指定された景観重要建造物
- 重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして市長が特に認めた建造物

（４）歴史的風致形成建造物の指定候補

重点区域において歴史的風致形成建造物として今後指定の候補となる建造物は、次の表のとおりである。

表 歴史的風致形成建造物の指定候補

建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	関連する 歴史的風致
西奈弥羽黒神社境内 撰社神明宮 (社殿) [羽黒町]	県指定	元禄 3 年(1690)・木造	個人		①
旧嵩岡家住宅 (主屋) [庄内町]	市指定	江戸後期・木造	市		③
旧岩間家住宅 (主屋) [庄内町]	市指定	江戸後期・木造	市		③

※関連する歴史的風致 ①：村上城下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制等鮭文化にみる歴史的風致
③：村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

表 歴史的風致形成建造物に指定した建造物

建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	関連する 歴史的風致
旧成田家住宅 (主屋) [新町]	市指定	江戸後期・木造	市		③
旧藤井家住宅 (主屋) [堀片]	市指定	江戸後期・木造	市		③
藤基神社 (社殿・付属建造物) [三之町]	市指定	社殿：江戸後期・木造 付属建築物：江戸後期・木造	個人		③
吉川家住宅 (主屋・店舗・土蔵) [大町]	国登録	主屋：明治25年(1892)以降・木造 店舗：明治25年(1892)以降・木造 土蔵：天保12年(1841)・木造	個人		①②
益甚酒店 (店舗・主屋・酒蔵・土蔵) [大町]	国登録	店舗：昭和7年(1932)・木造 主屋：明治25年(1892)・木造 酒蔵：明治25年(1892)・木造 土蔵：明治42年(1909)以前・木造	個人		①②
旧第四銀行村上支店 長住宅 (主屋) [小町]	国登録	昭和11年(1936)・木造	個人		①③
割烹吉源 (主屋・土蔵) [寺町]	国登録	主屋：昭和4年(1929)・木造 土蔵：昭和4年(1929)以前・木造	個人		①②
早撰堂菓子店 (主屋・西土蔵・東土蔵) [大町]	国登録	主屋：明治27年(1894)・木造 西土蔵：明治20年(1887)・木造 東土蔵：大正初期移築・木造	個人		①④

※関連する歴史的風致 ①：村上城下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制等鮭文化にみる歴史的風致
③：村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

表 歴史的風致形成建造物に指定した建造物

建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	関連する 歴史的風致
ギャラリーやまきち (主屋・土蔵・奥土蔵) [肴町]	国登録	主屋：明治初期以前・木造 土蔵：明治初期以前・木造 奥土蔵：昭和3年(1928)・木造	個人		①③
山上染物店 (主屋) [肴町]	国登録	江戸後期から明治初期・木造	個人		①
井筒屋旅館 (主屋) [小町]	国登録	明治末期・木造	個人		①
九重園 (店舗・座敷棟・古土蔵・新土蔵) [小国町]	その他	店舗：宝暦12年(1762)以前・木造 座敷棟：大正8年(1919)・木造 古土蔵：明治29年(1896)・木造 新土蔵：明治29年(1896)・木造	個人		①④
宮尾酒造 (主屋) [上片町]	その他	文政2年(1819)・木造	個人		①②
吉川酒舗 (主屋・土蔵・醤油蔵・入蔵) [肴町]	その他	主屋：文政10年(1827)・木造 土蔵：嘉永2年(1849)・木造 醤油蔵：文政5年(1822)・木造 入蔵：天保14年(1843)以前・木造	個人		①②
てんや味噌醤油店 (主屋・土蔵) [小国町]	その他	主屋：大正6年(1917)・木造 土蔵：大正6年(1917)以前・木造	個人		①
安善寺 (山門) [小町]	その他	正徳2年(1712)・木造	個人		①③

※関連する歴史的風致 ①：村上天下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制等鮭文化にみる歴史的風致
③：村上天下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

表 歴史的風致形成建造物に指定した建造物

建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	関連する 歴史的風致
観音寺 (山門・観音堂・庫裡・ 石段・古峯神社) [肴町]	その他	山門：文政3年(1820)・木造 観音堂：正徳4年(1714)・木造 庫裡：明治7年(1874)・木造 石段：江戸中期・石造 古峯神社：大正15年(1926)・木造	個人		①③
木村家住宅 (主屋) [庄内町]	その他	文久元年(1861)以前・木造	個人		①
常盤園 (主屋・西土蔵・東土蔵) [肴町]	その他	主屋：明治初期・木造 西土蔵：慶應元年(1864)・木造 東土蔵：明治初期・木造	個人		①④
孫惣刃物鍛冶店 (主屋) [鍛冶町]	その他	江戸後期・木造	個人		①③
益田甚兵衛酒店 (店舗・座敷棟・新座敷棟・土蔵・酒蔵) [塩町]	その他	店舗：大正8年(1919)・木造 座敷棟：大正8年(1919)以前・木造 新座敷棟：昭和9年(1934)・木造 土蔵：明治7年(1874)・木造 酒蔵：明治19年(1886)・木造	個人		①②
大川屋製材所 (主屋・土蔵) [塩町]	その他	主屋：大正10年(1921)・木造 土蔵：明治42年(1909)・木造	個人		①③
一キ矢部茶店 (主屋) [小国町]	その他	明治31年(1898)・木造	個人		①④
旧渡辺家住宅 (主屋) [鍛冶町]	その他	昭和7年(1932)・木造	市		①③

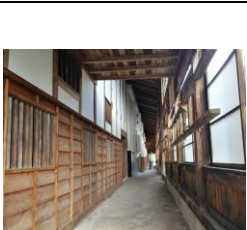
※関連する歴史的風致 ①：村上城下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制等鮭文化にみる歴史的風致
③：村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

表 歴史的風致形成建造物に指定した建造物

建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	関連する 歴史的風致
九品仏（上品上生仏） （仏像） [羽黒町]	その他	宝暦9年(1759)・石造	個人		①
九品仏（上品中生仏） （仏像） [羽黒町]	その他	宝暦10年(1760)・石造	個人		①
九品仏（上品下生仏） （仏像） [羽黒町]	その他	宝暦年間・石造	個人		①
九品仏（中品下生仏） （仏像） [大町]	その他	宝暦年間・石造	個人		①
九品仏（下品上生仏） （仏像） [塩町]	その他	宝暦年間・石造	個人		①
九品仏（下品中生仏） （仏像） [庄内町]	その他	宝暦10年(1760)・石造	個人		①
九品仏（下品下生仏） （仏像） [上片町]	その他	宝暦10年(1760)・石造	個人		①
山口家住宅 （主屋・門） [飯野一丁目]	その他	主屋：江戸後期・木造 門：江戸後期・木造	個人		③

※関連する歴史的風致 ①：村上城下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制等鮭文化にみる歴史的風致
③：村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

表 歴史的風致形成建造物に指定した建造物

建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	関連する 歴史的風致
大竹家・轟家住宅 (主屋) [新町]	その他	江戸後期・木造	個人		③
やすらぎ処石亀 (主屋・土蔵) [安良町]	その他	主屋：寛政3年(1791)・木造 土蔵：明治8年(1875)・木造	個人		①②
ゑびす屋土蔵 (土蔵) [肴町]	その他	明治後期・木造	個人		①
旧細野家住宅 (主屋) [小国町]	その他	大正14年(1925)・木造	個人		①④
旧石田園 (前の蔵・次の蔵・製 茶場・茶箱蔵・味噌蔵・ 離れ) [上片町]	その他	前の蔵：弘化4年(1847)・木造 次の蔵：明治7年(1874)・木造 製茶場：明治15年(1882)・木造 茶箱蔵：明治15年(1882)・木造 味噌蔵：明治後期・木造 離れ：昭和前期・木造	個人		①④
旧共立鉄工所 (中央棟・西棟・東棟) [鍛冶町]	その他	中央棟：明治20年(1887)以前・木造 西棟：嘉永2年(1849)・木造 東棟：明治20年(1887)以前・木造	個人		①
須藤家住宅 (主屋) [庄内町]	その他	明治32年以前(1899)・木造	個人		①
庚申堂 (本堂・仁王門・経蔵・ 参道) [片町]	その他	本堂：安政6年(1859)・木造 仁王門：享保8年(1723)・木造 経蔵：明治20年(1887)・木造 参道(石畳)：安政6年(1859)・石造	個人		①③

※関連する歴史的風致 ①：村上城下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制等鮭文化にみる歴史的風致
③：村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

表 歴史的風致形成建造物に指定した建造物

建造物名 [所在地]	区分	年代・構造	所有者	外観写真	関連する 歴史的風致
富士美園 (旧製茶工場) [長井町]	その他	大正 11 年(1922)・木造	個人		①④
西寶院 (観音堂) [肴町]	その他	昭和 11 年(1936)・木造	個人		③
西奈弥羽黒神社 (社殿・石段・鳥居・ 手水舎) [羽黒町]	その他	社殿：明治 44 年(1911)以前・木造 石段：明治 15 年(1882)・石造 二の鳥居：明治 15 年(1882)以前・木造 手水舎：明治 15 年(1882)・木造	個人		①③
茶館きっかわ嘉門亭 (主屋) [大町]	その他	明治 25 年 (1892)・木造	個人		①④
伊勢神明社 (社殿・鳥居・古峯神社) [小町]	その他	社殿：大正 11 年(1922)・木造 鳥居：昭和 2 年(1927)・石造 古峯神社：昭和初期・木造	個人		①③
石原稻荷神社 (社殿・鳥居) [石原]	その他	社殿：明治 12 年(1879)・木造 鳥居：昭和 12 年(1937)・石造	個人		③
吉田家住宅 (主屋) [塩町]	その他	昭和 15 年(1940)・木造	個人		①

※関連する歴史的風致 ①：村上天下の祭礼にみる歴史的風致 ②：種川の制等鮭文化にみる歴史的風致
③：村上天下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④：北限の茶処にみる歴史的風致

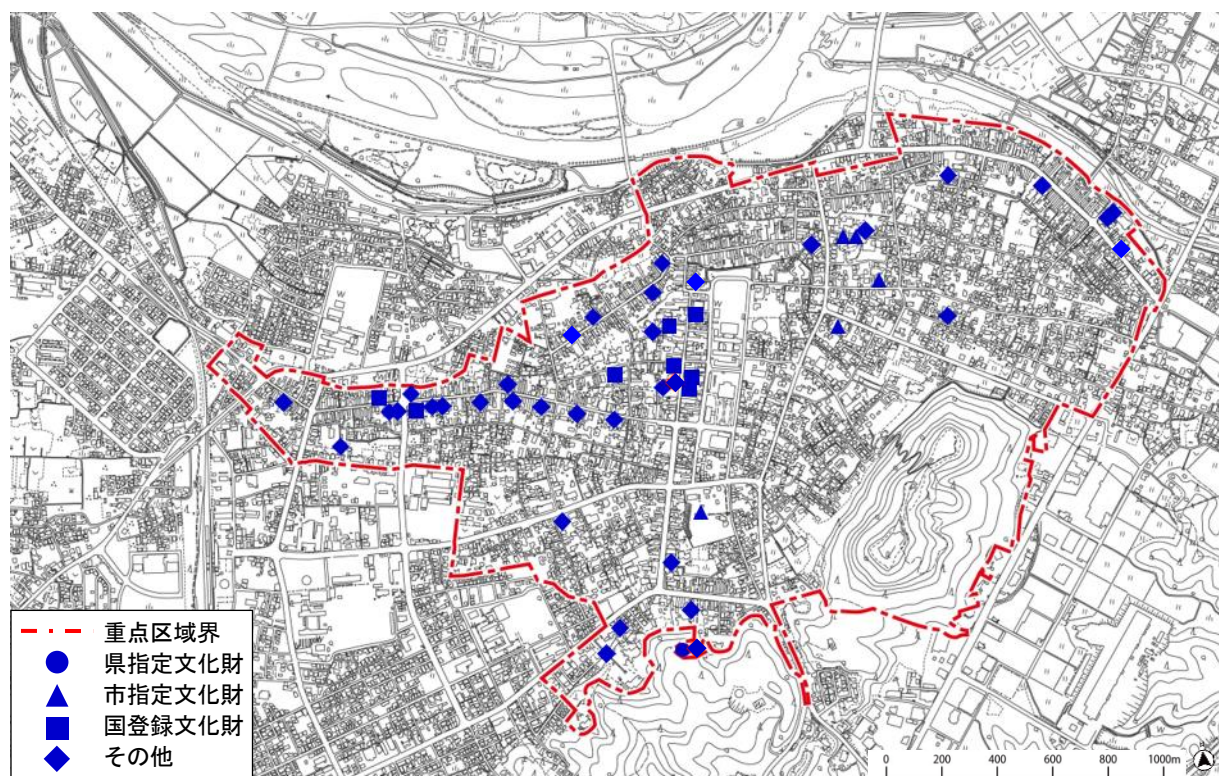


図 歴史的風致形成建造物指定候補の分布図

第2節 歴史的風致形成建造物の管理の指針

（１）基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域における歴史的風致の重要な構成要素であることから、所有者又は管理者等は、維持管理にあたりその価値が保存、継承されるように、指定対象となった個々の建造物の歴史的背景や文化的価値に基づいた適切な措置を講じる。

また、歴史的風致形成建造物の保存と合わせて、公開活用についても積極的に推進し、そこで営まれている生活等への配慮や毀損の防止に留意しながら周知や普及啓発に努める。

加えて、歴史的風致形成建造物の建築様式等の特徴を顕著に示す意匠や形態等の保存又は復元に努め、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととする。

（２）個別事項

国登録有形文化財や県、市指定文化財、景観重要建造物になっているものについては、それぞれ対応する法律や条例に基づき現状変更等の行為の制限等を実施する。

●登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財については、建造物外観の維持及び保存を基本とする。

内部については、外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

●県・市指定文化財

新潟県文化財保護条例又は村上市文化財保護条例に基づく指定文化財については、国の指定文化財と同様に、建造物の外部及び内部ともに現状保存を基本とする。また、建造物を維持及び保存するための修理については、各種調査に基づいて行われる修復や復原を基本とする。

建造物の公開による活用や防災上必要な措置については、建造物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

●景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物については、周辺の景観を先導する建造物として外観の維持及び保全を基本とする。

●その他保全の措置が必要な建造物

その他保全の措置が必要な建造物については、建造物の外観の維持及び保存を基本とする。

なお、これらの建造物については、適切な調査等を実施して価値を明らかにするとともに、必要に応じて文化財への指定等についても検討し、その価値が減ることがないよう然るべき措置をとる。

(3) 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の届出不要の行為は、法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく以下の行為とする。

届出不要の行為

- 文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財で、同第 64 条に基づく現状変更の届出を行った場合
- 新潟県文化財保護条例第 5 条第 1 項に基づく県指定有形文化財で、同第 13 条第 1 項に基づく県指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第 14 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- 村上市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく市指定有形文化財で、同第 11 条第 1 項に基づく市指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第 12 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同第 22 条第 1 項に基づく現状変更の許可申請を行った場合